

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月28日
【計算期間】	第6期（自平成20年9月1日 至平成21年2月28日）
【発行者名】	エルシーピー投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 高橋 正義
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目5番3号
【事務連絡者氏名】	エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役財務部長 久保 裕司
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目5番3号
【電話番号】	03-3272-7311
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

a. 主要な経営指標等の推移

期別 決算年月	単位	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
		平成18年8月	平成19年2月	平成19年8月	平成20年2月	平成20年8月	平成21年2月
営業収益	百万円	944	1,936	3,316	3,571	3,313	2,791
営業費用	百万円	403	937	1,572	1,584	1,650	1,785
営業利益	百万円	541	999	1,744	1,986	1,663	1,006
経常利益	百万円	344	778	1,233	1,437	1,006	317
当期純利益	百万円	342	777	1,232	1,435	1,005	316
1口当たり当期純利益	円	5,780	13,116	13,425	15,637	10,951	3,448
不動産賃貸事業収益	百万円	944	1,936	2,844	2,962	2,923	2,791
不動産賃貸事業費用	百万円	362	732	1,219	1,231	1,293	1,245
減価償却費	百万円	168	344	564	624	607	601
賃貸NOI(注2)	百万円	751	1,548	2,189	2,355	2,237	2,147
不動産等売却損益	百万円	—	—	471	608	390	△232
資本的支出額	百万円	10	16	95	158	71	59
FFO(注3)	百万円	511	1,122	1,796	2,059	1,612	917
1口当たりFFO(注4)	円	8,627	18,923	19,572	22,437	17,565	9,996
総資産額	百万円	51,055	57,813	102,182	101,516	96,891	94,835
有利子負債額	百万円	22,932	29,393	57,815	57,074	52,929	51,764
期末総資産有利子負債比率	%	44.9	50.8	56.6	56.2	54.6	54.6
純資産額	百万円	26,547	26,982	41,555	41,758	41,328	40,639
1口当たり純資産額	円	447,675	455,011	452,675	454,888	450,201	442,698
自己資本比率	%	52.0	46.7	40.7	41.1	42.7	42.9
出資総額	百万円	26,204	26,204	40,323	40,323	40,323	40,323
発行済投資口数	口	59,300	59,300	91,800	91,800	91,800	91,800
分配金総額	百万円	342	777	1,232	1,435	1,005	316
配当性向(注5)	%	99.9	100.0	99.9	99.9	100.0	99.9
1口当たり分配金額	円	5,780	13,116	13,425	15,637	10,951	3,448
1口当たり利益分配金額	円	5,780	13,116	13,425	15,637	10,951	3,448
1口当たり利益超過分配金額	円	—	—	—	—	—	—
総資産経常利益率(注6)	%	0.7	1.4	1.5	1.4	1.0	0.3
年換算(注6)	%	2.5	2.9	3.1	2.8	2.0	0.7
自己資本利益率(注6)	%	1.3	2.9	3.6	3.4	2.4	0.8
年換算(注6)	%	4.7	5.9	7.1	6.9	4.8	1.6
DSCR(注7)	倍	8.5	8.4	5.6	5.3	4.3	2.9
当期運用日数	日	101	181	184	182	184	181
不動産等の帳簿価額	百万円	47,988	54,108	96,424	96,278	91,547	90,077
期末投資物件数	件	33	36	46	46	44	43
期末総賃貸可能面積	m ²	101,053.6	116,469.4	162,963.1	167,708.2	153,907.5	151,456.2
期末稼働率	%	96.3	95.1	95.9	96.2	94.0	93.2

- (注1) 本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月31日まで及び9月1日から翌年2月末日までの各6ヶ月間です。但し、第1期の営業期間は平成17年9月20日から平成18年8月31日までです。
- (注2) 賃貸NOI = 不動産賃貸事業収益 - 不動産賃貸事業費用 + 減価償却費
- (注3) FFO = 当期純利益 + 減価償却費
- (注4) 1口当たりFFO = FFO / 発行済投資口数
- (注5) 配当性向については、記載未満の桁数を切り捨てて記載しています。
- (注6) 第1期は実質的な運用開始日（平成18年5月23日）を期首とみなして計算を行っており、年換算に際しては、実質的な運用日数101日により算出しています。また、期首総資産額には、実質的な運用開始日時点での出資総額、借入金及び預り敷金保証金の合計額を使用し、期首純資産額には実質的な運用開始日時点での出資総額を使用しています。
- 総資産経常利益率 = (経常利益 / 期首・期末の平均総資産額) × 100
(年換算) 総資産経常利益率 = (経常利益 / 期首・期末の平均総資産額) ÷ 運用日数 × 365 × 100
- 自己資本利益率 = (当期純利益 / 期首・期末の平均純資産額) × 100
(年換算) 自己資本利益率 = (当期純利益 / 期首・期末の平均純資産額) ÷ 運用日数 × 365 × 100
- (注7) DSCR = 金利償却前当期純利益 ÷ 支払利息
- (注8) 上表中のパーセント表示の数値は、いずれも小数第二位を四捨五入して記載しています。

b. 当期の資産運用の経過

本投資法人は、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した資産の運用を基本方針とし、主として、不動産等（後記「2 投資方針（2）投資対象① 投資対象とする資産の種類（イ）不動産等」で定義されます。以下同じです。）及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）に投資して運用します。本投資法人の資産運用会社であるエルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、規約及び本投資法人との資産運用委託契約に基づき、規約に定める基本方針を踏まえ、本資産運用会社の社内規程として、エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社運用ガイドライン（以下「運用ガイドライン」といいます。）を制定し、本投資法人の運用資産に係る運用及び管理の方針を定めています。なお、運用ガイドラインは、「収益性」及び「安定性」の追求を考慮し、また、不動産市場のほか、金融市場、資本市場及び一般的経済情勢の現況及び推移等を総合的に考慮して定められた本資産運用会社の社内規程であり、今後これらの状況の変化に即して、規約及び本投資法人との資産運用委託契約の規定を踏まえつつ、本資産運用会社の判断により機動的に改定を行うこととします。

当期の資産運用の経過については、以下のとおりです。

（イ）投資法人の主な推移

本投資法人は、投信法に基づきエルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社を設立企画人として平成17年9月20日に出資金1億5,000万円（300口）で設立され、平成17年10月21日に投信法第187条に基づく関東財務局への登録が完了し（登録番号関東財務局長 第43号）、平成18年5月23日に発行済投資口数59,300口で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場しました（銘柄コード8980）。また、平成19年8月期においては、平成19年3月29日付で、米国GE社のグループ会社であるニュー・ミッション・ファンディング株式会社（以下「ニュー・ミッション・ファンディング」といいます。）を割当先とする第三者割当による新投資口（32,500口）を発行し、当期末現在において発行済投資口数は91,800口となっております。さらに、前期（平成20年8月期）においては、平成20年8月8日付で規約の一部変更を行った結果、これまでの「住居用不動産とシニア物件を主たる投資対象とし、その他用途物件に分散投資する総合型REIT」から、「オフィスビル、住居用不動産を主たる投資対象とし、その他用途物件に分散投資する総合型REIT」へと投資方針を変更し、流動性が相対的に高いオフィスビルを主たる投資対象の一つとすることにより、ポートフォリオの拡大や機動的なポートフォリオの入替を可能とするポートフォリオ構築を図ることとしました。

（ロ）運用環境

米国サブプライムローン問題に端を発した金融危機は、百年に一度と言われるほどの予想をはるかに超えた大きさと広がりを見せており、わが国の実体経済にも深刻な影響を与えています。平成21年3月16日内閣府発表の政府月例経済報告（平成21年3月）も「先行きについては、当面、悪化が続くとみられ、急速な減産の動きなどが雇用の大幅な調整につながることを懸念される。加えて、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、株式市場の変動の影響など、景気をさらに下押しするリスクが存在することに留意する必要がある。」と、当面、景気の悪化が続き、先行きに不透明感が強いとしています。

これは不動産市場においても同様であり、上場不動産会社の相次ぐ経営破綻、資金調達環

境の悪化、企業収益の大幅な減少等により、需給バランスが崩れ、不動産売買マーケットは大幅に縮小しています。また、地方経済圏を中心に空室率の上昇もみられ、当面は不透明感が強く、厳しい状況が続くものと予想されます。

(ハ) 運用実績

本投資法人は、平成18年5月の上場来、本投資法人の基本方針に則り、中長期的な観点から安定した収益の確保を目指して資産の着実な運用を続けてまいりました。その結果、前期（平成20年8月期）末時点において、保有資産の合計は44物件（うち信託受益権37物件、現物不動産7物件）、取得価格の合計は88,489百万円となっております。

当期（平成21年2月期）においてはポートフォリオの中長期的な運用効率及びポートフォリオの質の向上を念頭に1物件（信託受益権、譲渡価格710百万円）の譲渡を行い、当期（平成21年2月期）末時点において、保有資産の合計は43物件（前期末比1物件の減少）、取得価格の合計は87,580百万円（前期末比約1.0%の減少）となりました。なお、取得価格に基づく用途別の割合は、当期末時点で、オフィスビル20.3%、住居用不動産61.1%、その他の用途物件（商業施設、ホテル、シニア物件等）18.6%となっております。また、ポートフォリオ全体の当期末時点の稼働率は、93.2%（前期末94.0%）となっております。

c. 資金調達の詳細

当期における本投資法人の借換えの状況は次のとおりです。

また、前記1物件の譲渡に伴い平成21年1月20日付で合計607百万円の一部期限前弁済を行いました。

名称	借入金額	借入日	借入先	借換対象 (借換金額)	備考
第11個別 極度ローン	1,900百万円	平成20年9月30日	株式会社新生銀行	第10個別 極度ローン (2,000百万円)	(注1)
第12個別 極度ローン	2,100百万円	平成20年10月31日	株式会社あおぞら銀行	第9個別 極度ローン (2,100百万円)	
第13個別 極度ローン	500百万円	平成20年10月31日	株式会社あおぞら銀行	第10個別 極度ローン (500百万円)	
第14個別 極度ローン	2,450百万円	平成21年1月30日	株式会社あおぞら銀行	第12個別 極度ローン (2,053百万円)	(注2)
				第13個別 極度ローン (488百万円)	(注2)
第15個別 極度ローン	1,700百万円	平成21年2月27日	株式会社新生銀行	第11個別 極度ローン (1,857百万円)	(注2)
第16個別 極度ローン	2,242百万円	平成21年2月27日	株式会社あおぞら銀行	第14個別 極度ローン (2,450百万円)	

(注1) 平成20年9月30日の借入れは、第10個別極度ローン2,500百万円のうち一部（2,000百万円）についての借換えです。

(注2) 平成21年1月30日の借入れの借換対象である第12個別極度ローン及び第13個別極度ローン並びに平成21年2月27日の借入れの借換対象である第11個別極度ローンは、上記のとおり平成21年1月20日付で一部期限前弁済を行っております。

これらにより期末時点の借入金の残高は51,764百万円となりました。なお、タームローン（長期借入金）による借入れ（総額45,390百万円）のうち、4,200百万円については固定金利による借入れを行い、想定元本5,700百万円については、今後の金利上昇リスクに対応するため金利スワップの活用により実質金利を固定しています。また、想定元本25,600百万円については、ストライク2.00%（対象金利3ヶ月日本円LIBOR）の金利キャップを購入し、対象金利の上限をヘッジしています。

期末の総資産額に占める有利子負債比率（後記「2 投資方針（1）投資方針 ⑥財務方針（ハ）」で定義されます。以下同じです。）は54.6%となっています。

d. 業績及び分配の概要

前記の運用の結果、本投資法人は、当期の実績として営業収益2,791百万円、営業利益1,006百万円、経常利益317百万円、当期純利益316百万円を計上しました。

分配金については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15（以下「投資法人にかかる課税の特例規定」といいます。）の適用により、利益分配金相当額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することにし、この結果、投資口1口当たりの分配金を3,448円としました。

e. 今後の運用方針及び対処すべき課題

（イ）運用環境の見通し

サブプライムローン問題以降の世界的な金融市場の混乱、金融収縮、実体経済の悪化に加え、相次ぐ不動産会社・不動産ファンド会社の破綻等により、不動産取引そのものが激減しているため、不動産市況は、当面は市況の先行きを読みにくい不透明な状況のまま推移して行くものと思われれます。

賃貸市場は、東京圏の優良物件は比較的安定的に推移するものと思われれますが、企業業績の急激な悪化、雇用不安等を受け、用途を問わず全般的には軟弱な地合であることは否めません。特に地方圏の立地・環境・規模・設備等競争力に懸念がある物件及び東京都心部の高額物件に関しては相当弱含みで推移するものと思われれます。

（ロ）外部成長

本投資法人は、上場後、着実な資産規模の拡大を行う一方保有資産の入れ替えを図った結果、当期末の資産規模は875億円の水準となっています。公募増資による資金調達に厳しい現状では資産規模を拡大することは難しいものと認識しており、建築年数の経過した資産を、機会をみて入れ替えることで、今後もポートフォリオのクオリティ向上を図っていきます。

（ハ）内部成長

賃貸市場を取り巻く環境が急速に悪化しているなか、保有物件個々の資産価値の維持・向上を図るためには、市場環境の変化、競合物件の動向により敏感となる必要があります。そのため、プロパティ・マネジメント会社との連携をより密にし、マーケットの声に真摯に耳を傾け、的確な賃貸条件設定によるリーシング活動、商品力アップのためのバリューアップ・リニューアル工事を機動的に実施して稼働率の安定に努めてまいります。

また、プロパティ・マネジメント会社・建物管理会社のサービスの質・仕様内容・コストに関して定期的なチェックを行い、プロパティ・マネジメント会社・建物管理会社の交代を含めた運営管理の品質向上とコストの低減に引き続き努めてまいります。

(二) 財務戦略

本投資法人は、今後の金利上昇に備え、借入金につきましては、必要に応じて金利の固定化を行います。また、リファイナンスリスクを軽減するために、借入先及び返済期日を分散するとともに、有利子負債比率を一定の範囲内にとどめる等適切なレバレッジ管理を行います。平成21年2月28日現在における本投資法人の借入金の残高は51,764百万円となっており、長期借入比率（注1）は49.5%、固定化比率（注2）は19.1%となっています。なお、第9期中に返済予定のタームローンについては、借入金25,600百万円を想定元本とするストライク2.00%（対象金利3ヶ月日本円LIBOR）の金利キャップを購入し、対象金利の上限をヘッジしています。本取引により借入金の合計残高のうち、49.5%が実質固定化されております。

なお、平成21年5月に返済期日を迎えた長期借入金11,508百万円については、後記「f. 決算日後に生じた重要な事実」に記載のとおり、11,308百万円の短期借入金（返済期日：平成21年8月31日）により全額返済いたしました。環境の変化により金融機関の融資姿勢が厳しくなるなか、リファイナンスを実現いたしましたが、金利負担の増加や借入期間の短期化など、リファイナンスの条件は厳しさを増しています。以上のような状況から、今後のリファイナンスの状況によっては、将来的に継続企業的前提に重要な疑義を生じさせる状況となるおそれがありますが、本投資法人といたしましては、財務体質の改善や金融機関との取引関係の安定化を図るとともに、本投資法人の保有資産の売却により借入金の返済資金の調達を行うことも選択肢の一つとして、不動産市場及び金融市場の動向等を見極めながら、財務戦略につき慎重に検討してまいります。

（注1）長期借入比率とは、長期借入（返済期限1年超の借入）と短期借入（返済期限1年以下の借入）の合計のうち、長期借入の占める割合をいい、小数点第二位を四捨五入して記載しています。なお、1年以内返済予定長期借入金は短期借入として計算しています。

（注2）固定化比率とは、借入金の合計残高のうち、固定金利借入（金利スワップにより金利を固定したものを含む。）の占める割合をいい、小数点第二位を四捨五入して記載しています。

f. 決算日後に生じた重要な事実

本投資法人において、第6期末（平成21年2月28日）後に生じた重要な事実は以下のとおりです。

資金の借入れ

本投資法人は、決算日以後、以下の資金の借入れを行いました。

タームローンE

借入先 : 株式会社あおぞら銀行（エージェント）、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社新生銀行及び中央三井信託銀行株式会社

借入金額 : 11,308,600,000円

金利（年率） : 2.47455%（注）

借入日 : 平成21年5月25日

利払期日 : 平成21年6月末日、同年7月末日及び元本返済期日

元本返済方法 : 一部元本返済期日において元本の一部（各期日につき2,500万円）につき返済を行い、残額は元本返済期日に一括返済します。

元本返済期日 : 平成21年8月31日

一部元本返済期日 : 平成21年6月及び7月の各月末日

担保 : 有担保

資金用途 : タームローンA及びタームローンDの期限到来に伴う借換え

（注）平成21年5月25日から平成21年6月30日までの適用利率です。

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

a. 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、資産の運用を行うことを基本方針としています（規約第26条）。

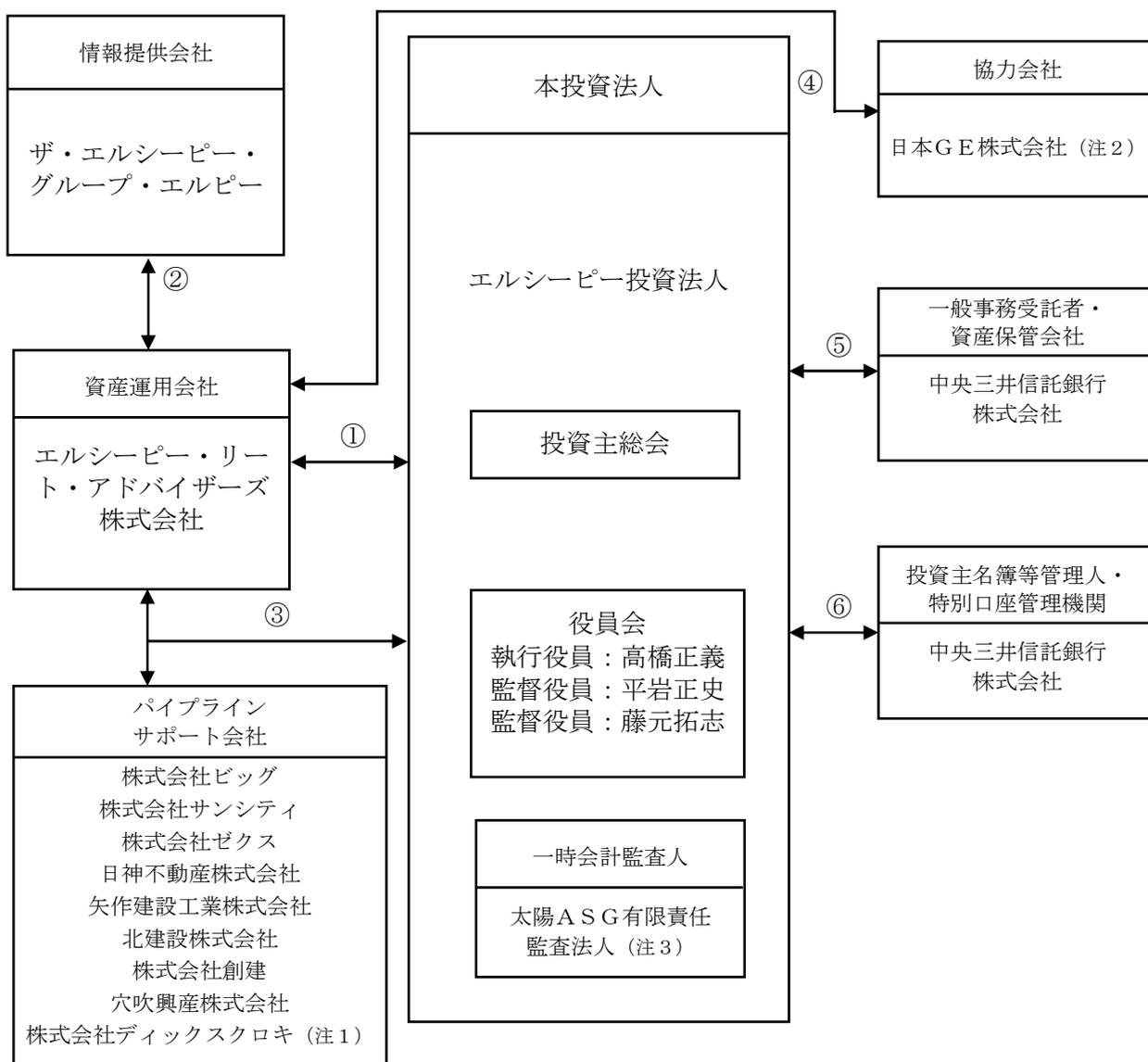
本投資法人は、その資産の運用を本資産運用会社に全て委託しています。本投資法人と本資産運用会社との間で平成17年9月21日に締結された資産運用委託契約（その後の変更契約を含み、以下「資産運用委託契約」といいます。）の規定に従い、本資産運用会社は、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針につき、その社内規程として運用ガイドラインを制定しています。

b. 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です（規約第5条）。

(3) 【投資法人の仕組み】（本書の日付現在）

a. 本投資法人の仕組み



番号	契約名
①	資産運用委託契約
②	情報提供契約
③	不動産等取得のサポート（情報提供）に関する協定書
④	事業協力契約
⑤	一般事務委託契約及び資産保管業務委託契約
⑥	投資主名簿等管理人委託契約及び特別口座の管理に関する契約（注4）

- (注1) 株式会社ディックスクロキが平成20年11月14日付で民事再生手続開始の申立てを行うことを決議したことに伴い、同社株式は同年12月15日付で上場廃止となりました。なお、同社については、平成20年12月1日付で民事再生手続開始の決定がなされています。
- (注2) GEリアル・エステート株式会社は、平成21年1月1日をもって日本GE株式会社と合併いたしました。
- (注3) 本投資法人は、新日本有限責任監査法人との間での、第5期計算期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日）に係る監査契約の期間が満了したため、本投資法人の会計監査人が不在になることを回避し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、平成21年2月24日付で、投信法第108条第3項に基づき、太陽ASG有限責任監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。今後の会計監査人につきましては、次回開催の投資主総会（日程は現時点では未定）の決議をもって選任される予定です。
- (注4) 投資主名簿等管理人は、本投資法人が発行する全ての投資口が電子化されたことに伴い、平成17年9月20日付で本投資法人との間で締結した名義書換事務委託契約を合意解約し、新たに本投資法人との間で平成20年12月24日付で投資主名簿等管理人委託契約を締結し、また、平成20年11月18日付で特別口座の管理に関する契約書を本投資法人との間で締結しています。

b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の概要

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人	エルシーピー投資法人	規約に基づき、投資主より募集した資金等を運用資産に投資することにより、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
資産運用会社	エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社	本資産運用会社は、平成17年9月21日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を締結しており、投信法上の資産運用会社として、同契約に基づき、本投資法人の定める規約及び本資産運用会社の社内規程である運用ガイドライン等に従い、資産の運用にかかる業務を行います。本資産運用会社に委託された業務は①運用資産の運用にかかる業務、②本投資法人が行う資金調達にかかる業務、③運用資産の状況についての本投資法人への報告業務、④運用資産にかかる運営計画の策定業務及び⑤その他本投資法人が随時委託する上記①ないし④に付随し又は関連する業務です。
一般事務受託者／ 資産保管会社	中央三井信託銀行株式会社	<p>一般事務受託者／資産保管会社は、平成17年9月20日付で本投資法人との間で一般事務委託契約及び資産保管業務委託契約をそれぞれ締結しています。</p> <p>上記一般事務委託契約に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第4号ないし第6号）として、①本投資法人の機関の運営に関する事務、②計算に関する事務、③会計帳簿の作成に関する事務、④納税に関する事務及び⑤その他上記①ないし④に準ずる業務又は付随する業務を行います。</p> <p>また、上記資産保管業務委託契約に基づき、投信法上の資産保管会社（投信法第208条）として、①本投資法人の保有する資産（投信法第67条の規定に基づいて作成された本投資法人の規約に定められた範囲内で、投信法第193条の規定に基づいて取得する一切の資産を意味します。）に関して、それぞれの資産にかかる権利行使をする際に必要とする当該資産にかかる権利を証する書類等（不動産の登記簿権利証、信託受益権証書、契約書、有価証券その他の証書、書類）その他の書類等の保管、②預金口座の入出金の管理及び振替管理事務、③帳簿等の作成事務、④上記①ないし③に関して必要となる配送及び輸送事務、⑤本投資法人の印鑑の保管事務並びに⑥その他上記①ないし⑤に準ずる業務又は付随する業務を行います。</p>

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資主名簿等管理人 ／特別口座管理機関	中央三井信託銀行株式会社	<p>投資主名簿等管理人は、本投資法人が発行する全ての投資口が電子化されたことに伴い、平成17年9月20日付で本投資法人との間で締結した名義書換事務委託契約を合意解約し、新たに本投資法人との間で平成20年12月24日付で投資主名簿等管理人委託契約を締結しています。投資主名簿等管理人は、新たに締結した同契約に基づき、投信法上の一般事務受託者として、①投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務、②投資主名簿への記録及び投資口の質権の登録又はその抹消に関する事務、③投資主等の氏名及び住所の登録に関する事務、④投資主等の提出する届出の受理に関する事務、⑤投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書（又は委任状）の作成等に関する事務、⑥金銭の分配（分配金）の計算及びその支払いのための手続きに関する事務、⑦分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払いに関する事務、⑧投資口に関する照会応答及び諸証明書の発行に関する事務、⑨委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理保管に関する事務、⑩募集投資口の発行に関する事務、⑪投資口の併合又は分割に関する事務、⑫投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務（上記①ないし⑪の事項に関連するものに限り、）、⑬法令又は同契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務、⑭その他振替機関との情報の授受に関する事務並びに⑮上記①ないし⑭に掲げる事項のほか、本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議のうえ定める事務を行います。</p> <p>また、平成20年11月18日付で特別口座の管理に関する契約書を本投資法人との間で締結し、同契約に基づき、投信法上の一般事務受託者として、特別口座に関して、振替口座簿の作成、管理及び備置に関する事務その他振替口座簿に関する事務等を行います。</p>

c. 上記以外の本投資法人の主な関係者

運営上の役割	名称	業務の概要
情報提供会社	ザ・エルシーピー・グループ・エルピー	<p>情報提供会社は、平成17年11月1日付で本資産運用会社との間で情報提供契約（Information Advisory Agreement）を締結しています。同契約は、情報提供会社が、本資産運用会社に対して、米国における不動産マーケットに関する情報、ネットリース等を通じた長期的に安定的な不動産投資運用に関するノウハウその他の情報及びアドバイスの提供を行うこととしています。その詳細については、後記「2 投資方針 （1）投資方針 ③ 成長戦略（ハ）LCPグループからの情報提供等」をご参照下さい。</p>
パイプラインサポート会社	株式会社ビッグ 株式会社サンシティ 株式会社ゼクス 日神不動産株式会社 矢作建設工業株式会社 北建設株式会社 株式会社創建 穴吹興産株式会社 株式会社ディックスクロキ	<p>各パイプラインサポート会社は、平成17年11月8日付で本投資法人及び本資産運用会社との間で、それぞれ「不動産等取得のサポート（情報提供）に関する協定書」を締結しています。同協定は、各パイプラインサポート会社が、概ね①本投資法人の運用ガイドラインに規定される投資方針及び投資基準に合致する不動産等について自ら売却しようとする場合や、第三者による売却に自らが関与し得る場合、実務的に情報提供が困難な場合を除き、本資産運用会社に対して優先的に情報提供を行い、本資産運用会社が当該不動産等の購入を希望する場合には、売買の条件について誠実に協議し、又は、その取得に向けて誠意をもって交渉すること（情報提供サービス）、また、②本投資法人及び本資産運用会社に対し、国内及び一定の地区における不動産市場の動向、不動産需要の現状及び将来の動向、新規不動産供給の現状と将来の見通し並びにテナント・ニーズ及び賃料相場などを中心とした不動産市場にかかる情報について報告すること（マーケットリサーチサービス）としています。その詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 ③ 成長戦略（イ）外部成長」をご参照下さい。</p>
協力会社	日本GE株式会社	<p>協力会社は、平成19年3月13日付で本資産運用会社との間で事業協力契約を締結しています。同契約は、協力会社が、概ね①本資産運用会社の独自性を尊重しつつ、自ら又は第三者をして本投資法人に対して提供する不動産等に関する資産運用業務の遂行に必要な不動産運営管理のノウハウを承継・発展させるために本資産運用会社に対して人材を外向させることにより、必要とされる人材の確保に協力すること、②協力会社の保有する住居用不動産のうち、一定の要件を満たすものについて売却する意向がある場合、第三者に先立ち当該不動産等に関する情報を本資産運用会社に提供し、本資産運用会社が本投資法人による購入の申込みをした場合、一定の期間、優先交渉権を付与することなどとしています。その詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 ③ 成長戦略（イ）外部成長」をご参照下さい。</p>

(4) 【投資法人の機構】

a. 投資法人の統治に関する事項及び投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

本書の日付現在、本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第16条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名及び執行役員、監督役員全員を構成員とする役員会及び一時会計監査人により構成されています。

また、本書の日付現在、本投資法人の一時会計監査人は太陽A S G有限責任監査法人です。

(イ) 投資主総会

A. 本投資法人の投資主総会は、東京都23区内において開催されます（規約第9条第2項）。

B. 投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会において決定されます（投信法第89条第1項）。投資主総会の決議は、原則として、出席した投資主の議決権の過半数をもって決議されます（投信法第93条の2第1項、規約第11条第1項）が、規約の変更（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数決による決議（特別決議）を経なければなりません。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、規約に定められています（規約第7章）ので、かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記のとおり投資主総会の特別決議が必要となります。

C. また、本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用にかかる業務を委託しています（投信法第198条、規約第40条第1項）。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第205条第1項及び第2項）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

(ロ) 執行役員、監督役員及び役員会

A. 執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、同条第5項、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。但し、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）他、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。

B. 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員たる執行役員及び監督役員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行われます（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第21条第1項）。

C. 投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）において、決議について特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は決議に参加することができないこと及びその場合には当該執行役員又は監督役員の数は出席した執行役員及び監督役員の数に算入しないことが定められています。

(ハ) 会計監査人

A. 会計監査人は、法令に別段の定めがない限り、投資主総会の決議によって選任します（投信法第96条、規約第23条）。

B. 本投資法人は、新日本有限責任監査法人が本投資法人との間の監査契約の期間満了に伴い会計監査人を退任したため、平成21年2月24日付で太陽A S G有限責任監査法人を一時会計監査人に選任しています（投信法第108条第3項）。会計監査人は、次回開催の本投資法人の投資主総会（日程は本書の日付現在未定です。）の決議をもって選任される予定です。会計監査人（一時会計監査人を含みます。）は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行います（投信法第115条の2第1項、第115条の3第1項等）。

C. 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします（投信法第103条第1項、規約第24条第1項）。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（投信法第103条第2項、規約第24条第2項）。なお、一時会計監査人は、次回開催の本投資法人の投資主総会の決議をもって会計監査人が選任されるまでの間、会計監査人としての職務を行います。

(ニ) 投資法人による関係法人の管理体制の整備の状況

A. 本資産運用会社への牽制等

本投資法人と本資産運用会社との間で締結された資産運用委託契約においては、本資産運用会社は、本投資法人の定める規約及び本資産運用会社の社内規程である運用ガイドライン等に従い、資産の運用にかかる業務を行うこととされています。また、同契約上、本資産運用会社は、投信法に従い、委託業務に関して定期的に報告書を作成し本投資法人に対し交付することとされているほか、利害関係者との取引については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係者との取引制限 (2) 投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）」に記載の自主ルール（利益相反対策ルール）に従って取引を行っています。

B. 資産保管会社への牽制等

本投資法人と資産保管会社との間で締結された資産保管業務委託契約においては、投信法第209条に定める義務に加えて、資産保管会社が委託事務を遂行するにあたっては、資産保管会社の固有財産等との分別保管や、委託業務の処理状況について、本投資法人へ報告することなどを、資産保管会社の義務として定めています。本投資法人では、当該契約に基づいて、3か月に1回以上、委託業務の処理状況にかかる報告を受領しています。

C. 一般事務受託者への牽制等

本投資法人と一般事務受託者との間で締結された一般事務委託契約においては、投信法

第118条に定める義務及び第119条に定める責任に加えて、一般事務受託者が委託事務を遂行するにあたって負う一定の報告義務や賠償責任を定めており、かつ、その業務執行状況を監視するための体制を維持しています。

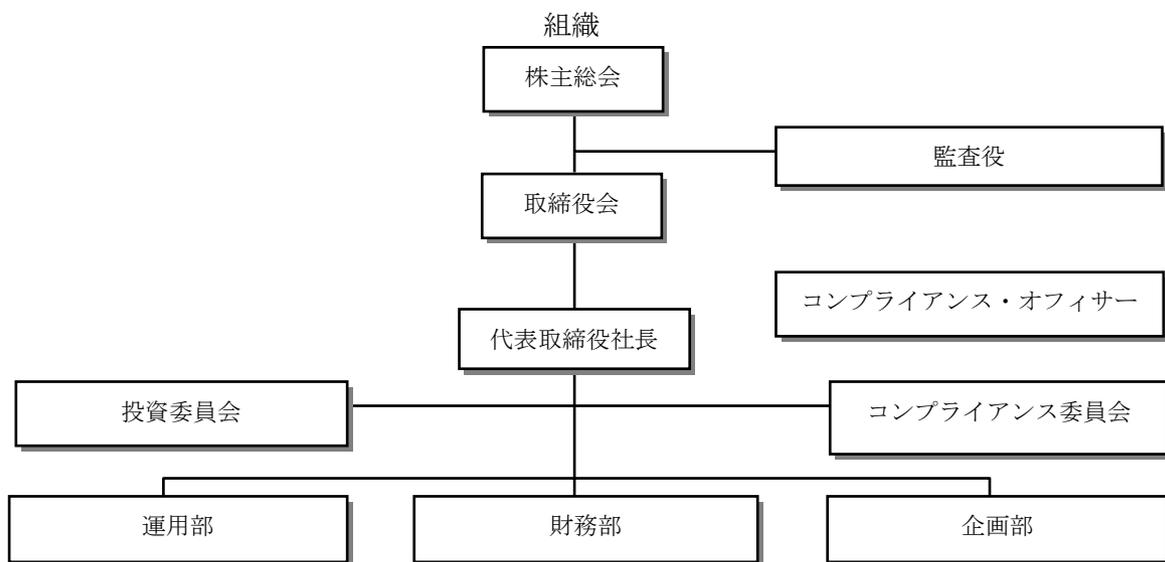
b. 投資法人の運用体制

前記のとおり、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託されています。本資産運用会社は、本投資法人との間の資産運用委託契約に基づき、本投資法人の資産の運用を行います。

(イ) 本資産運用会社の組織

本資産運用会社の組織は、以下に記載のとおりです。

本資産運用会社は、かかる組織体制において、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。本資産運用会社は、取締役会からの権限委譲を受けて規約に定める投資方針の具体化、資金調達及び分配政策、運用資産の取得及び売却並びに運用資産の管理方針を審議するための合議体として投資委員会を設置しています。また、法令等遵守の統括責任者としてコンプライアンス・オフィサーを設置し、また、コンプライアンス・オフィサーを委員長として法令等遵守にかかる基本的事項及び重要事項につき審議、決定するコンプライアンス委員会を設置しています。資産運用業務は、運用部、財務部及び企画部の分掌によって実施されています。なお、本資産運用会社において新たな組織単位が必要となったときは、取締役会の承認によってこれを設置します。



(ロ) 本資産運用会社の各組織・機関の主な業務・権限は、以下のとおりです。

組織名称	各組織の業務の概略
投資委員会	(1) 本投資法人の資産の運用にかかる基本的な投資方針の策定及び変更 (2) 本投資法人の資金調達及び分配政策にかかる基本的な方針の策定及び変更 (3) 本投資法人の運用資産の取得又は売却及びその条件等の決定及び変更 (4) 本投資法人の運用資産の管理にかかる基本的な方針の策定及び変更 (5) その他投資方針又は資産運用にかかる重要事項の決定及び変更
コンプライアンス委員会	(1) コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの審議・承認と進捗状況の報告 (2) 投資方針にかかる審議・承認 (3) 運用資産の取得及び売却並びに管理にかかる審議・承認 (4) 資金調達にかかる審議・承認 (5) スポンサー関係者取引（注）にかかる審議・承認 (6) 法令等遵守上不適切な行為に対する改善措置又は将来における防止措置等の審議・決定 (7) その他運用にかかるスポンサー関係者との利害関係に関連する事項など必要事項の審議・承認・報告等
コンプライアンス・オフィサー	(1) 法令等遵守に関する基本方針の策定及び実施 (2) コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定及び見直し (3) コンプライアンス委員会に対して行う法令等の遵守状況に関する報告業務 (4) コンプライアンス・チームの任命及び内部検査の実施 (5) 法令等遵守に関しての勧告及び報告の要求 (6) 法令・市場ルール・社内規程等及び法令遵守体制に関する社内への啓蒙活動 (7) インサイダー情報及びそれに類する情報の適切な管理及び指示 (8) 苦情・クレームの処理の統括に関する業務

(注) スポンサー関係者（(a) 投信法及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の変更を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）で定義される利害関係人等、(b) 本資産運用会社の株主全て及び(c) 上記(b) に該当する者が運用の委託を受けている又は出資若しくは匿名組合出資を行っている特別目的会社を意味します。以下同じです。）との取引をいいます。

組織名称	各組織の業務の概略
運用部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運用ガイドライン等の投資方針の起案 (2) 取得候補物件の選定及び調査による取得計画案の策定・起案 (3) 運用資産の売却及び管理に関する業務案の策定・起案 (4) 運用資産の取得及び売却並びに関連契約締結に関する業務 (5) 不動産の管理・維持に関する業務 (6) 不動産市場等の調査・分析 (7) 資産運用実績の分析・評価 (8) 投資委員会運営に伴う事務支援
財務部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運用資産に関する資金計画案の策定・変更 (2) 本投資法人の資本政策及び財務戦略に関する業務 (3) 本投資法人の金銭の分配に関する業務 (4) 投資口発行に関する業務 (5) 投資法人債の発行及び償還に関する業務 (6) 投資法人借入金の借入れ及び返済に関する業務 (7) 本投資法人及び投資法人債券の格付取得に関する業務 (8) 経済状況及び市場動向の調査分析 (9) 投資法人の会計及び税務並びに資金管理に関する業務 (10) 投資法人の決算の分析及び評価に関する業務 (11) 投資法人のIR及びディスクロージャー並びに広報活動に関する業務
企画部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本資産運用会社の人事に関する業務 (2) 本資産運用会社の経理及び出納並びに予算に関する業務 (3) 本資産運用会社の株主総会及び取締役会運営に関する業務 (4) 本投資法人の投資主総会及び役員会運営に関する業務 (5) 規程の策定及び変更並びに廃止に関する業務 (6) 経営計画策定に関する業務 (7) 官公署及び関係団体等への対応業務 (8) REIT業界動向分析 (9) コンプライアンス・オフィサー支援業務 (10) 法務に関する業務 (11) 各種契約の精査業務 (12) 情報システム機器の管理に関する業務 (13) コンプライアンス委員会運営に伴う事務支援 (14) 問合せ、苦情・クレームの受付に関する業務 (15) 機密情報等の保管及び管理に関する業務

(ハ) 委員会

本資産運用会社には、本書の日付現在、投資委員会及びコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下のとおりです。

A. 投資委員会

(i) 構成員

投資委員会は、代表取締役社長、企画部長、運用部長、財務部長及びコンプライアンス・オフィサーで構成されます。但し、コンプライアンス・オフィサーは議決権を有しません。また、代表取締役社長が投資委員会の委員長となります。

(ii) 審議方法等

投資委員会は委員長の招集により原則として3ヶ月に1回開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。投資委員会の決定は、原則として対象となる議案について議決権を有する全ての委員の議決権の過半数の賛成により決せられます。但し、対象となる議案について特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができないものとします。

(iii) 決定事項

- a. 本投資法人の資産の運用にかかる基本的な投資方針の策定及び変更
- b. 本投資法人の資金調達及び分配政策にかかる基本的な方針の策定及び変更（但し、新投資口又は投資法人債の発行について意思決定する場合を除き、上記業務運営体制に従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度資金調達計画に従った借入れについては、財務部長のみの決裁で行うことができるものとします。）
- c. 本投資法人の運用資産の取得又は売却及びその条件等の決定及び変更
- d. 本投資法人の運用資産の管理にかかる基本的な方針の策定及び変更（但し、本投資法人又は本投資法人の保有する信託受益権にかかる受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、ビルマネジメント契約又は大規模修繕にかかる請負契約等その他重要な契約の締結について意思決定する場合を除き、上記業務運営体制に従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度管理計画に従った運用資産の管理については、運用部長のみの決裁で行うことができるものとします。）
- e. その他投資方針又は資産運用にかかる重要事項

B. コンプライアンス委員会

(i) 構成員

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、コンプライアンス・オフィサー、企画部長、監査役及び外部の専門家で構成されます。コンプライアンス・オフィサーは、必要に応じ、運用部長及び財務部長をコンプライアンス委員会に参加させることができることとしますが、運用部長及び財務部長は議決権を有さないものとします。外部の専門家とは、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の公的資格を持った者をいい、コンプライアンス委員会の開催には、最低1名以上の外部の専門家の参加を必要とするものとします。また、コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会の委員長となります。

(ii) 審議方法等

コンプライアンス委員会は委員長の招集により原則として1ヶ月に1回開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。コンプライアンス委員会の決定は、コンプライアンス・オフィサー及び外部の専門家が賛成し、かつ、対象となる議案について議決権を有する全ての委員の議決権の過半数の賛成により決せられます。なお、コンプライアンス委員は1人につき1個の議決権を有するものとします。但し、対象となる議案

について特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができないものとします。

(iii) 決定事項

- a. コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの審議・承認と進捗状況の報告
- b. 投資方針にかかる審議・承認
- c. 運用資産の取得及び売却並びに管理にかかる審議・承認（但し、本投資法人又は本投資法人の保有する信託受益権にかかる受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、ビルマネジメント契約又は大規模修繕にかかる請負契約等その他重要な契約の締結について意思決定する場合を除き、上記業務運営体制に従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度管理計画に従った運用資産の管理については、運用部長のみの決裁で行うことができるものとします。）
- d. 資金調達にかかる審議・承認（但し、新投資口又は投資法人債の発行について意思決定する場合を除き、上記業務運営体制に従い事前に承認された年度資金調達計画に従った借入れについては、財務部長のみの決裁で行うことができるものとします。）
- e. スポンサー関係者取引にかかる審議・承認
- f. 法令等遵守上不適切な行為に対する改善措置又は将来における防止措置等の審議・決定
- g. その他運用にかかるスポンサー関係者の特定など必要事項の審議・承認・報告等

(二) コンプライアンス・オフィサー

A. 選任方法

コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、非常勤取締役を含む取締役全員の同意による取締役会決議によりなされるものとします。下記に記載のコンプライアンス・オフィサーの職責の重大性に鑑み、本資産運用会社におけるコンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス業務を専任に取り扱うものとします。また、コンプライアンス・オフィサーには、法令・規範の遵守のための十分な審査・監督能力を有する人材を選任します。

B. 業務

コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社における法令等遵守の統括責任者として、社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令その他のルールを遵守する社内の規範意識を高めることに努めるものとします。このため、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、本資産運用会社による投資法人のための資産運用における業務執行が、法令等に基づいていることを常に監視し、日常の業務執行においても法令等遵守状況の監視監督を行います。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会に対し、原則として1ヶ月に1回、必要があれば随時、法令等の遵守状況に関する報告を行うものとします。

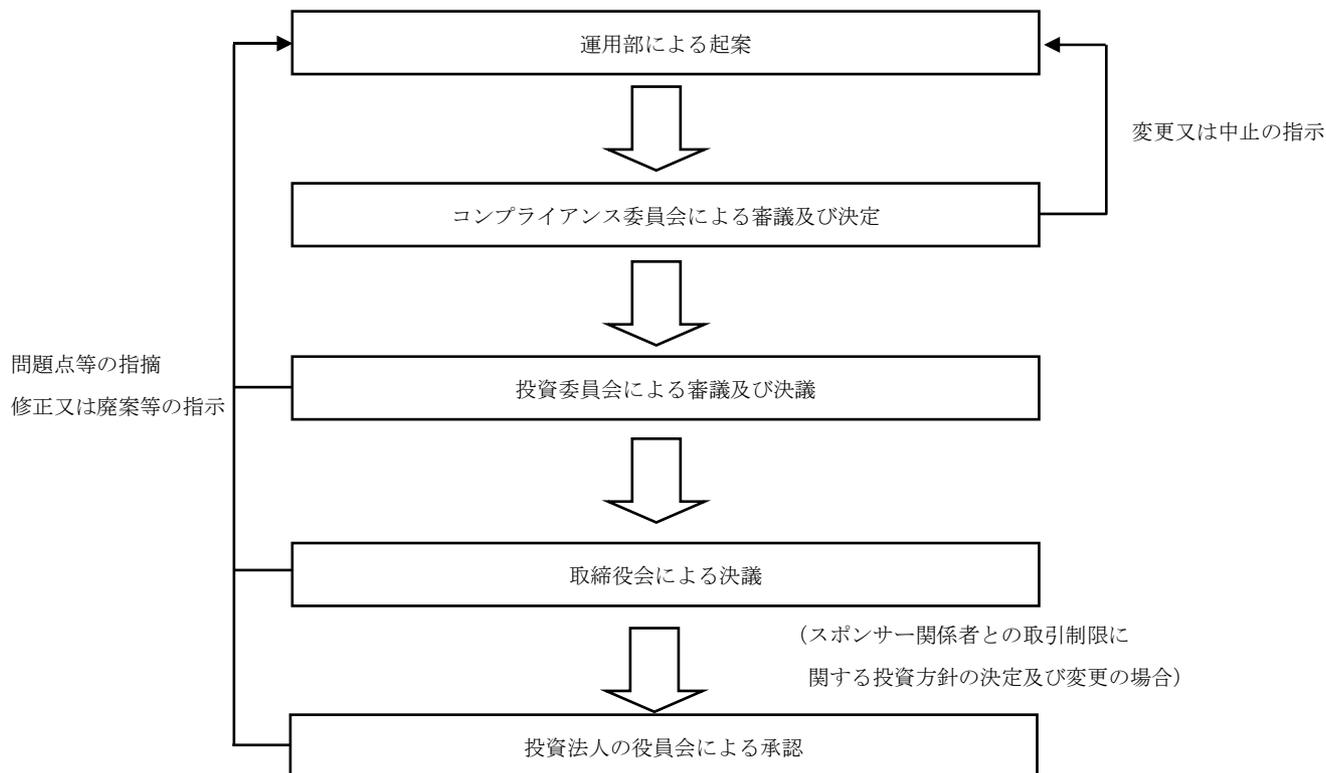
c. 投資運用の意思決定機構

A. 投資方針（運用ガイドライン、資産管理計画及び資産の運用にかかるその他の計画）の決定プロセス

本資産運用会社は、本投資法人の規約に従って、本投資法人のために行う資産の運用についての基本的な投資方針等を規定する運用ガイドライン、資産管理計画書及び資産の運用にかかるその他の計画を作成します。かかる運用ガイドライン等に基づく投資方針の決定につ

いては、本資産運用会社の運用部により原案が起案され、コンプライアンス委員会での審議・承認の後、本資産運用会社の投資委員会において内容を審議・決定し、その後、本資産運用会社の取締役会において最終的に審議の上決定されます。また、スポンサー関係者との取引制限に関する場合には、取締役会決議を経て最終的に本投資法人の役員会における承認が必要となります。

投資法人の資産の運用にかかる投資方針の決定手続きの具体的な流れ及びその詳細は以下のとおりです。



(i) 運用部による起案

まず、運用部が、部内での詳細な検討を経た後に、運用ガイドライン等の投資方針案を起案し、運用部長が当該投資方針案をそれに付随関連する資料とともにコンプライアンス委員会に提出します。

(ii) コンプライアンス委員会による審議及び決定

運用部により起案された投資方針案をそれに付随関連する資料とともに提出を受けたコンプライアンス委員会は、当該投資方針案に関する法令等（法律、政省府令、地方公共団体の定める条例、その他の命令、社団法人投資信託協会の諸規則、本資産運用会社と資産運用委託契約を締結する投資法人が上場する金融商品取引所の諸規則、本資産運用会社と資産運用委託契約を締結する投資法人の規約、本資産運用会社の定款及びその他の社内諸規程並びにこれらに基づき本資産運用会社が締結した諸契約（資産運用委託契約を含みます。）等を総称したものをいいます。以下同じです。）の遵守（役職員が法令等の趣旨及び内容を正確に理解し、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行することをいいます。以下同じです。）上の問題の有無を審議します。コンプライアンス委員会は、当該投資方針案に法令等遵守上の問題がないと判断した場合には、当該投資方針案を承認する決定を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、上記の決定を受けた投資方針案については、かか

る決定がなされた旨を運用部長に伝達します。運用部長は、当該投資方針案を投資委員会に議案として提案するとともに、当該投資方針案に関する資料を提出します。

これに対して、コンプライアンス委員会が当該投資方針案について法令等遵守上の問題が存在すると判断した場合には、コンプライアンス委員会は運用部長に対して当該投資方針案の中止又は内容の変更を命じます。中止の命令を受けた投資方針案については、運用部長はこれを投資委員会に提出することができず、内容の変更の命令を受けた投資方針案については、運用部担当者による内容の変更後に再度、運用部長がコンプライアンス委員会に提出し、コンプライアンス委員会による法令等遵守上の問題の有無に関する審議を受け、その承認を得た後でなければ、運用部長がこれを投資委員会に議案として提出することはできないものとします。

(iii) 投資委員会による審議及び決定

投資委員会は、コンプライアンス委員会の決定を経て運用部長から提出された投資方針案について、本投資法人の規約との整合性、不動産市場の動向、金融市場の動向、その他一般的な経済動向等の、投資法人の資産運用における投資戦略等の観点から、投資方針案の内容を検討し、投資方針案の採否につき決定します。投資委員会の承認が得られない場合は、投資委員会は運用部長に問題点等を指摘し、投資方針案の修正及びコンプライアンス委員会への再提出又は廃案等の指示を出します。投資委員会の承認が得られた投資方針案については、投資委員会の委員長が、当該投資方針案を取締役に議案として付議するとともに、当該投資方針案に関する資料を取締役に提出します。

(iv) 取締役会による審議及び決議

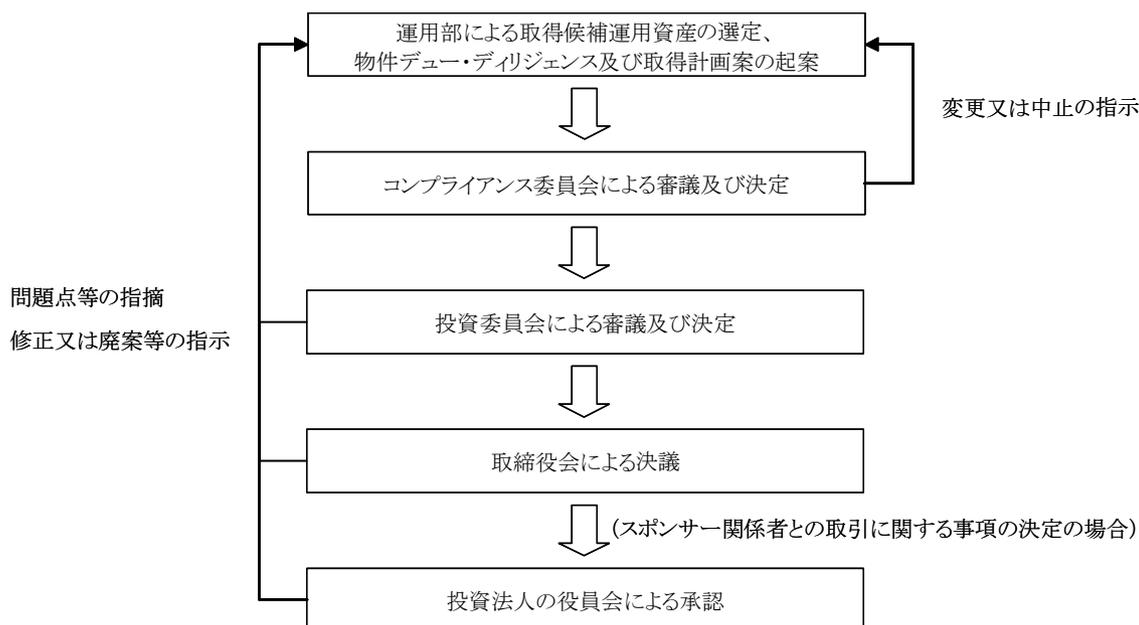
取締役会は、投資委員会の委員長から付議された投資方針案について、不動産市場の動向、本投資法人の投資戦略及び法令・諸規則の遵守状況等を総合的に勘案し、当該投資方針案を承認するか否かを決議します。取締役会での承認が得られない場合、取締役会は投資委員会に問題点等を指摘し、当該投資方針案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合は、再度コンプライアンス委員会及び投資委員会の決定を経て、取締役会に対して付議されることが必要となります。スポンサー関係者との取引制限に関する投資方針の場合を除き、取締役会の承認が得られたことをもって、当該投資方針案が本資産運用会社の投資方針となります。

(v) 投資法人役員会による審議及び承認

スポンサー関係者との取引制限に関する投資方針の策定又は改定の場合には、代表取締役社長は、取締役会の決議の後に当該投資方針案を本投資法人の役員会の審議に付議し、役員会は、当該投資方針案を承認するか否かを決議します。役員会での承認が得られない場合、役員会は取締役会に問題点等を指摘し、当該投資方針案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様にコンプライアンス委員会、投資委員会及び取締役会において審議及び決定をした上で本投資法人の役員会に対して付議されることが必要となります。役員会の承認が得られたことをもって、当該投資方針案が本資産運用会社の投資方針となります。

B. 個別物件取得の決定プロセス

運用資産の取得に関する具体的な決定手続きの流れ及びその詳細は以下のとおりです。



(i) 運用部による取得候補の運用資産の選定、取得計画案の起案

運用部は、取得候補の運用資産を選定し、当該運用資産に関する詳細な物件デュー・ディリジェンス（鑑定価格調査、建物診断調査、地震リスク調査、法務調査等）を行い、その結果を踏まえた運用資産の取得計画案を策定し、運用部長が当該取得計画案をコンプライアンス委員会に提出します。

(ii) コンプライアンス委員会による審議及び決定

コンプライアンス委員会は、運用部長から提出された当該取得計画案における法令等遵守上の問題の有無を審議します。コンプライアンス委員会は、当該取得計画案に法令等遵守上の問題がないと判断した場合には、当該取得計画案を承認する決定を行います。上記の決定を受けた取得計画案については、コンプライアンス・オフィサーは、かかる決定がなされた旨を運用部長に伝達し、運用部長は、当該取得計画案を投資委員会に議案として提案するとともに、当該取得計画案に関する資料を提出します。

コンプライアンス委員会が当該取得計画案について法令等遵守上の問題が存在すると判断した場合には、運用部長に対して当該取得計画案の中止又は内容の変更を命じます。中止の命令を受けた取得計画案については、運用部長はこれを投資委員会に提出することができず、内容の変更の命令を受けた取得計画案については、運用部担当者による内容の変更後に再度、運用部長がコンプライアンス委員会に提出し、コンプライアンス委員会による法令等遵守上の問題の有無に関する審議を受け、その承認を得た後でなければ、運用部長は、投資委員会に当該取得計画案を提出することができないものとします。

(iii) 投資委員会による審議及び決定

投資委員会では、運用部長から提出された当該取得計画案及び取得候補の運用資産が本投資法人の投資方針に適合していることを確認するとともに、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえた適正な取得価格の審議を行い、当該運用資産に関する取得の実行及び取得価格の承認を含めた決定を行います。投資委員会は、当該取得計画案

の修正及び再提出又は廃案等を運用部長に指示することができます。再提出の場合、再びコンプライアンス委員会の審議及び決定を経て投資委員会で審議されることが必要となります。投資委員会の承認が得られた場合は、投資委員会の委員長が、当該取得計画案を取締役に議案として付議するとともに、当該取得計画案に関する資料を取締役に提出します。

取得価格の決定については、当該運用資産の売主がスポンサー関係者である場合には、鑑定評価額を取得価格（消費税及び固定資産税の精算金等を除きます。）の上限とします。

(iv) 取締役会による審議及び決議

取締役会は、投資委員会の委員長により付議された取得計画案を承認するか否かを決議します。取締役会が当該取得計画案の承認を決議しない場合、取締役会は、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案等を投資委員会に指示することができます。再提出の場合、再びコンプライアンス委員会及び投資委員会において審議及び決定をした上で取締役会に対して付議されることが必要となります。スポンサー関係者から物件を取得する場合を除き、取締役会の承認が得られたことをもって、当該取得計画案が本資産運用会社の取得計画となります。

(v) 投資法人役員会による審議及び承認

スポンサー関係者から物件を取得する場合には、代表取締役社長は、取締役会の決議の後に当該取得計画案を本投資法人の役員会の審議に付議し、役員会が当該取得計画案を承認するか否かを決議します。役員会での承認が得られない場合、役員会は本資産運用会社の取締役会に問題点等を指摘し、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様にコンプライアンス委員会、投資委員会及び取締役会において審議及び決定をした上で本投資法人の役員会に対して付議されることが必要となります。役員会の承認が得られたことをもって、当該取得計画案が本資産運用会社の取得計画となります。

(vi) 取得計画の実行

当該取得計画案が取締役会において承認された場合（スポンサー関係者から物件を取得するケースにおいては、本投資法人の役員会の承認を得た場合）、当該運用資産の取得にかかる取締役会（又は役員会）の決議内容に従って、運用部は、当該運用資産の取得業務を行います。

C. 運用資産の売却及び運営管理並びに資金調達の決定プロセス

運用資産の売却及び運営管理に関する業務についても、運用資産の取得と同様の決定手続きで実行されます。但し、売却価格の決定については、当該運用資産の買主がスポンサー関係者である場合には、鑑定評価額を売却価格（消費税及び固定資産税の精算金等を除きます。）の下限とします。また、運営管理に関しては、本投資法人又は本投資法人の保有する信託受益権にかかる受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、ビルマネジメント契約又は大規模修繕にかかる請負契約等その他重要な契約の締結について意思決定する場合を除き、運用資産の取得と同様の手続きに従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度管理計画に従った運用資産の管理については、運用部長のみの決裁で行います。

運用資産取得のための資金調達については、その計画案が財務部において起案されますが、それ以外の決定手続きについては、運用資産の取得の場合と同様です。但し、新投資口又は投資法人債の発行について意思決定する場合を除き、上記手続きに従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度資金調達計画に従った借入れについては、財務部長のみの決裁で行います。

d. コンプライアンス体制

A. 体制

本資産運用会社は、本資産運用会社の遂行する本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する行為であるという重要性を理解し、適正な運用体制を構築するため、コンプライアンス規程等の社内規程を整備するとともに、法令等遵守の統括責任者としてコンプライアンス・オフィサーを設置し、他の部署に対する社内牽制機能の実効性を確保します。コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、非常勤取締役を含む取締役全員の同意による取締役会決議によりなされるものとします。

コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社における法令等遵守の統括責任者として、社内規程体系の整備を含むコンプライアンス体制を確立するとともに、法令その他のルールを遵守する社内の規範意識を高めることに努めるものとします。また、本資産運用会社による投資法人のための資産運用における業務執行が、法令等に基づいていることを常に監視し、日常の業務執行においても法令等遵守状況の監視監督を行います。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会に対し、原則として1ヶ月に1回、必要があれば随時、法令等の遵守状況に関する報告を行うものとします。

B. 社内規程体系

法令等遵守の実現を目的として、本資産運用会社は、法令等遵守にかかる基本方針及び法令等遵守体制の整備にかかる基本的な社内規程であるコンプライアンス規程を定めており、また、法令等遵守を実現させるための具体的な手引書としてのコンプライアンス・マニュアル及び具体的な実践計画としてのコンプライアンス・プログラムを、コンプライアンス・オフィサーが起案し、コンプライアンス委員会の承認を経た後、取締役会の承認を経て制定します。

C. 投資判断における法令等遵守

前記「c. 投資運用の意思決定機構」に記載のとおり、投資方針の決定、個別物件の取得・売却の決定プロセス、運営管理及び資金調達の決定プロセス等の重要な意思決定手続において、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会が関与して、法令等遵守上の問題の有無の確認をします。法令等遵守上の問題が確認された場合には当該問題の指摘がなされ、当該投資方針案や個別物件の取得・売却案等について、中止又は内容の変更が求められます。

D. 内部監査の方法

(i) 主体

本資産運用会社における内部監査は、企画部長を責任者として企画部が行うものとします。企画部長は、代表取締役社長の承認を得た上で、本資産運用会社の職員の中から任命した臨時監査員により内部監査を行わせることができ、また、内部監査の一部を社外の第三者に委託することができます。

(ii) 内部監査の内容

内部監査の内容は以下のとおりとします。

- a. 監査対象組織の業務及び運営の法令及び社内規程等の遵守状況
- b. 不正又は重大な過失の発見及び未然防止
- c. 苦情等に係る再発防止策の定着状況
- d. リスク管理体制及びコンプライアンス体制の適切性・有効性の確保状況

e. その他必要な事項

内部監査は、原則として1年に1回の割合で本資産運用会社の全ての組織を対象として実施するものとし、時期・項目・方法は、企画部長が策定し、代表取締役社長及び取締役会の承認を得た内部監査計画に基づきます。内部監査は、原則としてあらかじめ監査対象組織に通知の上行うものとし、但し必要がある場合は、予告なしに行うことができるものとし、

内部監査の実施にあたり、監査対象組織は、求められる書類・帳簿等を提示して説明を行い、内部監査の円滑な実施に協力しなければならないものとし、

(iii) 内部監査の結果に基づく監査報告及び改善勧告等

- a. 企画部長は、内部監査実施後、遅滞なく内部監査の結果を取り纏めた内部監査報告書を作成し、これを監査対象組織に通知するとともに、代表取締役社長に報告するものとし、代表取締役社長は、当該報告を取締役会に報告するものとし、
- b. 企画部長は、内部監査の結果、改善すべき事項がある場合は、その内容を内部監査報告書に記載し、監査対象組織に対し、改善勧告及び改善指導を行うことができるものとし、また、企画部長は、改善勧告及び改善指導を行った場合には、その内容を内部監査報告書にて代表取締役社長及び取締役会に報告するものとし、
- c. 改善勧告及び改善指導を受けた監査対象組織は、企画部長が定める期限までに企画部長あてに改善計画及び改善状況を報告しなければならないが、企画部長は、当該報告を取り纏めの上、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告するものとし、

e. 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

後記「3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

(5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額	40,323,212千円
発行可能投資口の総口数	2,000,000口
発行済投資口の総口数	91,800口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口数の増減は、以下のとおりです。

発行日	摘要	出資総額 (千円)		発行済投資口数 (口)		備考
		増減額	残高	増減数	残高	
平成17年9月20日	私募設立	150,000	150,000	300	300	(注1)
平成18年5月22日	公募増資	26,054,400	26,204,400	59,000	59,300	(注2)
平成19年3月29日	第三者割当増資	14,118,812	40,323,212	32,500	91,800	(注3)

(注1) 1口当たりの発行価格500,000円にて、本投資法人が設立されました。

(注2) 1口当たりの発行価格460,000円(発行価額441,600円)にて、上場時取得物件の取得資金等の調達を目的とする公募新投資口を発行しました。

(注3) 1口当たりの発行価額434,425円にて、ニュー・ミッション・ファンディングを割当先とする第三者割当による新投資口を発行しました。

(6) 【主要な投資主の状況】

a. 平成21年2月28日現在の主要な投資主は、以下のとおりです。

名称	住所	所有 投資口数 (口)	発行済投資口の総 口数に対する所有 投資口数の比率 (%)
ニュー・ミッション・ファンディング 株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	32,350	35.23
日興シティ信託銀行株式会社 (投信口)	東京都品川区東品川二丁目3番14号	7,191	7.83
ゴールドマン・サックス・インターナ ショナル	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UK	3,594	3.91
ノーザン トラスト カンパニー (エイ ブイエフシー) サブ アカ운 ト ア メリカン クライアント	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK	3,268	3.55
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 506155	49 AVENUE JF KENNEDY L-1 855 LUXEMBOURG	1,863	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,472	1.60
ザ エルシーピーグループエルピー	711 WESTCHESTER AVENUE WHITE PLAINS NEW YORK 10604 USA	1,026	1.11
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	793	0.86
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2 号	789	0.85
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	775	0.84
合計		53,121	57.86

(注) 発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率は、記載未満の桁数を切り捨てて記載しています。

b. 所有者別状況

(平成21年2月28日現在)

区分	投資口の状況						
	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の国 内法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計
投資主数 (人)	—	15	24	120	62 (13)	7,375	7,596
所有投資口数 (口)	—	11,632	2,844	35,922	12,777 (59)	28,625	91,800
所有投資口数の割合 (%)	—	12.67	3.10	39.13	13.92 (0.06)	31.18	100.00

(注) 所有投資口数の割合は、記載未満の桁数を四捨五入して記載しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

本投資法人は、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した資産の運用を基本方針とし、主として、不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産に投資して運用します。本資産運用会社は、規約及び本投資法人との資産運用委託契約に基づき、規約に定める基本方針を踏まえ、本資産運用会社の社内規程として運用ガイドラインを制定し、本投資法人の運用資産にかかる運用及び管理の方針を、以下のとおり定めています。なお、運用ガイドラインは、「収益性」及び「安定性」の追求を考慮し、また、不動産市場のほか、金融市場、資本市場及び一般的経済情勢の現況及び推移等を総合的に考慮して定められた社内規程であり、今後これらの状況の変化に即して、規約及び本投資法人との資産運用委託契約の規定を踏まえつつ、資産運用会社の判断により機動的に改定を行うこととします。

② ポートフォリオ構築方針

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用において、刻々と変化する不動産市場動向、地域経済動向、金融情勢、資本市場動向及び税制・法規制の変化並びに本投資法人の財務内容、さらには必要に応じてテナントの信用力及び賃貸借契約の内容等を十分に考慮し、かつ、各種のリスク軽減を図りながら、以下の方針により上記基本方針の実現のために最適なポートフォリオの構築を目指します。

(イ) 投資対象の選定方針

本投資法人は、主としてオフィスビル又は住居の用に供される不動産（以下「住居用不動産」といいます。）が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産に対して投資します。また、オフィスビル又は住居以外の用に供される不動産（商業施設、ホテル、高齢者向けの居住施設又は宿泊施設等その他の用に供されるものをいい、以下併せて「その他の用途物件」といいます。なお、高齢者向け居住施設又は宿泊施設等のうち、有料老人ホーム及びシニア住宅のいずれかに該当する施設を以下併せて「シニア物件」といいます。）が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産に対しても分散投資を行うものとし、本投資法人は、上記のとおりオフィスビル及び住居用不動産を中心としつつ、その他の用途物件にも分散投資を行うことにより、ポートフォリオの拡大を図りながらそれぞれの用途特性に基づくリスクの分散を追求したポートフォリオ（総合型ポートフォリオ）を構築することを目指します。本投資法人は、オフィスビルについては、流動性が高くポートフォリオの拡大や機動的なポートフォリオの入替えに資するものと考えられ、また、その賃貸需要は経済動向の影響を受けやすいものの、テナントの分散やテナントの信用力の精査、長期契約や賃料固定型マスターリース契約などの賃貸借契約その他を通じて収益が変動するリスクを軽減し、中長期に安定した収益を得ることができると考えます。また、本投資法人は、住居用不動産については、賃貸需要及び賃貸相場が比較的安定しており、テナントの小口化に基づくテナントの信用リスクの分散を図ることができることから、中長期的に安定した運用を見込めるものと考えます。

上記投資対象を図で表したものは以下のとおりです。

＜投資対象物件の概念図＞



(注) 上図において「コンパクト」とは1戸当たりの賃貸可能面積が35㎡未満の住戸をいい、「スペーシャス」とは1戸当たりの賃貸可能面積が35㎡以上の住戸をいいます。

また、本投資法人は、協力会社及び全国各地域において不動産の開発、販売又は仲介の実績を有し、安定的な取引基盤を有するパイプラインサポート会社各社との協働を通じ、幅広い地域に対して分散投資することにより地域的なリスク分散による安定的な資産運用を目指します。

本投資法人は、上記のとおり用途別分散投資及び地域的分散投資によるリスク分散を通じて、中長期的な観点から着実な運用資産の成長と安定した収益の確保を目指すという本投資法人の資産運用の基本方針の実現を図るものとします。

(ロ) 用途別分散投資

A. オフィスビル

(i) オフィスビルの特徴

オフィスビルは他の用途の不動産と比べ流通市場の規模が大きく、流動性が高いという特徴を持つため、ポートフォリオの拡大や機動的なポートフォリオの入替えに資するものと考えられます。一方、賃貸需要が経済動向の影響を受けやすく、賃料や空室率の変化に伴い収益が変動する可能性があります。しかし、テナントの分散や、テナントの信用力等を勘案し、また、長期契約や賃料固定型マスターリースなどの賃貸借契約その他を通じて収益が変動するリスクを緩和し、安定的な収益を確保することができると考えます。また、個別不動産当たりの資産の対価は住居に比べ比較的大きいことから、投資額当たりの取得コスト及び管理コストの合理化による削減を通じ、投資効率を上げていくことも期待できると考えます。

(ii) 投資方針

投資対象地域を、主に三大都市圏の中心部及びそれに準じる地域のビジネスエリアで利便性の良い立地とします。かかる投資対象地域の物件のうち、収益性、建物規模、建築及び建物スペック、耐震性、入居テナント属性、環境等を総合的に判断し、十分な賃貸需要が見込めると判断されるものを投資対象とします。

B. 住居用不動産

(i) 住居用不動産の特徴

住居用不動産は、各テナントとの賃貸借契約期間が2年程度と比較的短期間ではあるものの、個人のテナントが占める割合が高く、また、その潜在的なテナント数が多いことから、他の用途の不動産に比べ、経済情勢の変動の影響を受けにくく、賃貸需要及び賃料相場が比較的安定しており、中長期的に安定した運用に適しているものと考えます。

また、住居用不動産はテナントが小規模かつ多数となることから、1テナントの信用事由が本投資法人の資産運用全体に及ぼす影響が小さくなるという点においてテナント

の信用リスクの分散が図られます。

(ii) 住居タイプ分類

本投資法人は、住居用不動産に対する投資において、種々のタイプの住居用不動産に分散して投資することによって、幅広いテナント・ニーズに対応するとともに、テナント属性の分散化を図るものとします。かかる観点から、住居用不動産については各住戸の床面積に基づき以下の分類を行うことを通じ、住居タイプの分類を把握するものとします。

<住居タイプ分類>

住居タイプ	特徴
コンパクト	<p><想定される入居者> 単身居住者</p> <p><重視される立地環境> 最寄り駅、商業地及びオフィス街等への利便性</p> <p><居室の標準的な間取り> 1R、1K、1DK、1LDK等の部屋数を有する物件</p> <p><一戸当たりの賃貸可能面積> 35㎡未満</p> <p><物件特性> 人口・世帯数が増加している首都圏や地方主要都市での需要は高く、単位面積当たりの賃料は比較的高くなる傾向にあります。</p>
スペーシャス	<p><想定される入居者> 家族数2～4名程度の一般的家族形態</p> <p><重視される立地環境> オフィス街及び最寄り駅への利便性に加え、良好な周辺住環境</p> <p><居室の標準的な間取り> 2DK以上の部屋数を有する物件</p> <p><一戸当たりの賃貸可能面積> 35㎡以上</p> <p><物件特性> 持家志向から賃貸志向へという居住ニーズの変化や企業社宅に代替する物件としてのニーズがあること等、需要は堅調に推移するものと考えられます。</p>

C. その他の用途物件

本投資法人は、その他の用途物件（商業施設、ホテル、シニア物件等）についても、そのリスク要因その他の特徴を勘案しつつ投資するものとします。具体的には、投資対象とする不動産等の以下の用途毎に、それぞれ以下の方針により投資対象とします（但し、以下は例示であり、これらと異なる用途の不動産等に対して投資を行うこともあります。）。

(i) 商業施設

都市近郊の汎用性の高い複合施設や郊外所在の総合大型スーパー等を投資対象とし、周辺のマーケット動向等も勘案して、立地条件の優れたものとします。

(ii) ホテル

ホテル・マネジメント会社の経験と実績、信用力等を考慮して投資対象を検討します。

(iii) シニア物件

本投資法人は、高齢者向けの居住施設又は宿泊施設等のうち、シニア物件を投資対象として投資するものとします。

なお、シニア物件については以下の特徴を有するものと考えます。

<シニア物件の特徴>

シニア物件	<p><想定される入居者> 60歳以上の単身者・夫婦</p> <p><重視される立地環境> 住宅街に近く、良好な周辺住環境</p> <p><物件特性> 高齢人口（65歳以上の老人の人口をいいます。以下同じです。）の増加を受けて首都圏や地方主要都市での需要は増加傾向にあります。</p>
-------	--

a 投資対象とするシニア物件

本投資法人は、高齢者向けの居住施設又は宿泊施設等のうち原則として有料老人ホーム及びシニア住宅のいずれかに該当する施設（シニア物件）への投資を行うこととします。シニア物件の定義、特徴は以下のとおりです。

種類	定義・特徴等
有料老人ホーム	<p>有料老人ホームとは、老人福祉法（昭和38年法律第133号、その後の改正を含みます。以下「老人福祉法」といいます。）第29条に定義される有料老人ホームを指し、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設であって、同法上の老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいいます。</p> <p>有料老人ホームは、要介護状態となっている老人に対し介護サービスを提供できることが特徴であり、設置に当たっては各都道府県への届出が必要となり、その監督下に置かれます。</p>
シニア住宅	<p>シニア住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「高齢者居住法」といいます。）上の高齢者居住支援センターとして国土交通大臣の指定を受けている財団法人高齢者住宅財団により「シニア住宅」として認定を受けた施設を指します。本施設の認定を受けるには、同財団が設ける以下の基準を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者の生活特性に配慮した仕様・設備の採用・高齢者の日常の安心を確保するサービスの提供・高齢者に配慮した家賃等の支払い方式の採用

なお、高齢者向けの居住施設又は宿泊施設等としては、上記のほか、老人福祉法上の老人デイサービスセンター、老人短期入所設備、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター等の老人福祉施設、介護保険法（平成9年法律第123号、その後の改正を含みます。）上の介護老人保健施設及びいわゆるグループ・ホーム、公営住宅法（昭和26年法律第193号、その後の改正を含みます。）上のいわゆるシルバー・ハウジング、高齢者居住法上の高齢者向け優良賃貸住宅等がありますが、本投資法人はこれらについては、特に優良な投資対象であると認められる場合を除き、原則として投資対象とは致しません。

b シニア物件の管理方針

シニア物件の運営に当たっては、かかる運営に実績のあるオペレーターのノウハウを活用し、その効率的な運営に努めます。また、シニア物件の運営の公共性、社会性に鑑み運営の安定性を向上させるため、シニア物件のオペレーターに一定期間の賃料不払いや倒産その他の一定の事由が生じた場合にこれに代わりシニア物件を賃借し、その運営に当たる者としてバックアップオペレーターを設置することを原則としています。これらにより、居住者にとってより安定したサービスを提供するものとします。

D. 用途別投資比率

上記の観点から、本投資法人は、着実な運用資産の成長と安定した収益の確保に最適と考える運用資産の用途別割合につき、以下の表に記載の投資比率を目処として資産運用を行うものとします。

なお、着実な成長と安定した収益の確保に資すると同時に、ポートフォリオ構築上必要な運用資産を取得する場合には、その過程において一時的に以下の表の比率から乖離する場合があります

<用途別投資比率>

不動産関連資産の用途	組入比率 (取得価格ベース)
オフィスビル (O)	70%未満
住居用不動産 (R)	70%未満
その他の用途物件 (商業施設、ホテル、シニア物件等) (T)	30%未満

(ハ) 地域的分散投資

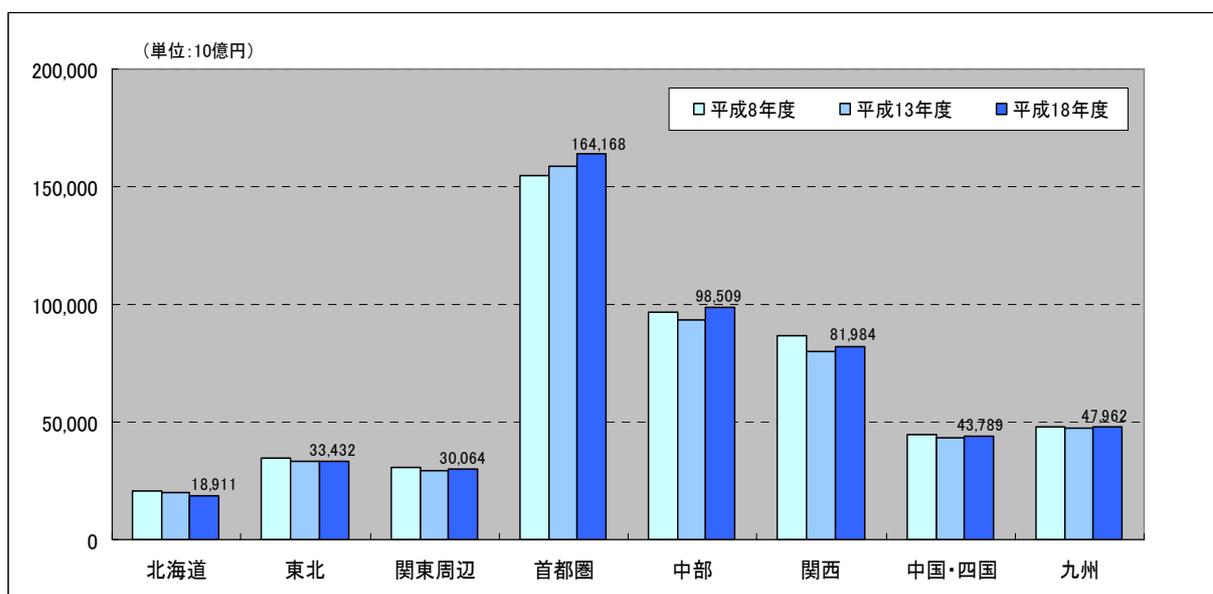
本投資法人は、その規約により、主として首都圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。）及び政令指定都市をはじめとする全国の主要都市並びにそれらの周辺地域をその投資対象地域とします（規約第27条第3項）。

本投資法人は、特定地域における経済情勢の変動リスクを回避し、特定地域への集中投資に伴う震災リスク等を分散し、着実な運用資産の成長と安定した収益の確保を図るため、各地域におけるパイプラインサポート会社との協働を通じて、運用資産にかかる物件の所在地域が分散されたポートフォリオの構築を目指します。各地域及び各地域におけるパイプラインサポート会社については、後記「③ 成長戦略 (イ) 外部成長 A. パイプラインサポート会社との協働」をご参照下さい。

また、本資産運用会社は、首都圏を中心として全国各地に良質な不動産等を保有し、また、不動産運用にかかる幅広いネットワークを有する協力会社との事業協力契約に基づく協働を通じて、本投資法人の首都圏における不動産等の取得機会の拡大を図るとともに、上記パイプラインサポート会社との協働を通じた地域的な分散投資を補完することを目指します。協力会社たる日本GE株式会社については、後記「③ 成長戦略 (イ) 外部成長 B. 協力会社との協働」をご参照下さい。

以下の図は、県内総生産を地域毎に合算してグラフにしたものです。総生産額で見た場合、首都圏以外の地域においても、相当程度の経済規模があるということができ、首都圏以外の地域に分散投資を行う意義が認められると考えられます。

<各地域における総生産の推移>



(注) 内閣府「平成18年度県民経済計算」中の「県内総生産(名目)」記載の数値を基に本投資法人にて作成。

上記の観点から、本投資法人は、運用資産における不動産関連資産の投資地域の割合につき、以下の表に記載の比率を目処として資産運用を行うこととします。

なお、着実な成長と中長期的な安定収益の確保に資すると同時に、ポートフォリオ構築上必要な不動産関連資産を取得する場合には、その過程において一時的に以下の表の比率から乖離する場合があります。

<地域別投資比率>

エリア	具体的なエリア	組入比率(取得価格ベース)
首都圏	東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県	50%以上
地方主要都市部	首都圏の周辺地域並びに政令指定都市をはじめとする全国の主要都市及びこれらの周辺地域	50%未満 1地域(注)当たりの投資額: 25%以下

(注) 後記「③ 成長戦略 (イ) 外部成長 A. パイプラインサポート会社との協働 <地域毎のパイプラインサポート会社> (注1)」をご参照下さい。

③ 成長戦略

本投資法人は、中長期的な観点から着実な運用資産の成長を目指すことを基本方針の一つとしており、かかる方針を実現するために、以下の成長戦略に基づき運用資産の規模の拡大（外部成長）と、運用資産からの収益の拡大（内部成長）を目指します。

（イ）外部成長

A. パイプラインサポート会社との協働

本投資法人は、物件の取得機会の拡大を図るため、下表に記載の各地域において、各パイプラインサポート会社との間で「不動産等取得のサポート（情報提供）に関する協定書」を締結しています。

<地域毎のパイプラインサポート会社>

（本書の日付現在）

地域（注1）	パイプラインサポート会社												
北海道地域	<p>株式会社ビッグ</p> <p>本社所在地 : 札幌市中央区</p> <p>代表者氏名 : 代表取締役 村上 幸三</p> <p>設立 : 昭和62年1月</p> <p>上場の有無 : 非上場</p> <p>概要 : 札幌市内を中心に独自の不動産管理システムを活用した不動産管理が主力事業</p> <p>（平成20年11月30日現在又は同日に終了した決算期）（注2）</p> <table> <tr> <td>資本金</td> <td>: 48百万円</td> <td>売上</td> <td>: 3,330百万円</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>: 6,079百万円</td> <td>経常利益</td> <td>: 110百万円</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>: 885百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	資本金	: 48百万円	売上	: 3,330百万円	総資産	: 6,079百万円	経常利益	: 110百万円	純資産	: 885百万円		
資本金	: 48百万円	売上	: 3,330百万円										
総資産	: 6,079百万円	経常利益	: 110百万円										
純資産	: 885百万円												
東北地域	<p>株式会社サンシティ（注4）</p> <p>本社所在地 : 仙台市青葉区</p> <p>代表者氏名 : 代表取締役社長 小出 泰啓</p> <p>設立 : 平成4年2月</p> <p>上場の有無 : 東京証券取引所第一部上場</p> <p>概要 : 東北・北関東を基盤に首都圏にも販売網を構築している。分譲マンション、賃貸マンション、商業施設等の企画・開発・販売及び不動産流動化事業が主力。</p> <p>（平成20年12月31日現在又は同日に終了した決算期）（注3）</p> <table> <tr> <td>資本金</td> <td>: 7,510百万円</td> <td>売上</td> <td>: 33,803百万円</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>: 59,121百万円</td> <td>経常利益</td> <td>: △2,275百万円</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>: 6,953百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	資本金	: 7,510百万円	売上	: 33,803百万円	総資産	: 59,121百万円	経常利益	: △2,275百万円	純資産	: 6,953百万円		
資本金	: 7,510百万円	売上	: 33,803百万円										
総資産	: 59,121百万円	経常利益	: △2,275百万円										
純資産	: 6,953百万円												

地域（注1）	パイプラインサポート会社
首都圏及びその他 関東地域	<p>株式会社ゼクス</p> <p>本社所在地 : 東京都港区</p> <p>代表者氏名 : 代表取締役 平山 啓行</p> <p>設立 : 平成8年6月</p> <p>上場の有無 : 東京証券取引所第一部上場</p> <p>概要 : 不動産コンサルティングを事業の柱とし、高齢者向け住宅の運営にも注力</p> <p>(平成20年5月31日現在又は同日に終了した決算期) (注3)</p> <p>資本金 : 5,732百万円 売上 : 84,264百万円</p> <p>総資産 : 96,775百万円 経常利益 : 1,600百万円</p> <p>純資産 : 7,834百万円</p>
	<p>日神不動産株式会社</p> <p>本社所在地 : 東京都新宿区</p> <p>代表者氏名 : 代表取締役会長兼社長 神山 和郎</p> <p>設立 : 昭和50年3月</p> <p>上場の有無 : 東京証券取引所第一部上場</p> <p>概要 : 東京・神奈川を中心としたマンション分譲事業とともに、管理・建設等も展開</p> <p>(平成21年3月31日現在又は同日に終了した決算期) (注3)</p> <p>資本金 : 10,111百万円 売上 : 29,316百万円</p> <p>総資産 : 56,018百万円 経常利益 : △11,533百万円</p> <p>純資産 : 24,779百万円</p>
中部地域	<p>矢作建設工業株式会社</p> <p>本社所在地 : 名古屋市東区</p> <p>代表者氏名 : 取締役社長 山田 文男</p> <p>設立 : 昭和24年5月</p> <p>上場の有無 : 東京証券取引所第一部上場</p> <p>概要 : 愛知県内大手の総合建設会社。民間建築工事に強みを持ち、全額出資子会社の矢作地所株式会社、矢作葵ビル株式会社等と連携して不動産開発にも注力。</p> <p>(平成21年3月31日現在又は同日に終了した決算期) (注3)</p> <p>資本金 : 6,808百万円 売上 : 84,409百万円</p> <p>総資産 : 109,368百万円 経常利益 : 5,569百万円</p> <p>純資産 : 25,259百万円</p>

地域（注1）	パイプラインサポート会社
関西地域	<p>北建設株式会社</p> <p>本社所在地 : 大阪府吹田市</p> <p>代表者氏名 : 代表取締役 北 靖久</p> <p>設立 : 昭和39年11月</p> <p>上場の有無 : 非上場</p> <p>概要 : 大阪市内北部にエリアを限定し賃貸マンション事業を展開 （平成20年9月30日現在又は同日に終了した決算期）（注2）</p> <p>資本金 : 80百万円 売上 : 2,577百万円</p> <p>総資産 : 25,212百万円 経常利益 : 1,029百万円</p> <p>純資産 : 7,354百万円</p>
	<p>株式会社創建</p> <p>本社所在地 : 大阪市中央区</p> <p>代表者氏名 : 代表取締役 吉村 孝文</p> <p>設立 : 昭和61年9月</p> <p>上場の有無 : 非上場</p> <p>概要 : 関西地区を中心として、戸建分譲を主体に、マンション開発・ 分譲事業・賃貸事業も展開 （平成20年5月31日現在又は同日に終了した決算期）</p> <p>資本金 : 80百万円 売上 : 23,808百万円</p> <p>総資産 : 52,925百万円 経常利益 : 463百万円</p> <p>純資産 : 4,035百万円</p>
中国・四国地域	<p>穴吹興産株式会社</p> <p>本社所在地 : 香川県高松市</p> <p>代表者氏名 : 代表取締役社長 穴吹 忠嗣</p> <p>設立 : 昭和39年5月</p> <p>上場の有無 : 大阪証券取引所第一部上場</p> <p>概要 : 中国・四国地域を中心とした分譲マンション事業を核に、ホテルやゴルフ場などの再生ビジネスにも注力 （平成20年6月30日現在又は同日に終了した決算期）（注3）</p> <p>資本金 : 755百万円 売上 : 64,938百万円</p> <p>総資産 : 49,953百万円 経常利益 : 2,344百万円</p> <p>純資産 : 6,691百万円</p>

地域（注1）	パイプラインサポート会社
九州地域	株式会社ディックスクロキ（注5） 本社所在地：福岡市中央区 代表者氏名：代表取締役社長 板倉 雅明 設立：平成3年3月 上場の有無：－ 概要：福岡市を中心にマンション等賃貸不動産の企画・開発・販売及び管理運営を展開

- (注1) 本書において「北海道地域」とは北海道を、「東北地域」とは東北地方6県を、「首都圏地域」とは東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「その他関東地域」とは茨城県、群馬県、栃木県及び山梨県を、「中部地域」とは中部地方9県を、「関西地域」とは近畿地方2府4県を、「中国・四国地域」とは中国地方5県及び四国地方4県を、「九州地域」とは九州地方8県を、それぞれ指すものとし、また、これらの各地域を「地域」又は「投資対象地域」ということがあります。以下同じです。
- (注2) 株式会社ビッグ及び北建設株式会社の資本金、売上、総資産、経常利益及び純資産の記載数値につき、各社は公認会計士又は監査法人による監査を受けていません。
- (注3) 株式会社サンシティ、株式会社ゼクス、日神不動産株式会社、矢作建設工業株式会社及び穴吹興産株式会社の資本金、売上、総資産、経常利益及び純資産の記載数値は連結決算数値を記載しており、その他のパイプラインサポート会社は単体決算数値を記載しています。
- (注4) 株式会社サンシティは、平成21年4月、本社所在地を仙台市青葉区へ移し、従来の本社を東京支社とし東京都千代田区から東京都中央区へ移しました。なお、登記上の本店所在地は東京都中央区となっています。
- (注5) 株式会社ディックスクロキについては、平成20年12月1日付で民事再生手続開始の決定がなされています。また、同社株式は同月15日付で上場廃止となっています。

各パイプラインサポート会社は、「不動産等取得のサポート（情報提供）に関する協定書」に基づき、大要以下に掲げる役務を本投資法人に提供するものとされています。

このように、本投資法人は全国各地域において不動産の開発、販売又は仲介において実績を有し、安定した取引基盤を有する各パイプラインサポート会社を通じて、本投資法人の投資基準に合致した不動産に関する情報を幅広く取得する機会の確保を図っています。

（情報提供サービス）

各パイプラインサポート会社は、本資産運用会社の運用ガイドラインに規定される投資方針及び投資基準に合致する不動産等について自ら売却しようとする場合や、第三者による売却に自ら関与し得る場合、実務的に情報提供が困難な場合を除き、本資産運用会社に対して優先的に情報提供を行うものとされています。本資産運用会社はその情報を受領した後7営業日以内に購入の希望をパイプラインサポート会社に通知した場合は、①かかる情報が、パイプラインサポート会社が保有する不動産等に関する不動産売却情報である場合、パイプラインサポート会社は当該不動産等の売買の条件について誠実に協議することとされており、また、②かかる情報が第三者保有の不動産等である場合、パイプラインサポート会社は本投資法人による当該不動産等の取得に向けて、当該不動産等の売主との間で誠意をもって交渉することとされています。

（マーケットリサーチサービス）

本投資法人及び本資産運用会社に対し、国内及び一定の地区における不動産市場の動向、不動産需要の現状及び将来の動向、新規不動産供給の現状と将来の見通し並びにテナント・ニーズ及び賃料相場などを中心とした不動産市場にかかる情報について報告することとされています。

B. 協力会社との協働

協力会社は、事業協力契約に基づき、大要以下に掲げる役務を本資産運用会社に提供するものとされています。協力会社である日本G E株式会社におけるリアル・エステート部門は、全世界に約7兆円超の総資産を有するGE Real Estate（米国G E社の不動産ビジネス部門）の日本におけるプラットフォームと位置づけられており、国内における不動産ポートフォリオの運用を行っています。本資産運用会社は、協力会社との住居用不動産にかかる優先交渉権の付与を含む協力関係を積極的に活用し、本投資法人のポートフォリオの拡大及びその質の向上を目指します。

（人材確保に関する協力）

協力会社は、本資産運用会社の独自性を尊重しつつ、自ら又は第三者をして本投資法人に対して提供する不動産等に関する資産運用業務の遂行に必要な不動産運営管理のノウハウを承継、かつ、発展させるために、本資産運用会社に対して人材を出向させることにより、必要とされる人材の確保に協力することとされています。

（パイプラインサポート）

協力会社は、その保有する住居用不動産のうち、本投資法人の投資基準に適合すると判断する、売却予定価格25億円以上のものについて売却する意向がある場合、第三者に先立ち当該不動産等に関する情報を本資産運用会社に提供し、本資産運用会社が本投資法人による購入の申込みをした場合、当該情報提供日（当該日を含みません。）から起算して30日目までの間、本資産運用会社と、優先交渉権に基づき、当該不動産等の売買に関する交渉を行うこととされています。

なお、事業協力契約の契約期間は1年間（自動更新あり）で、協力会社、本投資法人又は本資産運用会社が解散した場合等には、当該事業協力契約は自動的に終了し、その他、一定の場合には解除されるものとされています。

< 協力会社の概要 >

日本GE株式会社

本社所在地 : 東京都港区赤坂一丁目12番32号
代表者氏名 : 代表取締役 吉田 奉行
設立 : 平成11年9月1日
上場の有無 : 非上場
事業の概要 : 同社のリアル・エスレート部門は、米国GE社の不動産ビジネス部門であるGE Real Estate（本社、米国コネチカット州）の日本におけるプラットフォームとして、世界各地に拠点を持つGE Real Estateと協力し、グローバルなアセットマネジメントの支援体制や最先端の技術と、国や地域ごとの深い専門性や知識とを組み合わせ、それぞれの不動産に見合ったソリューションと戦略を考案し、不動産所有者や投資家を対象に不動産の投資、購入、売却、ポートフォリオ・マネジメント等の包括的なサービスを提供するとともに、テナント、入居者に対するサービスの向上を目指しています。平成20年末時点で、日本において100棟以上のオフィスビル及び約10,000戸あまりの住居用不動産を保有し、延べ投融資実績は8,700億円を超えています。

C. パイプラインサポート会社及び協力会社との協働による取得実績

上記のとおり、本投資法人はパイプラインサポート会社及び協力会社との協働を通じて、物件の取得機会の確保を図ります。なお、保有資産のうち、パイプラインサポート会社及び協力会社又はそれらの親会社、子会社若しくは関連会社又はこれらが運用を受託する特別目的会社やこれらの役員等から取得した物件（但し、本投資法人が資産を取得するに当たり、本投資法人に譲渡する目的で当該資産を一時的に保有する場合は含みません。）は以下のとおりです。

<パイプラインサポート会社及び協力会社との協働による保有資産>

パイプラインサポート会社及び協力会社	物件名	取得価格 (百万円)	保有資産に 占める比率 (%) (注)
株式会社ビッグ	AMS TOWER 南6条	1,400	1.6
	ビッグタワー南3条	2,870	3.3
	小計	4,270	4.9
株式会社サンシティ	レキシントン・スクエア萩野町	411	0.5
	レキシントン・プラザ八幡	4,760	5.4
	小計	5,171	5.9
株式会社ゼクス	クロス・スクエアNAKANO	1,038	1.2
	大木青葉ビル	847	1.0
	モンセラート四谷	557	0.6
	ホメスト池尻	806	0.9
	ボンセジュール千歳船橋	791	0.9
	ボンセジュール四つ木	765	0.9
	ボンセジュール日野	699	0.8
	ボンセジュール武蔵新城	610	0.7
	ボンセジュール小牧	1,940	2.2
	ボンセジュール秦野渋沢	962	1.1
	ボンセジュール伊丹	748	0.9
	レキシントン・プラザ広島大手町	2,450	2.8
	小計	12,213	13.9
日神不動産株式会社	レキシントン・スクエア代田橋	1,019	1.2
	レキシントン・スクエア 本所吾妻橋	525	0.6
	小計	1,544	1.8
矢作建設工業株式会社	ヴィスコンティ覚王山	397	0.5
	レキシントン・スクエア伏見	2,990	3.4
	小計	3,387	3.9

パイプラインサポート会社及び協力会社	物件名	取得価格 (百万円)	保有資産に 占める比率 (%) (注)
株式会社創建	ルナコート塚本	632	0.7
	小計	632	0.7
日本GE株式会社	ニュー江戸橋ビル	8,770	10.0
	秀和 西五反田ビル	7,160	8.2
	レキシントン・スクエア白金高輪	7,660	8.7
	スペーシア恵比寿	9,140	10.4
	ザ・パームス代々木上原 コスモテラス	1,780	2.0
	サンテラス代々木上原	1,570	1.8
	レキシントン・スクエア新宿御苑	1,390	1.6
	小計	37,470	42.8
パイプラインサポート会社及び協力会社との協働による 保有資産 合計		64,687	73.9
保有資産 合計		87,580	100.0

(注) 「保有資産に占める比率」欄には、本投資法人のポートフォリオ全体の取得価格の総額に対する上記各資産の取得価格の占める比率を記載しています。なお、小数点第二位を四捨五入して記載しています。

(ロ) 内部成長

本投資法人は以下の方針に基づく積極的かつ効率的な運営管理により、運用資産からの収益の拡大を図り、着実な内部成長を目指します。

A. 収入の維持・向上

本投資法人は、下記の施策により、その保有物件の稼働率や収入の維持・向上を目指します。

- (i) 投資物件の特性やテナントの属性に適した良質なサービスを提供し、テナントとの関係の充実を図ることにより、テナント満足度の向上を図ります。
- (ii) テナント動向を早期に把握し、賃貸市場の繁閑期を見据えた機動的なリーシング活動に努めます。
- (iii) 取得資産に適した長期修繕計画を策定し、計画的な修繕及び設備投資を行うことにより、取得資産の価値や相対的な競争力を極大化することを目指します。

B. 運営・管理コストの低減

本投資法人は、下記の施策により、運営・管理コストの低減を目指します。

- (i) 妥当な管理水準の検証を定期的に行うとともに、維持費・管理費・各種業者への支払経費等について可能な限り低減を図り、その収益の極大化を図ります。管理水準の見直しや費用の低減に当たっては、収入の維持・向上に必要とされる水準とのバランスを勘

案しながら行います。

- (ii) 全国に分散した多数のプロパティ・マネジメント会社からの報告事項等を効率的に管理することを目的とするプロパティ・マネジメントシステムを活用し、取得資産の運営・管理の効率化を図っています。

C. プロパティ・マネジメント業務の効率的な運営

本投資法人は、地域的分散投資を図るとの投資方針に従い全国に分散した多数の取得資産のプロパティ・マネジメント業務を効率的かつ経済的に行うため、各投資対象地域毎にその地域に精通し、運営管理実績のある会社を選定し、原則として当該会社に集中してプロパティ・マネジメント業務を委託する方針です。

プロパティ・マネジメント会社の選定に当たっては、不動産運営管理の経験や能力、取得予定の資産における実績、関係業者とのネットワーク、本投資法人の視点に立った運営管理遂行の可否等を総合的に勘案した上で決定します。

また、本資産運用会社は、首都圏地域等独自に十分な情報を収集できる地域を除き、各地域におけるプロパティ・マネジメント会社の選定に関して、必要に応じて各地域のプラインサポート会社の協力を得る予定であり、これにより、正確かつ適切な情報を収集することができるものと考えています。

(ハ) LCPグループからの情報提供等

本資産運用会社の主要な株主であるザ・エルシーピー・グループ・エルピー (The LCP Group L.P.) (以下「米国LCP」といいます。)との間で締結された平成17年11月1日付「情報提供契約 (Information Advisory Agreement)」(以下「情報提供契約」といいます。)に基づき、本資産運用会社は、米国LCPから米国における不動産マーケットに関する情報、ネットリース等を通じた長期的に安定的な不動産投資運用に関するノウハウその他の情報及びアドバイスの提供を受けるものとします。また、米国LCPのマネージング・パートナーであり、Lexington Realty Trust (以下「LXP」といいます。)の受託者委員会会長を務めており、また本資産運用会社の非常勤取締役であるロバート・ラスキン氏から米国における不動産マーケットや不動産投資運用等に関するノウハウ、情報及びアドバイスの提供を受けるものとします。本資産運用会社は、これらの米国LCPとの契約関係及び人的ネットワークを通じて、米国LCP及びLXPが米国で培った運用ノウハウを本投資法人の資産運用に活用するものとします。

④ 投資態度

本投資法人は、特定不動産 (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額が本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とするよう資産運用を行うものとします (規約第27条第5項)。

⑤ 運用方針

本資産運用会社は、上記の基本方針、ポートフォリオ構築方針及び投資態度に基づき、着実な運用資産の成長と安定した収益の確保を目指し、以下の運用方針により、本投資法人の資産の運用を行います。

(イ) 取得基準

本投資法人の投資対象となる不動産関連資産に投資を行う場合、以下の取得基準により投資を行うこととします。

A. 規模

(オフィスビル・その他(シニア物件以外))

規模及び投資価値等を勘案して物件毎に取得を決定します。

(住居用不動産・その他(シニア物件))

原則として、1物件当たりの投資規模は建物の専有延床面積500㎡以上を基準とします。但し、区分所有物件については基準を設けません。

B. 投資金額

(i) 投資金額の下限

原則として1物件当たりの投資金額は3億円以上とします。

(ii) 投資金額の上限

ポートフォリオの分散を確保するため、1物件当たりの投資金額の当該物件取得後のポートフォリオ全体に対する割合は、原則として40%以内とします。

C. 設備施設

(オフィスビル・その他(シニア物件以外))

貸付床の形状、間取り、分割対応、天井高、電気容量、空調方式、床荷重、照度、OAフロア、防犯設備、放送受信設備、給排水設備、昇降機設備、駐車場、駐輪場、その他共用設備等の状況に関し、一定以上のスペックを標準とし、地域性又は取得後における変更の可能性等を総合的に考慮した上で物件毎に判断します。

(住居用不動産・その他(シニア物件))

戸数、間取り、内装、天井高、防犯設備、空調設備、放送受信設備、インターネット設備、給排水設備、昇降機設備、駐車場、駐輪場、エントランス仕様、その他共用設備等の仕様に関し、一定以上のスペックを標準とし、地域性あるいは取得後における変更の可能性等を総合的に考慮した上で物件毎に判断します。

D. 耐震性能

建物への投資につき、原則として新耐震基準(昭和56年改正後の建築基準法(昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。以下「建築基準法」といいます。))に基づく建物等の耐震基準を指します。以下同じです。)又はそれと同水準以上の性能を有しており、かつ、予想最大損失率(地震PML値)(注)が20%以下の物件を原則とします。なお、地震PML値が20%を超える場合又は個別の物件が加わることによりポートフォリオ全体の地震PML値が10%を超過する場合には、災害による影響と保険料負担等とを総合的に比較した上で、地震保険の付保及び耐震補強工事の実施等を検討します。

(注) 予想最大損失率(地震PML値)については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件 (へ) 建物状況調査報告書等の概要」をご参照下さい。

E. 環境・地質等

以下を勘案の上、投資の可否を判断するものとします。

(i) アスベスト・フロン・PCB等の有害物質の使用・管理状況

(ii) 地質状況、土地利用履歴及び土壌汚染状況等

F. 築年数

建物への投資につき、原則として新耐震基準が採用された昭和56年6月以降に建築された物件を投資対象とします。但し、新耐震基準を満たしていること等投資適格と判断した場合には、昭和56年6月以前に建築された物件を投資対象とすることがあります。

G. 未稼働物件への投資

本投資法人は、原則として、引渡し時点において稼働物件(注)である不動産等を取得します。引渡し時点において未稼働物件である不動産等については、投資額、稼働予定時

期、収益予想等を総合的に判断し、本投資法人の運用資産の運用に与える影響を考慮の上、取得することができるものとします。但し、かかる場合においても当該未稼働物件の引渡し直後において、引渡し済みの未稼働物件の契約上の取得価格の合計が、直近の決算期における本投資法人の貸借対照表上の資産総額の10%を超えないことを条件とします。

(注) 建物が竣工しており賃貸中又は賃貸可能である不動産等をいいます。但し、本投資法人が保有する不動産等のうちある時点において稼働物件となった不動産等については、その後の稼働状況(建物の建替え又は大規模修繕等が行われる場合を含みます。)にかかわらず引続き稼働物件とみなします。なお、かかる稼働物件に該当しない物件を、以下「未稼働物件」といいます。

H. 開発案件への投資

パイプラインサポート会社及び協力会社によるサポートを得ることが可能な物件を中心に、第三者が開発中の不動産については、竣工後のテナントの確保が十分可能と判断され、工事完成と引渡しのリスクが極小化されている場合には、当該建物竣工前においても投資することができるものとします。また、既に取得している物件の増築については、既存物件の価値向上に資すると判断される場合には、法令の範囲内で、増築後のテナントの確保が十分可能と判断されること及び工事完成と引渡しのリスクが極小化されていることを確認の上、実施することができるものとします。

I. 権利関係

(i) 共有の場合

- a. 共有持分割合が50%以下であっても当該物件を取得することができるものとします。
- b. 処分の自由度を確保するため、共有者間特約等による共有者間での優先買取権、譲渡の制限等の制約条件の有無やその内容を確認します。
- c. 収益の安定性を確保するため、他の共有者の属性、信用力を十分確認の上可能な限り仕組み上の手当(共有持分不分割特約の締結、登記の具備及び敷地の相互利用に関する取決めを含みますが、これらに限りません。)を行います。

(ii) 区分所有の場合

- a. 処分の自由度を確保するため、区分所有者間特約等による区分所有者間での優先買取権、譲渡の制限等の制約条件の有無やその内容を確認します。
- b. 収益の安定性を確保するため、管理組合の運営状況(積立金、負債比率、付保状況等)を確認し、必要に応じ独自の手当(本投資法人内の積立金増額、管理組合とは別途の共用部付保や敷地権の登記の具備を含みますがこれらに限りません。)を講じます。

また、区分所有権の住宅(一棟全体にかかる区分所有権を全て保有する場合を除きます。)については、住居用不動産への投資額(注)のうち原則33%を超えないこととします。

(注) 投資額とは、既保有物件の取得価格累計及び取得予定の区分所有物件の取得予定価格の合計額をいいます。

(iii) 借地の場合

- a. 借地を投資対象とする場合には、原則として、旧借地法(大正10年法律第49号、その後の改正を含みます。)又は借地借家法(平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。以下「借地借家法」といいます。)上の借地権を対象とします。
- b. 借地上の建物に投資する場合には、原則として、借地上の建物の所有権登記によって当該借地権にかかる第三者対抗要件を具備し、又は、借地権について仮登記を経る等の順位保全策をとること等を慎重に検討し、それが確認された場合にのみ投資の対象とします。但し、借地の地権者又は転貸人(転借地上の建物に投資する場合)の了

解が得られない場合において、地権者及び転貸人の属性等から判断してリスクが許容範囲内にあると判断できるときには、借地権について第三者対抗要件又は仮登記等を経ずに、他の保全策を講じた上で投資の対象とすることがあります。

- c. 底地権者や借地権者の属性については、慎重に考慮し、地代の改定、借地契約更新時の更新料、建替え時の承諾料又は売却の際の承諾料等が収益性に与える影響を考慮の上判断します。
- (iv) 担保権・用益権の場合
- a. 購入予定不動産上の抵当権等の担保権の有無や購入時の抵当権抹消の可能性等を確認します。
 - b. 第三者による地上権・地役権等の用益権設定の有無やその内容を確認し、収益性に与える影響を考慮の上判断します。

(ロ) 投資不動産のデュー・ディリジェンス

本資産運用会社は、投資物件の取得に当たっては、公正かつ調査能力・経験のある専門の第三者による、不動産鑑定評価書（価格調査書を含む。）、建物状況調査報告書による分析評価を行うとともに、以下の項目についての経済的、物理的及び法的調査を行った上で総合的に判断します。

A. 運用不動産等の経済的調査、物理的調査及び法的調査等の詳細な調査を実施します。

	評価項目	調査事項
経済的調査	テナント調査	<法人の場合> テナントの業種、業歴、規模、上場／非上場の別、財務状況、株価動向、格付等 <個人の場合> ① テナントの職業、年齢、世帯状況、所得水準、資産状況等 ② テナントの数、利用目的、賃料収納状況等 ③ 賃貸借期間、過去の稼働率、賃料推移及び将来の見通し ④ テナントの占有割合、分布割合等
	市場調査	市場賃料、稼働率、商圈分析、競合物件・テナント需給動向等
	収益関係	① テナント誘致・処分性等の競争力調査 ② 賃料水準、賃貸借契約内容及び更新の可能性 ③ 適正費用水準の調査、将来予想される費用負担の可能性 ④ 修繕計画との比較における実際の資金積立状況

	評価項目	調査事項
物理的 調査	立地要因	① 街路の状況、鉄道等主要交通機関からの利便性、主要交通機関の乗降客数 ② 利便施設、経済施設、官公署、教育施設、娯楽施設の配置及び近接性 ③ 周辺土地の利用状況並びに将来の動向 ④ 日照、眺望、景観、騒音等の状況 ⑤ 地域の知名度、評判、規模等の状況 ⑥ 都市計画及び地域計画 ⑦ 前面道路の幅員、開口と奥行の形状と広さ
	建築・設備・仕様概要	<各用途共通> ① 意匠、主要構造、築年数、設計・施工業者等 ② 内外装の部材のグレード <住居用不動産・シニア物件> 戸数、間取り、内装、天井高、防犯設備、空調設備、放送受信設備、インターネット設備、給排水設備、昇降機設備、駐車場、駐輪場、エントランス仕様、その他共用設備等の仕様に関し、一定以上のスペックを標準とし、地域性又は取得後における変更の可能性等 <その他> 貸付床の形状、間取り、分割対応、天井高、電気容量、空調方式、床荷重、照度、OAフロア、防犯設備、放送受信設備、給排水設備、昇降機設備、駐車場、駐輪場、その他共用設備等の状況に関し、一定以上のスペックを標準とし、地域性又は取得後における変更の可能性等
	耐震性能診断 (注)	① 新耐震基準又はそれと同水準以上の性能の確保 ② 地震リスク分析及び耐震診断実施
	建物・管理診断 (注)	① 関係法規（消防法（昭和23年法律第186号、その後の改正を含みます。以下「消防法」といいます。）、都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。以下「都市計画法」といいます。）その他建築法規）の遵守状況等 ② 建物状況調査報告書における将来（12年程度）の修繕費見込み ③ 管理状況の良否、管理規約の有無・内容、管理会社の質と信用力
	環境・土壌等	① アスベスト・フロン・PCB等の有害物質の使用・管理状況 ② 地質状況、土地利用履歴、土壌汚染状況等

	評価項目	調査事項
法的 調査	権利関係への 対応	<p>前所有者等の権利の確実性を検討。特に共有・区分所有・借地物件等、本投資法人が所有権を有しないか又は単独で所有権を有しない等権利関係が複雑な物件について、以下の点を含めその権利関係について慎重に検討します。</p> <p>① 借地権に関する対抗要件具備の有無及び借地権に優先する他の権利の有無</p> <p>② 敷地権登記の有無、建物と敷地権の分離処分制限及びその登記の有無、持分割合の状況</p> <p>③ 敷金保全措置、長期修繕計画に基づく積立金の方針・措置</p> <p>④ 共有物不分割特約及びその登記の有無、共有物分割請求及び共有持分売却等に関する適切な措置の有無並びに共有者間における債権債務関係</p> <p>⑤ 区分所有の区分性</p> <p>⑥ 本投資法人による取得前に設定された担保の設定状況や契約の内容とその承継の有無</p> <p>⑦ 借地権設定者、区分所有者及び共有者等と締結された規約・特約等の内容</p> <p>⑧ 借地権設定者、区分所有者及び共有者等の法人・個人の別等の属性</p> <p>⑨ 信託受益権については信託契約の内容</p>
	テナント属性	<p>① テナントの使用目的及び契約形態</p> <p>② テナントとの紛争の有無</p>
	境界調査	境界確認の状況、越境物の有無とその状況

(注) 本投資法人は、物件を取得するに当たり、独立した第三者である専門家に、構造計算書を含む耐震構造に問題がないことについての確認の調査を委託し、建築基準法で定める耐震性能についての確認を行っています。

B. 個別の不動産等の調査・投資適格性の判断に関しては、デュー・ディリジェンスにおける調査レベルの均一化を図るとともに、取引に当たって留意すべき事項を十分に調査、認識した上で投資適格性を判断します。

C. 専門性・客観性・透明性の観点から、建物調査（地震PML値を含みます。）、環境調査、マーケット調査、鑑定評価については、利害関係を有しない独立した外部の専門業者へ調査を委託します。

(ハ) 保有期間

原則として中長期保有を目的として資産の運用を行い、資産価値の安定的な成長を図ります。但し、戦略的な理由、ポートフォリオ構成上の理由等により個別資産を譲渡する場合があります。

なお、本投資法人は、当期（平成21年2月期）においてポートフォリオの中長期的な運用効率及びポートフォリオの質の向上を念頭に、コスモ西大島グランステージの譲渡を行いました。

(二) 物件の管理運営方針

A. 基本方針

本資産運用会社は、運用対象不動産の管理について、中長期にわたる稼働率の維持・向上、費用の低減及び計画的な修繕・改善工事を行うことにより、安定した収益の確保及び資産価値の維持・向上を図ることを基本方針とします。具体的には、以下の方針によることとします。

B. テナント営業

- ・リーシングの実施に当たって、営業期間毎に本投資法人の運用資産毎のリーシング計画を策定します。
- ・リーシング計画には、周辺地域又は商圈における新築賃貸不動産の供給動向、業種別テナント動向及び他物件成約事例等を反映し、新規募集賃料及び既存テナントの継続的な賃料の設定、既存テナントの満足度の向上、新規テナント候補への継続営業等の方針を定め、リーシングにつき機動的な対応を図ります。

C. リーシング活動の展開

(周辺地域又は商圈の動向)

- ・マーケットレポート及び不動産仲介業者等から収集した情報に基づき、各運用不動産の属する周辺地域又は商圈におけるテナント需給の見通し、賃料相場、稼働率、競合物件動向等を分析します。なお、周辺地域又は商圈において構造的変化（新規賃貸不動産の開発動向、新たな交通機関の開業、新駅の設置等）が見られる場合には、当該変化の影響を分析します。

(重点営業先の選定)

- ・周辺地域又は商圈におけるテナントの動き及びその理由（企業統合、事業転換、リストラクチャリング等）を調査及び分析し、営業活動の重点先とすべきテナント（又は業種）を選定します。

(最適な賃貸条件の検討)

- ・個別のテナントの賃貸条件の決定に当たっては、当該テナントの信用力、ポートフォリオ全体の収入に対する当該テナントからの賃貸収入の割合、契約形態（定期建物賃貸借契約であるか否か等）を総合的に判断します。

(既存テナント動向の把握)

- ・既存テナントとのコミュニケーションを十分に図り、当該テナントの動向、ニーズや不満、増床希望等をいち早く把握することに努めます。

D. リーシング方針

本資産運用会社は取得した投資不動産について賃貸を行うときは、以下の方針により、中長期的な収入の安定化を図ります。

- ・優良テナントを選別すること。
- ・新規テナントとして入居を希望する法人・個人の業種、業容、業績、財務状況等の信用情報を調査して十分に精査を行った上で賃貸借契約を締結すること。

(i) テナントの審査基準

本資産運用会社は、入居が見込まれるテナントについては、プロパティ・マネジメント会社の協力の下で以下の項目について審査を行い、社会的属性及び信用力の良好なテナントとの賃貸借契約の締結に努めます。

< 審査項目 >

	法人テナント	個人テナント
属性	<ul style="list-style-type: none"> ・業種 ・業歴 ・企業規模 ・上場／非上場の別 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業 <ul style="list-style-type: none"> － 勤続年数 － 勤務先の規模・業種 － 勤務先の上場／非上場の別 ・年齢 ・入居家族構成
業績	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況 ・株価動向 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得水準
信用力	<ul style="list-style-type: none"> ・企業信用調査会社の評価内容 ・格付 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産状況
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・使用目的 ・賃料、敷金、保証金 ・賃貸借期間 ・連帯保証人の有無及び状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用目的 ・賃料、敷金、保証金 ・賃貸借期間 ・連帯保証人の状況

E. テナント管理方針

(i) テナント管理

- ・プロパティ・マネジメント会社の協力の下、テナントの要望等については迅速かつ誠実に対応します。
- ・テナントへの入居指導・管理を行うことにより、物件を常に良好な管理状態に保ち、テナントの満足度の向上に努めます。
- ・安全対策には万全の対応をとることとし、物件によっては、オートロック・防犯カメラの設置等を行います。

(ii) 賃料回収保全策

- ・本資産運用会社は、賃料延滞の発生時には、早期に督促を行い延滞解消に努めます。
- ・原則として保証人のない個人テナントとの賃貸借契約においては、保証会社による賃料保証を付すこととします。

F. 建物管理方針

(i) 日常の建物管理

本資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社の協力の下に、資産の共用部分及び専有部分の各種設備の管理状態を定期的に確認し、不具合の発見されたものについては、迅速に修繕を行います。

(ii) 修繕計画

中長期的な視野から物件の競争力維持向上につながる効率的な修繕計画を物件毎に作成の上、設備投資を行います。

G. プロパティ・マネジメント会社（PM会社）を通じた管理運営

(i) プロパティ・マネジメント会社の利用

本投資法人は、地域的分散投資を図るとの投資方針に従い全国に分散した多数の取得資産のプロパティ・マネジメント業務を効率的かつ経済的に行うため、各投資対象地域毎にその地域に精通し、運営管理実績のある会社を選定し、原則として当該会社に集中してプロパティ・マネジメント業務を委託する方針です。

(ii) プロパティ・マネジメント会社の選定基準

本資産運用会社は、安定的な収益の確保を図るため、以下の点を考慮し、プロパティ・マネジメント会社を業務委託先として選定します。

- ・不動産運営管理の経験・能力
- ・取得を予定する資産における実績
- ・関係業者とのネットワーク
- ・本投資法人の視点に立った運営管理遂行の可否
- ・新規テナントの募集能力
- ・組織体制
- ・財務体質
- ・当該物件所在地域の不動産市場に関する知識・経験
- ・当該不動産関連資産に関するレポーティング能力
- ・報酬及び手数料の水準

また、本資産運用会社は、首都圏地域等独自に十分な情報を収集できる地域を除き、各地域におけるプロパティ・マネジメント会社の選定に関して、正確かつ適切な情報を収集するため、必要に応じて各地域のプライムサポート会社の協力を得る予定です。

(iii) 物件の管理運営状況の把握

本資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社から原則として毎月、以下の報告を受けることにより、物件の管理運営状況を把握し、運用対象不動産の運営計画と実績の差異の分析を行うとともに、プロパティ・マネジメント会社に必要な指図を行い、安定した収益の確保を目指します。

- ・テナントからの入金状況
- ・経費等の支出状況
- ・テナントの入退居の状況
- ・建物管理の状況
- ・テナントからの要望、クレームとそれに対する対応状況
- ・当該運用対象不動産所在地近隣の賃貸市場動向

(iv) プロパティ・マネジメント会社の評価

本資産運用会社は、日々の資産運用を行う過程でプロパティ・マネジメント会社の業務遂行状況についてチェックを行います。その結果、本資産運用会社の期待する水準に満たない場合には、プロパティ・マネジメント会社の変更を行うことがあります。

(ホ) 付保の方針

- A. 損害保険の付保に関しては、当該建物の火災や事故等を原因とする第三者からの損害賠償請求による損害等に対応するため、適正とされる火災保険や包括賠償責任保険等の損害保険の付保を行います。
- B. 地震保険の付保に関しては、災害による影響と損害保険料とを比較検討して、付保の判断を行います。なお、地震PML値が20%を超える物件及び個別の物件が加わることによりポートフォリオ全体の地震PML値が10%を超過する場合には、地震保険の付保及び耐震補強工事の実施等を検討します。

(ヘ) 売却方針

本投資法人は、中長期的に安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指すことを運用の基本方針としていますが、本資産運用会社による定期的なポートフォリオの見直し等に

より、以下のA. ないしF. の各事項を考慮の上、以下の a. ないし c. の場合に個別不動産の売却の検討をすることがあります。

- A. 中長期的な不動産市況
- B. 将来における収益予測
- C. 資産価値の上昇・下落の見通し
- D. 所在立地地域の将来性・安定性
- E. 劣化又は陳腐化に対応する資本的支出の見込み
- F. ポートフォリオの構成における重要性

a. 戦略的重要性が失われた場合

例) 老朽化等により物件の収益性が低く、追加的な資本支出によっても目標とする収益をあげる見込みがないと判断される場合

b. 魅力的な購入価格を提示する投資家が現れた場合

例) 立地地域において、潜在価値を超える魅力的な価格が提示される等強い購入意向が示された場合

c. 戦略的に売却を行うことが本投資法人の収益に寄与する場合

例) 空室率の改善・賃料のアップ・コストの改善等によりバリューアップが図れた場合

⑥ 財務方針

(イ) 基本方針

本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費又は分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じです。）の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）又は投資法人債を発行します。但し、借入金と投資法人債をあわせた限度額は1兆円を超えないこととします。

(ロ) 借入れを行う場合、借入先は金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（以下「適格機関投資家」といいます。但し、租税特別措置法第67条の15に規定する機関投資家に限ります。）に限るものとします。また、借入先の選定に当たっては、借入期間、金利、担保提供の要否、手数料等の諸条件につき複数の金融機関と交渉し、その内容を総合的に考慮してこれを選定します。リファイナンスリスクを軽減するため、借入先の分散及び返済期限の分散に努めます。

(ハ) 総資産に対する借入金及び投資法人債の合計額の残高の割合（以下「有利子負債比率」といいます。）は、原則として60%を上限の目処として運用します。但し資産の取得に伴い、有利子負債比率が一時的に60%を超えることがあります。

(ニ) 本投資法人は、本投資法人の負債から生じる金利変動リスク及びその他のリスクをヘッジするため、デリバティブ取引を行うことがあります。

(ホ) 本投資法人は、運用資産の新規購入、テナント預かり金等の返還又は運転資金等の資金需要への機動的な対応を目的として、コミットメントライン契約等の事前の融資極度枠設定又は随時借入れの予約契約を締結することがあります。

(へ) 借入れ又は投資法人債の発行を行う場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することがあります。

(ト) 投資口の追加発行を行う場合、本投資法人の資産の長期的かつ安定的な成長、金融環境及び投資法人の財務状態を考慮した上で、投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の持分割合の低下及び投資口1口当たりの純資産額又は分配金の減少）に配慮しつつ、これを行います。

⑦ 開示方針

(イ) 資産運用については、投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示に努めます。

(ロ) 情報開示に関しては、投信法、金融商品取引法、東京証券取引所、社団法人投資信託協会等が要請する内容及び様式に従って、適切に開示を行います。また、財務情報及び運用状況に関する情報のほか、本投資法人への投資判断に際し有用と考えられる情報について、自主的に開示を行う方針です。

(ハ) 利害関係人等との取引の透明性を確保するために、利害関係人等との間で行う取引に関して、プレスリリース等により自主的に開示を行います。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

以下、本投資法人による投資対象（規約第28条）を示します。

(イ) 不動産等

本投資法人はその規約で、主として以下に掲げる特定資産に投資するものとしています。

A. 不動産

B. 次に掲げる各資産（以下併せて「不動産同等物」といい、不動産と不動産同等物を併せて「不動産等」と総称します。）

(i) 不動産の賃借権

(ii) 地上権

(iii) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含みます。）

(iv) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(v) 当事者の一方が相手方の行う上記A. 又は上記(i)ないし(iv)に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）

(vi) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

C. 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの

(i) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。）に定める優先出資証券をいいます。）

(ii) 受益証券（投信法に定める受益証券をいいます。）

(iii) 投資証券（投信法に定める投資証券をいいます。）

(iv) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法に定める特定目的信託の受益証券（上記B. (iii)、(iv)又は(vi)に掲げる資産に該当するものを除きます。）

(ロ) その他の特定資産

本投資法人は、上記に掲げる特定資産のほか、以下の資産に投資します。

A. 次に掲げる特定資産

(i) 預金

(ii) コールローン

(iii) 有価証券（投信法に定めるものをいい、不動産関連資産に該当するものを除きます。）

(iv) 金銭債権（投信法施行令に定めるものをいいます。）

(v) 信託財産を主として上記(i)ないし(iv)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権及びかかる信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

B. デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令に定めるものをいいます。）

(ハ) 特定資産以外の資産

本投資法人は、実質的に不動産等への投資を目的とする場合又は不動産等への投資に付随

するもの限り、上記(イ)及び(ロ)に定める特定資産のほか、以下に掲げる資産に投資することがあります。

- A. 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいいます。）
- B. 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
- C. 資産流動化法において定める特定出資
- D. 民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。）上の組合の出資持分
- E. 民法上の動産
- F. 民法上の地役権
- G. 著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含みます。）に基づく著作権
- H. 信託財産として上記A. ないしG. を信託する信託の受益権
- I. 上記A. ないしH. のほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の権利

② 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

(イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 ⑤ 運用方針」をご参照下さい。

(ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします。

① 利益の分配

(イ) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して算出した金額をいいます。以下同じです。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとします（規約第34条第1項第1号）。

(ロ) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は投資法人にかかる課税の特例規定に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができるものとします（規約第34条第1項第2号）。

(ハ) 利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします（規約第34条第1項第3号）。

② 利益を超えた金銭の分配

(イ) 本投資法人は、利益の金額が配当可能所得金額の100分の90に相当する金額に満たない場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投信法の規定に従い、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします（規約第34条第1項第4号）。

(ロ) 本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、当該営業期間に計上する減価償却額に相当する金額を加算した金額を上限とします。但し、金銭の分配金額が投資法人にかかる課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的で役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとします（規約第34条第1項第4号）。

(ハ) 本投資法人は、安定的な分配金の支払いを重視しますが、利益を超えた金銭の分配に関して、かかる分配を受けた個人投資主がその分配の都度税務上の譲渡損益の算定を自己において行うことが必要とされる限りにおいては、投資主に対して利益を超えた金銭の分配は行わないものとします。但し、本投資法人が投資法人にかかる課税の特例規定における要件を満たすことを目的とする場合等で、利益を超えた金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超えた金銭の分配を行うことがあります。

③ 分配金の支払方法

分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配します（規約第34条第1項第5号）。

④ 金銭の分配の除斥期間等

分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払いの義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息は付さないものとします（規約第34条第2項）。

⑤ 投資信託協会規則

上記の他、本投資法人は、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」に従うものとします（規約第34条第1項第6号）。

(4) 【投資制限】

① 規約に基づく投資制限

規約に基づく投資制限は以下のとおりです。

(イ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ロ) その他の特定資産 A.」に掲げる有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ) 不動産等 B.」に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとします(規約第29条第1項)。

(ロ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ロ) その他の特定資産 B.」に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします(規約第29条第2項)。

(ハ) 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。)等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)又は投資法人債を発行することができます。なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家(租税特別措置法第67条の15に規定する機関投資家に限ります。)からの借入れに限るものとします(規約第35条第1項)。その場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができます(規約第35条第2項)。借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとします(規約第35条第3項)。

② 金融商品取引法及び投信法による制限

本投資法人は金融商品取引法及び投信法による投資制限に従います。主なものは次のとおりです。

(イ) 本資産運用会社による運用の制限

登録を行った投資法人は、資産運用会社はその資産の運用にかかる業務の委託をしなければなりません。本資産運用会社は、資産の運用にかかる業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、本投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる禁止行為のうち、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」に記載される利害関係人等との取引制限を除く主なものは次のとおりです。

A. 自己取引等

資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした取引を行うこと(金融商品取引法第42条の2第1号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。以下「業府令」といいます。)第128条で定めるものを除きます。

B. 運用財産相互間の取引

資産運用会社が運用財産(本投資法人から運用の委託を受けた資産を含みます。)相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第2号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものと認められる以下の場合を除きます(業府令第129条)。

- (i) 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
 - a. 次のいずれかの場合に該当するものであること。
 - I. 一の運用財産の運用を終了させるために行うものである場合
 - II. 投信法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券にかかる解約金又は投信法に規定する投資証券、投資法人債券若しくは外国投資証券若しくは金融商品取引法第2条第8項第15号イからハまでに掲げる権利にかかる払戻金の支払いに応じるために行うものである場合
 - III. 法令、資産運用委託契約その他の法律行為に定められている投資の対象とする資産の保有額又は保有割合にかかる制限を超えるおそれがある場合において、当該制限を超えることを避けるために行うものである場合
 - IV. 双方の運用財産について、運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められ場合
 - b. 業府令で定める対象有価証券売買取引等であつて、同府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。
 - (ii) 次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
 - a. 個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての投資主に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明を行い、当該全ての投資主の同意を得たものであること。
 - b. 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買等、業府令で定める取引のいずれかに該当するものであること。
 - (iii) その他投資主の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないと認められるものとして所管金融庁長官等の承認を受けた取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- C. 第三者の利益を図る取引
- 資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第3号）。
- D. 投資法人の利益を害する取引
- 資産運用会社が通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が登録投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第4号）。
- E. 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止
- 資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含みます。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引（金融商品取引法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号までに掲げる行為をいいます。）を行うこと（金融商品取引法第40条の3）
- (i) 金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利
 - (ii) 金融商品取引法第2条第1項第21号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限りません。）
 - (iii) 金融商品取引法第2条第2項第7号に掲げる権利（政令で定めるものに限りません。）

F. その他業府令で定める取引

上記の他、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして業府令で定める以下の行為（金融商品取引法第42条の2第7号、業府令第130条）。

- (i) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）。
- (ii) 資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (iii) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと。
- (iv) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (v) 第三者の代理となって当該第三者との間における取引を行うことになることを内容とした運用を行うこと（但し、資産運用会社が予め個別の取引ごとに全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。）。
- (vi) その他業府令に定められる運用を行うこと。

(ロ) 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式につき、登録投資法人の保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合には、当該株式を取得することができません（投信法第194条、投信法施行規則第221条）。

(ハ) 自己投資口の取得及び質受けの制限

投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません（投信法第80条第1項）。

- A. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合。
- B. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合。
- C. その他投信法施行規則で定める場合。

(ニ) 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人（子法人）の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人（親法人）の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該子法人は、取得することができません（投信法第81条第1項及び第2項）。なお、他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます（投信法第81条第4項）。

- A. 合併後消滅する投資法人から親法人の投資口を承継する場合。
- B. 投資法人の権利の実行にあたりその目的を達成するため必要かつ不可欠であるとき。
- C. その他投信法施行規則で定める場合。

③ その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

(ロ) 集中投資

集中投資について法令上制限はありません。なお、不動産の用途・所在地域による分散投資に関する方針について、前記「(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(ハ) 他のファンドへの投資

他のファンド（投資証券及び投資信託の受益証券）への投資について、規約上の制限はありません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資証券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資証券への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人の保有資産である個別の不動産及び不動産信託の受益権の信託財産である不動産特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件 (リ) 各物件の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分であるとの保証はありません。

以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券の市場価格は下落すると考えられ、その結果、元本の欠損が生じる可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下その他財務状況の悪化により、分配率の低下が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本「3 投資リスク」を含む本書の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

本「3 投資リスク」に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

① 一般的なリスク

- (イ) 投資口及び投資証券の商品性に関するリスク
- (ロ) 本投資証券の払戻しができないことに関するリスク
- (ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク
- (ニ) 本投資証券の価格変動に関するリスク
- (ホ) 投資口の希薄化に関するリスク
- (ヘ) 金銭の分配に関するリスク
- (ト) 有利子負債比率に関するリスク
- (チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに関するリスク
- (リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク
- (ヌ) 継続企業の前提に関するリスク

② 商品設計及び関係者に関するリスク

- (イ) 収入及び費用、キャッシュフローの変動に関するリスク
- (ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク
- (ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク
- (ニ) 資産運用会社に関するリスク
- (ホ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク
- (ヘ) 賃料保証会社に関するリスク
- (ト) 役員の職務遂行にかかるリスク
- (チ) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク
- (リ) 本投資法人や本資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク
- (ヌ) インサイダー取引規制等が存在しないことによるリスク
- (ル) 敷金・保証金の利用に関するリスク
- (ヲ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ワ) 運用不動産の取得方法に関するリスク

③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

- (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

- (ロ) 物件取得の競争に関するリスク
- (ハ) テナントの獲得競争に関するリスク
- (ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク
- (ヘ) 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク
- (ト) 法令等の変更に関するリスク
- (チ) 区分所有物件に関するリスク
- (リ) 共有物件に関するリスク
- (ヌ) 借地物件に関するリスク
- (ル) 専門家報告書等に関するリスク
- (ヲ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ワ) 賃料の減額に関するリスク
- (カ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク
- (ヨ) 入居者の建物使用態様に関するリスク
- (タ) 不動産の毀損等に関するリスク
- (レ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ソ) 不動産にかかる所有者責任に関するリスク
- (ツ) 有害物質にかかるリスク
- (ネ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク
- (ナ) テナントの支払能力に関するリスク
- (ラ) 売主等の倒産等の影響を受けるリスク
- (ム) 転貸・マスターリースに関するリスク
- (ウ) 借家物件に関するリスク
- (キ) 開発物件に関するリスク
- (ノ) テナントの集中に関するリスク
- (オ) テナントの業種の偏りに関するリスク
- (ク) オペレーターに関するリスク
- (ヤ) フォワード・コミットメント等にかかるリスク

④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク

- (イ) 信託受益者として負うリスク
- (ロ) 信託の受益権の流動性にかかるリスク
- (ハ) 信託受託者にかかるリスク

⑤ 税制に関するリスク

- (イ) 導管性要件にかかるリスク
- (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (ニ) 一般的な税制の変更にかかるリスク

⑥ その他

- (イ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

① 一般的なリスク

(イ) 投資口及び投資証券の商品性に関するリスク

投資口又は投資証券は、株式会社における株式又は株券に類似する性質を持ち、投資金額の回収や利回りの如何は本投資法人の業績又は財産の状況に影響されるものであり、譲渡による換価時に投資金額以上の回収を図ることができるとの保証はありません。また、本投資法人にかかる通常の清算又は倒産手続の下における清算においては、投資主は、本投資法人の全ての債権者への弁済の後でなければ、投資口の払戻しを受けることはできず、元本すなわち投資額の全部又は一部の支払いが行われない可能性があります。

(ロ) 本投資証券の払戻しができないことに関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型です。したがって、投資主が本投資証券を換価する手段は、投資主総会での決議に基づき本投資法人が解散し清算された場合の残余財産分配請求権等を除き、第三者に対する売却（金融商品取引所に上場されている場合には取引市場を通じた売却を含みます。）に限られます。本投資証券の売却が困難となった場合、特に本投資証券が金融商品取引所に上場されなくなった場合には、本投資証券を希望する時期及び条件で換価することが困難となります。

(ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク

本投資証券は、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他により、上記特例に規定される上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。

本投資証券の上場市場における売却が困難若しくは不可能となった場合には、本投資証券の売却を希望する投資主は、相対取引による売却によるほかなく、本投資証券を希望する時期又は条件で換価できないか、全く換価できない可能性があります。これにより損害を被る可能性があります。

(ニ) 本投資証券の価格変動に関するリスク

本投資証券の市場価格は、取引所における需給関係や、不動産関連資産への投資の動向、他の資産への投資との比較、エクイティ市場の状況、金利情勢、経済情勢等、市場を取り巻く様々な要因の影響を受け、大幅に変動する可能性があります。また、地震等の天災その他の事象を契機として、不動産への投資とそれ以外の資産への投資との比較により、不動産投資信託全般の需給が崩れないとの保証はありません。

本投資証券が取引所において一時的に大量に売却される場合、本投資証券の市場価格が大幅に下落する可能性があります。

本投資法人は、不動産及び不動産を主たる信託財産とする信託受益権（以下「不動産信託受益権」といいます。）を主な投資対象としていますが、不動産の価格及び不動産信託受益権の価格は、不動産市況、社会情勢等の影響を特に受け易いといえます。本投資法人の保有する資産の価値が下落すれば、本投資証券の市場価格の下落をもたらす可能性があります。一方、不動産市場の動向にかかわらず、株式市場の一時的な下落が、本投資証券の市場価格を大幅に下落させることがあります。

また、東京証券取引所の不動産投資信託証券市場の将来的な規模及び同市場における流動性の不確実性、法制や税制の変更等が本投資証券の価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 投資口の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得若しくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを随時必要としています。かかる資金の手当てを目的として投資口を随時追加発行する予定です。投資口が追加発行された場合、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口総口数に対する割合は希薄化する可能性があります。

また、期中において追加発行された投資口に対して、その期の保有期間が異なるにもかかわらず、既存の投資主が有する投資口と同額の金銭の分配がなされることから、既存の投資主が有する投資口への分配額に影響を与える可能性があります。さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口あたりの純資産額や市場における需給バランスに影響を受けることがあります。

(ヘ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従い、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無、金額及びその支払いは、いかなる場合においても保証されるものではありません。

(ト) 有利子負債比率に関するリスク

本投資法人の有利子負債比率の上限は、本資産運用会社の運用ガイドラインにより60%としますが、資産の取得状況や投資口の追加発行のタイミング等により一時的にこの数値を超えることがあります。有利子負債比率の値が高まれば高まるほど、一般的に、分配可能金額が金利変動の影響を受け易くなり、その結果投資主への分配額が減少するおそれがあります。

(チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに関するリスク

投資法人に関する法律上、税制上その他諸制度上の取扱い若しくは解釈が大幅に変更され、又は新たな法律が制定される可能性があります。それに伴い、本投資法人の現在の運用方針、運営形態等の変更が必要となる可能性があります。その結果、本投資法人の存続、収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資法人の再編等に関する法律、税務、会計上の解釈や取扱いは必ずしも明確ではなく、かかる状況が、本投資証券の市場価格に悪影響を及ぼす可能性もあります。

(リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク

本投資法人は、投信法の下で投資法人としての登録を受けており（投信法第187条）、将来にわたりこれを維持する方針ですが、一定の事由が発生した場合、登録を取り消される可能性があります。その場合、本投資証券の上場が廃止されるとともに、本投資法人は解散すべきものとされ（投信法第143条第7号）、清算手続に入ることになります（投信法第150条の2第1号）。

(ヌ) 継続企業の前提に関するリスク

本投資法人は、既存借入金の返済期限が到来した場合、主として同一の借入先から新規の借入れを行う借換えにより借入金の返済を行うことを想定しておりますが、サブプライム・ローン問題に起因した世界的に不安定な経済情勢を背景に、金融機関が新たな貸出について慎重となっているため、金利、担保提供、財務制限条項等の点でより不利な条件での借入れを余儀なくされ、又は借換えによる既存借入金の返済ができなくなるおそれがあります。本

投資法人としては、既存借入金の借入先との間で十分協議を行っており、今後の借換えの実行に問題はないと考えていますが、借換えが実行できず、保有資産の売却により借入金の返済資金を調達する場合には、本投資法人のポートフォリオの状況や、財務状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、借換えや保有資産の売却により借入金の返済資金を調達できない場合には、本投資法人が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる状況となるおそれがあります。

② 商品設計及び関係者に関するリスク

(イ) 収入及び費用、キャッシュフローの変動に関するリスク

本投資法人の収益は、主として本投資法人が取得する不動産関連資産又はその裏付けとなる不動産からの賃料収入に依存しています。かかる賃料収入は、物件の稼働率の低下、賃料水準の低下、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延等により、大きく減少する可能性があります。テナントの入居時に支払能力又は信用状態を審査しますが、これらは入居後に悪化する可能性もあります。また、当該物件に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

本投資法人は、本資産運用会社を通じて、良質のテナントを確保すべく努力しますが、その目的が達成されるとは限りません。

また、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資金的支出、未稼働の物件の取得等は、キャッシュフローを減ずる効果をもたらし、投資主への分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

賃料収入のほか、不動産関連資産の売却に伴い収入が発生する可能性がありますが、不動産関連資産の売却に伴う収入は、恒常的に発生するものではなく、本投資法人の運用方針や不動産市場の環境に左右されるものであって、安定的に得られる性格のものではありません。また、売却に伴い損失が発生する場合があります。

他方、不動産関連資産に関する費用としては、減価償却費、不動産に関して課される公租公課、不動産に関して付保された保険の保険料、管理組合費、水道光熱費、不動産管理費用、清掃衛生業務、保安警備業務及び設備管理業務等の建物管理業務にかかる費用、維持修繕費用、借地借家料並びにテナント誘致費用（媒介手数料、広告料等）等があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります。

これらの要因により、投資主への分配金額の減少その他の悪影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、継続的に適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行うことを予定しています。

借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件並びにその後の金利負担は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、本投資法人の希望する時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行うことができないという保証はなく、また、変動金利により調達した場合には、その後の金利変動により利払額が増加する可能性や、既存の借入れ金を返済できなくなる可能性があります。

借入れ及び投資法人債の金利は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合、その後の市場動向にも左右されます。一般的に、市場金利が上昇傾向にある場合、本投資法人の利払額は増加します。金利が上昇しても本投資法人の受け取る賃料収入等が連動して上昇するわけではないので、分配可能金額は減少する可能性があります。

税法上、導管性要件（後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い ② 投資法人の税務（イ）利益配当等の損金算入」で定義されます。以下同じです。）のうち、投資法人による借入金の借入先を機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定するものをいいます。）に限定するという要件により、本投資法人が資金調達を行うに際して、借入先が限定され資金調達が機動的に行えない場合があります。追加の借入れを行おうとする際には、担保提供等の条件について制約が課され、本投資法人が希望する条件での借入れができなくなる可能性もあります。

また、本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、有利子負債比率等に応じて投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、修繕費用や敷金・保証金に対応した現金の積立てを強制される場合もあり、また物件の取得に一定の制約が課され、規約等の変更が制限される場合もあります。このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらすほか、これらの制約により投資主への金銭の分配が制限され、導管性要件を満たせなくなる等、投資主への金銭の分配に重大な悪影響を及ぼす場合があります。

借入れ又は投資法人債の発行において不動産関連資産に担保を設定した場合、借入先による担保の解除手続の遅延その他の事情により、希望どおりの時期に売却できず、又は希望する価格で売却できない可能性があります。また、不動産関連資産の評価額が借入先によって引き下げられた場合等、一定の条件の下に不動産関連資産に対して追加して担保を設定することを要求される可能性もあります。

さらに、借入れ又は投資法人債の返済資金を調達するために、本投資法人の希望しない時期、売却価格及び条件で不動産関連資産を処分せざるを得ない可能性もあります。また、本投資法人が借入れ又は投資法人債について債務不履行となった場合、それらの債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分や差押え等の強制執行が行われることがあるとともに、本投資法人に対して破産等の倒産手続の申立が行われる可能性があります。

なお、本投資法人が既存の借入れについて返済期限が到来した場合に、同一の借入先からほぼ同一の条件で新規の借入れを行う借り換えが、従来しばしば行われてきましたが、サブプライム・ローン問題に起因した世界的に不安定な経済情勢を背景に、金融機関が新たな貸出について慎重となっているため、金利、担保提供、財務制限条項等の点でより不利な条件での借入れを余儀なくされる可能性があり、ひいては新たな借入れができなくなるおそれから、本投資法人が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる状況となるおそれがあります。かかる事態を回避するために、本投資法人がその保有資産の売却により借入金の返済資金を調達する場合には、本投資法人のポートフォリオの状況や、財務状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

（ハ）本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現はこれらの者の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、これらの関係者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を必ずしも維持できるとの保証はありません。本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、委託を受けた業務の執行につき金融商品取引法及び投信法上の善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を負っていますが、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、一定の場合には、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との委託契約が解約又は解除されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関しては第三者への委託が必須のものとされているため、委託契約が解約又は解除された場合には、本投資法人は新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を選任する必要があります。しかし、新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を速やかに選任できるとの保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があるほか、場合によっては本投資証券が上場廃止になる可能性もあります。さらに、本資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社が破産等により金融商品取引法における登録又は業務遂行能力を喪失する場合には、新たな資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社への委託が必要となり、上記と同様のリスクがあります。

本資産運用会社は米国LCPを含む株主より人材を受け入れ、また米国LCPとの間で締結した情報提供契約に基づき、同社より不動産運用にかかるノウハウ、情報、アドバイスの提供を受けています。また、本投資法人は物件の取得機会の拡大を図るために、本資産運用会社の株主等でもあるパイプラインサポート会社との間で不動産等取得のサポート（情報提供）に関する協定書を締結しています。さらに、本資産運用会社は、協力会社としての日本GE株式会社との間で、住居用不動産の取得機会の拡大を目的とした物件情報提供及び優先交渉権の付与並びに不動産運営管理の支援を目的とした出向による人材供給等を内容とする事業協力契約を締結しています。このように、本投資法人の資産運用は、これらの関係者に依存している側面を有しています。本資産運用会社の株主がその株式を売却することなどにより、期待どおりに人材やノウハウ等の供給・提供を受けることができなくなり、あるいはパイプラインサポート会社若しくは協力会社との契約が解除され若しくは更新されず、又は期待どおりの成果をあげない場合や、これらの関係者がその期待される業務遂行に必要な人的・財政的基盤を失うような場合には、本投資法人の収益及び存続にも悪影響が出るおそれがあります。

(二) 資産運用会社に関するリスク

本投資法人が適切な不動産関連資産を確保し、これを適切に運用するためには、特に本資産運用会社の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、本資産運用会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が常に維持されるとの保証はありません。

本投資法人は、投資主総会の承認を得て資産運用会社との資産運用委託契約を解約することができます（投信法第206条第1項）。また、本投資法人は、投信法及び資産運用委託契約の規定に基づいて、資産運用会社が職務上の義務に違反した場合その他一定の場合に資産運用会社との資産運用委託契約を解約又は解除することができるほか（同条第2項）、資産運用会社が投信法上の金融商品取引業者でなくなったときその他一定の場合には資産運用会社との資産運用委託契約を解約又は解除しなければならないとされています（投信法第207条）。資産運用会社との資産運用委託契約が解約又は解除された場合、本資産運用会社との資産運用委託契約においては一定の手当てがなされていますが、一般的には上記(ハ)に記載のリスクがあてはまります。また、資産運用会社の変更は、本投資法人の借入金債務及び投資法人債の期限の利益の喪失事由となる可能性があります。

(ホ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク

本投資法人は、個別の不動産の態様に応じて、当該不動産につきプロパティ・マネジメント会社を選定することがあります。

一般に、テナント・リーシング、建物の保守管理を含めたプロパティ・マネジメント業務全般の成否は、プロパティ・マネジメント会社の能力、経験、ノウハウによるところが大きく、本投資法人は、各不動産又は各信託不動産の管理については、管理を委託するプロパティ・マネジメント会社の業務遂行能力に強く依拠することになります。プロパティ・マネジメント会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が維持される保証はありません。よって、プロパティ・マネジメント会社の業務遂行が円滑になされない場合又は業務の懈怠その他義務違反があった場合には、本投資法人の収益等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、プロパティ・マネジメント会社が破産及びその他の法的倒産手続等により業務遂行能力を喪失する場合には、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、本投資法人の保有する不動産の価値の下落や、収益の悪化等の悪影響を及ぼす可能性があります。

(へ) 賃料保証会社に関するリスク

本投資法人は、保有物件のうち一部の住居用不動産において、一部のエンドテナントについて賃料保証会社の滞納賃料保証システムを導入しております。当該保証システムは、プロパティ・マネジメント会社、エンドテナント及びエンドテナントの賃料債務等に係る保証人たる賃料保証会社の3者間の保証契約に基づくものであり、当該保証契約上、エンドテナントにおいて賃料の滞納が発生した場合、プロパティ・マネジメント会社が賃料保証会社に代位弁済を請求することが可能ですが、賃料保証会社が破産及びその他の法的倒産手続等に入った場合、プロパティ・マネジメント会社が同社から当該代位弁済の履行を受けることができなくなる可能性や、エンドテナントが賃料相当額を賃料保証会社に支払っている場合には、その回収が困難となる可能性があります。本投資法人が保有する信託受益権に係る、上記保証システムを一部のエンドテナントについて導入している住居用不動産については、信託受託者とプロパティ・マネジメント会社との間で、いわゆるパス・スルー型のマスターリース契約（賃貸借契約）を締結しています。そのため、賃料保証会社からの回収が不可能となった結果、エンドテナントによる賃料の支払いが円滑になされている限りにおいては重大な影響を受けないものの、エンドテナントの賃料の滞納や不払いが発生した場合、当該住居用不動産の収益ひいては本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ト) 役員の職務遂行にかかるリスク

投信法上、投資法人を代表しその業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務の監督等を行う監督役員は、投資法人からの受任者として善管注意義務及び忠実義務を負っています。本投資法人の執行役員又は監督役員が、職務遂行上、善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合、結果として投資主が損害を受ける可能性があります。

(チ) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク

金融商品取引法上、本資産運用会社は、本投資法人に対する善管注意義務及び忠実義務を負っているほか、通常取引の条件と異なる条件で、かつ、本投資法人の利益を害することとなる取引を内容とした運用を行うことが明示的に禁止されています。

また、金融商品取引法において本資産運用会社の業務遂行に関して行為準則が詳細に規定され、さらに社内規程に基づく自主的なルールも定めています。

本資産運用会社の株主は、本資産運用会社を介して本投資法人が行う取引について、自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。そのため、本資産運用会社が、株主に有利な条件で、本投資法人にかかる資産を取得させることにより、株主の利益を図るおそ

れがあり、また、本投資法人と株主が特定の資産の取得若しくは処分又は特定の資産の賃貸借若しくは管理委託に関して競合する場合、本資産運用会社が本投資法人の利益を優先せず、株主又はその顧客の利益を優先し、その結果本投資法人の利益を害するおそれがあります。

金融商品取引法では、損害が生じた場合に本資産運用会社の責任を追及できるよう、本資産運用会社や投資法人の帳簿等が公正な手続で作成され、証拠として蓄積されるような体制を充実させています。さらに、本資産運用会社は、特定資産の価格等の調査を一定の専門家に行わせることで、価格の公正さを確保し、投資判断の決定プロセス等に客観性・公明性を持たせる体制をとっています。

しかしながら、本資産運用会社が上記の行為準則に反したり、法定の措置を適正にとらない場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。

(リ) 本投資法人や本資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク

本投資法人及び本資産運用会社は、それぞれ平成17年9月及び平成16年3月に設立されたばかりであり、未だ実績が乏しく、過去の実績を的確に評価し、将来の運用成果等を予測することは困難であるといえます。

(ヌ) インサイダー取引規制等が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、上場投資証券は、上場株式等と異なり、金融商品取引法第166条に定める会社関係者の禁止行為（いわゆる「インサイダー取引規制」）の対象ではありません。したがって、本投資法人の関係者が本投資法人にかかる一定の重要な事実を立場上知り、その重要事実の公表前に本投資証券の取引を行った場合であっても金融商品取引法上はインサイダー取引規制に抵触しません。本投資法人の関係者が金融商品取引法で禁じられているインサイダー取引に類似する取引を行った場合には、取引市場における本投資証券に対する投資家の信頼を害し、ひいては本投資証券の流動性の低下や市場価格の下落等の悪影響をもたらす可能性があります。なお、本資産運用会社は、社内規程においてインサイダー取引の類似取引の防止規程を設けています。但し、かかる社内規程は法令に基づかないものであり、刑事罰の対象とならないため、法令と同程度の実効性が確保されるわけではありません。

(ル) 敷金・保証金の利用に関するリスク

本投資法人は、不動産の賃借人が賃貸人に対し無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を投資資金として利用する場合があります。しかし、そのような場合において賃貸借契約の中途解約により想定外の時期に予想外の金額の敷金又は保証金の返還義務が生じたときは、本投資法人は、敷金又は保証金の返還資金をその投資利回りよりも調達コストの高い借入れ等により調達せざるを得なくなることもあります。また、敷金又は保証金の投資運用が失敗に終わり損失が生じる可能性もあります。

(ロ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

規約に規定されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本資産運用会社がこれを具体化するために制定した運用ガイドラインについては、投資主総会の承認を得ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、投資方針の詳細が変更される可能性があります。

(ワ) 運用不動産の取得方法に関するリスク

本投資法人は、税制上の軽減措置を受けるために必要な場合など、信託受益権の形式では

なく、直接に不動産を取得することがあります。本投資法人が直接に土地を取得する場合、また、当該土地を信託受益権の形式によらずに有償で譲渡する場合には、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号、その後の改正を含みます。以下「公有地の拡大の推進に関する法律」といいます。）の適用対象となる場合があります。この場合、一定期間、当該土地の取得又は譲渡をすることができなくなる場合があります、また、当該土地の購入を地方公共団体が希望する場合には当該土地を取得できず、又は、当該地方公共団体に売却することとなる可能性があります。

また、本投資法人が今後不動産を取得するに当たり、税制上の軽減措置を受けること等を目的として譲渡代金支払日後直ちには当該不動産についての所有権等の移転本登記申請を行わない場合があります。この場合、売主が譲渡代金支払後本登記申請までの間に当該不動産を二重譲渡し、担保提供し、又は売主が倒産すること等により、本投資法人が運用不動産の完全な所有権を取得できなくなる可能性があります、また、同時に支払済みの譲渡代金の全部又は一部につき返還を受けられなくなる可能性があります。

③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針（2）投資対象 ① 投資対象とする資産の種類」に記載の不動産又は不動産信託受益権です。不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク」をご参照下さい。

(イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

一般に、不動産の有する特徴として、特に地理的位置の固定性、不動性（非移動性）、永続性（不変性）、個別性（非同質性、非代替性）等が挙げられます。また、上記の特徴の他に、取引当事者の属性や取引動機等の取引事情等によってもその価格が影響される等の特性もあります。これらの特性のために、不動産は、一般的に流動性が相対的に低い資産と考えられています。

経済環境や不動産需給関係の影響によっては、取得を希望する物件を希望どおりの時期・条件で取得できず、又は売却を希望する物件を希望どおりの時期・条件で売却できない可能性もあります。これらの結果、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ロ) 物件取得の競争に関するリスク

本投資法人は、その規約において、不動産関連資産を主たる投資対象として、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことをその投資の基本方針としています。しかしながら、不動産投資信託その他のファンドを含む様々な投資家等による不動産投資は近年活発化しており、物件取得の競争が激化する状況にありました。他方、サブプライム・ローンを端に発した世界的な金融危機を受けた信用収縮により、不動産市場は大きな影響を受けており、物件取得資金の調達は極めて困難な状況となっています。このような状況下にあつて、投資採算の観点から希望した条件での物件取得ができず、又は物件取得資金を調達できない等の事情により、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考えるポートフォリオを実現できない可能性があります。

(ハ) テナントの獲得競争に関するリスク

通常、特定の不動産は、他の不動産とのテナント獲得競争にさらされているため、競合する不動産の新築、リニューアル、競合不動産の募集賃料水準の引下げ等の競争条件の変化により、賃料引下げや稼働率の低下を余儀なくされ、本投資法人の収益が悪化する場合があります。

また、オフィスビルや商業施設等の住居以外の用に供される不動産については、一般の賃貸住宅に比べて相対的に需要が限定されており、その地域や商圈も限定されていることから、テナント獲得競争が相対的に激しい傾向にあります。特に周辺地域ないし商圈において他のオフィスビルや商業施設が新設された場合等には、これらとの競合によって本投資法人の保有する物件のテナント獲得にかかる競争力が相対的に低下し、その結果賃料減額を余儀なくされ、あるいは既存テナントが退去するおそれがあります。また、商業施設においては、周辺商業施設に入居するテナントとの競合により本投資法人の保有する商業施設のテナントの業績が急激に悪化し、賃料支払いの遅延又は不払いが生ずるおそれがあります。また、既存テナントが退去した場合には、これらの不動産の賃貸需要が相対的に低いことや、代替テナントの利用目的のための転用が容易でない場合もあり、代替テナント入居までの空室期間が長期化するおそれがあり、その間不動産の稼働率が大きく低下する可能性があるため、各テナントからの賃料への依存が賃貸住宅に比べて高いこととあいまって、本投資法人の賃料収入を大幅に低下させる可能性があります。また、企業をテナントとすることから、経済情勢の変化等により需要が大きく減少し、稼働率や賃料水準の低下を招くおそれがあります。

シニア物件については、高齢人口の増加に伴い今後も需要が伸びるものと考えられますが、a) 高齢者向け居住施設に対する参入も増加傾向にあり、また、その提供する設備・サービスも多様化していること、b) 介護保険制度の改正により、オペレーターの受け取る介護報酬減による収益性の悪化、入居者の負担金額増による入居者（利用者）減が生じる可能性があること、及びc) 高齢者向け居住施設に関する新しい制度が創設され既存よりも設備等に関する基準や補助金等の面で優良な物件が出現する可能性があることなどから、需要の伸びにかかわらず、これらの競争環境の変化によっては、本投資法人の保有するシニア物件のテナント獲得にかかる競争力が相対的に低下するおそれがあります。

(ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に、不動産には地盤・地質、構造、材質等に関して欠陥、瑕疵等（隠れたるものを含みます。）が存在している可能性があります。また、適用される法令上の規制の不遵守や、周辺の土地利用状況等が、瑕疵や欠陥となる可能性もあります。さらに、建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経た不動産であっても、建築基準関係法規の求める安全性や耐震強度等を有し、あるいは不適正な設計施工等が存在しないとの保証はありません。そこで、本資産運用会社が不動産又は不動産信託受益権の取得の判断を行うに当たっては、対象となる不動産について利害関係のない第三者の建設会社等の専門業者から建物状況調査報告書等を取得し、また、構造設計についても、第三者専門家に確認の調査を委託し、建築基準法で定める耐震性能に照らして問題がないか等につき、確認を行います。さらに、原則として当該不動産関連資産の売主から売買契約等において譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得するとともに、一定の瑕疵担保責任を負担させることとしています。

しかし、不動産関連資産の売主の表明及び保証の内容が真実かつ正確であるとは限らず、本投資法人の取得後に欠陥、瑕疵等の存在が判明する可能性がある一方、表明及び保証の期間及び責任額は一定範囲に限定されることもあります。さらに、不動産関連資産の売主が表

明及び保証を全く行わず、若しくは制限的にしか行わない場合、又は瑕疵担保責任を全く負担せず、若しくは制限的にしか負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産関連資産を取得する可能性があります（なお、強制競売で購入した物件については、瑕疵担保責任の追及はできません）。

不動産に欠陥、瑕疵等が存在する場合、その程度によっては、当該不動産関連資産の資産価値が減少する可能性があります。又は、これを防ぐために、買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の補修その他にかかる予定外の費用を負担せざるを得ない可能性があります。そして、これらに関し売主に対して表明及び保証違反を理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及することが法的には可能であっても、売主が特別目的会社や経済的に破綻した会社である等のためその資力が十分でなかったり、解散等により存在しなくなっている等の事情により、責任追及に実効性がなく本投資法人に費用負担が発生するおそれがあります。

本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。以下「宅地建物取引業法」といいます。）上宅地建物取引業者とみなされる（宅地建物取引業法第77条の2第2項）ため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他にかかる予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与えるおそれがあります。

不動産をめぐる権利義務関係も、その特殊性や複雑性のゆえに種々の問題を引き起こす可能性があります。本投資法人は不動産関連資産を取得するに当たって、不動産登記簿を確認する等売主の所有権の帰属に関する調査を行います。不動産登記にいわゆる公信力がない一方で、実際の取引において売主の権利帰属を確実に知る方法が必ずしもあるとはいえないため、本投資法人の取得後に、当初より売主が所有権を取得し得なかったことが判明する可能性があります。また、本投資法人が取得した権利が第三者の権利の対象になっていることや第三者の権利を侵害していることが、本投資法人の取得後になって判明する可能性があります。これらの問題が発生した場合、前述した欠陥や瑕疵等と同様、法律上又は契約上の瑕疵担保責任や表明保証責任を追及できることもあります。そのような責任追及には実効性がないおそれもあります。

(ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク

不動産を取得するまでの時間的制約等から、隣接地権者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、不動産を取得する事例が一般に少なからず見られ、本投資法人において今後取得する物件についてもその可能性は小さくありません。したがって、状況次第では、後日当該物件を処分するときに事実上の障害が発生し、また保有中においても境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、不動産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性もあります。

(ヘ) 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク

不動産のうち建物は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準等を定める建築基準法の規制に服します。その建築確認取得時点においては、建築基準法上及び関連法令上適格であった建物でも、その後の建築基準法等の改正に基づく規制の変更により、変更後の規制の下では不適格になることがあります。

その他、不動産は、消防法や都市計画法等の法令のほか、各地方公共団体の条例や行政規則等による種々の規制に服します。例えば、駐車場の付置義務、住宅の付置義務、福祉施設の付置義務等のほか、これらの義務に関連して、建物の新築・増築に際して地方公共団体等と協議する義務等を課されることがあります。また、敷地の一部が道路として指定されることにより敷地面積が減少し、その結果、建蔽率・容積率の規制において悪影響が生ずることもあります。

法規制の変化によりかつて法令に適合していたが後日適合しなくなった建物を「既存不適格」と呼ぶことがあります。既存不適格の建物は、これを改築したり、建替えたりしようとする際に、従前の建物と同等の建蔽率・容積率・高度・設備等を維持できなくなり、追加の設備が必要とされ、又は建替え自体が事実上困難となる可能性があります。このような場合には、不動産の資産価値や譲渡価格が下がる可能性があります。

また、本投資法人が取得を予定する資産のうちには、地方公共団体の定める条例上の駐車場の付置義務を満たしていないものが存在します。これらにつき本投資法人は、売主の負担と責任において上記付置義務を満たした上で引渡しを行うよう要請し、又は各地方公共団体との協議を通じて義務の緩和等の措置を要請する等、可能な限りの対応を行う所存ですが、引渡しまでに上記義務を満たせないおそれがあります。また、本投資法人としては、少なくとも上記義務違反がテナント及び近隣の居住者の迷惑とならないよう配慮します。その他、かかる義務を満たせない場合、多くの条例では特に制裁を定めていないことがありますが、違反への措置については予め慎重な検討を行います。

以上のほか、土地収用法や土地区画整理法のような私有地の収用・制限を定めた法律の改正等により、不動産の利用や用途に規制が加えられ、収用、再開発若しくは区画整理等が行われ、又は不動産の保有、管理、処分その他の権利関係等に制限が加えられることがあり、その結果、関連する費用等が増加し、又は不動産の価値が減殺される可能性があります。

(ト) 法令等の変更に関するリスク

消防法等その他不動産の建築・運営・管理に影響する関係法令や条例の改正等により、将来的に不動産の管理費用等が増加する可能性があります。また、建築基準法、都市計画法等の不動産に関する行政法規の改正等、新たな法令等の制定及びその改廃、又は、収用、再開発、区画整理等の事業により、不動産に関する権利が制限され、あるいは、一定の負担金等の負担を求められる可能性があります。さらに、環境保護を目的とする現行法令等又は将来制定・施行される新法令等により、不動産について、大気、土壌、地下水等の汚染にかかる調査義務、除去義務、損害賠償義務、所有者としての無過失責任等が課され、又は義務が強化される可能性もあります。このように、法令又は条例の制定・改廃等が本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、シニア物件に関しては、有料老人ホームの運営は各都道府県の監督下であり、シニア住宅についての認定を維持するためには財団法人高齢者住宅財団の設定する基準を満たす必要があります。これらの監督機関におけるシニア物件の監督方針の変更や要求される基準の変更又はその解釈若しくは適用の変更によっては、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

(チ) 区分所有物件に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（建物の躯体、エントランス部分等）から構成

されます。不動産が区分所有物件である場合には、その管理及び運営は区分所有法及び区分所有者間で定められる管理規約等に服します。この管理規約等は、原則として区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数決によらなければ変更できません（区分所有法第31条）。なお、建替え決議等においてはさらに多数決の要件が加重されています。

また、区分所有者の議決権数は、必ずしも区分所有割合（専有部分の床面積割合）に比例するわけではありません。したがって、本投資法人又は信託受託者が議決権の4分の3を有していない場合はもとより、これを保有している場合でも頭数において劣るため、区分所有物件の管理及び運営について本投資法人の意向を十分に反映させることができない可能性があります。

区分所有者は、自己の専有部分を原則として自由に処分することができ、本投資法人の意向にかかわらず区分所有者が変更される可能性があります。この場合、新区分所有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、管理規約等において当該不動産の区分所有権（敷地の共有持分を含みます。）を処分する場合にほかの区分所有者の先買権又は優先交渉権、処分における一定の手續の履踐義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が区分所有権を処分する際に事前にほかの区分所有者と優先的に売却交渉を行う等の制約を受けます。

また、区分所有者は自己の専有部分を原則として自由に賃貸その他使用収益することができます。その結果、本投資法人の不動産関連資産の価値や収益は、他の区分所有者による使用収益の状況によって影響を受ける可能性があります。

加えて、他の区分所有者が自己の負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払い又は積立てを履行しない場合、本投資法人が不動産関連資産の劣化を避けるため、その立替払を余儀なくされるおそれがあります。

なお、区分所有建物では、専有部分と敷地利用権（区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利をいいます。不動産登記の実務では「敷地権」ということもあります。）の一体性を保持するために、専有部分と敷地利用権を分離して処分することが禁止されています（但し、管理規約で別段の定めをすることはできます。）。そして、敷地権の登記がなされている場合（敷地利用権が専有部分の登記事項として登記されていることをいいます。）には、専有部分とは別に敷地利用権だけが分離されて善意の第三者に処分されても、当該分離処分は無効となります。しかし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の無効を善意の第三者に主張することができません。その結果、敷地利用権を有しない専有部分の所有者が出現する可能性があります。そのような場合には、区分所有建物と敷地の権利関係が複雑になるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、減価要因が増加する可能性があります。

(リ) 共有物件に関するリスク

不動産が第三者との間で共有されている場合、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

共有者は、法令上、共有物の分割を請求する権利があり、これにより分割後の不動産の単

独の処分又は使用収益を行うことが可能ですが、現物分割が不可能である場合は、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性があります。また、本投資法人が分割を請求できる反面、本投資法人が分割を望まないときでも、他の共有者からの請求にも服さなければならない可能性があります。共有者間で不分割の合意をすることは可能ですが、その場合であっても、合意の有効期間（法令により5年が最長ですが、5年を限度に更新することも可能です。）が満了していたり、その合意が未登記であるために第三者に対抗できないことがあります。また、共有者について破産手続、会社更生手続又は民事再生手続が開始された場合は共有物の分割が行われる可能性があります（但し、共有者は、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます。）。共有不動産の分割がなされた場合、当該不動産にかかる賃料収入等に大幅な変動が生じる可能性がある他、現物分割又は価額償還の方法により分割がなされ、本投資法人が共有不動産の一部又は全部を取得する場合において、他の共有者が分割前にその共有持分に設定していた担保権に服することを余儀なくされる可能性もあります。

共有物全体を一括処分する際には、全共有者の合意が必要です。したがって、本投資法人は共有物を希望する時期及び価格で売却できないおそれがあります。他方、共有持分については、共有者は自己の持分を原則として自由に処分することができます。したがって、本投資法人の意向にかかわらず他の共有者が変更される可能性があります。この場合、新共有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産関連資産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、共有者間の協定書又は規約等において、当該不動産の持分を処分するに際し、他の共有者の先買権又は優先交渉権、事前同意の取得その他処分における一定の手続の履践等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が持分を処分する際に事前に他の共有者と優先的に売却交渉を行う等の制約を受ける可能性があります。

共有不動産を賃貸に供する場合、賃貸人の賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されています。したがって、他の共有者（賃貸人）の債権者により当該他の共有者の持分を超えて賃料債権全部が差し押えられたり、賃借人からの敷金返還債務を他の共有者がその持分等に応じて履行しない場合に、敷金全部の返還債務を負わされる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、自己の持分に応じた賃料債権相当額や他の共有者のために負担抛出した敷金返還債務相当額の償還を当該他の共有者に請求することができますが、当該他の共有者の資力の如何によっては、償還を受けることができないおそれがあります。

また、他の共有者が自ら負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払い又は積立てを履行しない場合、当該不動産やその持分が法的手続の対象となり、又は劣化する等の可能性があります。

共有不動産については、上記のような制約やリスクがあるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、単独所有の場合には存在しない減価要因が加わる可能性があります。

(ヌ) 借地物件に関するリスク

本投資法人は、借地権（土地の賃借権及び地上権）と借地権設定地上の建物に投資することがありますが、このような物件は、土地建物ともに所有する場合に比べ、特有のリスクがあります。

まず、借地権は、土地の賃借権の場合も地上権の場合も、永久に存続するものではなく、期限の到来により消滅し、借地権設定者側に正当な事由がある場合には更新を拒絶され、又は借地権者側に地代不払等の債務不履行があれば解除により終了することもあります。本投

資法人が借地権者である場合には、借地権が消滅すれば、建物買取請求権が確保されている場合を除き、建物を取り壊して土地を返還しなければなりません。仮に、建物買取請求が認められても本投資法人が希望する価格で買い取られる保証はありません。

さらに、敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分されることがありますが、この場合に、本投資法人が借地権について民法、建物保護ニ関スル法律（明治42年法律第40号、その後の改正を含みます。）又は借地借家法等の法令に従い対抗要件を具備しておらず、又は競売等が先順位の対抗要件を具備した担保権の実行によるものである場合、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できないこととなります。

また、借地権が土地の賃借権である場合には、これを取得し、又は譲渡する場合には、賃貸人の承諾が必要です。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地にかかる借地権もともに譲渡することとなるため、原則として借地権設定者の承諾が必要となります。かかる承諾が適時に得られる保証はなく、また、得られたとしても承諾料の支払いを要求されることがあります。その結果、本投資法人が希望する時期及び条件で建物を処分することができないおそれがあります。

また、本投資法人が借地権を取得するに際して保証金を支払うことがありますが、借地を明渡す際に、敷地所有者の資力が保証金返還債務に足りないときは、保証金の全部又は一部の返還を受けられないおそれがあります。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べ上記のような制限やリスクを伴うことから、減価要因となり、また、売却が困難となるおそれがあります。

また、借地上の建物に投資する場合には、原則として、借地上の建物の所有権登記による当該借地権にかかる第三者対抗要件の具備や、借地権について仮登記を経る等の順位保全策等を慎重に検討し、それが確認された場合にのみ投資の対象としますが、仮登記等に関し借地の地権者又は転貸人（転借地上の建物に投資する場合）の了解が得られない場合において、転借地上の建物の所有権登記等、転借地の転借地権を地権者に対抗できない可能性のあるような場合であっても、地権者及び転貸人の属性等から判断してリスクが許容範囲内にあると判断できるときには、借地権について第三者対抗要件及び仮登記等を経ずに投資の対象とすることがあります。この場合、想定を超えるリスクが顕在化した場合には、第三者対抗要件その他の権利保全策が有効に機能せず、本投資法人の収益等が悪影響を受けるおそれがあります。

その他、地方公共団体がその普通財産を貸し付けた場合、その貸付期間中であっても、当該地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長はその契約を解除できるとされています（地方自治法（昭和22年法律第67号、その後の改正を含みます。）第238条の5第4項）。したがって、地方公共団体から普通財産である土地その他の資産を賃借した場合、本投資法人は、その契約に違反がない場合であっても解除されることがあり、その場合には本投資法人の資産運用及び収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ル) 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまります。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、これを行う不動産鑑定士等や評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額又は調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買が可能であ

ることを保証又は約束するものではありません。

建物状況調査報告書及び地震リスク診断（PML算定）報告書は、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査及び施設管理者への聞き取りを行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用並びに再調達価格の算出並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載するものであり、また、提供される資料の内容や時間的制約等から一定の限界があり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出される地震PML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。地震PML値は、予想損失額の再調達価格に対する比率で示されますが、将来地震が発生した場合、予想以上に多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

(フ) 賃貸借契約に関するリスク

賃貸用住居やオフィスビル等の建物賃貸借契約では、契約期間を2年とし、その後別段の意思表示がない限り自動的に更新されるとするものが多く見られます。しかし、契約期間が満了する際、常に契約が更新されるとの保証はありません。また、契約期間の定めにかかわらず、テナントが一定期間前の通知を行うことにより契約を解約できることとされている場合が多く見受けられます。賃貸借契約が更新されず又は契約期間中に解約された場合、すぐに新たなテナントが入居するとの保証はなく、その結果、賃料収入が減少する可能性があります。また、賃貸借契約において敷金の一部を借主に返還しない旨のいわゆる敷引の規定や、契約期間中に賃借人が解約した場合の違約金、かかる違約金に関して敷金・保証金の没収について規定することがありますが、かかる規定は状況によってはその全部又は一部が無効とされ、その結果本投資法人に予定外の費用負担が発生する可能性があります。敷引の金額、違約金や敷金・保証金の没収の金額によっては本投資法人の収益が大幅に変動するおそれがあります。

なお、賃貸人からの賃貸借契約の更新拒絶及び解除は、正当事由の存在が認められる場合を除いて困難であることが多いのが実情です。

(ワ) 賃料の減額に関するリスク

不動産のテナントが支払うべき賃料は、賃貸借契約の更新時であるか、契約期間中であるかを問わず、賃貸人とテナントの合意により減額される可能性があります。さらに、テナントが賃貸人に対し、借地借家法（又は借家法（大正10年法律第50号、その後の改正を含みます。））に基づく賃料減額請求権を行使する可能性もあります。また、本投資法人が保有する不動産と競合すると思われる不動産の賃料水準が全般的に低下した場合には、新たに入居するテナントとの間で締結される賃貸借契約における賃料の額が従前の賃料の額と比較して低下するとともに、上記のような賃料減額の可能性もより増大することになり、本投資法人の賃料収入の減少をもたらす可能性があります。また、現在の市場環境のように、不動産市況や日本における経済状況が悪化した場合においては、賃料減額請求が増加し、また、交渉の結果、これを受け容れざるを得ない場合が増加するおそれがあります。

上記のような通常の建物賃貸借に対して、定期建物賃貸借は、一定の要件を満たすことにより、契約有効期間中、賃料増減額請求権に服さないものとして行うことができます。なお、定期建物賃貸借においてテナントが契約期間の定めにかかわらず早期解約した場合、契約上の当然の権利として又は違約金条項に基づく権利として、残期間の賃料全てについて必ずテナントに対して請求できるかどうかは、未だ事例の蓄積が乏しいため定かではありません。特に、

残期間の途中で新たなテナントが見つかり、賃料収入が得られることとなった場合には、その効力が制限される可能性があります。さらに、そもそも契約上、違約金の額が一定期間の賃料に対応する分だけに限られている場合もあり得ます。また、賃貸人にとって、定期建物賃貸借には、通常の賃貸借に比べ契約期間中の賃料収入の安定が期待できるという有利な面がある一方で、賃料が低く抑えられがちであったり、特約の定め方によっては一般的な賃料水準が上昇する場合でもそれに応じた賃料収入の増加を期待することができない等、不利益な面もあります。

なお、本投資法人又は信託受託者が賃貸している不動産を賃借人が転貸している場合には、転貸条件が必ずしも賃貸条件と同一ではなく、何らかの理由で本投資法人又は信託受託者が転借人と直接の賃貸借契約関係を有することとなったとき、低額の賃料を甘受せざるを得ない可能性があります。

(カ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク

経済全般のインフレーション、人件費や水道光熱費の高騰、不動産管理や建物管理にかかる費用又は備品調達等の管理コストの上昇、修繕費の負担、各種保険料の値上げ、公租公課の増大その他の理由により、不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。

一方で、不動産からの収入がこれに対応して増加するとの保証はありません。

(コ) 入居者の建物使用態様に関するリスク

建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、入居者による建物への変更工事、内装の変更、入居者所有資産の設置、その他の入居者による建物の使用方法により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する可能性があります。なお、資産の種類又は設置の経緯により、建物所有者の資産であるか、入居者の資産であるか不明なものもあるため、入居者の建物使用による違反と思われるものであっても、実際は建物所有者による違反とみなされる可能性もあります。

また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、入居者による転貸や賃借権の譲渡が本投資法人又は信託受託者の関与なしに行われる可能性があります。その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含みます。）に定める暴力団の入居や、入居者による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、その後の改正を含みます。）に定める風俗営業の開始等入居者の建物使用態様により不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

(ク) 不動産の毀損等に関するリスク

不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となり、多額の費用を要する場合があります。また、修繕工事の内容やその実施の仕方によっては、テナントの使用収益に影響を与えたり、テナントの館内移転が必要となったりするため、賃料収入等が減少し又は少なからぬ付帯費用が発生する場合があります。他方、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、将来的に不動産から得られる賃料収入等が減少するおそれがあります。これらの結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ケ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、暴風雨、洪水、破裂爆発、落雷、風ひょう雪災、電氣的事故、機械的事故、

戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により、不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が消滅、減少する可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物が不稼働を余儀なくされることにより賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。また、これらの災害等によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性もあります。

本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険や包括賠償責任保険等を付保する方針ですが、不動産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性、保険契約でカバーされない災害等（例えば、故意によるもの、戦争やテロ等に基づくものは必ずしも全て保険でカバーされるものとは限りません。）が発生する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず若しくは遅れる可能性も否定できません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により不動産を事故発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

(ソ) 不動産にかかる所有者責任に関するリスク

本投資法人又は信託受託者の保有する不動産の瑕疵等を原因として、第三者の生命、身体又は財産その他法律上保護に値する利益が侵害された場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損失を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上、占有者に過失がない場合は無過失責任を負うこととされています。

本投資法人は、不動産に関しては、施設賠償責任保険等の適切な保険を付保する予定です。しかし、不動産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず若しくは遅れる可能性は否定できません。

(ツ) 有害物質にかかるリスク

取得した土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵され又は地下水が汚染されている場合、当該敷地及び建物の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。本投資法人は、取得を検討する物件については専門家に依頼して環境調査を行います。土地や地下水に有害物質が含まれているか否かは、当該土地の使用歴の確認、土壌や地下水のサンプリング等で調査しますが、調査が完全であるとの保証はなく、例えば、環境調査にて汚染の可能性がない、又は低いと報告された場合でも、後日汚染の存在が判明することがあります。

また、取得した建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されているか、若しくは使用されている可能性がある場合やP C Bが保管されている場合等には、状況によって当該建物及びその敷地の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、かかる有害物質を除去するために建材等の全面的又は部分的交換や、保管・撤去費用等が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。保有資産には、アスベスト等を使用している若しくは使用している可能性のある建物が含まれています。

また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、不動産の所有者に損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

(ネ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針」に記載された投資方針に基づき資産の運用を行います。その投資対象とする不動産が一定の地域に偏在する場合、当該地域

における地震その他の災害、市況の低迷による稼働率の低下、賃料水準の下落等が、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、テナント獲得に際し賃貸市場において投資対象とする不動産相互間で競合し、結果として賃料収入が減少し、本投資法人の収益に影響を与える可能性があります。

また、一般に、資産総額に占める個別の投資対象とする不動産の割合は、資産総額の規模が拡大する過程で低下していくと予想されるものの、資産総額に占める割合が大きい不動産に関して、地震その他の災害、稼働率の低下、賃料水準の下落等の事情が発生した場合には、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響をもたらす可能性があります。

(ナ) テナントの支払能力に関するリスク

賃借人（テナント）の財務状況が悪化した場合又はテナントが破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の倒産手続の対象となった場合には、賃料の支払いが滞る可能性があります。このような延滞された賃料等（場合により原状回復費用その他の損害金を含みます。）の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超えると、投資主に損害を与える可能性があります。特に、全賃料収入のうち特定のテナントからの賃料収入が占める割合が小さい場合においては、当該テナントが賃料の支払能力を失った場合には、当該不動産の賃料収入に与える影響が大きくなります。本投資法人では、かかるリスクを低減するために、テナント信用力を勘案したテナント選定及び賃料支払状況等の管理体制の整備を行い、また、投資対象の適切な分散を図りますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

(ラ) 売主等の倒産等の影響を受けるリスク

一般に、不動産又は信託受益権を売却した後に売主が倒産手続に入った場合や、建物の建築請負業者が倒産手続に入った場合、当該不動産又は信託受益権の売買若しくは完成建物の移転又はそれらについての対抗要件具備が当該売主又は建築請負業者の管財人等により否認される可能性があります。また、財産状態が健全でない売主が不動産又は信託受益権を売却した場合、又は、財産状態が健全でない建築請負業者が建物の建築を請け負っていた場合、当該不動産又は信託受益権の売買又は当該建物の請負が当該売主又は建築請負業者の債権者により詐害行為を理由に取り消される可能性があります。

また、売買取引を担保付融資取引であると法的に性格づけることにより、依然としてその目的物が売主（又は倒産手続における管財人ないし財団）に属すると解される可能性があり、特に担保権の行使に対する制約が、破産手続等に比較して相対的に大きい会社更生手続においては深刻な問題となり得ます。

(ル) 転貸・マスターリースに関するリスク

本投資法人は、その保有する不動産につき、転貸を目的として賃借人に一括して賃貸することがあります。このように、賃借人に投資対象不動産の一部又は全部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人又は信託受託者は、投資対象不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。

また、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、賃借人が転貸借契約上の転貸人としての債務の履行を怠った場合には、転借人は賃料不払をもってこれに対抗することができるため、テナントが賃借人側の何らかの落ち度を理由に意図的な賃料不払をもって対抗する可能性もあり、その場合には当該不動産から得られる賃料収入にも影響を及ぼすこととなるため、投資主に損害を与える可能性があります。

一方、賃料固定型マスターリース契約においては、投資対象不動産の所有者である本投資法人又は信託受託者との間でマスターリース契約を締結するマスターリース会社が、エンドテナントに対して当該不動産を転貸することになり、本投資法人の保有する資産のうち、一部の物件についてはかかる賃料固定型マスターリース契約が締結されています。この場合、マスターリース会社の財務状態の悪化等により、マスターリース会社から賃貸人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払いが滞る可能性があります。

加えて、マスターリース契約上、マスターリース会社の倒産又は契約期間満了等によりマスターリース契約が終了した場合には、本投資法人が信託受託者との間で新たなマスターリース契約（以下「新マスターリース契約」といいます。）を締結し、エンドテナントとの間の転貸借契約及び旧マスターリース会社のエンドテナントに対する権利及び義務等を承継することが規定される場合があります。この場合において、本投資法人は、賃貸人である信託受託者に対して、新マスターリース契約に基づいて請求し得る敷金返還請求権等に比して過重な敷金返還債務等をエンドテナントに対して負担しなければならない可能性があります。また、本投資法人がエンドテナントに対して、賃貸人たる地位を承継した旨を通知する前に、エンドテナントが旧マスターリース会社に賃料等を支払った場合、本投資法人は賃貸人たる信託受託者に対して賃料を支払う必要があるにもかかわらず、エンドテナントに対して賃料を請求できなくなります。

(ウ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物を第三者から賃借の上又は（信託受益権の場合は）信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金・保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて結んだ賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は信託受託者とテナントの間の転貸借契約も終了するとされていますので、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(エ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ⑤ 運用方針 (イ) 取得基準 H. 開発案件への投資」に記載のとおり、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結する可能性があります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合に比べて、次に例示するような固有のリスクが加わります。a) 開発途中において、地中障害物、埋蔵文化財、土壌汚染等が発見されることがあり、これらが開発の遅延、変更又は中止の原因となり売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性。b) 工事請負業者の倒産又は請負契約の不履行により、開発が遅延、変更又は中止され、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性。c) 開発コストが当初の計画を大きく上回ることになり、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性。d) 天変地異により、開発が遅延、変更又は中止され、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性。e) 行政上の許認可手続きにより、開発が遅延、変更又は中止され、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性。f) 開発過程において事故が生じ、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性。g) 竣工後のテナントの確保が当初の期待を下回り、見込みどおりの賃貸事業収入を得られない可能性。

h) その他予期せぬ事情により開発が遅延、変更又は中止され、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性。

この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、予定されていない費用、損害又は損失を本投資法人が被る可能性があり、その結果本投資法人の収益等が重大な悪影響を受ける可能性があります。

(ノ) テナントの集中に関するリスク

投資対象不動産のテナント数が少なくなる場合、本投資法人の収益等は特定のテナントの退去、支払能力の悪化その他の事情による影響を受けやすくなります。すなわち、賃貸面積の大きなテナントが退去した場合には、稼働率が低くなる上に、他のテナントを探し稼働率を回復させるのが難しくなることがあり、その期間が長期にわたる場合には、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。また、全賃料収入のうち特定のテナントからの賃料収入が占める割合が高い場合においては、当該テナントの賃料の支払能力が低下し、又は失われた場合には、総賃料収入に与える影響が大きくなります。本投資法人は、かかるリスクを低減するために、テナントの信用力について厳格に審査するとともに、投資対象及びテナントが過度に集中することのないよう適切な分散を図りますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

(オ) テナントの業種の偏りに関するリスク

商業施設の場合、その立地条件や建物の構造により、テナントの業態を大きく変更することは困難であることが多く、投資対象不動産のテナントの業態が、特定の業態に偏った場合には、当該業態全般の収益が悪化したような場合には、本投資法人の収益に著しい悪影響を及ぼす可能性があるなど、当該テナントの業種にかかる事業上のリスクの影響を受けるおそれがあります。

(ク) オペレーターに関するリスク

投資対象不動産の中には、シニア物件をはじめとして、物件の特性上、その物件の運用に当たり利用者又はエンドテナントに対し、そのオペレーターが一定のサービスを提供することが必要とされる物件があります。このような物件については、当該物件の運営管理に適するオペレーターに対して賃貸し、かかるオペレーターによりその運営管理がなされますが、その運営管理が適切に行われなかった場合、本投資法人のレピュテーションを害し、本投資法人の収益に著しい悪影響を及ぼすおそれがあります。加えて、かかるオペレーターに倒産事由その他の一定の事由が生じた場合には、本投資法人や受託者等がサービスの提供を行うことが業法規制上困難であり、あるいは、十分な経験及びノウハウを有していないことなどから、当該物件の運営管理が一時的に停止し、本投資法人の収益に著しい悪影響を及ぼすおそれがあります。このような悪影響を回避又は軽減するため、本投資法人は、シニア物件については、オペレーターに一定期間の賃料不払いや倒産その他の一定の事由が生じた場合に、これに代わってシニア物件の運営に当たることを目的とするバックアップオペレーターを予め選定し、これに関してバックアップオペレーターとの間で覚書等を締結することを原則としています。しかしながら、バックアップオペレーターによる承継が円滑に行われる保証はなく、また、当該物件の運営管理に特有の経験及びノウハウが必要とされる場合には、バックアップオペレーターによる業務の承継がなされたとしても、当該バックアップオペレーターが当該物件の運営管理を従前のオペレーターと同等に行うことができない可能性があります。

ます。

(ヤ) フォワード・コミットメント等にかかるリスク

本投資法人は、本書提出日現在においていわゆるフォワード・コミットメント（先日付の売買契約であって、契約締結から一定期間経過した後に決済・物件引渡しを行うことを約する契約）等を有しておりませんが、今後不動産等を取得するにあたりフォワード・コミットメント等を行う可能性があります。その場合、不動産売買契約が、買主の事情により解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、不動産等売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払いにより、本投資法人の財務状態が悪化する可能性があります。

④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク

(イ) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは信託の利益を享受するものですが、他方で信託受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、信託受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっています。すなわち、信託受託者が信託財産としての不動産を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的には全て受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人が不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する十分なデュー・ディリジェンスを実施し、保険金支払能力に優れる保険会社を保険者、受託者を被保険者とする損害保険を付保すること等、本投資法人自ら不動産を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますし、一旦不動産信託受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになります。

(ロ) 信託の受益権の流動性にかかるリスク

本投資法人が信託の受益権を保有運用資産とする場合、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分するときは、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されるのが通常であり、上場有価証券等と比較すると流動性は極めて低いといえます。また、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負っての信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。

なお、信託業法に基づき、信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業については、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができないとされています。

(ハ) 信託受託者にかかるリスク

A. 信託受託者の破産・会社更生等にかかるリスク

信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。以下「信託法」といいます。）上、受託者が破産手続、会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、信託財産は信託受託者の破産財団又は更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に属しない

ものとされています。また、信託法によれば、信託財産をもって履行すべき債務等にかかる債権者以外の債権者による信託財産に対する差押えは禁止されています。但し、不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要がありますので、不動産信託受益権については、この信託設定登記がなされるものに限り本投資法人は取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされることの保証はありません。

B. 信託受託者の債務負担に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産信託受益権を財産とする本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めています。かかる処分行為の相手方が権限に属しない処分であることを知らず、また知らなかったことについて重大な過失がない場合には取り消すことができず、また、本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を免れることができるとは限りません。

不動産信託受益権を取得するに際しては、十分なデュー・ディリジェンスを実施し、a) 信託契約上、当該信託の目的が受益者のために信託財産を管理処分することであることが明確にされていること、b) 信託財産の処分や信託財産に属する金銭の運用等についても、信託受託者に厳しい制約を課されていること、との要件が満たされているもののみを投資対象とすることで、信託財産が勝手に処分されたり、信託財産が新たに債務を負担して、その結果として本投資法人が不利益を被る可能性は回避されると考えられますが、常にそのようなことを回避できるとの保証はありません。

⑤ 税制に関するリスク

(イ) 導管性要件にかかるリスク

税法上、「投資法人にかかる課税の特例規定」により導管性要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動（投資法人の同族会社化等）、分配金支払原資の制限・不足、借入金等の定義にかかる不明確性、会計処理と税務処理の取扱いの差異、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性、本投資証券の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。なお、導管性要件に関しては、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い ② 投資法人の税務 (イ) 利益配当等の損金算入」をご参照下さい。

(ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、非同族会社要件等の各導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約において、特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とするよう資産運用を行うものとする（規約第27条）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(ニ) 一般的な税制の変更にかかるリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の運用資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券にかかる利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は、税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

⑥ その他

(イ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件 (リ) 各物件の概要」記載の過去の収支状況は、取得済資産の前所有者から取得した賃貸事業収支にかかる情報をもとに作成した情報であり、会計監査等の手続を経たおらず、あくまでも参考として作成された情報です。また、これらの情報は本投資法人に適用される会計原則と同じ基準に基づいて作成されたとの保証もありませんし、当該情報は不完全であるおそれがあります。したがって、全てが正確であり、かつ完全な情報であるとの保証はありません。本投資法人はこれらの不動産及び不動産信託受益権を取得した後、一般に公正妥当と認められる会計原則に従って今後その収支を作成しますが、当該監査済みの収支は上記情報と大幅に異なるおそれがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人は、上記に記載した様々なリスクに鑑み、本投資法人自らが投信法及び関連法規に定められた規則を遵守すると共に、本資産運用会社においては適切な社内規程の整備を行い、実効性のあるリスク管理体制を構築し、かつ、かかる管理体制が最大限の効力を発揮するよう努めています。

具体的な取り組みは、以下のとおりです。

① 本投資法人の体制

本投資法人は、3ヶ月に1回以上役員会を開催し、本資産運用会社の運用状況の報告を受ける他、執行役員は適宜本資産運用会社の運用状況を聴取及び関係書類の閲覧・調査を実施し、本資産運用会社の管理・監督を行います。

② 本資産運用会社の体制

(イ) 本資産運用会社は、各種リスクを適切に管理するために、リスクの種類毎に管理部門を定めてリスクをモニタリングし、かつ管理を行います。

(ロ) 本資産運用会社は、利害関係者と本投資法人の間の物件の購入、売却、仲介、賃貸、管理等の取引について、自主ルールを定めており、当該自主ルール上、これらの取引については、コンプライアンス・オフィサーによる法令遵守の確認を経た上で、コンプライアンス委員会、投資委員会及び取締役会による審議及び決議を経た後、本投資法人の役員会による審議及び承認を要するものとしています。かかる自主ルールを遵守することにより利益相反にかかるリスク管理を行います。

(ハ) 本資産運用会社は、内部者取引の未然防止についての社内規程を定め、役職員のインサイダー取引の類似取引防止に努めています。

(ニ) 本資産運用会社は、コンプライアンスを所管するコンプライアンス・オフィサーが委員長となるコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス委員会規則に定める重要な法令遵守に関する事項は投資委員会による審議の前にこれを開催し法令遵守の状況を監視します。

(ホ) 本資産運用会社は、コンプライアンスに関する社内体制を整備し、コンプライアンス上の問題の発生についての対応を講じています。また、コンプライアンス規程に法令遵守を実現させるための具体的な手引を定め、役職員による法令遵守の徹底を図るとともに、法令遵守を実現させるための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、これに従って法令遵守の実践に努めます。

以上のように、本投資法人及び本資産運用会社は投資リスクに関する管理体制を整備していますが、このような体制が常に有効に機能する保証はありません。管理体制が有効に機能しないことによりリスクが顕在化した場合、本投資法人又は投資主に損失が生ずるおそれがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第5条）、該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

以下は、本書の日付現在の状況です。

① 役員報酬

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとします（規約第18条）。

(イ) 執行役員の報酬は、1人当たり月額100万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(ロ) 監督役員の報酬は、1人当たり月額50万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(注) 本投資法人は、投信法の規定に従い、役員会の決議をもって、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を法令の限度において免除することができるものとしています（規約第19条）。

② 本資産運用会社への支払報酬

本投資法人は、本資産運用会社と締結した資産運用委託契約に従い、本資産運用会社に対して委託業務報酬を支払います。当該報酬は、運用報酬1ないし3からなり、その計算方法及び支払いの時期は以下のとおりです。その支払いに際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払いにかかる委託業務報酬に、それにかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、本資産運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

(イ) 運用報酬1

各計算期間内において本投資法人が保有する各物件の保有期間に応じて、当該各物件の資産額に年率0.35%を上限とする料率を乗じた金額（1年を365日とする実日数による日割計算。1円未満切捨て。）を、運用報酬1とします。なお、ここでの「計算期間」とは、本投資法人の決算期の翌日（同日を含みます。）から3ヶ月目の月末日（同日を含みます。）まで、及び、当該末日の翌日（同日を含みます。）から決算期（同日を含みます。）までの各期間を意味します。但し、最初の計算期間は、本投資法人の設立日（同日を含みます。）から最初に到来する決算期の3ヶ月前の月末日（同日を含みます。）までとします。また、各物件の「資産額」とは、計算期間中に本投資法人が取得した物件については取得時の当該物件にかかる鑑定評価額を、それ以外の物件については直前の決算期を調査の時点として鑑定評価と同様の手法を用いて行われる価格調査等による価格を、それぞれ意味します。

運用報酬1は、各計算期間の終了日から1ヶ月以内に支払うものとします。

(ロ) 運用報酬2

本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬2控除前の処分可能金額に3.0%を上限とする料率を乗じた金額（1円未満切捨て。）を運用報酬2とします。なお「処分可能金

額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益に、繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額を意味するものとします。

運用報酬2は、当該営業期間にかかる決算書類の確定後1ヶ月以内に支払うものとします。

(ハ) 運用報酬3

(i) 本投資法人が特定資産を取得した場合において、(a) スポンサー関係者から取得した場合はその取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除きます。以下同じです。）の0.7%を上限とする料率を乗じた金額を、(b) スポンサー関係者以外の者から取得した場合はその取得価額の1.0%を上限とする料率を乗じた金額を、また、(ii) 本投資法人が特定資産を譲渡した場合において、(a) スポンサー関係者に対して譲渡した場合はその譲渡価額（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除きます。以下同じです。）の0.4%を上限とする料率を乗じた金額を、(b) スポンサー関係者以外の者に対して譲渡した場合はその譲渡価額の0.7%を上限とする料率を乗じた金額を、それぞれ運用報酬3とします。

運用報酬3は、本投資法人が当該特定資産を取得した日又は譲渡した日が属する月の翌月末日までに支払うものとします。

③ 一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、一般事務受託者である中央三井信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 本投資法人の機関の運営に関する事務

(ロ) 計算に関する事務

(ハ) 会計帳簿の作成に関する事務

(ニ) 納税に関する事務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

A. 委託報酬は、資産総額に年率0.085%を乗じた額を上限として別途定める報酬を支払うものとします。

B. 一般事務受託者は、上記A. の委託報酬を、各決算期の末日の属する月の翌月末までに本投資法人に対して請求するものとし、本投資法人は一般事務受託者から請求を受けた日の属する月の翌月末までに支払います。

④ 投資主名簿等管理人への支払報酬

本投資法人は、投資主名簿等管理人である中央三井信託銀行株式会社（以下「投資主名簿等管理人」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務

(ロ) 投資主名簿への記録及び投資口の質権の登録又はその抹消に関する事務

(ハ) 投資主等の氏名及び住所の登録に関する事務

(ニ) 投資主等の提出する届出の受理に関する事務

(ホ) 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書（又は委任状）の作成等に関する事務

(ヘ) 金銭の分配（分配金）の計算及びその支払いのための手続きに関する事務

(ト) 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払いに関する事務

- (チ) 投資口に関する照会応答及び諸証明書の発行に関する事務
- (リ) 委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理保管に関する事務
- (ヌ) 募集投資口の発行に関する事務
- (ル) 投資口の併合又は分割に関する事務
- (ヲ) 投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務（上記（イ）ないし（ル）の事項に関連するものに限りません。）
- (ワ) 法令又はこの契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- (カ) その他振替機関との情報の授受に関する事務
- (ヨ) 上記（イ）ないし（カ）に掲げる事項のほか、本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議のうえ定める事務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

- A. 本投資法人は、委託事務手数料として、下表により計算した金額を投資主名簿等管理人に支払います。但し、下表に定めのない事務手数料は、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上定めます。

I. 通常事務手数料

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲	
1. 基本手数料	(1) 直近の総投資主通知投資主数を基準として、投資主1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額の6分の1。 但し、月額最低料金は200,000円とする。	投資主名簿等の管理 平常業務に伴なう月報等諸報告 期末、中間一定日及び四半期一定日現在（臨時確定除く） における投資主の確定と諸統計表の作成	
	5,000名まで		480円
	10,000名まで		420円
	30,000名まで		360円
	50,000名まで		300円
	100,000名まで		260円
	100,001名以上		225円
	(2) 除籍投資主		除籍投資主データの整理
	1件につき	70円	

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲												
2. 分配金事務 手数料	<p>(1) 基準日現在における総投資主通知投資主数を基準として、投資主1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額。 但し、最低料金は350,000円とする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">5,000名まで</td> <td style="text-align: right;">120円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">10,000名まで</td> <td style="text-align: right;">110円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">30,000名まで</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">50,000名まで</td> <td style="text-align: right;">80円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">100,000名まで</td> <td style="text-align: right;">60円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">100,001名以上</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> </table> <p>(2) 指定振込払いの取扱 1件につき 150円</p> <p>(3) ゆうちょ分配金領収証の分割 1枚につき 100円</p> <p>(4) 特別税率の適用 1件につき 150円</p> <p>(5) 分配金計算書作成 1件につき 15円</p>	5,000名まで	120円	10,000名まで	110円	30,000名まで	100円	50,000名まで	80円	100,000名まで	60円	100,001名以上	50円	<p>分配金の計算及び分配金明細表の作成 分配金領収証の作成 印紙税の納付手続 分配金支払調書の作成 分配金の未払確定及び未払分配金明細表の作成 分配金振込通知及び分配金振込テープ又は分配金振込票の作成 一般税率以外の源泉徴収税率の適用 分配金計算書の作成</p>
5,000名まで	120円													
10,000名まで	110円													
30,000名まで	100円													
50,000名まで	80円													
100,000名まで	60円													
100,001名以上	50円													
3. 分配金支払 手数料	<p>(1) 分配金領収証及び郵便振替支払通知書 1枚につき 450円</p> <p>(2) 毎月末現在における未払の分配金領収証及び郵便振替支払通知書 1枚につき 3円</p>	<p>取扱期間経過後の分配金の支払 未払分配金の管理</p>												
4. 諸届・調査・ 証明手数料	<p>(1) 諸届 1件につき 300円</p> <p>(2) 調査 1件につき 1,200円</p> <p>(3) 証明 1件につき 600円</p> <p>(4) 投資口異動証明 1件につき 1,200円</p> <p>(5) 個別投資主通知 1件につき 300円</p> <p>(6) 情報提供請求 1件につき 300円</p>	<p>投資主情報変更通知データの受理及び投資主名簿の更新 口座管理機関経由の分配金振込指定の受理 税務調査等についての調査、回答 諸証明書の発行 投資口異動証明書の発行 個別投資主通知の受理及び報告 情報提供請求及び振替口座簿記載事項通知の受理、報告</p>												

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲
5. 諸通知発送 手数料	(1) 封入発送料 封入物2種まで (機械封入) 1通につき 25円 1種増すごとに5円加算 (2) 封入発送料 封入物2種まで (手封入) 1通につき 40円 1種増すごとに10円加算 (3) 葉書発送料 1通につき 8円 (4) 宛名印書料 1通につき 15円 (5) 照合料 1照合につき 10円 (6) 資料交換等送付料 1通につき 60円	封入発送料…招集通知、決議 通知等の封入、 発送、選別及び 書留受領証の作 成 葉書発送料…葉書の発送 宛名印書料…諸通知等発送の ための宛名印書 照合料 …2種以上の封入 物についての照 合 資料交換等…資料交換及び投 送付料 信資料等の宛名 印書、封入、発 送
6. 還付郵便物 整理手数料	1通につき 200円	投資主総会関係書類、分配 金、その他還付郵便物の整 理、保管、再送
7. 投資主総会関 係手数料	(1) 議決権行使書作成料 議決権行使書1枚につき 15円 (2) 議決権行使集計料 a. 投資主名簿等管理人が集計登録を行う場合 議決権行使書1枚につき 70円 議決権不統一行使集計料 1件につき 70円加算 投資主提案等の競合議案集計料 1件につき 70円加算 但し、最低料金は70,000円とする。 b. 本投資法人が集計登録を行う場合 議決権行使書1枚につき 35円 但し、最低料金は30,000円とする。 (3) 投資主総会受付補助等 1名につき1日 10,000円 (4) データ保存料 1回につき 70,000円	議決権行使書用紙の作成 議決権行使書の集計 議決権不統一行使の集計 投資主提案等の競合議案の集 計 投資主総会受付事務補助 書面行使した議決権行使書の 表裏イメージデータ及び投資 主情報に関するCD-ROMの作成
8. 投資主一覧表 作成手数料	(1) 全投資主を記載する場合 1名につき 20円 (2) 一部の投資主を記載する場合 該当投資主1名につき 20円	大口投資主一覧表等各種投資 主一覧表の作成

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲
9. CD-ROM作成 手数料	(1) 全投資主対象の場合 1名につき 15円 (2) 一部の投資主対象の場合 該当投資主1名につき 20円 但し、(1)(2)ともに最低料金は50,000円とする。 (3) 投資主情報分析CD-ROM作成料 30,000円加算 (4) CD-ROM複写料 1枚につき 27,500円	CD-ROMの作成
10. 複写手数料	複写用紙1枚につき 30円	投資主一覧表及び分配金明細表等の複写
11. 分配金振込投資主勧誘料	投資主1名につき 50円	分配金振込勧誘状の宛名印書及び封入並びに発送

II. 振替制度関係手数料

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲
1. 新規住所氏名 データ処理 手数料	新規住所氏名データ1件につき 100円	新規住所氏名データの作成
2. 総投資主通知 データ処理 手数料	総投資主通知データ1件につき 150円	総投資主通知データの受領及び投資主名簿への更新

B. 経済情勢の変動、委託事務の内容の変化等により、上記A. の定めにより難しい事情が生じた場合は、随時本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上これを変更することができます。

C. 投資主名簿等管理人は、上記A. の手数料を毎月末に締切り翌月15日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月中にこれを支払うものとします。

⑤ 特別口座管理機関への支払報酬

本投資法人は、特別口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社（以下「特別口座管理機関」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

- (イ) 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務
- (ロ) 総投資主通知にかかる報告に関する事務
- (ハ) 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務
- (ニ) 株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）からの本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の保管振替機構に対する情報提供請求に関する事務
- (ホ) 振替口座簿への記載又は記録、質権にかかる記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産にかかる記載又は記録に関する事務
- (ヘ) 特別口座の開設及び廃止に関する事務
- (ト) 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の保管振替機構への届出に関する事務
- (チ) 特別口座の加入者本人のために開設された他の口座又は本投資法人の口座との間の振替

手続に関する事務

- (リ) 社債株式等振替法（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第1 投資法人の追加情報 1 投資法人の沿革」で定義されます。）で定める取得者等による特別口座開設等請求に関する事務
- (ヌ) 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- (ル) 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務
- (ヲ) 上記(イ)ないし(ル)に掲げるもののほか、加入者等（投資主、投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じです。）による請求に関する事務
- (ワ) 上記(イ)ないし(ヲ)に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等にかかる情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
- (カ) 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- (ヨ) 投資口の併合又は分割に関する事務
- (タ) 上記(イ)ないし(ヨ)に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務並びに本投資法人及び特別口座管理機関が協議の上定める事務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

- A. 本投資法人は、口座管理事務手数料として、下表により計算した金額を特別口座管理機関に支払います。但し、下表に定めのない事務にかかる手数料は、その都度本投資法人及び特別口座管理機関が協議の上定めます。

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲
1. 特別口座管理料	毎月末現在における該当加入者数を基準として、加入者1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額。 但し、月額最低料金は、20,000円とする。 5,000名まで 150円 10,000名まで 130円 10,001名以上 110円	特別口座の管理 振替・取次の取扱の報告 保管振替機構との投資口数残高照合 取引残高報告書の作成
2. 振替手数料	振替請求1件につき 800円	振替申請書の受付・確認 振替先口座への振替処理
3. 諸届取次手数料	諸届1件につき 300円	住所変更届、分配金振込指定書等の受付・確認 変更通知データの作成及び保管振替機構宛通知

- B. 経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等により、上記A. の定めにより難い事情が生じた場合は、随時本投資法人及び特別口座管理機関が協議の上これを変更することができます。

- C. 特別口座管理機関は、上記A. の手数料を毎月末に締切り翌月15日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月の末日までにこれを支払うものとします。

⑥ 資産保管会社への支払報酬

本投資法人は、資産保管会社である中央三井信託銀行株式会社（以下「資産保管会社」といいます。）に対して、本投資法人の資産の保管にかかる業務を委託しています。

本投資法人は、資産保管業務委託契約に従い、上記の業務に対して以下のとおり資産保管会社に報酬を支払います。

(イ) 委託報酬は、資産総額に年率0.02%を乗じた額を上限として別途定めるものとし、資産保管会社が別途指定する資産保管会社の口座に振込により支払います。

(ロ) 資産保管会社は、上記(イ)の委託報酬を、各決算期の末日の属する月の翌月末日までに本投資法人に対して請求し、本投資法人は資産保管会社から請求を受けた日の属する月の翌月末日までに支払います。

⑦ 会計監査人報酬

会計監査人の報酬は、1営業期間につき金1,500万円を上限として役員会で決定する金額とします。その支払いは当該営業期間の決算期から3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により行います（規約第25条）。

(4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、一般事務受託者、資産保管会社及び本資産運用会社が本投資法人から委託を受けた業務を処理するに際し要する諸費用並びに当該一般事務受託者、資産保管会社及び本資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合には、かかる遅延利息又は損害金を負担します。

上記に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担します。

- ① 投資証券が発行される場合の当該発行に関する費用（券面の作成、印刷及び交付にかかる費用を含みます。）
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出にかかる費用
- ③ 目論見書の作成及び交付にかかる費用
- ④ 法令に定める財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含みます。）
- ⑤ 本投資法人の公告にかかる費用及び広告宣伝等に関する費用
- ⑥ 専門家等に対する報酬又は費用（法律顧問、鑑定評価、資産精査及び司法書士等を含みます。）
- ⑦ 執行役員、監督役員にかかる実費、保険料、立替金等並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用
- ⑧ 運用資産の取得又は管理・運営に関する費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。）
- ⑨ 借入金及び投資法人債にかかる利息
- ⑩ 本投資法人の運営に要する費用
- ⑪ その他前各号に類する本投資法人が負担すべき費用

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは、下記のとおりです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱

いが行われることがあります。

① 投資主の税務

(イ) 個人投資主の税務

A. 利益の分配にかかる税務

個人投資主が投資法人から受け取る利益の分配は、配当所得として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。但し、上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配は、大口個人投資主（発行済投資口総数の5%以上を保有）を除き、上場株式等の配当等にかかる以下の特例の対象となります。

- (i) 平成23年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の源泉徴収税率が適用されます。
- (ii) 金額にかかわらず、源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要制度の選択ができます。
- (iii) 平成21年分以後の所得税の確定申告においては、総合課税に代えて、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による申告分離課税が選択できます（平成24年1月1日以後の税率は20%（所得税15%、住民税5%）となります）。上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。
- (iv) 平成22年1月1日以後は、上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収選択口座）に受け入れることが可能となります。

B. 利益を超えた金銭の分配にかかる税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しに該当するものとして、みなし配当又はみなし譲渡収入として取り扱われます。

(i) みなし配当

この金額は、本投資法人からお知らせします。みなし配当には、上記A.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

(ii) みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、株式等にかかる譲渡所得等の収入金額とみなされます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注1）を算定し、投資口の譲渡損益（注2）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記C.における投資口の譲渡と原則同様になります。また、投資口の取得価額の調整（減額）（注3）を行います。

C. 投資口の譲渡にかかる税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等にかかる譲渡所得等として原則20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等にかかる譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。但し、本投資法人の投資口を証券会社等の金融商品取引業者等を通じて譲渡等した場合は、上場株式等の譲渡にかかる以下の特例の対象となります。

- (i) 申告分離課税の上記20%の税率は、平成23年12月31日までの譲渡等については10%（所得税7%、住民税3%）となります。
- (ii) 平成21年分以後の所得税の確定申告において、上場株式等にかかる譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。
- (iii) 上場株式等にかかる譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、

一定の要件の下、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等にかかる譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から繰越控除することが認められます。

(iv) 特定口座（源泉徴収選択口座）内の上場株式等の譲渡による所得は、源泉徴収だけで納税手続が終了し、確定申告は不要となります。源泉徴収税率は、平成23年12月31日までの譲渡等については10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以後の譲渡等については20%（所得税15%、住民税5%）となります。

(v) 平成22年1月1日以後、上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収選択口座）に受け入れることを選択した場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その配当等の金額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を適用して所得税の計算が行われます。

(ロ) 法人投資主の税務

A. 利益の分配にかかる税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配は、受取配当等として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収されます。受取配当等の益金不算入の適用はありません。但し、上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配は特例の対象となり、平成23年12月31日までは7%、平成24年1月1日以後は15%の源泉徴収税率が適用されます。なお、この源泉所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となります。

B. 利益を超えた金銭の分配にかかる税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しに該当するものとして、みなし配当又はみなし譲渡収入として取り扱われます。

(i) みなし配当

この金額は、本投資法人からお知らせします。みなし配当には、上記A.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

(ii) みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、株式等にかかる譲渡所得等の収入金額とみなされます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注1）を算定し、投資口の譲渡損益（注2）を計算します。また、投資口の取得価額の調整（減額）（注3）を行います。

C. 投資口の譲渡にかかる税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則として約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

(注1) 投資口の譲渡原価は、次のように計算されます。

$$\text{譲渡原価の額} = \text{従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合} ※$$

※ 純資産減少割合は、本投資法人からお知らせします。

(注2) 投資口の譲渡損益は、次のように計算されます。

$$\text{譲渡損益の額} = \text{みなし譲渡収入金額} - \text{譲渡原価の額}$$

(注3) 投資口の取得価額の調整（減額）は、次のように計算されます。

$$\text{調整後の取得価額} = \text{従前の取得価額} - \text{譲渡原価の額}$$

② 投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入

税法上、「投資法人にかかる課税の特例規定」により一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を損金に算入することが認められています。利益の配当等を損金算入するための要件（導管性要件）のうち

主なものは以下のとおりです。

- A. 配当等の額が配当可能利益の額の90%超（又は金銭の分配の額が配当可能額の90%超）であること
- B. 他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと
- C. 機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定するものをいいます。）以外の者から借入れを行っていないこと
- D. 事業年度の終了時において投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
- E. 発行する投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約に記載・記録されていること
- F. 事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていること

（ロ）不動産流通税の軽減措置

A. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、登録免許税が課税標準額に対して原則2%の税率により課されますが、土地に対しては平成23年3月31日までは1%、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは1.3%、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1.5%とされています。但し、規約に資産運用の方針として、特定不動産（投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（下記B.において「特定不動産の割合」といいます。）を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が平成22年3月31日までに取得する不動産に対しては、特例により登録免許税の税率が0.8%に軽減されます。

B. 不動産取得税

不動産を取得した際には、不動産取得税が課税標準額に対して原則4%の税率により課されますが、土地及び住宅用の建物に対しては平成24年3月31日までは3%とされています。但し、規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が平成23年3月31日までに取得する一定の不動産に対しては、特例により不動産取得税の課税標準額が3分の1に軽減されます（住宅用の土地及び建物に関しては、建物のすべての区画が50㎡以上のものに限り適用されず）。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産の種類	用途	地域	第6期 (平成21年2月28日)	
			貸借対照表 計上額 (百万円) (注1)	対総資産比率 (%)
信託不動産	オフィスビル	首都圏	17,557	18.5
		地方	843	0.9
		小計	18,400	19.4
	住居用不動産	首都圏	44,403	46.8
		地方	10,531	11.1
		小計	54,935	57.9
	その他の 用途物件	首都圏	—	—
		地方	10,053	10.6
		小計	10,053	10.6
不動産	その他の 用途物件	首都圏	3,939	4.2
		地方	2,748	2.9
		小計	6,687	7.1
預金その他の資産			4,758	5.0
資産総額合計 (注2)			94,835	100.0
			(90,077)	(95.0)

(注1) 貸借対照表計上額は不動産及び信託不動産については、減価償却後の帳簿価額を記載しています。

(注2) 「資産総額合計」の括弧内の数値は、対象資産中に占める実質的に不動産及び信託不動産の保有に相当する部分を記載しています。

	第6期 (平成21年2月28日現在)	
	金額 (百万円)	総資産に対する比率 (%)
負債総額	54,196	57.1
純資産額	40,639	42.9
資産総額	94,835	100.0

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

(イ) 保有資産について

本投資法人は、平成21年2月28日現在、以下の36物件の不動産を信託する信託受益権及び7物件の不動産を取得し、本書の日付現在に至るまで運用を行っています。

物件番号	物件名称	資産形態	物件番号	物件名称	資産形態
O-1	ニュー江戸橋ビル	信託受益権	R-22	ルナコート塚本	信託受益権
O-2	秀和 西五反田ビル	信託受益権	R-23	レキシントン・スクエア伏見	信託受益権
O-3	クロス・スクエアNAKANO	信託受益権	R-24	レキシントン・スクエア代田橋	信託受益権
O-4	大木青葉ビル	信託受益権	R-25	レキシントン・スクエア本所吾妻橋	信託受益権
R-1	シティハウス東京新橋	信託受益権	R-26	AMS TOWER 南6条	信託受益権
R-3	ウィンバル神楽坂	信託受益権	R-27	レキシントン・スクエア白金高輪	信託受益権
R-4	西早稲田クレセントマンション	信託受益権	R-28	スペーシア恵比寿	信託受益権
R-5	レキシントン・スクエア曙橋	信託受益権	R-29	ザ・パームス代々木上原コスモテラス	信託受益権
R-6	モンセラート四谷	信託受益権	R-30	サンテラス代々木上原	信託受益権
R-7	カーザエルミタッジオ	信託受益権	R-31	レキシントン・スクエア新宿御苑	信託受益権
R-9	レキシントン・スクエア下北沢	信託受益権	R-32	ビッグタワー南3条	信託受益権
R-10	ホメスト池尻	信託受益権	T-1	レキシントン・プラザ八幡	信託受益権
R-11	藤和シティコープ新大塚II	信託受益権	T-2	ロックタウン須賀川	信託受益権
R-12	藤和シティコープ飛鳥山公園	信託受益権	T-3	レキシントン・プラザ広島大手町	信託受益権
R-13	ビクセル武蔵関	信託受益権	T-4	ボンセジュール千歳船橋	不動産
R-14	レクセルマンション上野松が谷	信託受益権	T-5	ボンセジュール四つ木	不動産
R-16	藤和シティコープ浅間町	信託受益権	T-6	ボンセジュール日野	不動産
R-17	ロイヤルパーク大町	信託受益権	T-7	ボンセジュール武蔵新城	不動産
R-18	レキシントン・スクエア萩野町	信託受益権	T-8	ボンセジュール小牧	不動産
R-19	ヴィスコンティ覚王山	信託受益権	T-9	ボンセジュール秦野渋沢	不動産
R-20	レキシントン・スクエア北堀江	信託受益権	T-10	ボンセジュール伊丹	不動産
R-21	レキシントン・スクエア新町	信託受益権			

(ロ) 保有資産の概要

物件 番号	名称	所在地(注1)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	所有形態(注3)		敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)
					土地	建物		
O-1	ニュー江戸橋ビル	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	SRC、 10F/B1F	昭和61年11月	所有権	所有権	924.0	8,076.4
O-2	秀和 西五反田ビル	東京都品川区西五反田五丁目2番4号	SRC、S 11F/B1F	平成5年6月	所有権	所有権	918.2	7,994.4
O-3	クロス・スクエア NAKANO	東京都中野区中野五丁目24番21号	SRC、10F	平成5年1月	所有権・ 借地権	所有権	639.8	2,487.8
O-4	大木青葉ビル	宮城県仙台市青葉区二日町9番7号	RC、7F	平成9年7月	所有権	所有権	653.2	3,288.0
R-1	シティハウス 東京新橋(注4)	東京都港区新橋六丁目19番1号	SRC、 RC、12F	平成16年8月	所有権	区分所有	729.7	5,727.5
R-3	ウィンベル神楽坂 (注5)	東京都新宿区新小川町6番15号	RC、 6F/B1F	平成16年2月	所有権	区分所有	2,742.6	6,695.1
R-4	西早稲田クレセント マンション	東京都新宿区西早稲田三丁目18番9号	RC、6F	昭和62年7月	所有権	所有権	2,378.5	5,013.7
R-5	レキシントン・ スクエア曙橋	東京都新宿区余丁町3番8号	RC、9F	平成16年12月	所有権	所有権	512.5	2,237.1
R-6	モンセラート四谷	東京都新宿区荒木町7番3号	RC、7F	昭和63年3月	所有権	所有権	316.5	839.7
R-7	カーザ エルミタージュ	東京都目黒区中根一丁目14番15号	RC、 9F/B1F	平成15年12月	所有権	所有権	433.3	1,523.5
R-9	レキシントン・ スクエア下北沢	東京都世田谷区羽根木一丁目9番14号	RC、 11F/B1F	平成17年2月	所有権	所有権	1,694.3	5,287.2
R-10	ホメスト池尻	東京都世田谷区三宿一丁目4番7号	RC、5F	昭和62年12月	所有権	所有権	865.2	1,542.6
R-11	藤和シティコープ 新大塚II(注4)	東京都豊島区東池袋五丁目49番7号	SRC、 11F/B1F	平成5年5月	所有権	区分所有	440.9	2,646.8
R-12	藤和シティコープ 飛鳥山公園(注4)	東京都北区滝野川一丁目63番6号	SRC、RC、 13F/B1F	平成5年8月	所有権	区分所有	883.9	4,007.0
R-13	ビクセル武蔵関	東京都練馬区関町北一丁目22番7号	RC、 5F/B1F	平成4年2月	所有権	所有権	621.2	1,515.2
R-14	レクセルマンション 上野松が谷	東京都台東区松が谷三丁目10番2号	SRC、12F	平成17年1月	所有権	所有権	438.6	2,196.5
R-16	藤和シティコープ 浅間町(注4)	神奈川県横浜市西区浅間町四丁目338番2号	SRC、S、 9F	平成4年10月	所有権	区分所有	1,105.5	4,229.3
R-17	ロイヤルパーク大町	宮城県仙台市青葉区大町二丁目11番10号	SRC、10F	平成5年2月	所有権	所有権	572.4	2,167.4
R-18	レキシントン・ スクエア萩野町	宮城県仙台市宮城野区萩野町一丁目15番16号	RC、6F	平成17年8月	所有権	所有権	805.0	1,500.2
R-19	ヴィスコンティ 覚王山(注4)	愛知県名古屋市中区錦一丁目8番49号	RC、4F	平成15年9月	所有権	区分所有	608.8	1,048.9
R-20	レキシントン・ スクエア北堀江	大阪府大阪市西区北堀江二丁目3番26号	RC、10F	平成16年3月	所有権	所有権	273.1	1,488.7
R-21	レキシントン・ スクエア新町	大阪府大阪市西区新町三丁目7番9号	RC、10F	平成16年1月	所有権	所有権	219.6	1,105.7
R-22	ルナコート塚本	大阪府大阪市西淀川区歌島一丁目2番6号	RC、11F	平成16年2月	所有権	所有権	482.6	1,495.2
R-23	レキシントン・ スクエア伏見	愛知県名古屋市中区錦一丁目8番49号	RC、15F	平成18年9月	所有権	所有権	1,260.8	7,884.6
R-24	レキシントン・ スクエア代田橋	東京都杉並区和泉一丁目33番18号	RC、10F	平成18年11月	所有権	所有権	439.0	1,697.0
R-25	レキシントン・ スクエア本所吾妻橋	東京都墨田区東駒形四丁目20番6号	RC、12F	平成18年10月	所有権	所有権	200.3	952.5
R-26	AMS TOWER 南6条	北海道札幌市中央区南六条西二丁目5番15号	RC、21F	平成19年2月	所有権	所有権	599.8	5,879.7
R-27	レキシントン・ スクエア白金高輪	東京都港区高輪一丁目4番3号	RC、 22F/B1F	平成17年12月	所有権	所有権	1,340.1	9,474.0
R-28	スペーシア恵比寿	東京都渋谷区東三丁目6番22号	RC、 8F/B1F	平成15年2月	所有権	所有権	2,707.0	10,367.0

物件 番号	名称	所在地（注1）	構造・階数 （注2）	建築時期 （注2）	所有形態（注3）		敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)
					土地	建物		
R-29	ザ・パームス代々木上 原コスモテラス (注5)	東京都渋谷区上原二丁目33番 2号	SRC、11F	平成16年11月	所有権	区分所有	753.8	1,858.5
R-30	サンテラス 代々木上原	東京都渋谷区上原二丁目3番 7号	RC、8F	平成11年2月	所有権	所有権	638.1	2,001.2
R-31	レキシントン・ スクエア新宿御苑	東京都新宿区新宿一丁目36番 15号	RC、10F	平成17年8月	所有権	所有権	402.8	1,853.6
R-32	ビッグタワー南3条	北海道札幌市中央区南三条東 二丁目15番1	RC、 31F/B1F	平成19年9月	所有権	所有権	1,590.7	12,157.5
T-1	レキシントン・ プラザ八幡	宮城県仙台市青葉区八幡 三丁目1番50号	S、 4F/B1F	平成17年12月	所有権	所有権	10,990.0	15,148.5
T-2	ロックタウン須賀川	福島県須賀川市古河105番	S、1F	平成17年10月	借地権	所有権	74,076.2	18,440.6
T-3	レキシントン・プラザ 広島大手町	広島県広島市中区大手町 三丁目7番9号	S、14F	平成18年8月	所有権	所有権	819.7	6,529.5
T-4	ボンセジュール 千歳船橋	東京都世田谷区船橋一丁目 37番3号	RC、 6F/B1F	昭和63年3月	所有権	所有権	1,020.9	2,342.2
T-5	ボンセジュール 四つ木	東京都葛飾区東四つ木 三丁目1番11号	RC、5F	平成元年3月	所有権	所有権	1,136.5	1,962.9
T-6	ボンセジュール日野	東京都日野市落川438番1号	RC、3F	平成2年5月	所有権	所有権	2,211.3	1,984.2
T-7	ボンセジュール 武蔵新城	神奈川県川崎市高津区千年字 北浦773番2	RC、4F	昭和60年2月	所有権	所有権	1,233.5	1,710.4
T-8	ボンセジュール 小牧	愛知県小牧市城山三丁目1番	SRC、10F	平成3年3月	所有権	所有権	8,229.9	8,805.5
T-9	ボンセジュール 秦野渋沢	神奈川県秦野市渋沢上一丁目 6番60号	RC、5F	平成3年7月	所有権	所有権	2,588.0	3,435.8
T-10	ボンセジュール 伊丹（注4）	兵庫県伊丹市中央一丁目2番 25号	SRC、11F	平成元年3月	所有権	区分所有	1,976.1	7,579.4
合計							133,473.5	196,178.4

(注1) 「所在地」欄には、物件概要書又は重要事項説明書上表示されている住居表示を記載しています。但し、住居表示が未実施の場合その他物件概要書及び重要事項説明書に住居表示の記載がない場合には、登記簿上表示されている地番を記載しています。

(注2) 「構造・階数」欄、「建築時期」欄、「敷地面積」欄及び「延床面積」欄は、登記簿上の記載に基づいており、面積については小数点第二位を四捨五入して記載しています。なお、登記簿上の記載は、当該不動産又は信託不動産の現況とは一致しない場合があります。また、建物又は信託建物が区分所有建物の専有部分である場合には、建物の「構造・階数」欄には、所有する専有部分ではなく、一棟の建物全体の構造・階数を記載しています。なお、「構造・階数」欄に記載の略称は、それぞれ以下を表します。

RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、F：階、B：地下

(注3) 「所有形態」欄には、本投資法人が直接に不動産を保有する場合は本投資法人が保有する権利の種類を、また、信託受益権を保有する場合には信託不動産に関して不動産信託の受託者が保有する権利の種類を記載しています。

(注4) 以下の区分所有物件については、「敷地面積」欄には、一棟の建物全体にかかる土地の敷地面積を、「延床面積」欄には、一棟の建物全体の延床面積を記載しています。保有資産に含まれる土地の共有持分の割合及び建物の専有面積は以下のとおりです。専有面積については小数点第二位を四捨五入して記載しています。

	土地の共有持分の割合	建物の専有面積合計
シティハウス東京新橋：	336,400/406,967	3,103.4㎡
藤和シティコープ新大塚Ⅱ：	65,981/100,000	1,484.7㎡
藤和シティコープ飛鳥山公園：	46,816/100,000	1,253.7㎡
藤和シティコープ浅間町：	8,863,528/10,000,000	3,080.2㎡
ヴィスコンティ覚王山：	70,575/91,564	656.9㎡
ボンセジュール伊丹	24,928/100,000	2,129.9㎡

(注5) ウィンベル神楽坂及びザ・パームス代々木上原コスモテラスについては、建物にかかる区分所有権の全てが保有資産に含まれています。

(ハ) 保有資産に関する信託受益権及び不動産の概要及び投資比率

用途	物件番号	名称	地域 (注1)	信託受託者	信託期間満了日	鑑定 評価額 (百万円) (注2)	取得 価格 (百万円) (注3)	投資 比率 (%) (注4)
事務所	O-1	ニュー江戸橋ビル	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成29年3月31日	8,410	8,770	10.0
事務所	O-2	秀和 西五反田ビル	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成29年3月31日	6,040	7,160	8.2
事務所	O-3	クロス・スクエア NAKANNO	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	1,110	1,038	1.2
事務所	O-4	大木青葉ビル	東北	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	848	847	1.0
小計						16,408	17,815	20.3
住居	R-1	シティハウス 東京新橋	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	2,700	2,790	3.2
住居	R-3	ウィンベル神楽坂	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成28年1月31日	3,520	3,690	4.2
住居	R-4	西早稲田クレセント マンション	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成28年1月31日	2,010	2,190	2.5
住居	R-5	レキシントン・ スクエア曙橋	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	1,510	1,600	1.8
住居	R-6	モンセラート四谷	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成28年1月31日	466	557	0.6
住居	R-7	カーザ エルミタツジ	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	1,080	1,240	1.4
住居	R-9	レキシントン・ スクエア下北沢	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成28年1月31日	2,760	2,700	3.1
住居	R-10	ホームスト池尻	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成28年1月31日	717	806	0.9
住居	R-11	藤和シティコープ 新大塚II	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	905	937	1.1
住居	R-12	藤和シティコープ 飛鳥山公園	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	521	529	0.6
住居	R-13	ビクセル武蔵関	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	591	703	0.8
住居	R-14	レクセルマンション 上野松が谷	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	1,020	1,130	1.3
住居	R-16	藤和シティコープ 浅間町	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	1,120	1,240	1.4
住居	R-17	ロイヤルパーク 大町	東北	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	439	564	0.6
住居	R-18	レキシントン・ スクエア萩野町	東北	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	355	411	0.5
住居	R-19	ヴィスコンティ 覚王山	中部	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	310	397	0.5
住居	R-20	レキシントン・ スクエア北堀江	関西	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	539	596	0.7
住居	R-21	レキシントン・ スクエア新町	関西	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	391	421	0.5
住居	R-22	ルナコート塚本	関西	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	522	632	0.7
住居	R-23	レキシントン・ スクエア伏見	中部	中央三井信託銀行株式会社	平成28年1月31日	3,020	2,990	3.4
住居	R-24	レキシントン・ スクエア代田橋	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成39年3月31日	1,010	1,019	1.2
住居	R-25	レキシントン・ スクエア本所吾妻橋	首都圏	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成39年3月31日	524	525	0.6
住居	R-26	AMS TOWER 南6条	北海道	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成39年3月31日	1,360	1,400	1.6
住居	R-27	レキシントン・ スクエア白金高輪	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成29年3月31日	6,210	7,660	8.7

用途	物件 番号	名 称	地域 (注1)	信託受託者	信託期間満了日	鑑定 評価額 (百万円) (注2)	取得 価格 (百万円) (注3)	投資 比率 (%) (注4)
住居	R-28	スペーシア恵比寿	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成29年3月31日	7,830	9,140	10.4
住居	R-29	ザ・バームス代々木 上原コスモテラス	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成29年3月31日	1,590	1,780	2.0
住居	R-30	サンテラス 代々木上原	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成29年3月31日	1,520	1,570	1.8
住居	R-31	レキシントン・ スクエア新宿御苑	首都圏	中央三井信託銀行株式会社	平成29年3月31日	1,300	1,390	1.6
住居	R-32	ビッグタワー南3条	北海道	中央三井信託銀行株式会社	平成29年10月31日	2,300	2,870	3.3
小計						48,140	53,477	61.1
商業	T-1	レキシントン・ プラザ八幡	東北	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成38年1月31日	3,520	4,760	5.4
商業	T-2	ロックタウン須賀川	東北	中央三井信託銀行株式会社	平成27年12月30日	2,380	2,563	2.9
ホテル	T-3	レキシントン・ プラザ広島大手町	中国・四国	中央三井信託銀行株式会社	平成28年11月30日	2,370	2,450	2.8
シニア	T-4	ボンセジュール 千歳船橋	首都圏	—	—	826	791	0.9
シニア	T-5	ボンセジュール 四つ木	首都圏	—	—	800	765	0.9
シニア	T-6	ボンセジュール 日野	首都圏	—	—	720	699	0.8
シニア	T-7	ボンセジュール 武蔵新城	首都圏	—	—	609	610	0.7
シニア	T-8	ボンセジュール 小牧	中部	—	—	1,200	1,940	2.2
シニア	T-9	ボンセジュール 秦野渋沢	首都圏	—	—	793	962	1.1
シニア	T-10	ボンセジュール 伊丹	関西	—	—	512	748	0.9
小計						13,730	16,288	18.6
合計						78,278	87,580	100.0

(注1) 「地域」欄に記載されている「北海道」とは北海道を、「東北」とは東北地方6県を、「首都圏」とは東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「中部」とは中部地方9県を、「関西」とは近畿地方2府4県を、「中国・四国」とは中国地方5県及び四国地方4県を、それぞれ表します。

(注2) 鑑定評価額の価格時点は平成21年2月28日であり、百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注3) 「取得価格」欄には、停止条件付譲渡契約に記載された売買代金(消費税等相当額を除きます。)を、百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注4) 「投資比率」欄には、保有資産の取得価格の総額に対する当該保有資産の取得価格の比率を、小数点第二位を四捨五入して記載しています。

(二) 保有資産の賃貸の状況

物件 番号	名称	賃貸可能 面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能 戸数 (戸) (注3) (注5)	賃貸戸数 (戸) (注4) (注5)	年間賃料 (千円) (注6)	稼働率 (%) (注7)	テナント 総数 (注8)
O-1	ニュー江戸橋ビル	5,695.7	5,695.7	—	—	451,341	100.0	4
O-2	秀和 西五反田ビル	6,033.6	4,360.2	—	—	291,681	72.3	4
O-3	クロス・スクエアNAKANO	2,101.1	2,101.1	—	—	81,726	100.0	1
O-4	大木青葉ビル	2,178.4	2,178.4	—	—	76,444	100.0	1
R-1	シティハウス東京新橋	3,364.0	2,907.8	86	75	169,673	86.4	1
R-3	ウィンベル神楽坂	4,032.7	3,758.9	118	111	188,016	93.2	1
R-4	西早稲田クレセントマンション	4,310.8	3,894.7	69	62	127,752	90.3	1
R-5	レキシントン・スクエア曙橋	1,987.9	1,740.5	88	77	88,788	87.6	1
R-6	モンセラート四谷	809.5	658.9	33	25	30,048	81.4	1
R-7	カーザエルミタッジオ	1,211.3	1,026.5	17	14	60,021	84.7	1
R-9	レキシントン・スクエア下北沢	3,892.2	3,743.1	116	112	167,376	96.2	1
R-10	ホメスト池尻	1,378.0	1,234.1	28	25	50,904	89.6	1
R-11	藤和シティコープ新大塚Ⅱ	1,627.1	1,527.5	58	53	66,408	93.9	1
R-12	藤和シティコープ飛鳥山公園	1,370.3	1,281.5	36	33	42,180	93.5	1
R-13	ビクセル武蔵関	1,220.2	1,011.8	70	58	41,796	82.9	1
R-14	レクセルマンション上野松が谷	1,969.5	1,756.7	29	26	57,516	89.2	1
R-16	藤和シティコープ浅間町	3,426.4	3,064.6	154	140	114,817	89.4	1
R-17	ロイヤルパーク大町	1,929.6	1,353.5	51	35	31,637	70.1	1
R-18	レキシントン・スクエア萩野町	1,528.6	1,488.5	39	38	31,984	97.4	1
R-19	ヴィスコンティ覚王山	705.8	705.8	8	8	28,176	100.0	1
R-20	レキシントン・スクエア北堀江	1,340.8	1,213.9	28	25	41,652	90.5	1
R-21	レキシントン・スクエア新町	938.5	888.0	19	18	30,939	94.6	1
R-22	ルナコート塚本	1,302.4	1,276.1	48	47	41,172	98.0	1
R-23	レキシントン・スクエア伏見	7,022.7	6,642.4	123	116	200,184	94.6	1
R-24	レキシントン・スクエア代田橋	1,430.6	1,269.6	43	38	58,140	88.7	1
R-25	レキシントン・スクエア本所吾妻橋	784.7	713.6	33	30	32,700	90.9	1
R-26	AMS TOWER 南6条	4,460.6	3,997.4	120	107	107,616	89.6	1
R-27	レキシントン・スクエア白金高輪	6,134.4	5,554.4	129	119	337,240	90.5	1
R-28	スパーシア恵比寿	7,794.9	6,917.7	109	96	379,631	88.7	1
R-29	ザ・パームス代々木上原コスモテラス	1,801.2	1,282.8	30	22	65,976	71.2	1
R-30	サンテラス代々木上原	1,760.9	1,760.9	21	21	86,538	100.0	1
R-31	レキシントン・スクエア新宿御苑	1,357.5	1,284.0	48	45	72,432	94.6	1
R-32	ビッグタワー南3条	8,661.2	7,889.3	179	163	188,148	91.1	1
T-1	レキシントン・ブラザ八幡	8,633.5	7,668.6	—	—	249,717	88.8	1
T-2	ロックタウン須賀川	18,440.6	18,440.6	—	—	304,722	100.0	1
T-3	レキシントン・ブラザ広島大手町	6,395.5	6,395.5	—	—	174,958	100.0	2
T-4	ボンセジュール千歳船橋	2,342.2	2,342.2	42	36	53,150	100.0	1

物件 番号	名称	賃貸可能 面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能 戸数 (戸) (注3) (注5)	賃貸戸数 (戸) (注4) (注5)	年間賃料 (千円) (注6)	稼働率 (%) (注7)	テナント 総数 (注8)
T-5	ボンセジュール四つ木	1,962.9	1,962.9	62	51	54,049	100.0	1
T-6	ボンセジュール日野	1,984.2	1,984.2	56	56	51,244	100.0	1
T-7	ボンセジュール武蔵新城	1,710.4	1,710.4	46	45	42,636	100.0	1
T-8	ボンセジュール小牧	8,858.5	8,858.5	123	22	134,516	100.0	1
T-9	ボンセジュール秦野渋沢	3,435.8	3,435.8	100	40	70,509	100.0	1
T-10	ボンセジュール伊丹	2,129.9	2,129.9	62	40	51,368	100.0	1
合計		151,456.2	141,108.1	2,421	2,029	5,027,532	93.2	50

- (注1) 「賃貸可能面積」は、個々の不動産又は信託不動産について本投資法人の保有部分における賃貸が可能な面積を意味し、平成21年2月28日時点の情報をもとに、小数点第二位を四捨五入して記載しています。
- (注2) 「賃貸面積」は、賃貸可能面積のうち、平成21年2月28日現在、実際に現所有者とエンドテナントとの間で賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている面積を意味し、原則としてエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示されている賃貸面積（実際の入居者との入居契約に記載の面積ではなく、マスターリース契約に記載の面積です。）を記載しています。
但し、オフィスビルである大木青葉ビル及び商業施設であるロックタウン須賀川については、マスターリース会社との間のマスターリース契約に表示された賃貸面積を記載しています。
なお、駐車場の面積が契約上明確に区分されている場合は、これを除いて記載しています。
また、記載は小数点第二位を四捨五入して記載しています。
- (注3) 「賃貸可能戸数」欄には、平成21年2月28日現在、個々の不動産又は信託不動産について賃貸が可能な戸数を記載しています。但し、シニア物件については、入居可能戸数を記載しています。
- (注4) 「賃貸戸数」欄には、平成21年2月28日現在、実際にテナント又はエンドテナントとの間で賃貸借契約が締結され、賃貸されている戸数を記載しています。但し、シニア物件については、平成21年2月28日現在、実際に入居契約が締結され、入居されている戸数を記載しています。
- (注5) 以下の区分所有建物にかかる「賃貸可能戸数」欄及び「賃貸戸数」欄には、保有資産に含まれる戸数を記載しています。
シティハウス東京新橋、藤和シティコープ新大塚Ⅱ、藤和シティコープ飛鳥山公園、藤和シティコープ浅間町、ヴィスコンティ覚王山、ボンセジュール伊丹
- (注6) 「年間賃料」欄には、平成21年2月28日現在有効な現所有者と賃借人との間の賃貸借契約における月額賃料（管理費を含みますが、駐車場やバイク置場等の付属設備の使用料は除きます。）を12倍して得られた金額を、千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注7) 「稼働率」欄には、平成21年2月28日現在の各保有資産の賃貸可能面積に占める賃貸面積の比率を記載しています。比率は、小数点第二位を四捨五入して記載しています。なお、ボンセジュール千歳船橋、ボンセジュール四つ木、ボンセジュール日野、ボンセジュール武蔵新城、ボンセジュール小牧、ボンセジュール秦野渋沢及びボンセジュール伊丹については、一括貸しのため、稼働率を100.0%としています。
- (注8) 「テナント総数」欄において、マスターリース会社との間でマスターリース契約が締結されている場合、マスターリース会社が賃貸人となることの同意を全てのエンドテナントより取得したものと仮定し、マスターリースの対象となる部分についてのテナント数は1として記載しています。

(ホ) 不動産鑑定評価書の概要

物件 番号	名 称	取得 価格 (百万円) (注1)	概要 (注1)					
			鑑定 評価額 (百万円) (注2)	収益還元法				
				直接還元 価格 (百万円)	直接還元 利回り (%)	DCF 価格 (百万円)	割引率 (%)	ターミナル キャップ プレート (%)
O-1	ニュー江戸橋ビル	8,770	8,410	8,550	4.6	8,270	4.4	4.8
O-2	秀和 西五反田ビル	7,160	6,040	6,070	5.4	6,000	4.9	5.6
O-3	クロス・スクエアNAKANO	1,038	1,110	1,120	5.7	1,100	5.5	5.9
O-4	大木青葉ビル	847	848	823	6.5	859	6.6	6.8
R-1	シティハウス東京新橋	2,790	2,700	2,720	5.4	2,670	5.2	5.6
R-3	ウィンベル神楽坂	3,690	3,520	3,550	4.9	3,480	4.6	5.1
R-4	西早稲田クレセントマンション	2,190	2,010	2,040	5.2	1,970	4.9	5.5
R-5	レキシントン・スクエア曙橋	1,600	1,510	1,500	5.3	1,510	5.4	5.6
R-6	モンセラート四谷	557	466	475	5.3	456	5.0	5.6
R-7	カーザエルミタッジオ	1,240	1,080	1,090	5.4	1,060	5.2	5.6
R-9	レキシントン・スクエア下北沢	2,700	2,760	2,770	5.2	2,760	5.3	5.5
R-10	ホメスト池尻	806	717	731	5.1	702	4.8	5.4
R-11	藤和シティコープ新大塚II	937	905	911	5.9	899	5.7	6.1
R-12	藤和シティコープ飛鳥山公園	529	521	524	6.4	517	6.2	6.6
R-13	ビクセル武蔵関	703	591	599	5.6	583	5.3	5.9
R-14	レクセルマンション上野松が谷	1,130	1,020	1,010	5.4	1,020	5.4	5.7
R-16	藤和シティコープ浅間町	1,240	1,120	1,130	6.3	1,110	6.1	6.6
R-17	ロイヤルパーク大町	564	439	445	7.4	432	6.8	7.2
R-18	レキシントン・スクエア萩野町	411	355	356	7.0	353	6.8	7.2
R-19	ヴィスコンティ覚王山	397	310	306	5.9	311	5.9	6.2
R-20	レキシントン・スクエア北堀江	596	539	542	5.9	536	5.7	6.1
R-21	レキシントン・スクエア新町	421	391	393	5.9	388	5.7	6.1
R-22	ルナコート塚本	632	522	523	6.2	522	6.4	6.5
R-23	レキシントン・スクエア伏見	2,990	3,020	2,960	5.8	3,050	5.8	6.1
R-24	レキシントン・スクエア代田橋	1,019	1,010	1,020	5.3	1,010	5.4	5.6
R-25	レキシントン・スクエア本所吾妻橋	525	524	523	5.4	525	5.5	5.7
R-26	AMS TOWER 南6条	1,400	1,360	1,320	6.0	1,370	6.0	6.3
R-27	レキシントン・スクエア白金高輪	7,660	6,210	6,270	4.9	6,140	4.7	5.1
R-28	スパーシア恵比寿	9,140	7,830	7,930	5.1	7,720	4.9	5.3
R-29	ザ・パームス代々木上原コスモテラス	1,780	1,590	1,620	4.9	1,550	4.6	5.2
R-30	サンテラス代々木上原	1,570	1,520	1,540	4.8	1,490	4.5	5.1
R-31	レキシントン・スクエア新宿御苑	1,390	1,300	1,320	4.9	1,280	4.6	5.2
R-32	ビッグタワー南3条	2,870	2,300	2,300	6.5	2,300	6.3	6.7
T-1	レキシントン・プラザ八幡	4,760	3,520	3,530	6.5	3,510	5.8	6.8
T-2	ロックタウン須賀川	2,563	2,380	2,320	6.8	2,440	5.6	7.1

物件 番号	名 称	取得 価格 (百万円) (注1)	概要 (注1)					
			鑑定 評価額 (百万円) (注2)	収益還元法				
				直接還元 価格 (百万円)	直接還元 利回り (%)	DCF 価 格 (百万円)	割引率 (%)	ターミナ ルキャッ プレート (%)
T-3	レキシントン・プラザ広島大手町	2,450	2,370	2,360	6.5	2,370	7.0	6.8
T-4	ボンセジュール千歳船橋	791	826	834	6.1	817	5.8	6.4
T-5	ボンセジュール四つ木	765	800	808	6.3	792	6.0	6.6
T-6	ボンセジュール日野	699	720	726	6.6	713	6.3	6.9
T-7	ボンセジュール武蔵新城	610	609	614	6.5	603	6.2	6.8
T-8	ボンセジュール小牧	1,940	1,200	1,190	10.5	1,200	7.0	7.6
T-9	ボンセジュール秦野渋沢	962	793	797	8.3	788	7.3	7.9
T-10	ボンセジュール伊丹	748	512	509	9.5	515	7.0	7.6
合計		87,580	78,278	78,669	—	77,691	—	—

(注1) 「取得価格」欄及び「概要」欄に記載の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しています。

(注2) 鑑定評価額は、本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準並びに社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、不動産鑑定会社の財団法人日本不動産研究所、森井総合鑑定株式会社及び株式会社谷澤総合鑑定所の不動産鑑定士が作成した不動産鑑定評価書における鑑定評価額を記載しています。なお、各社別の内訳は下記のとおりです（物件番号で表示しております。）。

財団法人日本不動産研究所： O-1、O-2、O-3、R-1、R-7、R-11、R-12、R16～R18、R-20、R-21、R-27、R-28、R-32、T-4～T-10
森井総合鑑定株式会社： R-3、R-4、R-6、R-10、R-13、R-29～R-31、T-1、T-2
株式会社谷澤総合鑑定所： O-4、R-5、R-9、R-14、R-19、R-22～R-26、T-3

(へ) 建物状況調査報告書等の概要

物件 番号	名 称	修繕費 (千円) (注2)			建物再調達価格 (百万円) (注2)	地震PML値 (%) (注3)
		緊急 (注1)	1年以内 (注1)	12年間平均 (注4)		
O-1	ニュー江戸橋ビル	—	—	16,881	1,770	13.1
O-2	秀和 西五反田ビル	—	—	15,619	1,662	10.5
O-3	クロス・スクエアNAKANO	(注1) 20	(注1) 590	6,575	607	6.9
O-4	大木青葉ビル	(注1) 50	(注1) 2,220	7,058	730	1.0
R-1	シティハウス東京新橋	—	—	9,508	1,238	13.8
R-3	ウィンベル神楽坂	—	—	5,871	1,332	12.8
R-4	西早稲田クレセントマンション	—	(注1) 500	13,382	1,052	12.3
R-5	レキシントン・スクエア曙橋	—	—	3,434	506	13.5
R-6	モンセラート四谷	—	(注1) 480	4,845	190	10.0
R-7	カーザエルミタツジ	—	—	2,035	451	12.0
R-9	レキシントン・スクエア下北沢	—	—	3,858	1,031	10.2
R-10	ホメスト池尻	—	(注1) 1,970	8,510	386	8.0
R-11	藤和シティコープ新大塚Ⅱ	—	1,330	8,012	667	8.5
R-12	藤和シティコープ飛鳥山公園	—	250	10,183	926	11.1
R-13	ビクセル武蔵関	(注1) 100	(注1) 160	6,316	341	7.2
R-14	レクセルマンション上野松が谷	—	—	1,478	533	12.6
R-16	藤和シティコープ浅間町	—	1,050	21,443	1,098	14.6
R-17	ロイヤルパーク大町	(注1) 250	(注1) 780	7,154	520	10.6
R-18	レキシントン・スクエア萩野町	—	—	1,217	341	4.4
R-19	ヴィスコンティ覚王山	—	50	970	251	6.3
R-20	レキシントン・スクエア北堀江	—	—	1,288	325	10.1
R-21	レキシントン・スクエア新町	—	—	799	233	14.2
R-22	ルナコート塚本	—	—	2,141	358	13.0
R-23	レキシントン・スクエア伏見	—	—	904	1,537	6.9
R-24	レキシントン・スクエア代田橋	—	—	976	322	7.9
R-25	レキシントン・スクエア本所吾妻橋	—	—	734	238	11.8
R-26	AMS TOWER 南6条	—	—	3,893	1,055	3.0
R-27	レキシントン・スクエア白金高輪	—	—	3,513	1,899	7.9
R-28	スペーシア恵比寿	—	—	5,805	2,294	10.8
R-29	ザ・パームス代々木上原コスモテラス	—	—	4,141	408	8.1
R-30	サンテラス代々木上原	—	—	3,750	453	10.9
R-31	レキシントン・スクエア新宿御苑	—	—	826	351	10.4
R-32	ビッグタワー南3条	—	—	6,060	2,650	2.0
T-1	レキシントン・プラザ八幡	—	—	741	1,313	7.3
T-2	ロックタウン須賀川	—	—	1,392	1,713	10.6
T-3	レキシントン・プラザ広島大手町	—	—	4,125	1,410	8.3
T-4	ボンセジュール千歳船橋	—	100	8,159	488	10.0
T-5	ボンセジュール四つ木	—	270	8,385	397	16.9
T-6	ボンセジュール日野	—	(注1) 2,950	5,426	385	11.9
T-7	ボンセジュール武蔵新城	—	—	1,400	336	11.9
T-8	ボンセジュール小牧	—	—	5,401	1,702	9.6
T-9	ボンセジュール秦野渋沢	—	—	4,031	722	17.4
T-10	ボンセジュール伊丹	—	—	2,062	469	8.6
合計		420	12,700	230,301	36,708	6.2

(注1) これらの「緊急」欄及び「1年以内」欄の修繕費については売主の負担によりその修繕工事を完了しています。

(注2) 「修繕費」欄及び「建物再調達価格」欄については、それぞれ千円未満、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 「地震PML値」欄の合計欄には、ポートフォリオ全体の地震PML値を記載しています。

(注4) 「12年間平均」欄については、調査時点以後12年間の修繕費を合計し12で除した金額を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(ト) 運用資産の資本的支出

① 資本的支出の予定

既存保有物件に関し、現在計画している改修工事等に伴う資本的支出のうち主なものは以下のとおりです。なお、工事金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

不動産等の名称 (所在)	目的	実施予定期間	工事予定金額 (百万円)		
			総額	当期 支出額	既支払 総額
レキシントン・プラザ八幡 (宮城県仙台市)	区画変更工事	自 平成21年7月 至 平成21年8月	77	—	—
ニュー江戸橋ビル (東京都中央区)	空調機更新工事	自 平成21年4月 至 平成21年5月	40	—	—
ニュー江戸橋ビル (東京都中央区)	カーリフト更新工事	自 平成21年5月 至 平成21年5月	10	—	—
西早稲田クレセントマンション (東京都新宿区)	共用廊下改修工事	自 平成21年6月 至 平成21年7月	9	—	—
ロイヤルパーク大町 (宮城県仙台市)	専有居室リフォーム工事	自 平成21年5月 至 平成21年8月	9	—	—
合計			145	—	—

(注) 百万円未満を切り捨てて記載しています。

② 期中に行った資本的支出

既存保有物件において、当期に行った資本的支出に該当する主な工事の概要は以下のとおりです。当期の資本的支出は59百万円であり、当期費用に区分された修繕費37百万円と合わせて96百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称 (所在)	目的	実施期間	工事金額 (百万円)
ロイヤルパーク大町 (宮城県仙台市)	専有居室リフォーム工事	自 平成20年10月 至 平成20年12月	18
ロイヤルパーク大町 (宮城県仙台市)	タワーパーキング改修工事	自 平成21年1月 至 平成21年1月	10
ロイヤルパーク大町 (宮城県仙台市)	エントランス外壁改修工事	自 平成21年1月 至 平成21年2月	18
秀和 西五反田ビル (東京都品川区)	シャワートイレ設置工事	自 平成21年2月 至 平成21年2月	3
その他の不動産等			9
合計			59

(注) 百万円未満を切り捨てて記載しています。

③ 長期修繕計画のために積み立てた金銭（修繕積立金）

本投資法人は物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、将来の中長期的な大規模修繕工事等の資金支払に充当することを目的として、修繕積立金を期中のキャッシュ・フローの中から以下のとおり積み立てています。

（単位：百万円）

営業期間	第1期 自平成17年9月20日 至平成18年8月31日	第2期 自平成18年9月1日 至平成19年2月28日	第3期 自平成19年3月1日 至平成19年8月31日	第4期 自平成19年9月1日 至平成20年2月29日	第5期 自平成20年3月1日 至平成20年8月31日	第6期 自平成20年9月1日 至平成21年2月28日
前期末積立金残高	—	29	86	141	169	175
当期積立額	29	64	93	74	65	56
当期積立金取崩額	—	7	38	46	59	35
次期繰越額	29	86	141	169	175	197

（注）百万円未満を切り捨てて記載しています。

（チ）主要なテナントの概要及び主要なテナントへの賃貸条件

① 主要なテナントの概要

保有資産にかかる不動産又は信託不動産における主要なテナント毎の賃貸面積及び年間賃料総額等は下表のとおりです。なお、ここで「主要なテナント」とは、当該テナントへの賃貸面積が、ポートフォリオ全体の総賃貸面積の合計の10%以上を占めるものをいいます。

テナント名	業種	物件名称	賃貸面積 (㎡) (注1)	面積比率 (%) (注2)	年間賃料総額 (千円) (注3)	賃料比率 (%) (注2)
株式会社 ボンセジュール・バリエ	老人ホーム 運営	ボンセジュール千歳船橋 ボンセジュール四つ木 ボンセジュール日野 ボンセジュール武蔵新城 ボンセジュール小牧 ボンセジュール秦野渋沢 ボンセジュール伊丹	22,423.8	15.9	457,474	9.1
ロック開発 株式会社	不動産業	ロックタウン須賀川	18,440.6	13.1	304,722	6.1
トータル ハウジング 株式会社 (注4)	不動産業	ウィンベル神楽坂 西早稲田クレセントマンション レキシントン・スクエア曙橋 モンセラート四谷 レキシントン・スクエア下北沢 ホームスト池尻 レクセルマンション上野松が谷	16,786.8	11.9	710,400	14.1
主要なテナントの合計			57,651.2	40.9	1,472,597	29.3
全体ポートフォリオの合計			141,108.1	—	5,027,532	—

（注1）テナントがマスターリース会社として転貸人となっている物件については、エンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された賃貸面積の合計を記載しています。但し、商業施設であるロックタウン須賀川については、ロック開発株式会社との間のマスターリース契約に表示された賃貸面積（契約上で駐車場の面積が明確に区分されているものはこれを除く面積）を記載しています。また、シニア物件であるボンセジュール千歳船橋、ボンセジュール四つ木、ボンセジュール日野、ボンセジュール武蔵新城、ボンセジュール小牧、ボンセジュール秦野渋沢及びボンセジュール伊丹については、株式会社ボンセジュール・バリエとの間の建物賃貸借契約に表示された賃貸面積（契約上で駐車場の面積が明確に区分されているものはこれを除く面積）を記載しています。なお、数値については小数点第二位を四捨五入して記載しています。

(注2) 全体ポートフォリオの合計に対する比率を、小数点第二位を四捨五入して記載しています。

(注3) テナントとの間で締結されているマスターリース契約上、テナントが支払うマスターリース賃料がエンドテナントからテナントに対して支払われる賃料と同額となっている物件（以下に記載の商業施設及びシニア物件以外の上記物件）については、エンドテナントとの間の平成21年2月28日現在の賃貸借契約における月額賃料（管理費を含みますが、駐車場やバイク置場等の付属設備の使用料は除きます。）を12倍して得られた金額を記載しています。商業施設であるロックタウン須賀川については、エンドテナントからの賃料にかかわらず賃料が定額となっているため、ロック開発株式会社との間の平成21年2月28日現在のマスターリース契約における月額賃料（管理費を含みます。）を12倍して得られた金額を記載しています。また、シニア物件であるボンセジュール千歳船橋、ボンセジュール四つ木、ボンセジュール日野、ボンセジュール武蔵新城、ボンセジュール小牧、ボンセジュール秦野渋沢及びボンセジュール伊丹については、株式会社ボンセジュール・パリエとの間の平成21年2月28日現在の建物賃貸借契約書における月額賃料（管理費を含みます。）を12倍して得られた金額を記載しています。なお、数値については千円未満を切り捨てて年間賃料総額として記載しています。

(注4) 本投資法人は、トータルハウジング株式会社及び総合地所株式会社より、平成21年6月1日付で、両社が総合地所株式会社を存続会社とする合併をする旨の通知を受領しております。

② 主要なテナントへの賃貸条件

前記①記載の主要なテナントであるトータルハウジング株式会社及びロック開発株式会社は、マスターリース会社であり、かかるテナントとの間の賃貸借契約は、第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約（マスターリース契約）です。トータルハウジング株式会社から収受する賃料は、マスターリース会社が転借人（エンドテナント）から収受する賃料と同額となっており（パススルー型マスターリース）、賃料の保証はされていません。他方、ロック開発株式会社から収受する賃料は、転借人（エンドテナント）から収受する賃料にかかわらずマスターリース会社が定額の賃料を支払うこととなっています（賃料固定型マスターリース）。

平成21年2月28日現在において、前記①記載の主要なテナントへ賃貸している物件名、賃貸借契約の契約期間その他の主要な条件は、それぞれ以下のとおりです。

テナント名：株式会社ボンセジュール・パリエ

物件番号	物件名称				
T-4	ボンセジュール千歳船橋	契約期間満了日	平成38年5月24日	敷金・保証金（注）	24,600千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなければ同一条件で5年間自動更新されます。		
T-5	ボンセジュール四つ木	契約期間満了日	平成38年5月24日	敷金・保証金（注）	25,500千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなければ同一条件で5年間自動更新されます。		
T-6	ボンセジュール日野	契約期間満了日	平成38年5月24日	敷金・保証金（注）	24,000千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなければ同一条件で5年間自動更新されます。		
T-7	ボンセジュール武蔵新城	契約期間満了日	平成38年11月23日	敷金・保証金（注）	19,980千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなければ同一条件で5年間自動更新されます。		
T-8	ボンセジュール小牧	契約期間満了日	平成39年5月21日	敷金・保証金（注）	62,310千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなければ同一条件で5年間自動更新されます。		
T-9	ボンセジュール秦野渋沢	契約期間満了日	平成39年5月21日	敷金・保証金（注）	33,108千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなければ同一条件で5年間自動更新されます。		
T-10	ボンセジュール伊丹	契約期間満了日	平成39年5月21日	敷金・保証金（注）	24,180千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなければ同一条件で5年間自動更新されます。		

(注) テナントが貸主との間で締結している建物賃貸借契約に基づき貸主に預け入れられている各物件にかかる敷金合計額を、千円未満を切り捨てて記載しています。

テナント名：トータルハウジング株式会社

物件番号	物件名称				
R-3	ウィンベル神楽坂	契約期間満了日	平成23年1月31日	敷金・保証金（注）	32,492千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなされなければ2年間自動更新されます。		
R-4	西早稲田クレセントマンション	契約期間満了日	平成21年12月26日	敷金・保証金（注）	11,263千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなされなければ2年間自動更新されます。		
R-5	レキシントン・スクエア曙橋	契約期間満了日	平成22年5月24日	敷金・保証金（注）	7,506千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなされなければ2年間自動更新されます。		
R-6	モンセラート四谷	契約期間満了日	平成21年12月26日	敷金・保証金（注）	6,956千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなされなければ2年間自動更新されます。		
R-9	レキシントン・スクエア下北沢	契約期間満了日	平成22年5月24日	敷金・保証金（注）	12,617千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなされなければ2年間自動更新されます。		
R-10	ホメスト池尻	契約期間満了日	平成21年12月26日	敷金・保証金（注）	5,154千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなされなければ2年間自動更新されます。		
R-14	レクセルマンション上野松が谷	契約期間満了日	平成21年12月26日	敷金・保証金（注）	9,791千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなされなければ2年間自動更新されます。		

（注）テナントが信託受託者との間で締結しているマスターリース契約に基づきマスターリース敷金として信託受託者に預け入れられている、各物件にかかるエンドテナントからテナントが預託を受ける敷金合計額を、千円未満を切り捨てて記載しています。

テナント名：ロック開発株式会社

物件番号	物件名称				
T-2	ロックタウン須賀川	契約期間満了日	平成37年10月24日	敷金・保証金（注）	159,970千円
		契約更新の方法	期間満了の6ヶ月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新されます。		

（注）テナントが信託受託者との間で締結しているマスターリース契約に基づきマスターリース敷金として信託受託者に預け入れられている敷金額を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(リ) 各物件の概要

保有資産である不動産及び信託受益権にかかる信託不動産の個別の概要は、以下のとおりです。

① 「物件特性」欄に関する説明

- A. 「物件特性」欄の記載は、原則として個々の不動産又は信託不動産にかかる鑑定機関の鑑定評価書における記載に基づき作成しています。
- B. 駅からの徒歩による所要時間は、「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年公正取引委員会告示第23号）及び「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」（平成17年公正取引委員会承認第107号）に基づき、道路距離80メートルにつき1分間を要するものとして算出した数値を記載しています。

② 特定資産（不動産及び信託受益権）の概要に関する説明

- A. 「所在地（住居表示）」欄には物件概要書又は重要事項説明書上表示されている住居表示を、「所在地（地番）」欄には登記簿（登記記録を含みます。以下同じです。）上表示されている地番をそれぞれ記載しています。なお、住居表示が未実施の場合その他物件概要書及び重要事項説明書に住居表示の記載がない場合には、「所在地（住居表示）」欄に地番を記載しています。
- B. 「所有形態」欄には、不動産に関して本投資法人が保有する権利又は信託不動産に関して不動産信託の受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- C. 土地の「用途地域」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- D. 土地の「面積」欄には、登記簿上表示されている地積について、小数点第二位を四捨五入して記載しています。
- E. 土地の「容積率」欄には、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、建築基準法、都市計画法等の関連法令に従って定められた数値を百分率で記載しています（敷地に接続する道路の幅員その他の理由により緩和若しくは割増され、又は減少している場合には、実際に適用される容積率）。
- F. 土地の「建蔽率」欄には、建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、建築基準法、都市計画法等の関連法令に従って定められた数値を百分率で記載しています（防火地域内の耐火建築物であることその他の理由により緩和若しくは割増され、又は減少している場合には、実際に適用される建蔽率）。
- G. 建物の「用途」欄には、登記簿上表示されている種類のうち、主要なものを記載しています。
- H. 建物の「延床面積」欄には、登記簿上表示されている建物又は信託建物の床面積の合計を、小数点第二位を四捨五入して記載しています。また、建物又は信託建物が区分所有建物の専有部分である場合には、1棟の建物の床面積を記載しています。
- I. 建物の「構造・階数」欄には、登記簿上表示されている建物又は信託建物の構造を記載しています。また、建物又は信託建物が区分所有建物の専有部分である場合には、所有する専有部分ではなく、1棟の建物全体の構造・階数を記載しています。また、「構造・階数」欄に記載の略称は、それぞれ以下を表します。
RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、F：階、B：地下
- J. 建物の「建築時期」欄には、登記簿上表示されている当初新築時点を記載しています。
- K. 「前所有者」欄には、保有資産である信託受益権を平成21年2月28日現在において保

有する本投資法人の前の所有者又は平成21年2月28日現在信託されていない不動産については平成21年2月28日現在における当該不動産の所有者である本投資法人の前の所有者を記載しています。

- L. 「前所有者」欄に記載の以下の会社は、いずれもスポンサー関係者である極東証券株式会社又は同社の関連会社が出資を行っている特別目的会社であり、本投資法人による取得に先立ち一時的に取得資産を保有するために設立されたものです。

有限会社六本木インベストメント

茅場町インベストメント有限会社

有限会社八丁堀インベストメント

また、「前所有者」欄に記載の以下の会社は、スポンサー関係者である株式会社ゼクス・プリンシパル・インベストメント及び同社と資本関係にある株式会社ゼクス、又は株式会社ゼクスコミュニティ並びにこれらの会社又はその関連会社が出資を行っている特別目的会社又は株式会社ゼクスが運用の委託を受けている特別目的会社です。なお、有限会社東銀座インベストメント、有限会社日比谷インベストメント、有限会社銀座インベストメント及び有限会社ニューエクセレントアセットは、いずれも本投資法人による取得に先立ち一時的に取得資産を保有するために設立されたものです。

有限会社東銀座インベストメント

有限会社日比谷インベストメント

有限会社ニューエクセレントアセット

③ 「PM業者」、「マスターリース会社」及び「マスターリース種別」欄に関する説明

- A. 「PM業者」欄には、平成21年2月28日現在において、個々の不動産又は信託不動産についてプロパティ・マネジメント業務を委託しているプロパティ・マネジメント会社を記載しています。

- B. 「マスターリース会社」欄には、平成21年2月28日現在における、個々の不動産又は信託不動産のマスターリース会社を記載しています。

- C. 「マスターリース種別」欄には、平成21年2月28日現在における、個々の不動産又は信託不動産についてのマスターリース契約における賃料の收受方法を記載しています。かかる收受方法には、本投資法人又は信託受託者がエンドテナントの支払う賃料と同額の賃料を受領することとされている「パススルー型」と、マスターリース会社が固定賃料を支払うこととされている「賃料固定型」があります。

- D. 「PM業者」、「マスターリース会社」に記載されている株式会社サンシティ、日神住宅流通株式会社、株式会社ビッグサービス及び株式会社穴吹ハウジングサービスは、いずれも本資産運用会社が本投資法人の資産運用にかかる利益相反対策のために定める自主ルール上のスポンサー関係者に該当します。したがって、これらの保有資産にかかるプロパティ・マネジメント業務の委託及びマスターリース会社に対する賃貸に当たっては、自主ルールに従った審議・決議を経ています。

④ 住居用不動産にかかる「物件タイプの内訳」欄に関する説明

- A. 「コンパクト」とは1戸当たりの賃貸可能面積が35㎡未満の住戸、「スペースス」とは1戸当たりの賃貸可能面積が35㎡以上の住戸、「その他」とは住居の用に供される部分以外の賃貸部分をそれぞれ指します。

- B. 「住戸数」欄には、コンパクト、スペースス及びその他に区分して当該物件中に存在する住居の個数を記載しています。

- C. 「住戸比率」欄には、コンパクト、スペースス及びその他に区分して当該物件中に存在する全住戸数に占める当該タイプの住居の個数の比率を、小数点第一位を四捨五入して記載しています。
- D. 「面積比率」欄にはコンパクト、スペースス及びその他に区分して当該物件の賃貸可能面積に占める当該タイプの住居の賃貸面積の比率を、小数点第一位を四捨五入して記載しています。

⑤ 「賃貸借の状況」欄に関する説明

- A. 「調査時点」欄には、「賃貸借の状況」欄の記載の基準となる一定の日付を記載しています。
- B. 「テナント総数」欄において、マスターリース会社との間でマスターリース契約が締結されている場合、マスターリース会社が賃貸人となることの同意を全てのエンドテナントより取得し、マスターリースの対象となる部分についてのテナント数は1として記載しています。
- C. 「賃貸可能戸数」欄には、個々の不動産又は信託不動産について賃貸が可能な戸数を記載しています。但し、シニア物件については、入居可能戸数を記載しています。
- D. 「賃貸戸数」欄には、調査時点においてエンドテナントとの間で賃貸借契約が締結されている戸数を記載しています。但し、シニア物件については調査時点において入居者との間で入居契約が締結されている戸数を記載しています。
- E. 「賃貸可能面積」は、個々の不動産又は信託不動産について賃貸が可能な面積を意味し、平成21年2月28日現在の情報をもとに記載しており、小数点第二位を四捨五入して記載しています。
- F. 「賃貸面積」は、賃貸可能面積のうち、原則としてエンドテナントとの間で賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている面積を意味し、賃貸借契約に記載された賃貸面積を記載しています（但し、賃料固定型マスターリースが行われている物件及びシニア物件については、賃料固定型マスターリース契約又はシニア物件の一括貸しに関する賃貸借契約に記載された賃貸面積を記載しています。）。なお、駐車場の面積が、契約上明確に区分されている場合は、これを除いて記載しており、小数点第二位を四捨五入して記載しています。
- G. 「月額賃料」欄には、原則として、調査時点において本投資法人、信託受託者又はマスターリース会社とエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約（賃料を月額で定めるもの）に表示された月間賃料（共益費を含みますが、月極駐車場等の附属施設の使用料は除きます。）の合計額（消費税等は含みません。）を記載し、千円未満を切り捨てて記載しています。但し、賃料固定型マスターリースが行われている物件及びシニア物件については、賃料固定型マスターリース契約又はシニア物件の一括貸しに関する賃貸借契約に記載された月額賃料を記載し、千円未満を切り捨てて記載しています。
- H. 「敷金・保証金」欄には、原則として、調査時点において本投資法人、信託受託者又はマスターリース会社とエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約に基づく賃借人の敷金・保証金等の調査時点における残高（返還不要な部分がある場合には、当該金額控除後の金額）の合計額を記載し、千円未満を切り捨てて記載しています。但し、賃料固定型マスターリースが行われている物件及びシニア物件については、賃料固定型マスターリース契約又はシニア物件の一括貸しに関する賃貸借契約に基づく敷金・保証金等の調査時点における残高（返還不要な部分がある場合には、当該金額控除後の金額）を記載し、千円未満を切り捨てて記載しています。

- I. 「稼働率」欄には、個々の不動産又は信託不動産の賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を記載しており、小数点第二位を四捨五入して記載しています。
- J. 「契約の種類」欄には、「ネットリース」、「長期契約」、「賃料固定型マスターリース」、「一括貸し」の種別を記載しています。

⑥ 「建物状況調査報告書の概要」欄に関する説明

- A. 「建物状況調査報告書の概要」欄の記載は、株式会社竹中工務店及び東京海上日動リスクコンサルティング株式会社がそれぞれ当該物件に関して作成した「建物状況調査報告書」と題する報告書（以下「建物状況調査報告書」といいます。）の記載に基づいて記載しています（金額は千円未満を切り捨てて記載しています）。建物状況調査報告書の記載は調査時点における報告者の意見を示したにとどまり、本投資法人がその内容の正確性を保証するものではありません。
- B. 「地震PML値」欄の記載については、第三者専門家が個々の不動産又は信託不動産に関して作成した地震リスク診断（PML算定）報告書中の地震PML値の記載に基づいて記載しています。当該記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。「地震PML値」については、想定される最大規模の地震（再現期間475年の地震動の強さ）に対し、各建物又は信託建物に予想される物的損失について、再調達価格に対する損失額の比の90%非超過値として同報告書に記載された数値を記載しています。
- C. 「12年間平均」の欄には、調査時点以後12年間の修繕費を合計し12で除した金額を、千円未満を切り捨てて記載しています。

⑦ 「損益の状況」欄に関する説明

- A. 「損益の状況」における金額は、本投資法人の準拠すべき会計方針を元に記載しております。なお、物件に直接帰属しない収支については含めていません。
- B. 金額は、千円未満を切り捨てて記載しています。したがって、記載されている金額を足し合わせても合計値とは必ずしも一致しません。
- C. 収支金額は、原則として発生主義にて計上しています。
- D. 「運用期間」欄及び「運用日数」欄には、「損益の状況」の記載の対象となる期間及びその日数を記載しています。
- E. 「賃貸事業収益」は、以下の「賃貸収入」欄及び「その他収益」欄の各金額の合計額を意味します。
 - 「賃貸収入」欄には、賃料、共益費、駐車場収入の合計額を記載しています。
 - 「その他収益」欄には、賃貸収入以外の賃貸事業による収入を記載しています（原状回復費用収入等が含まれています）。
- F. 「賃貸事業費用」は、管理委託費、公租公課、水道光熱費、信託報酬、修繕費、保険料、その他及び減価償却費の各金額の合計額を意味します。
- G. 「管理委託費」には、プロパティ・マネジメント会社に対するプロパティ・マネジメント業務の受託に対する対価として支払う報酬、管理委託料及び仲介手数料等の合計を記載しています。
- H. 「修繕費」欄には、運用期間における修繕費及び原状回復費を記載しています。
- I. 「賃貸事業損益」欄には、「賃貸事業収益」欄に記載された金額から「賃貸事業費用」欄に記載された金額を差し引いて算出された損益の金額を記載しています。
- J. 「NOI」は「賃貸事業損益」欄に記載された金額に減価償却費を加算した金額を記

載しています。

K. 「NCF」は「NOI」欄に記載された金額から資本的支出を差し引いて算出された金額を記載しています。

⑧ 「鑑定評価書の概要」欄に関する説明

- A. 「鑑定評価書の概要」欄の記載は、財団法人日本不動産研究所、森井総合鑑定株式会社又は株式会社谷澤総合鑑定所が個々の不動産又は信託不動産に関して作成した鑑定評価書の記載に基づいて記載しています。
- B. 不動産の鑑定評価額は、鑑定評価を行った不動産鑑定業者が、評価時点における評価対象不動産の価格に関する意見を示したものととまります。
- C. 同じ不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行った不動産鑑定業者、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。
- D. 不動産の鑑定評価は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。
- E. 鑑定評価を行った財団法人日本不動産研究所、森井総合鑑定株式会社及び株式会社谷澤総合鑑定所と本投資法人の間には、利害関係はありません。
- F. 金額は、百万円未満を四捨五入して記載しています。
- G. 賃貸収入は、賃料、共益費及び駐車場収入の合計額であり、それらに関する空室損を控除しています。
- H. その他収入には、敷金、保証金等の一時金の運用益を含みません。
- I. 総費用には、資本的支出を含みません。
- J. 純収益（NCF）は純収益（NOI）に敷金、保証金等の運用益を加算し資本的支出を控除した金額となります。

⑨ 「取得価格」欄に関する説明

「取得価格」欄には、譲渡契約書等に記載された売買代金（消費税等相当額は含みません。）を記載しており、百万円未満を四捨五入して記載しています。

⑩ 「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」欄の記載については、以下の事項を含む、取得資産の権利関係や現況、利用等に関連して重要と考えられる事項の他、投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項（取得資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項）を記載しています。

- A. 法令諸規則上の制限又は規制の主なもの
- B. 担保の内容その他権利関係等にかかる負担又は制限の主なもの
- C. 不動産又は信託不動産と隣接地との境界を越えた構築物等がある場合や境界確認等に問題がある場合の主なものとその協定等
- D. 共有者又は区分所有者との間でなされた合意事項又は協定等の主なもの

物件番号： O-1 物件名称： ニュー江戸橋ビル

物件特性					
対象不動産は、東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅から近隣地域の中心まで、銀座線からは南東方へ半蔵門線からは東方へそれぞれ徒歩で約3分に位置する事務所ビルです。最寄駅である「三越前」駅から「大手町」駅まで、東京メトロ半蔵門線利用で約2分であり、また、近隣地域内は3駅5路線が利用可能で利便性が高いといえます。対象不動産は、基準階の床面積が約210坪確保でき、また、個別空調等、テナントニーズを概ね満たす設備水準であること、維持管理の状態も比較的良好であること等から、代替競争関係にあるオフィスビルと比較して相応の競争力を有していると考えられます。					
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号			
	地番	東京都中央区日本橋本町一丁目12番1			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	事務所
	面積	924.0㎡		延床面積	8,076.4㎡
	容積率	800%		構造・階数	SRC、10F/B1F
	建蔽率	100%		建築時期	昭和61年11月
前所有者	ユピテル合同会社				
PM業者	株式会社エム・エス・ビルサポート				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	
テナント総数	4		調査時点	平成19年2月	
賃貸可能面積	5,695.7㎡		修繕費	緊急	—
賃貸面積	5,695.7㎡			1年以内	—
月額賃料	37,611			12年間平均	16,881
敷金・保証金	355,580		地震PML値	13.1%	
稼働率（面積ベース）	100.0%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
契約の種類	—		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所	
マスターリース会社	—		価格時点	平成21年2月28日	
代表的なテナント	株式会社野村総合研究所		鑑定評価額	8,410	
損益の状況（単位：千円）			収益価格		
第6期			8,410		
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格		
	至	平成21年2月28日	8,550		
運用日数	181日間		総収益	494	
賃貸事業収益	244,063		賃貸収入	472	
賃貸収入	232,504		その他収入	22	
その他収益	11,558		総費用	90	
賃貸事業費用	75,324		純収益（NOI）	404	
管理委託費	12,228		純収益（NCF）	393	
公租公課	13,944		還元利回り	4.6%	
水道光熱費	14,336		DCF法による収益還元価格	8,270	
信託報酬	2,500		割引率	4.4%	
修繕費	551		ターミナルキャップレート	4.8%	
保険料	251		取得価格（単位：百万円）	8,770	
借地料	—				
その他	715				
減価償却費	30,798				
賃貸事業損益	168,738				
NOI	199,536				
資本的支出	—				
NCF	199,536				
特記事項					
該当事項はありません。					

物件番号： O-2 物件名称： 秀和 西五反田ビル

物件特性					
対象不動産は、東急目黒線「不動前」駅から近隣地域の中心まで、北東方へ徒歩約4分、J R山手線「五反田」駅から近隣地域の中心まで、南西方へ徒歩約11分に隣接する事務所ビルです。最寄駅である「不動前」駅から「大手町」駅まで、都営地下鉄三田線経由で約20分であり、また、近隣地域の最寄駅である「不動前」駅は平成12年に都営地下鉄三田線・東京メトロ南北線との相互乗り入れにより、利便性が高くなっています。対象不動産は、基準階の床面積が約150～180坪確保でき、また、個別空調等、テナントニーズを概ね満たす設備水準であること、維持管理の状態も比較的良好であること等から、代替競争関係にあるオフィスビルと比較して相応の競争力を有していると考えられます。					
所在地	住居表示	東京都品川区西五反田五丁目2番4号			
	地番	東京都品川区西五反田五丁目435番1			
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	事務所
	面積	918.2㎡		延床面積	7,994.4㎡
	容積率	600%		構造・階数	SRC、S、11F/B1F
	建蔽率	100%		建築時期	平成5年6月
前所有者	ユピテル合同会社				
PM業者	株式会社エム・エス・ビルサポート				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	
テナント総数	4		調査時点	平成19年2月	
賃貸可能面積	6,033.6㎡		修繕費	緊急	—
賃貸面積	4,360.2㎡			1年以内	—
月額賃料	24,306			12年間平均	15,619
敷金・保証金	376,417		地震PML値	10.5%	
稼働率（面積ベース）	72.3%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
契約の種類	—		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所	
マスターリース会社	—		価格時点	平成21年2月28日	
代表的なテナント	ネスレ日本株式会社（注）		鑑定評価額	6,040	
損益の状況（単位：千円）			収益価格	6,040	
第6期			直接還元法による収益価格	6,070	
運用期間	自	平成20年9月1日	総収益	総収益	433
	至	平成21年2月28日		賃貸収入	387
運用日数	181日間			その他収入	46
賃貸事業収益	206,146			総費用	98
賃貸収入	184,470			純収益（NOI）	335
その他収益	21,676		純収益（NCF）	328	
賃貸事業費用	106,918		還元利回り	5.4%	
管理委託費	14,339		DCF法による収益還元価格	6,000	
公租公課	12,280		割引率	4.9%	
水道光熱費	18,108		ターミナルキャップレート	5.6%	
信託報酬	2,500		取得価格（単位：百万円）	7,160	
修繕費	1,193				
保険料	231				
借地料	—				
その他	697				
減価償却費	57,568				
賃貸事業損益	99,228				
NOI	156,796				
資本的支出	5,549				
NCF	151,247				
特記事項					
<p>1. 本物件北側道路につき拡幅事業決定がなされ、本物件の土地の一部を譲渡したため、これに伴い、現在本物件は容積の点で既存不適格の状態にあります。</p> <p>2. 本物件の土地については、私道に関する負担（約21.8㎡）があります。</p> <p>3. 隣接地との境界の一部については、書面による境界確認がなされていません。</p>					

（注）本物件の主要なテナントであるネスレ日本株式会社からは平成21年5月28日付で賃貸借契約を解約する旨の通知書を受領しております。

物件番号： O-3 物件名称： クロス・スクエアNAKANAO

物件特性					
対象不動産はJR中央線「中野」駅から徒歩約10分の距離に位置する店舗兼事務所ビルです。周辺は中高層の店舗兼事務所ビル、共同住宅等が建ち並ぶ商業地区です。1階店舗はコンビニエンスストア、2～10階は事務所として賃貸され、安定収益をあげている物件です。					
所在地	住居表示	東京都中野区中野五丁目24番21号			
	地番	東京都中野区中野五丁目183番4他3筆			
土地	所有形態	所有権・借地権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域		用途	事務所
	面積	639.8㎡		延床面積	2,487.8㎡
	容積率	400%		構造・階数	SRC、10F
	建蔽率	80%		建築時期	平成5年1月
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット				
PM業者	東西アセット・マネジメント株式会社				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	株式会社竹中工務店	
テナント総数	1		調査時点	平成18年1月	
賃貸可能面積	2,101.1㎡		修繕費	緊急	20
賃貸面積	2,101.1㎡			1年以内	590
月額賃料	6,810			12年間平均	6,575
敷金・保証金	31,685		地震PML値	6.9%	
稼働率（面積ベース）	100.0%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
契約の種類	パススルー／賃料固定型マスターリース（注）		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所	
マスターリース会社	東西アセット・マネジメント株式会社		価格時点	平成21年2月28日	
代表的なテナント	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社		鑑定評価額	1,110	
損益の状況（単位：千円）			収益価格	1,110	
第6期			直接還元法による収益価格	1,120	
運用期間	自	平成20年9月1日		総収益	91
	至	平成21年2月28日			
運用日数	181日間		賃貸収入		
賃貸事業収益	46,533		その他収入	4	
賃貸収入	44,223		総費用	23	
	その他収益	2,310		純収益（NOI）	68
賃貸事業費用	22,017		純収益（NCF）	64	
管理委託費	3,160		還元利回り	5.7%	
	公租公課	3,950		DCF法による収益還元価格	1,100
	水道光熱費	2,285		割引率	5.5%
	信託報酬	600		ターミナルキャップレート	5.9%
	修繕費	629		取得価格（単位：百万円）	1,038
	保険料	80			
	借地料	108			
	その他	1,168			
減価償却費	10,033				
賃貸事業損益	24,516				
NOI	34,549				
資本的支出	-				
NCF	34,549				
特記事項					
該当事項はありません。					

（注）マスターリース会社である東西アセット・マネジメント株式会社とは、パススルー型のマスターリース契約が締結されています。同社はさらに、4～10階部分につき伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社との間で賃料固定型マスターリース契約を締結していますが、同契約は平成21年9月30日付で終了する旨の合意がなされています。

物件番号： O-4 物件名称： 大木青葉ビル

物件特性					
対象不動産は仙台市宮地地下鉄南北線「北四番丁」駅より徒歩約5分の距離に位置する賃貸オフィスビルです。宮城県庁、仙台市役所、合同庁舎、青葉区役所まで徒歩約5分に位置し、オフィスビルとして良好な立地環境です。					
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区二日町9番7号			
	地番	宮城県仙台市青葉区二日町9番3			
土地	所有形態	所有権			
	用途地域	商業地域			
	面積	653.2㎡			
	容積率	500%			
	建蔽率	100%			
建物	所有形態	所有権			
	用途	事務所			
	延床面積	3,288.0㎡			
	構造・階数	R C、7 F			
	建築時期	平成9年7月			
前所有者	株式会社ゼクス				
PM業者	東西アセット・マネジメント株式会社				
賃貸借の状況 (単位：千円)		建物状況調査報告書の概要 (単位：千円)			
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	株式会社竹中工務店	
テナント総数	1		調査時点	平成18年1月	
賃貸可能面積	2,178.4㎡		修繕費	緊急	50
賃貸面積	2,178.4㎡			1年以内	2,220
月額賃料	6,370			12年間平均	7,058
敷金・保証金	29,044		地震PML値	1.0%	
稼働率 (面積ベース)	100.0%		鑑定評価書の概要 (単位：百万円)		
契約の種類	賃料固定型マスターリース (注)		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所	
マスターリース会社	東西アセット・マネジメント株式会社		価格時点	平成21年2月28日	
代表的なテナント	日立アプライアンス株式会社		鑑定評価額	848	
損益の状況 (単位：千円)			収益価格	848	
第6期			直接還元法による収益価格	823	
運用期間	自	平成20年9月1日	総収益	83	
	至	平成21年2月28日		賃貸収入	83
運用日数	181日間			その他収入	—
賃貸事業収益	46,094			総費用	25
賃貸収入	42,418		純収益 (NOI)	58	
	その他収益	3,675		純収益 (NCF)	53
賃貸事業費用	28,105		還元利回り	6.5%	
管理委託費	5,652		DCF法による収益還元価格	859	
公租公課	4,221		割引率	6.6%	
水道光熱費	4,283		ターミナルキャップレート	6.8%	
信託報酬	600		取得価格 (単位：百万円)	847	
修繕費	214				
保険料	96				
借地料	—				
その他	136				
減価償却費	12,900				
賃貸事業損益	17,988				
NOI	30,888				
資本的支出	666				
NCF	30,221				
特記事項					
該当事項はありません。					

(注) マスターリース会社である東西アセット・マネジメント株式会社とは、エンドテナントに対する満室想定月額賃料総額の90%相当額を賃料とする賃料固定型マスターリース契約 (賃料は2年毎の見直し、10年契約) が締結されています。

物件番号： R-1 物件名称： シティハウス東京新橋

物件特性						
対象不動産は都営地下鉄三田線「御成門」駅から北東方へ徒歩約3分の距離に位置する分譲マンション（86戸の区分所有住戸を賃貸）です。建物のエントランスホール等には天然石が使用されているなどグレード感の高い仕上げが施されており、また、高い防犯性と高機能の設備水準を備えた物件であることから、立地条件及び建物条件ともに優位性が認められ、代替競争等の関係にある物件との比較において、一定の優位性を有しています。						
所在地	住居表示	東京都港区新橋六丁目19番1号				
	地番	東京都港区新橋六丁目12番13他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有	
	用途地域	商業地域		用途	居宅	
	面積	729.7㎡		延床面積	5,727.5㎡	
	容積率	600%		構造・階数	SRC、RC、12F	
	建蔽率	100%		建築時期	平成16年8月	
前所有者	有限会社東銀座インベストメント		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	東急リバブル株式会社		コンパクト	19	22%	15%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	67	78%	85%
調査時点	平成21年2月28日		その他	-	-	-
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	86		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	75		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	3,364.0㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	2,907.8㎡			1年以内	-	
月額賃料	14,139			12年間平均	9,508	
敷金・保証金	30,049		地震PML値	13.8%		
稼働率（面積ベース）	86.4%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	東急リバブル株式会社		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額	2,700		
第6期			収益価格	2,700		
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格	2,720		
	至	平成21年2月28日		総収益	200	
運用日数	181日間		賃貸収入	191		
賃貸事業収益	91,125		その他収入	9		
賃貸収入	87,093		総費用	49		
	その他収益	4,031	純収益（NOI）	150		
賃貸事業費用	42,174		純収益（NCF）	147		
管理委託費	18,366		還元利回り	5.4%		
	公租公課	4,174	DCF法による収益還元価格	2,670		
水道光熱費	50		割引率	5.2%		
信託報酬	938		ターミナルキャップレート	5.6%		
修繕費	1,928		取得価格（単位：百万円）	2,790		
保険料	98					
借地料	-					
その他	255					
減価償却費	16,361					
賃貸事業損益	48,950					
NOI	65,312					
資本的支出	-					
NCF	65,312					
特記事項						
該当事項はありません。						

（注）本物件は区分所有物件ですが、土地の「面積」欄には、一棟の建物全体にかかる土地の敷地面積を、建物の「延床面積」欄は、一棟の建物全体の延床面積を記載しています。本物件に含まれる土地の共有持分の割合は、336,400/406,967であり、建物の専有面積は3,103.4㎡（86戸/106戸）です。

物件番号： R-3 物件名称： ウィンベル神楽坂

物件特性						
対象不動産はJR中央線、総武線と東京メトロ東西線、有楽町線、南北線、都営地下鉄大江戸線が交叉する「飯田橋」駅より徒歩約8分の距離に位置する118戸の比較的規模の大きい高級マンションです。前面道路は交通量が少なく比較的良好な居住環境が形成されています。建物に関してもグレードが高く、居室の専有面積、間取りも近年の需要者の嗜好に適合しており、同一需給圏における平均以上の競争力を有するものと考えられます。						
所在地	住居表示	東京都新宿区新小川町6番15号				
	地番	東京都新宿区新小川町111番1他4筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有	
	用途地域	第二種住居地域		用途	共同住宅	
	面積	2,742.6㎡		延床面積	6,695.1㎡	
	容積率	300%		構造・階数	RC、6F/B1F	
	建蔽率	60%		建築時期	平成16年2月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	トータルハウジング株式会社		コンパクト	79	67%	58%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペース	39	33%	42%
調査時点	平成21年2月28日		その他	-	-	-
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	118		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	111		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	4,032.7㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	3,758.9㎡			1年以内	-	
月額賃料	15,668			12年間平均	5,871	
敷金・保証金	32,492		地震PML値	12.8%		
稼働率（面積ベース）	93.2%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	トータルハウジング株式会社		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額	3,520		
第6期			収益価格	3,520		
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格	3,550		
	至	平成21年2月28日		総収益	217	
運用日数	181日間		賃貸収入	201		
賃貸事業収益	104,105		その他収入	15		
賃貸収入	101,171		総費用	39		
	その他収益	2,933	純収益（NOI）	178		
賃貸事業費用	35,160		純収益（NCF）	174		
管理委託費	7,887		還元利回り	4.9%		
	公租公課	4,736	DCF法による収益還元価格	3,480		
水道光熱費	1,632		割引率	4.6%		
信託報酬	600		ターミナルキャップレート	5.1%		
修繕費	1,149		取得価格（単位：百万円）	3,690		
保険料	181					
借地料	-					
その他	234					
減価償却費	18,739					
賃貸事業損益	68,944					
NOI	87,684					
資本的支出	-					
NCF	87,684					
特記事項						
該当事項はありません。						

（注）建物の所有形態は区分所有ですが、建物にかかる全ての区分所有権を取得しています。

物件番号： R-4 物件名称： 西早稲田クレセントマンション

物件特性						
対象不動産は東京メトロ副都心線「西早稲田」駅より徒歩約6分、また、東京メトロ東西線「高田馬場」駅より徒歩約8分の距離に位置するファミリータイプ中心の賃貸マンションです。周辺は閑静な住宅街で甘泉公園や戸山公園など良好な住環境が形成され、東京メトロ東西線「高田馬場」駅は大手町・日本橋、東京メトロ副都心線「西早稲田」駅及びJR山手線「高田馬場」駅は渋谷・新宿・池袋方面へのアクセスも良く都心接近性は良好です。建物規模と設計で外観に高級感があり、各住戸も採光の配慮等がなされています。						
所在地	住居表示	東京都新宿区西早稲田三丁目18番9号				
	地番	東京都新宿区西早稲田三丁目18番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅	
	面積	2,378.5㎡		延床面積	5,013.7㎡	
	容積率	300%		構造・階数	RC、6F	
	建蔽率	70%		建築時期	昭和62年7月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	トータルハウジング株式会社		コンパクト	—	—	—
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	69	100%	100%
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	69		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	62		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	4,310.8㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	3,894.7㎡			1年以内	500	
月額賃料	10,646			12年間平均	13,382	
敷金・保証金	11,263		地震PML値		12.3%	
稼働率（面積ベース）	90.3%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	トータルハウジング株式会社		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額		2,010	
			第6期		収益価格	
運用期間	自	平成20年9月1日		2,010		
	至	平成21年2月28日		直接還元法による収益価格		
運用日数	181日間		2,040			
賃貸事業収益	71,685		総収益			
賃貸収入	69,373		賃貸収入			
	2,311		その他収入			
賃貸事業費用	23,919		総費用			
管理委託費	6,261		純収益（NOI）			
	3,664		純収益（NCF）			
水道光熱費	844		還元利回り			
信託報酬	600		5.2%			
修繕費	4,046		DCF法による収益還元価格			
保険料	140		1,970			
借地料	—		割引率			
その他	298		ターミナルキャップレート			
減価償却費	8,064		5.5%			
賃貸事業損益	47,765		取得価格（単位：百万円）			
NOI	55,830		2,190			
資本的支出	1,746					
NCF	54,084					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-5 物件名称： レキシントン・スクエア曙橋

物件特性						
対象不動産は都営地下鉄新宿線「曙橋」駅より北西方へ徒歩約10分の距離に位置する88戸のワンルーム型の賃貸マンションです。「曙橋」エリアは都心オフィスエリア、特に新宿方面への接近性が良好で、都心接近性・交通利便性が高いため、これらを志向する都心通勤者及び若年単身者を中心に安定した需要が見込まれます。						
所在地	住居表示	東京都新宿区余丁町3番8号				
	地番	東京都新宿区余丁町7番8				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
	用途地域	近隣商業地域、第一種住居地域		用途	共同住宅	
	面積	512.5㎡		延床面積	2,237.1㎡	
	容積率	400%/300%		構造・階数	RC、9F	
	建蔽率	80%/60%		建築時期	平成16年12月	
前所有者	有限会社東銀座インベストメント		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	トータルハウジング株式会社		コンパクト	88	100%	100%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	—	—	—
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	88		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	77		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,987.9㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	1,740.5㎡			1年以内	—	
月額賃料	7,399			12年間平均	3,434	
敷金・保証金	7,506		地震PML値	13.5%		
稼働率（面積ベース）	87.6%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	トータルハウジング株式会社		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額	1,510		
第6期			収益価格	1,510		
運用期間	自	平成20年9月1日		直接還元法による収益価格		
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益	99		
賃貸事業収益	47,670		賃貸収入	95		
賃貸収入	45,974		その他収入	4		
	その他収益	1,695		総費用	18	
賃貸事業費用	15,517		純収益（NOI）	82		
管理委託費	3,844		純収益（NCF）	80		
	公租公課	2,388		還元利回り	5.3%	
水道光熱費	474		DCF法による収益還元価格	1,510		
信託報酬	600		割引率	5.4%		
修繕費	908		ターミナルキャップレート	5.6%		
保険料	70		取得価格（単位：百万円）	1,600		
借地料	—					
その他	289					
減価償却費	6,941					
賃貸事業損益	32,152					
NOI	39,093					
資本的支出	—					
NCF	39,093					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-6 物件名称： モンセラート四谷

物件特性						
対象不動産は東京メトロ丸の内線「四谷三丁目」駅より徒歩約5分、また都営地下鉄新宿線「曙橋」駅より徒歩約5分の距離に位置する店舗付賃貸マンションです。周辺は中低層の店舗、店舗兼共同住宅が建ち並ぶ商住混在地域です。対象不動産の大半を占める住宅部分に対する賃貸需要は堅調であり、今後も比較的安定した賃貸借関係が継続し得る物件として概ね平均的な競争力を有するものと考えられます。						
所在地	住居表示	東京都新宿区荒木町7番3号				
	地番	東京都新宿区荒木町7番3				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗	
	面積	316.5㎡		延床面積	839.7㎡	
	容積率	288%		構造・階数	RC、7F	
	建蔽率	100%		建築時期	昭和63年3月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	トータルハウジング株式会社		コンパクト	27	82%	62%
賃貸借の状況(単位：千円)			スペーシャス	1	3%	8%
調査時点	平成21年2月28日		その他	5	15%	31%
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要(単位：千円)			
賃貸可能戸数	33		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	25		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	809.5㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	658.9㎡			1年以内	480	
月額賃料	2,504			12年間平均	4,845	
敷金・保証金	6,956		地震PML値	10.0%		
稼働率(面積ベース)	81.4%		鑑定評価書の概要(単位：百万円)			
マスターリース会社	トータルハウジング株式会社		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況(単位：千円)			鑑定評価額		466	
第6期			収益価格		466	
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益	37		
賃貸事業収益	16,533		賃貸収入	35		
賃貸収入	16,166		その他収入	2		
	その他収益	366	総費用	10		
賃貸事業費用	7,037		純収益(NOI)	27		
管理委託費	1,731		純収益(NCF)	25		
	公租公課	776	還元利回り	5.3%		
水道光熱費	292		DCF法による収益還元価格		456	
信託報酬	600		割引率	5.0%		
修繕費	465		ターミナルキャップレート	5.6%		
保険料	26		取得価格(単位：百万円)		557	
借地料	-					
その他	657					
減価償却費	2,487					
賃貸事業損益	9,495					
NOI	11,982					
資本的支出	-					
NCF	11,982					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-7 物件名称： カーザエルミタッジオ

物件特性						
対象不動産は東急東横線「都立大学」駅より南西方へ徒歩約8分の距離に位置する賃貸マンションです。当該エリアは東急東横線を利用することにより、渋谷方面へのアクセスが良く高い利便性を有しています。また、当該建物は総住居17戸及び店舗・事務所からなるデザイナーズマンションで、各種雑誌やTV番組でも取り上げられたことなど、外観の仕上げ及び内装等のグレードは周辺類似マンションと比較しても高い優位性を有しています。						
所在地	住居表示	東京都目黒区中根一丁目14番15号				
	地番	東京都目黒区中根一丁目197番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅、店舗	
	面積	433.3㎡		延床面積	1,523.5㎡	
	容積率	300%		構造・階数	RC、9F/B1F	
	建蔽率	70%		建築時期	平成15年12月	
前所有者	有限会社六本木インベストメント		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	東急リバブル株式会社		コンパクト	2	12%	6%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	13	76%	74%
調査時点	平成21年2月28日		その他	2	12%	20%
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	17		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	14		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,211.3㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	1,026.5㎡			1年以内	-	
月額賃料	5,001			12年間平均	2,035	
敷金・保証金	7,187		地震PML値	12.0%		
稼働率（面積ベース）	84.7%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	東急リバブル株式会社		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額			1,080
第6期			収益価格			1,080
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			1,090
	至	平成21年2月28日	取得価格（単位：百万円）	総収益		75
運用日数	181日間			賃貸収入		70
賃貸事業収益	32,189			その他収入		4
賃貸収入	31,532			総費用		14
	656			純収益（NOI）		60
賃貸事業費用	14,438			純収益（NCF）		59
管理委託費	2,752			還元利回り		5.4%
	1,671		DCF法による収益還元価格			1,060
水道光熱費	531		割引率		5.2%	
信託報酬	600		ターミナルキャップレート		5.6%	
修繕費	158		取得価格（単位：百万円）			1,240
保険料	60					
借地料	-					
その他	28					
減価償却費	8,635					
賃貸事業損益	17,751					
NOI	26,386					
資本的支出	-					
NCF	26,386					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-9

物件名称： レキシントン・スクエア下北沢

物件特性						
対象不動産は、京王井の頭線「新代田」駅の北西方へ徒歩約6分の距離に位置する単身者又は少人数世帯向けを中心タイプとする賃貸マンションです。当該エリアは京王線及び井の頭線を利用することにより、新宿及び渋谷へのアクセスがそれぞれ20分程度と都心へのアクセスが良く高い利便性を有しています。また、近隣には教育施設や公園等の公共施設が数多く存在して生活利便性も高いため、世田谷区の中でも比較的選好性の高いエリアです。						
所在地	住居表示	東京都世田谷区羽根木一丁目9番14号				
	地番	東京都世田谷区羽根木一丁目1690番1他5筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	準住居地域		用途	共同住宅	
	面積	1,694.3㎡		延床面積	5,287.2㎡	
	容積率	300%		構造・階数	RC、11F/B1F	
	建蔽率	80%		建築時期	平成17年2月	
前所有者	有限会社日比谷インベストメント		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	トータルハウジング株式会社		コンパクト	77	66%	52%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	39	34%	48%
調査時点	平成21年2月28日		その他	-	-	-
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	116		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	112		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	3,892.2㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	3,743.1㎡			1年以内	-	
月額賃料	13,948			12年間平均	3,858	
敷金・保証金	12,617		地震PML値	10.2%		
稼働率（面積ベース）	96.2%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	トータルハウジング株式会社		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額			2,760
第6期			収益価格			2,760
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			2,770
	至	平成21年2月28日	総収益			185
運用日数	181日間		賃貸収入			169
賃貸事業収益	95,313		その他収入			16
賃貸収入	86,929		総費用			40
	8,384		純収益（NOI）			146
賃貸事業費用	30,953		純収益（NCF）			144
管理委託費	10,034		還元利回り			5.2%
	1,888		DCF法による収益還元価格			2,760
公租公課	1,520		割引率			5.3%
水道光熱費	600		ターミナルキャップレート			5.5%
信託報酬	600		取得価格（単位：百万円）			2,700
修繕費	1,556					
保険料	142					
借地料	-					
その他	161					
減価償却費	15,051					
賃貸事業損益	64,359					
NOI	79,411					
資本的支出	-					
NCF	79,411					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-10

物件名称： ホメスト池尻

物件特性						
対象不動産は東急田園都市線「池尻大橋」駅より徒歩約11分の距離に位置し、渋谷など都心への接近性は良好です。また南方約300mで玉川通りに接続し、首都高速3号線へのアクセスも良好です。周辺には小規模なマンション、戸建住宅等の建ち並ぶ閑静な住宅街が形成されています。						
所在地	住居表示	東京都世田谷区三宿一丁目4番7号				
	地番	東京都世田谷区三宿一丁目47番2他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
	用途地域	近隣商業地域、第一種住居地域		用途	共同住宅	
	面積	865.2㎡		延床面積	1,542.6㎡	
	容積率	240%/164%		構造・階数	RC、5F	
	建蔽率	80%/60%		建築時期	昭和62年12月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	トータルハウジング株式会社		コンパクト	—	—	—
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	28	100%	100%
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	28		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	25		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,378.0㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	1,234.1㎡			1年以内	1,970	
月額賃料	4,242			12年間平均	8,510	
敷金・保証金	5,154		地震PML値	8.0%		
稼働率（面積ベース）	89.6%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	トータルハウジング株式会社		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額	717		
第6期			収益価格	717		
運用期間	自	平成20年9月1日		直接還元法による収益価格		
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益	55		
賃貸事業収益	26,450		賃貸収入	53		
賃貸収入	25,268		その他収入	3		
	その他収益	1,181		総費用	14	
賃貸事業費用	11,234		純収益（NOI）	41		
管理委託費	3,580		純収益（NCF）	37		
	公租公課	1,282		還元利回り	5.1%	
水道光熱費	648		DCF法による収益還元価格	702		
信託報酬	600		割引率	4.8%		
修繕費	1,171		ターミナルキャップレート	5.4%		
保険料	51		取得価格（単位：百万円）	806		
借地料	—					
その他	175					
減価償却費	3,724					
賃貸事業損益	15,215					
NOI	18,940					
資本的支出	1,093					
NCF	17,847					
特記事項						
本物件の土地については、私道に関する負担（約35.5㎡）があります。						

物件番号： R-11 物件名称： 藤和シティコープ新大塚Ⅱ

物件特性						
対象不動産は東京メトロ丸の内線「新大塚」駅より北西方に徒歩約2分の距離に位置する分譲マンション（58戸の区分所有住戸を賃貸）です。最寄り駅から「池袋」駅まで約5分、「東京」駅まで約15分程度と都心部へのアクセスに優れ、高い利便性を有します。						
所在地	住居表示	東京都豊島区東池袋五丁目49番7号				
	地番	東京都豊島区東池袋五丁目3500番4				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有	
	用途地域	商業地域		用途	居宅	
	面積	440.9㎡		延床面積	2,646.8㎡	
	容積率	500%		構造・階数	SRC、11F/B1F	
	建蔽率	100%		建築時期	平成5年5月	
前所有者	茅場町インベストメント有限公司		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	藤和不動産流通サービス株式会社		コンパクト	37	64%	45%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	21	36%	55%
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	58		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	53		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,627.1㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	1,527.5㎡			1年以内	1,330	
月額賃料	5,534			12年間平均	8,012	
敷金・保証金	10,009		地震PML値	8.5%		
稼働率（面積ベース）	93.9%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	藤和不動産流通サービス株式会社		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額			905
第6期			収益価格			905
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			911
	至	平成21年2月28日	総収益			71
運用日数	181日間		賃貸収入			67
賃貸事業収益	35,306		その他収入			4
賃貸収入	33,804		総費用			15
	1,502		純収益（NOI）			56
賃貸事業費用	14,768		純収益（NCF）			54
管理委託費	4,786		還元利回り			5.9%
	1,478		DCF法による収益還元価格			899
水道光熱費	—		割引率			5.7%
信託報酬	600		ターミナルキャップレート			6.1%
修繕費	684		取得価格（単位：百万円）			937
保険料	51					
借地料	—					
その他	6					
減価償却費	7,162					
賃貸事業損益	20,538					
NOI	27,700					
資本的支出	946					
NCF	26,753					
特記事項						
1. 隣接地との境界の一部について、書面による境界確認がなされていません。						
2. 本物件の土地については、私道に関する負担（約30.1㎡）があります。						

（注）本物件は区分所有物件ですが、土地の「面積」欄には、一棟の建物全体にかかる土地の敷地面積を、建物の「延床面積」欄には、一棟の建物全体の延床面積を記載しています。本物件に含まれる土地の共有持分の割合は、65,981/100,000であり、建物の登記専有面積は1,484.7㎡（58戸/60戸）です。

物件特性							
対象不動産はJR京浜東北線及び東京メトロ南北線「王子」駅より南西方へ徒歩約8分の距離に位置する単身者及びDINKS向けの分譲マンション（36戸の区分所有住戸を賃貸）です。立地条件において比較的優位性が認められ、設備面において現在の入居者のニーズを満たす水準となっており、当面は安定した需要が見込まれます。							
所在地	住居表示	東京都北区滝野川一丁目63番6号					
	地番	東京都北区滝野川一丁目62番10					
土地	所有形態	所有権			所有形態	区分所有	
	用途地域	商業地域、第一種中高層住居専用地域			用途	居宅	
	面積	883.9㎡			延床面積	4,007.0㎡	
	容積率	500%/200%			構造・階数	SRC、RC、13F/B1F	
	建蔽率	100%/70%			建築時期	平成5年8月	
前所有者	茅場町インベストメント有限公司			物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	藤和不動産流通サービス株式会社			コンパクト	16	44%	31%
賃貸借の状況（単位：千円）				スペーシャス	20	56%	69%
調査時点	平成21年2月28日			その他	—	—	—
テナント総数	1			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	36			調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	33			調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,370.3㎡			修繕費	緊急	—	
賃貸面積	1,281.5㎡				1年以内	250	
月額賃料	3,515				12年間平均	10,183	
敷金・保証金	6,646			地震PML値	11.1%		
稼働率（面積ベース）	93.5%			鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	藤和不動産流通サービス株式会社			鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー			価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）				鑑定評価額	521		
第6期				収益価格	521		
運用期間	自	平成20年9月1日		直接還元法による収益価格	524		
	至	平成21年2月28日			総収益	47	
運用日数	181日間			賃貸収入	43		
賃貸事業収益	23,380			その他収入	4		
賃貸収入	21,544			総費用	11		
	1,836			純収益（NOI）	36		
賃貸事業費用	13,566			純収益（NCF）	34		
管理委託費	4,989			還元利回り	6.4%		
	1,227			DCF法による収益還元価格	517		
水道光熱費	—			割引率	6.2%		
信託報酬	600			ターミナルキャップレート	6.6%		
修繕費	1,374			取得価格（単位：百万円）	529		
保険料	39						
借地料	—						
その他	6						
減価償却費	5,328						
賃貸事業損益	9,814						
NOI	15,143						
資本的支出	362						
NCF	14,781						
特記事項							
該当事項はありません。							

（注）本物件は区分所有物件ですが、土地の「面積」欄には、一棟の建物全体にかかる土地の敷地面積を、建物の「延床面積」欄には、一棟の建物全体の延床面積を記載しています。本物件に含まれる土地の共有持分の割合は、46,816/100,000であり、建物の登記専有面積は1,253.7㎡（36戸/65戸）です。

物件番号： R-13

物件名称： ビクセル武蔵関

物件特性						
対象不動産は西武新宿線「武蔵関」駅より徒歩約3分の距離に位置するワンルームタイプの賃貸マンションです。近隣は、区画が整然と整備された商住混在地域です。周辺には閑静な住宅街が広がっており、比較的落ち着いた環境が形成されています。建物の維持管理状態は良好で、周辺のワンルームマンション等と比べて比較的建物グレードも高く、高い需要が見込まれます。						
所在地	住居表示	東京都練馬区関町北一丁目22番7号				
	地番	東京都練馬区関町北一丁目117番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
	用途地域	近隣商業地域、第一種住居地域		用途	共同住宅	
	面積	621.2㎡		延床面積	1,515.2㎡	
	容積率	300%/200%		構造・階数	RC、5F/B1F	
	建蔽率	90%/70%		建築時期	平成4年2月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	東急リロケーションサービス株式会社		コンパクト	70	100%	100%
賃貸借の状況(単位：千円)			スペーシャス	—	—	—
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要(単位：千円)			
賃貸可能戸数	70		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	58		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,220.2㎡		修繕費	緊急	100	
賃貸面積	1,011.8㎡			1年以内	160	
月額賃料	3,483			12年間平均	6,316	
敷金・保証金	7,560		地震PML値	7.2%		
稼働率(面積ベース)	82.9%		鑑定評価書の概要(単位：百万円)			
マスターリース会社	東急リロケーションサービス株式会社		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況(単位：千円)			鑑定評価額	591		
第6期			収益価格	591		
運用期間	自	平成20年9月1日		直接還元法による収益価格		
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益	50		
賃貸事業収益	22,395		賃貸収入	47		
賃貸収入	21,084		その他収入	3		
	その他収益	1,310		総費用	13	
賃貸事業費用	10,780		純収益(NOI)	37		
管理委託費	2,922		純収益(NCF)	34		
	公租公課	1,218		還元利回り	5.6%	
水道光熱費	486		DCF法による収益還元価格	583		
信託報酬	600		割引率	5.3%		
修繕費	914		ターミナルキャップレート	5.9%		
保険料	46		取得価格(単位：百万円)	703		
借地料	—					
その他	44					
減価償却費	4,547					
賃貸事業損益	11,615					
NOI	16,163					
資本的支出	—					
NCF	16,163					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-14

物件名称： レクセルマンション上野松が谷

物件特性						
対象不動産は東京メトロ日比谷線「入谷」駅より南東方に徒歩約8分に位置するファミリータイプの賃貸マンションです。対象不動産の存する松が谷エリアは、丸の内・大手町等を中心とした都心への近接性・利便性が高く、また地縁的選好性の認められるエリアであるため、これらを志向する都心通勤者及び若年単身者を中心に人気があります。						
所在地	住居表示	東京都台東区松が谷三丁目10番2号				
	地番	東京都台東区松が谷三丁目409番2				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅	
	面積	438.6㎡		延床面積	2,196.5㎡	
	容積率	500%		構造・階数	SRC、12F	
	建蔽率	100%		建築時期	平成17年1月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	トータルハウジング株式会社		コンパクト	—	—	—
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	29	100%	100%
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	29		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	26		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,969.5㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	1,756.7㎡			1年以内	—	
月額賃料	4,793			12年間平均	1,478	
敷金・保証金	9,791		地震PML値	12.6%		
稼働率（面積ベース）	89.2%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	トータルハウジング株式会社		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額		1,020	
第6期			収益価格		1,020	
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益	71		
賃貸事業収益	34,138		賃貸収入	67		
賃貸収入	32,102		その他収入	3		
	その他収益	2,036	総費用	15		
賃貸事業費用	11,200		純収益（NOI）	56		
管理委託費	3,043		純収益（NCF）	55		
	公租公課	413	還元利回り	5.4%		
水道光熱費	584		DCF法による収益還元価格		1,020	
信託報酬	600		割引率	5.4%		
修繕費	983		ターミナルキャップレート	5.7%		
保険料	71		取得価格（単位：百万円）		1,130	
借地料	—					
その他	38					
減価償却費	5,466					
賃貸事業損益	22,937					
NOI	28,404					
資本的支出	—					
NCF	28,404					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件特性						
対象不動産は相鉄線「天王町」駅より北東方に徒歩約9分に位置するワンルームタイプ中心の分譲マンション（154戸の区分所有住戸を賃貸）です。最寄り駅から市内最大の商業集積地の「横浜」駅まで約4分と都心への接近性に優れています。建物は築後約16年を経過しているものの、管理人が常駐し、適切な維持管理がなされています。						
所在地	住居表示	神奈川県横浜市西区浅間町四丁目338番2号				
	地番	神奈川県横浜市西区浅間町四丁目338番2他5筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有	
	用途地域	商業地域		用途	居宅、店舗	
	面積	1,105.5㎡		延床面積	4,229.3㎡	
	容積率	400%		構造・階数	SRC、S、9F	
	建蔽率	100%		建築時期	平成4年10月	
前所有者	茅場町インベストメント有限公司		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	藤和不動産流通サービス株式会社		コンパクト	152	99%	98%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	—	—	—
調査時点	平成21年2月28日		その他	2	1%	2%
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	154		調査会社		株式会社竹中工務店	
賃貸戸数	140		調査時点		平成18年1月	
賃貸可能面積	3,426.4㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	3,064.6㎡			1年以内	1,050	
月額賃料	9,568			12年間平均	21,443	
敷金・保証金	15,391		地震PML値		14.6%	
稼働率（面積ベース）	89.4%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	藤和不動産流通サービス株式会社		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額		1,120	
第6期			収益価格		1,120	
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格		1,130	
	至	平成21年2月28日	総収益		121	
運用日数	181日間		賃貸収入		115	
賃貸事業収益	57,444		その他収入		6	
賃貸収入	53,897		総費用		42	
	3,547		純収益（NOI）		79	
賃貸事業費用	42,258		純収益（NCF）		71	
管理委託費	19,091		還元利回り		6.3%	
	3,340		DCF法による収益還元価格		1,110	
公租公課	37		割引率		6.1%	
水道光熱費	620		ターミナルキャップレート		6.6%	
信託報酬	3,406		取得価格（単位：百万円）		1,240	
修繕費	109					
保険料	—					
借地料	5					
その他	15,648					
減価償却費	15,185					
賃貸事業損益	30,834					
NOI	1,008					
資本的支出	29,825					
NCF						
特記事項						
該当事項はありません。						

（注）本物件は区分所有物件ですが、土地の「面積」欄には、一棟の建物全体にかかる土地の敷地面積を、建物の「延床面積」欄には、一棟の建物全体の延床面積を記載しています。本物件に含まれる土地の共有持分の割合は、8,863,528/10,000,000であり、建物の専有面積は3,080.2㎡（154戸/162戸）です。

物件番号： R-17

物件名称： ロイヤルパーク大町

物件特性						
対象不動産は仙台市宮地下鉄南北線「広瀬通」駅より南西方へ徒歩約12分の距離に位置するワンルームタイプ中心の店舗・事務所付賃貸マンションです。最寄り駅から「仙台」駅まで約1分と市中心部も徒歩圏と利便性の高い地域です。建物は築16年を経過していますが、競争力維持のため、エントランス・外溝・各居室等についてバリューアップ工事を実施しており、中心部への利便性の高さと相俟って安定した需要が見込まれるものと予測されます。						
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区大町二丁目11番10号				
	地番	宮城県仙台市青葉区大町二丁目11番16他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、事務所	
	面積	572.4㎡		延床面積	2,167.4㎡	
	容積率	400%		構造・階数	SRC、10F	
	建蔽率	80%		建築時期	平成5年2月	
前所有者	有限会社東銀座インベストメント		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	株式会社ハウスメイトパートナーズ		コンパクト	32	63%	53%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	14	27%	29%
調査時点	平成21年2月28日		その他	5	10%	18%
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	51		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	35		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,929.6㎡		修繕費	緊急	250	
賃貸面積	1,353.5㎡			1年以内	780	
月額賃料	2,636			12年間平均	7,154	
敷金・保証金	3,709		地震PML値	10.6%		
稼働率（面積ベース）	70.1%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	株式会社ハウスメイトパートナーズ		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額			439
第6期			収益価格			439
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			445
	至	平成21年2月28日	総収益			53
運用日数	181日間		賃貸収入			49
賃貸事業収益	17,166		その他収入			4
賃貸収入	15,599		総費用			17
その他収益	1,566		純収益（NOI）			36
賃貸事業費用	18,103		純収益（NCF）			33
管理委託費	3,373		還元利回り			7.4%
公租公課	1,724		DCF法による収益還元価格			432
水道光熱費	1,708		割引率			6.8%
信託報酬	1,100		ターミナルキャップレート			7.2%
修繕費	951		取得価格（単位：百万円）			564
保険料	68					
借地料	-					
その他	746					
減価償却費	8,429					
賃貸事業損益	-936					
NOI	7,493					
資本的支出	47,542					
NCF	-40,049					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-18

物件名称： レキシントン・スクエア萩野町

物件特性						
対象不動産はJR仙石線「宮城野原」駅より東方へ徒歩約9分の距離に位置する1LDKタイプの賃貸マンションです。周辺一帯は区画整理事業により基盤整備が行われ、共同住宅も多く建設され、仙台中心市街地へ通勤する会社員のベッドタウンとして安定した需要が見込まれる地域です。						
所在地	住居表示	宮城県仙台市宮城野区萩野町一丁目15番16号				
	地番	宮城県仙台市宮城野区萩野町一丁目15番16他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	近隣商業地域		用途	共同住宅	
	面積	805.0㎡		延床面積	1,500.2㎡	
	容積率	300%		構造・階数	RC、6F	
	建蔽率	80%		建築時期	平成17年8月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	株式会社ハウスメイトパートナーズ		コンパクト	1	3%	2%
賃貸借の状況(単位：千円)			スペーシャス	38	97%	98%
調査時点	平成21年2月28日		その他	-	-	-
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要(単位：千円)			
賃貸可能戸数	39		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	38		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,528.6㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	1,488.5㎡			1年以内	-	
月額賃料	2,665			12年間平均	1,217	
敷金・保証金	4,930		地震PML値	4.4%		
稼働率(面積ベース)	97.4%		鑑定評価書の概要(単位：百万円)			
マスターリース会社	株式会社ハウスメイトパートナーズ		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況(単位：千円)			鑑定評価額		355	
第6期			収益価格		355	
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益			
賃貸事業収益	17,345		賃貸収入			
賃貸収入	16,411		その他収入			
	933		総費用			
賃貸事業費用	9,037		純収益(NOI)			
管理委託費	1,391		純収益(NCF)			
	1,410		還元利回り			
公租公課	848		DCF法による収益還元価格			
水道光熱費	848		割引率			
信託報酬	1,100		ターミナルキャップレート			
修繕費	213		取得価格(単位：百万円)		411	
保険料	45					
借地料	-					
その他	50					
減価償却費	3,977					
賃貸事業損益	8,308					
NOI	12,286					
資本的支出	-					
NCF	12,286					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件特性						
対象不動産は名古屋市営地下鉄東山線「覚王山」駅の南西方へ徒歩約7分の距離に位置する高級分譲マンション（8戸の区分所有住戸を賃貸）です。対象不動産の存する覚王山エリアは八事エリア等と共に名古屋市を代表する高級住宅地として著名で、丘陵地に質の高い建物が連坦する閑静な住宅街が形成されています。また教育水準の高い学校が多く、当該学区も人気があります。						
所在地	住居表示	愛知県名古屋市千種区御棚町二丁目44番				
	地番	愛知県名古屋市千種区御棚町二丁目44番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	居宅	
	面積	608.8㎡		延床面積	1,048.9㎡	
	容積率	200%		構造・階数	R C、4 F	
	建蔽率	60%		建築時期	平成15年9月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	三井ホームエステート株式会社		コンパクト	—	—	—
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	8	100%	100%
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	8		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	8		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	705.8㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	705.8㎡			1年以内	50	
月額賃料	2,348			12年間平均	970	
敷金・保証金	3,106		地震PML値	6.3%		
稼働率（面積ベース）	100.0%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	三井ホームエステート株式会社		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額	310		
第6期			収益価格	310		
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格	306		
	至	平成21年2月28日		総収益	27	
運用日数	181日間		賃貸収入	26		
賃貸事業収益	12,822		その他収入	1		
賃貸収入	11,620		総費用	9		
	1,201		純収益（NOI）	18		
賃貸事業費用	11,000		純収益（NCF）	18		
管理委託費	3,995		還元利回り	5.9%		
	618		DCF法による収益還元価格	311		
公租公課	77		割引率	5.9%		
水道光熱費	1,100		ターミナルキャップレート	6.2%		
信託報酬	333		取得価格（単位：百万円）	397		
修繕費	27					
保険料	—					
借地料	1,142					
その他	3,705					
減価償却費	1,821					
賃貸事業損益	5,526					
NOI	—					
資本的支出	5,526					
NCF						
特記事項						
該当事項はありません。						

（注）本物件は区分所有物件ですが、土地の「面積」欄には、一棟の建物全体にかかる土地の敷地面積を、建物の「延床面積」欄には、一棟の建物全体の延床面積を記載しています。本物件に含まれる土地の共有持分の割合は、70,575/91,564であり、建物の登記専有面積は656.9㎡（8戸/10戸）です。

物件番号： R-20

物件名称： レキシントン・スクエア北堀江

物件特性						
対象不動産は大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線「西大橋」駅より南方へ徒歩約4分の距離に位置する店舗付き賃貸マンションです。周辺地域は最寄り駅から「梅田」駅まで、地下鉄で約13分と都心部への接近性に優れています。また、建物外観はコンクリート打放を中心にデザイン性の高い仕上げがなされており、内装グレードも高いことから、安定的・継続的な需要が見込まれます。						
所在地	住居表示	大阪府大阪市西区北堀江二丁目3番26号				
	地番	大阪府大阪市西区北堀江二丁目17番2				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗	
	面積	273.1㎡		延床面積	1,488.7㎡	
	容積率	636%		構造・階数	RC、10F	
	建蔽率	100%		建築時期	平成16年3月	
前所有者	有限会社八丁堀インベストメント		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	東急リバブル株式会社		コンパクト	1	4%	2%
賃貸借の状況(単位：千円)			スペーシャス	26	92%	89%
調査時点	平成21年2月28日		その他	1	4%	8%
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要(単位：千円)			
賃貸可能戸数	28		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	25		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,340.8㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	1,213.9㎡			1年以内	-	
月額賃料	3,471			12年間平均	1,288	
敷金・保証金	4,968		地震PML値	10.1%		
稼働率(面積ベース)	90.5%		鑑定評価書の概要(単位：百万円)			
マスターリース会社	東急リバブル株式会社		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況(単位：千円)			鑑定評価額		539	
第6期			収益価格		539	
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益	43		
賃貸事業収益	21,929		賃貸収入	43		
賃貸収入	21,898		その他収入	0		
	その他収益	30	総費用	9		
賃貸事業費用	10,781		純収益(NOI)	34		
管理委託費	2,850		純収益(NCF)	32		
	公租公課	775	還元利回り	5.9%		
水道光熱費	301		DCF法による収益還元価格		536	
信託報酬	600		割引率	5.7%		
修繕費	238		ターミナルキャップレート	6.1%		
保険料	43		取得価格(単位：百万円)		596	
借地料	-					
その他	63					
減価償却費	5,906					
賃貸事業損益	11,148					
NOI	17,055					
資本的支出	-					
NCF	17,055					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-21 物件名称： レキシントン・スクエア新町

物件特性						
対象不動産は大阪市営地下鉄千日前線、長堀鶴見緑地線「西長堀」駅より北東方へ徒歩約4分の距離に位置する店舗付き賃貸マンションです。周辺は若者に人気のある「堀江」、「新町」エリアです。また、建物外観はコンクリート打放を中心にデザイン性の高い仕上げがなされており、内装グレードも高いことから、安定的・継続的な需要が見込まれます。						
所在地	住居表示	大阪府大阪市西区新町三丁目7番9号				
	地番	大阪府大阪市西区新町三丁目56番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、事務所	
	面積	219.6㎡		延床面積	1,105.7㎡	
	容積率	600%		構造・階数	RC、10F	
	建蔽率	100%		建築時期	平成16年1月	
前所有者	有限会社八丁堀インベストメント		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	東急リバブル株式会社		コンパクト	—	—	—
賃貸借の状況(単位：千円)			スペーシャス	18	95%	93%
調査時点	平成21年2月28日		その他	1	5%	7%
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要(単位：千円)			
賃貸可能戸数	19		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	18		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	938.5㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	888.0㎡			1年以内	—	
月額賃料	2,578			12年間平均	799	
敷金・保証金	4,129		地震PML値	14.2%		
稼働率(面積ベース)	94.6%		鑑定評価書の概要(単位：百万円)			
マスターリース会社	東急リバブル株式会社		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況(単位：千円)			鑑定評価額		391	
第6期			収益価格		391	
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益	31		
賃貸事業収益	15,823		賃貸収入	30		
賃貸収入	15,791		その他収入	0		
	その他収益	32	総費用	7		
賃貸事業費用	8,590		純収益(NOI)	24		
管理委託費	2,211		純収益(NCF)	23		
	公租公課	582	還元利回り	5.9%		
水道光熱費	256		DCF法による収益還元価格		388	
信託報酬	600		割引率	5.7%		
修繕費	477		ターミナルキャップレート	6.1%		
保険料	31		取得価格(単位：百万円)		421	
借地料	—					
その他	44					
減価償却費	4,384					
賃貸事業損益	7,233					
NOI	11,618					
資本的支出	—					
NCF	11,618					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-22

物件名称： ルナコート塚本

物件特性						
対象不動産はJR神戸線「塚本」駅より徒歩北西方約4分の距離に位置するワンルームタイプの賃貸マンションです。当地域は、同駅からJR「大阪」駅まで1駅と都心接近性に優れた立地にある他、駅周辺には金融機関、近隣店舗、ショッピングセンター、病院等の施設が整い生活利便性に恵まれた状況にあり、居住需要は旺盛です。						
所在地	住居表示	大阪府大阪市西淀川区歌島一丁目2番6号				
	地番	大阪府大阪市西淀川区歌島一丁目98番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	準住居地域		用途	共同住宅	
	面積	482.6㎡		延床面積	1,495.2㎡	
	容積率	300%		構造・階数	RC、11F	
	建蔽率	80%		建築時期	平成16年2月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	東急リバブル株式会社		コンパクト	48	100%	100%
賃貸借の状況(単位：千円)			スペーシャス	-	-	-
調査時点	平成21年2月28日		その他	-	-	-
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要(単位：千円)			
賃貸可能戸数	48		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	47		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	1,302.4㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	1,276.1㎡			1年以内	-	
月額賃料	3,431			12年間平均	2,141	
敷金・保証金	4,037		地震PML値	13.0%		
稼働率(面積ベース)	98.0%		鑑定評価書の概要(単位：百万円)			
マスターリース会社	東急リバブル株式会社		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況(単位：千円)			鑑定評価額		522	
第6期			収益価格		522	
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格		523	
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益	43		
賃貸事業収益	22,718			賃貸収入	41	
賃貸収入	20,676		その他収入	2		
	その他収益	2,041	総費用	10		
賃貸事業費用	10,741		純収益(NOI)	34		
管理委託費	2,293		純収益(NCF)	32		
	公租公課	1,433	還元利回り	6.2%		
水道光熱費	864		DCF法による収益還元価格		522	
信託報酬	600		割引率	6.4%		
修繕費	209		ターミナルキャップレート	6.5%		
保険料	47		取得価格(単位：百万円)		632	
借地料	-					
その他	25					
減価償却費	5,266					
賃貸事業損益	11,977					
NOI	17,243					
資本的支出	-					
NCF	17,243					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-23

物件名称： レキシントン・スクエア伏見

物件特性							
対象不動産は、地下鉄桜通線「国際センター」駅の南東方へ徒歩6分の距離に位置する高級賃貸マンションです。地下鉄「名古屋」駅まで徒歩12分、地下鉄東山線「伏見」駅まで徒歩7分と高い交通利便性を有しています。名古屋駅周辺には百貨店、地下街等の商業施設が充実し、更に対象不動産周辺には文化施設も集積しています。また、名古屋のもうひとつの商業の中心である栄地区へも好アクセスであり、立地条件において優位性が認められ、都心生活を希望する層に高い需要が見込まれます。							
所在地	住居表示	愛知県名古屋市中区錦一丁目8番49号					
	地番	愛知県名古屋市中区錦一丁目801番2					
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権		
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅		
	面積	1,260.8㎡		延床面積	7,884.6㎡		
	容積率	600%		構造・階数	RC、15F		
	建蔽率	80%		建築時期	平成18年9月		
前所有者	豊田通商株式会社		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率	
PM業者	三井ホームエステート株式会社		コンパクト	—	—	—	
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	123	100%	100%	
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—	
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）				
賃貸可能戸数	123		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社			
賃貸戸数	116		調査時点	平成18年9月			
賃貸可能面積	7,022.7㎡		修繕費	緊急	—		
賃貸面積	6,642.4㎡			1年以内	—		
月額賃料	16,682			12年間平均	904		
敷金・保証金	16,461		地震PML値		6.9%		
稼働率（面積ベース）	94.6%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）				
マスターリース会社	三井ホームエステート株式会社		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所			
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日			
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額			3,020	
第6期			収益価格			3,020	
運用期間	自	平成20年9月1日		直接還元法による収益価格			2,960
	至	平成21年2月28日					
運用日数	181日間		総収益			220	
賃貸事業収益	107,261						
賃貸収入	102,706		賃貸収入			212	
	その他収益						4,554
賃貸事業費用	48,769		その他収入			9	
管理委託費	12,633						総費用
公租公課	4,156		純収益（NOI）			175	
水道光熱費	1,180		純収益（NCF）			172	
信託報酬	2,050		還元利回り			5.8%	
修繕費	1,243		DCF法による収益還元価格			3,050	
保険料	216		割引率			5.8%	
借地料	—						
その他	1,665		ターミナルキャップレート			6.1%	
減価償却費	25,623		取得価格（単位：百万円）			2,990	
賃貸事業損益	58,491						
NOI	84,114						
資本的支出	—						
NCF	84,114						
特記事項							
該当事項はありません。							

物件番号： R-24

物件名称： レキシントン・スクエア代田橋

物件特性						
対象不動産は、京王電鉄京王線「代田橋」駅へ徒歩約10分、東京メトロ丸の内線「方南町」駅へ徒歩約10分の距離に位置する賃貸マンションです。対象不動産の属する東京都杉並区は従来より住宅都市としての性格が強く住環境は良好です。当該エリアは京王線を利用することにより新宿まで15分程度、渋谷まで20分程度でアクセス可能で、近隣に公園等の公共施設やスーパーマーケットも所在し、日常生活上の快適性や利便性等も優れています。新宿、渋谷等の都心主要地へのアクセスに優れることから、特に都心接近性を志向する都心通勤者や若年単身者、DINKS層等を中心に安定的な需要を獲得できるエリアと考えられます。						
所在地	住居表示	東京都杉並区和泉一丁目33番18号				
	地番	東京都杉並区和泉一丁目221番3他1筆				
土地	所有形態	所有権			所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域			用途	共同住宅
	面積	439.0㎡			延床面積	1,697.0㎡
	容積率	400%			構造・階数	R C、10F
	建蔽率	80%			建築時期	平成18年11月
前所有者	日神不動産株式会社		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	日神住宅流通株式会社		コンパクト	30	70%	63%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	13	30%	37%
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	43		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	38		調査時点	平成19年2月		
賃貸可能面積	1,430.6㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	1,269.6㎡			1年以内	—	
月額賃料	4,845			12年間平均	976	
敷金・保証金	9,466		地震PML値	7.9%		
稼働率（面積ベース）	88.7%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	日神住宅流通株式会社		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額			1,010
第6期			収益価格			1,010
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			1,020
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益			66
賃貸事業収益	33,815		賃貸収入			62
賃貸収入	31,985		その他収入			4
	1,892		総費用			12
賃貸事業費用	11,641		純収益（NOI）			54
管理委託費	2,701		純収益（NCF）			54
	708		還元利回り			5.3%
公租公課	409		DCF法による収益還元価格			1,010
水道光熱費	409		割引率			5.4%
信託報酬	660		ターミナルキャップレート			5.6%
修繕費	296		取得価格（単位：百万円）			1,019
保険料	45					
借地料	—					
その他	22					
減価償却費	6,797					
賃貸事業損益	22,173					
NOI	28,970					
資本的支出	—					
NCF	28,970					
特記事項						
本物件の土地については、私道に関する負担（58.8㎡）があります。						

物件番号： R-25

物件名称： レキシントン・スクエア本所吾妻橋

物件特性					
対象不動産は、都営浅草線「本所吾妻橋」駅から徒歩約2分に位置する中高層の賃貸マンションです。当該エリアは、最寄駅から「日本橋」駅まで10分、「新橋」駅まで15分と、都心中心部へのアクセスは良好で、また、区役所、スーパー、銀行等の生活利便施設も充実した都心接近性、生活利便性に優れた地域であり、これらを志向する都心通勤者や若年単身者を中心に人気のエリアとして比較的安定した居住需要が見込まれます。					
所在地	住居表示	東京都墨田区東駒形四丁目20番6号			
	地番	東京都墨田区東駒形四丁目1番10			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積	200.3㎡		延床面積	952.5㎡
	容積率	500%		構造・階数	R C、12F
	建蔽率	100%		建築時期	平成18年10月
前所有者	日神不動産株式会社		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率
PM業者	日神住宅流通株式会社		コンパクト	33	100%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	-	-
調査時点	平成21年2月28日		その他	-	-
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
賃貸可能戸数	33		調査会社	株式会社竹中工務店	
賃貸戸数	30		調査時点	平成19年2月	
賃貸可能面積	784.7㎡		修繕費	緊急	-
賃貸面積	713.6㎡			1年以内	-
月額賃料	2,725			12年間平均	734
敷金・保証金	4,801		地震PML値	11.8%	
稼働率（面積ベース）	90.9%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
マスターリース会社	日神住宅流通株式会社		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所	
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日	
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額		524
第6期			収益価格		524
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格		523
	至	平成21年2月28日			
運用日数	181日間		総収益	36	
賃貸事業収益	18,689			賃貸収入	34
賃貸収入	17,441		その他収入	2	
	その他収益	1,248		総費用	7
賃貸事業費用	8,144		純収益（NOI）	29	
管理委託費	1,894		純収益（NCF）	28	
	公租公課	527		還元利回り	5.4%
水道光熱費	320		DCF法による収益還元価格		525
信託報酬	600		割引率	5.5%	
修繕費	205		ターミナルキャップレート	5.7%	
保険料	32		取得価格（単位：百万円）		525
借地料	-				
その他	22				
減価償却費	4,540				
賃貸事業損益	10,544				
NOI	15,085				
資本的支出	-				
NCF	15,085				
特記事項					
本物件の土地については、私道に関する負担（22.8㎡）があります。					

物件番号： R-26 物件名称： AMS TOWER 南6条

物件特性						
対象不動産は札幌市営地下鉄東豊線「豊水すすきの」駅7番出口に隣接する、高層賃貸マンションです。対象不動産の存する「すすきの」エリアは、北方において官公庁、企業の本社・支社、百貨店等の商業施設等が集積し、札幌市商業の中心となっている「大通」エリアと、公共施設も多く文化的側面を有する「中島公園」エリアに隣接するエリアです。最寄り駅である「豊水すすきの」駅は官公庁・企業等の都心中心である「大通」駅まで1駅約2分、ターミナル駅である「さっぽろ」駅まで2駅約4分と近接し、交通利便性は極めて良好であるため、接近性を志向する社会人単身者等を中心に、比較的安定した居住需要が見込まれるものと考えられます。						
所在地	住居表示	北海道札幌市中央区南六条西二丁目5番15号				
	地番	北海道札幌市中央区南六条西二丁目5番15他3筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅	
	面積	599.8㎡		延床面積	5,879.7㎡	
	容積率	800%		構造・階数	R C、21F	
	建蔽率	100%		建築時期	平成19年2月	
前所有者	株式会社アムス		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	株式会社ビッグサービス		コンパクト	80	67%	57%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	40	33%	43%
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	120		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	107		調査時点	平成19年3月		
賃貸可能面積	4,460.6㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	3,997.4㎡			1年以内	—	
月額賃料	8,968			12年間平均	3,893	
敷金・保証金	8,092		地震PML値	3.0%		
稼働率（面積ベース）	89.6%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	株式会社ビッグサービス		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額			1,360
運用期間	第6期		収益価格			1,360
	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			1,320
	至	平成21年2月28日	総収益			110
運用日数	181日間		賃貸収入			109
賃貸事業収益	50,639		その他収入			2
賃貸収入	48,852		総費用			29
	1,786		純収益（NOI）			81
賃貸事業費用	29,558		純収益（NCF）			79
管理委託費	9,258		還元利回り			6.0%
	3,092		DCF法による収益還元価格			1,370
公租公課	814		割引率			6.0%
水道光熱費	910		ターミナルキャップレート			6.3%
信託報酬	338		取得価格（単位：百万円）			1,400
修繕費	141					
保険料	—					
借地料	103					
その他	14,901					
減価償却費	21,080					
賃貸事業損益	35,982					
NOI	—					
資本的支出	35,982					
NCF						
特記事項						
本物件の土地の一部（38.92㎡）につき、高速鉄道構築物の所有を目的とする地上権が無償で設定されています。						

物件番号： R-27

物件名称： レキシントン・スクエア白金高輪

物件特性						
対象不動産は、東京メトロ南北線・都営三田線「白金高輪」駅に隣接する高層マンションです。「白金高輪」駅からは都営三田線を利用して「大手町」駅まで約11分と都心部へのアクセスも良好で利便性に優れた立地といえます。当該地域は住宅地として名声も高いエリアであり、かつ桜田通り沿いという高い視認性を有しているため高所得者層からの底堅い需要が見込まれます。						
所在地	住居表示	東京都港区高輪一丁目4番3号				
	地番	東京都港区高輪一丁目112番2				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域、第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅	
	面積	1,340.1㎡		延床面積	9,474.0㎡	
	容積率	500%/300%		構造・階数	RC、22F/B1F	
	建蔽率	80%/60%		建築時期	平成17年12月	
前所有者	G Eリアル・エステート株式会社		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	東京建物不動産販売株式会社		コンパクト	44	34%	20%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	85	66%	80%
調査時点	平成21年2月28日		その他	-	-	-
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	129		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社		
賃貸戸数	119		調査時点	平成19年2月		
賃貸可能面積	6,134.4㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	5,554.4㎡			1年以内	-	
月額賃料	28,103			12年間平均	3,513	
敷金・保証金	58,047		地震PML値	7.9%		
稼働率（面積ベース）	90.5%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	東京建物不動産販売株式会社		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額			6,210
第6期			収益価格			6,210
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格			6,270
	至	平成21年2月28日				
運用日数	181日間		総収益			376
賃貸事業収益	167,195		賃貸収入			356
賃貸収入	163,653		その他収入			20
その他収益	3,541		総費用			63
賃貸事業費用	71,257		純収益（NOI）			312
管理委託費	17,816		純収益（NCF）			307
公租公課	1,596		還元利回り			4.9%
水道光熱費	3,754		DCF法による収益還元価格			6,140
信託報酬	2,500		割引率			4.7%
修繕費	2,259		ターミナルキャップレート			5.1%
保険料	263		取得価格（単位：百万円）			7,660
借地料	-					
その他	806					
減価償却費	42,262					
賃貸事業損益	95,937					
NOI	138,199					
資本的支出	-					
NCF	138,199					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-28

物件名称： スペース恵比寿

物件特性						
対象不動産は、JR山手線「恵比寿」駅から徒歩約9分に位置する高級マンションです。「恵比寿」駅は「渋谷」駅に隣接し、「新宿」駅、「池袋」駅、また「東京」駅等へのアクセスも良好であり、利便性に優れた立地といえます。恵比寿周辺は若者に人気が高く、また高級住宅地としても知られており、知名度、利便性を志向する単身者又は少人数世帯からの安定的な需要が見込まれます。						
所在地	住居表示	東京都渋谷区東三丁目6番22号				
	地番	東京都渋谷区東三丁目14番6号他9筆				
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	用途地域	第二種中高層住居専用地域			用途	共同住宅、事務所
	面積	2,707.0㎡			延床面積	10,367.0㎡
	容積率	300%			構造・階数	RC、8F/B1F
	建蔽率	60%			建築時期	平成15年2月
前所有者	有限会社さくらプロパティーズ		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	株式会社ジョイント・プロパティ		コンパクト	-	-	-
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシヤス	108	99%	99%
調査時点	平成21年2月28日		その他	1	1%	1%
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	109		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社		
賃貸戸数	96		調査時点	平成19年2月		
賃貸可能面積	7,794.9㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	6,917.7㎡			1年以内	-	
月額賃料	31,635			12年間平均	5,805	
敷金・保証金	67,429		地震PML値	10.8%		
稼働率（面積ベース）	88.7%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	株式会社ジョイント・プロパティ		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額	7,830		
第6期			収益価格	7,830		
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格	7,930		
	至	平成21年2月28日		総収益	464	
運用日数	181日間		賃貸収入	435		
賃貸事業収益	216,479		その他収入	29		
賃貸収入	206,614		総費用	54		
	その他収益	9,864	純収益（NOI）	410		
賃貸事業費用	71,076		純収益（NCF）	404		
管理委託費	11,046		還元利回り	5.1%		
	公租公課	6,208	DCF法による収益還元価格	7,720		
水道光熱費	1,590		割引率	4.9%		
信託報酬	2,500		ターミナルキャップレート	5.3%		
修繕費	1,924		取得価格（単位：百万円）	9,140		
保険料	315					
借地料	-					
その他	475					
減価償却費	47,016					
賃貸事業損益	145,402					
NOI	192,418					
資本的支出	-					
NCF	192,418					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-29 物件名称： ザ・パームス代々木上原コスモテラス

物件特性						
対象不動産は、小田急線「東北沢」駅の南東方約520m徒歩約7分に位置する高級マンションです。対象不動産は「東北沢」駅のほか、小田急線・東京メトロ千代田線「代々木上原」駅まで徒歩約10分、京王井の頭線「池ノ上」駅まで徒歩約10分と複数駅が利用可能であり、「東北沢」駅からは「新宿」駅まで約7分、また「池ノ上」駅からは「渋谷」駅まで約5分と都心接近性に優れています。このため立地条件を重視するビジネスマンや共稼ぎ世帯からの需要が見込まれます。						
所在地	住居表示	東京都渋谷区上原二丁目33番2号				
	地番	東京都渋谷区上原二丁目1213番2他5筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	区分所有	
	用途地域	近隣商業地域、第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅	
	面積	753.8㎡		延床面積	1,858.5㎡	
	容積率	300%/150%		構造・階数	SRC、11F	
	建蔽率	80%/60%		建築時期	平成16年11月	
前所有者	G Eリアル・エステート株式会社		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	株式会社ベスト・プロパティ		コンパクト	—	—	—
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	30	100%	100%
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	30		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社		
賃貸戸数	22		調査時点	平成19年2月		
賃貸可能面積	1,801.2㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	1,282.8㎡			1年以内	—	
月額賃料	5,498			12年間平均	4,141	
敷金・保証金	11,843		地震PML値		8.1%	
稼働率（面積ベース）	71.2%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	株式会社ベスト・プロパティ		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額		1,590	
第6期			収益価格		1,590	
運用期間	自	平成20年9月1日		直接還元法による収益価格		1,620
	至	平成21年2月28日		総収益		95
運用日数	181日間		賃貸収入		91	
賃貸事業収益	36,453		その他収入		4	
賃貸収入	34,180		総費用		13	
	2,272		純収益（NOI）		82	
賃貸事業費用	18,307		純収益（NCF）		79	
管理委託費	3,458		還元利回り		4.9%	
	1,541		DCF法による収益還元価格		1,550	
公租公課	449		割引率		4.6%	
水道光熱費	449		ターミナルキャップレート		5.2%	
信託報酬	750		取得価格（単位：百万円）		1,780	
修繕費	2,450					
保険料	57					
借地料	—					
その他	633					
減価償却費	8,968					
賃貸事業損益	18,145					
NOI	27,113					
資本的支出	352					
NCF	26,761					
特記事項						
本物件の土地については、私道に関する負担（約64.9㎡）があります。						

(注) 建物の所有形態は区分所有ですが、建物にかかる全ての区分所有権を取得しています。

物件番号： R-30 物件名称： サンテラス代々木上原

物件特性						
対象不動産は、小田急線・東京メトロ千代田線「代々木上原」駅の東南方約420m徒歩約6分に位置する高級マンションです。「代々木上原」駅からは「新宿」駅まで約7分、また東京メトロ千代田線「表参道」駅約9分、同「大手町」駅約20分と都心部へのアクセスも良好で利便性に優れた立地といえます。当該地域は住宅地として人気の高いエリアであり、生活利便性や都心接近性を重視するファミリー層からの需要が見込まれます。						
所在地	住居表示	東京都渋谷区上原二丁目3番7号				
	地番	東京都渋谷区上原二丁目1139番3他12筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
	用途地域	近隣商業地域		用途	共同住宅	
	面積	638.1㎡		延床面積	2,001.2㎡	
	容積率	300%		構造・階数	RC、8F	
	建蔽率	80%		建築時期	平成11年2月	
前所有者	G Eリアル・エステート株式会社		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	ケン不動産リース株式会社		コンパクト	—	—	—
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	21	100%	100%
調査時点	平成21年2月28日		その他	—	—	—
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	21		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社		
賃貸戸数	21		調査時点	平成19年2月		
賃貸可能面積	1,760.9㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	1,760.9㎡			1年以内	—	
月額賃料	7,211			12年間平均	3,750	
敷金・保証金	14,679		地震PML値	10.9%		
稼働率（面積ベース）	100.0%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	ケン不動産リース株式会社		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額		1,520	
第6期			収益価格		1,520	
運用期間	自	平成20年9月1日		直接還元法による収益価格		1,540
	至	平成21年2月28日		総収益		91
運用日数	181日間		賃貸収入		87	
賃貸事業収益	44,034		その他収入		4	
賃貸収入	42,324		総費用		14	
	1,709		純収益（NOI）		76	
賃貸事業費用	15,411		純収益（NCF）		74	
管理委託費	4,017		還元利回り		4.8%	
	1,856		DCF法による収益還元価格		1,490	
公租公課	277		割引率		4.5%	
水道光熱費	750		ターミナルキャップレート		5.1%	
信託報酬	696		取得価格（単位：百万円）		1,570	
修繕費	62					
保険料	—					
借地料	184					
その他	7,566					
減価償却費	28,623					
賃貸事業損益	36,189					
NOI	—					
資本的支出	36,189					
NCF						
特記事項						
本物件の土地については、私道に関する負担（約34.1㎡）があります。						

物件番号： R-31

物件名称： レキシントン・スクエア新宿御苑

物件特性						
対象不動産は、東京メトロ丸の内線「新宿御苑前」駅の北方約280m徒歩約4分、また都営新宿線「新宿三丁目」駅へ徒歩約5分に位置する高級賃貸マンションです。「新宿御苑前」駅から「新宿」駅までは約3分であり、都内各所への接近性は良好で非常に利便性の高い立地です。対象不動産は、新宿の繁華街に徒歩圏でありながら緑あふれる新宿御苑にも程近く、都心接近性、利便性を重視するビジネスマンの需要が見込まれます。						
所在地	住居表示	東京都新宿区新宿一丁目36番15号				
	地番	東京都新宿区新宿一丁目36番18他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅	
	面積	402.8㎡		延床面積	1,853.6㎡	
	容積率	363%		構造・階数	RC、10F	
	建蔽率	90%		建築時期	平成17年8月	
前所有者	G Eリアル・エステート株式会社		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	東急リバブル株式会社		コンパクト	42	87%	78%
賃貸借の状況（単位：千円）			スペーシャス	6	13%	22%
調査時点	平成21年2月28日		その他	-	-	-
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）			
賃貸可能戸数	48		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社		
賃貸戸数	45		調査時点	平成19年2月		
賃貸可能面積	1,357.5㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	1,284.0㎡			1年以内	-	
月額賃料	6,036			12年間平均	826	
敷金・保証金	14,089		地震PML値	10.4%		
稼働率（面積ベース）	94.6%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
マスターリース会社	東急リバブル株式会社		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況（単位：千円）			鑑定評価額	1,300		
第6期			収益価格	1,300		
運用期間	自	平成20年9月1日		直接還元法による収益価格	1,320	
	至	平成21年2月28日			総収益	78
運用日数	181日間		賃貸収入	74		
賃貸事業収益	39,682		その他収入	4		
賃貸収入	38,211		総費用	13		
	1,471		純収益（NOI）	65		
賃貸事業費用	14,269		純収益（NCF）	65		
管理委託費	3,306		還元利回り	4.9%		
公租公課	1,098		DCF法による収益還元価格	1,280		
水道光熱費	712		割引率	4.6%		
信託報酬	750		ターミナルキャップレート	5.2%		
修繕費	406		取得価格（単位：百万円）	1,390		
保険料	49					
借地料	-					
その他	322					
減価償却費	7,623					
賃貸事業損益	25,413					
NOI	33,036					
資本的支出	-					
NCF	33,036					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： R-32 物件名称： ビッグタワー南3条

物件特性						
対象不動産は地下鉄東西線「バスセンター前」駅から南方へ徒歩約4分、同駅から地下鉄南北線「さっぽろ」駅までは、「大通」駅を經由し約7分であり、都心中心部へのアクセスに優れた単身者向け又は少人数世帯向けのタイプを中心とする賃貸マンションです。対象不動産は、大通地区と札幌駅前地区という中心商業地区に近く、交通利便性及び居住の利便性に優れるなどの強みをもつことから、今後とも十分な競争力を維持すると考えられます。						
所在地	住居表示	- (注)				
	地番	北海道札幌市中央区南三条東二丁目15番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅	
	面積	1,590.7㎡		延床面積	12,157.5㎡	
	容積率	600%		構造・階数	RC、31F/B1F	
	建蔽率	80%		建築時期	平成19年9月	
前所有者	株式会社ビッグ		物件タイプの内訳	住戸数	住戸比率	面積比率
PM業者	株式会社ビッグサービス		コンパクト	-	-	-
賃貸借の状況 (単位：千円)			スペーシャス	179	100%	100%
調査時点	平成21年2月28日		その他	-	-	-
テナント総数	1		建物状況調査報告書の概要 (単位：千円)			
賃貸可能戸数	179		調査会社	株式会社竹中工務店		
賃貸戸数	163		調査時点	平成19年10月		
賃貸可能面積	8,661.2㎡		修繕費	緊急	-	
賃貸面積	7,889.3㎡			1年以内	-	
月額賃料	15,679			12年間平均	6,060	
敷金・保証金	14,711		地震PML値	2.0%		
稼働率 (面積ベース)	91.1%		鑑定評価書の概要 (単位：百万円)			
マスターリース会社	株式会社ビッグサービス		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所		
マスターリース種別	パススルー		価格時点	平成21年2月28日		
損益の状況 (単位：千円)			鑑定評価額	2,300		
第6期			収益価格	2,300		
運用期間	自	平成20年9月1日	取得価格 (単位：百万円)	直接還元法による収益価格		
	至	平成21年2月28日		2,300		
運用日数	181日間			総収益	209	
賃貸事業収益	105,543			賃貸収入	207	
賃貸収入	102,694			その他収入	2	
その他収益	2,848			総費用	56	
賃貸事業費用	57,431			純収益 (NOI)	154	
管理委託費	13,086			純収益 (NCF)	149	
公租公課	7,632			還元利回り	6.5%	
水道光熱費	2,454			DCF法による収益還元価格	2,300	
信託報酬	750		割引率	6.3%		
修繕費	1,206		ターミナルキャップレート	6.7%		
保険料	344		取得価格 (単位：百万円)			
借地料	-		2,870			
その他	281					
減価償却費	31,677					
賃貸事業損益	48,111					
NOI	79,788					
資本的支出	-					
NCF	79,788					
特記事項						
該当事項はありません。						

(注) 札幌市内において、住居表示未実施地区に指定されているため住居表示はありません。

物件番号： T-1 物件名称： レキシントン・プラザ八幡

物件特性						
対象不動産は仙台市街地の西端にあって、中心市街地から約2kmに位置するショッピングセンターです。国道48号沿道にあって周辺からのアクセスも良好であり、地域の人が集まる施設形成に相応しい立地といえます。半径1km～2km圏の商圏が想定され、1km圏の商圏人口は18,979人（平成17年住民基本台帳）で、スーパーマーケットなどの展開には十分なマーケットボリュームが想定できます。また、商圏内では複数のマンション建設が進んでおり、地域的に購買層の増加が期待できるのに対して、競合店舗は現状ほとんど見受けられず、対象不動産は同一需給圏においては平均以上の競争力を有するものと考えられます。						
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区八幡三丁目1番50号				
	地番	宮城県仙台市青葉区八幡三丁目25番2他26筆				
土地	所有形態	所有権				
	用途地域	近隣商業地域、第二種中高層住居地域				
	面積	10,990.0㎡				
	容積率	300%/200%				
	建蔽率	80%/60%				
建物	所有形態	所有権				
	用途	百貨店				
	延床面積	15,148.5㎡				
	構造・階数	S、4F/B1F				
	建築時期	平成17年12月				
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット					
PM業者	東京美装興業株式会社					
賃貸借の状況（単位：千円）		建物状況調査報告書の概要（単位：千円）				
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	株式会社竹中工務店		
テナント総数	1		調査時点	平成18年1月		
賃貸可能面積	8,633.5㎡		修繕費	緊急	—	
賃貸面積	7,668.6㎡			1年以内	—	
月額賃料	20,809			12年間平均	741	
敷金・保証金（注2）	194,557		地震PML値	7.3%		
稼働率（面積ベース）	88.8%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）			
契約の種類	パススルー		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社		
マスターリース会社	東京美装興業株式会社		価格時点	平成21年2月28日		
代表的なテナント	みやぎ生活協同組合		鑑定評価額	3,520		
損益の状況（単位：千円）			収益価格			
第6期			3,520			
運用期間	自	平成20年9月1日		直接還元法による収益価格		3,530
	至	平成21年2月28日		総収益		342
運用日数	181日間		賃貸収入		281	
賃貸事業収益	160,535		その他収入		61	
賃貸収入	130,889		総費用		115	
	29,646		純収益（NOI）		226	
賃貸事業費用	88,712		純収益（NCF）		230	
管理委託費	11,074		還元利回り		6.5%	
	12,391		DCF法による収益還元価格		3,510	
	34,461		割引率		5.8%	
	2,897		ターミナルキャップレート		6.8%	
	693		取得価格（単位：百万円）		4,760	
	191					
	—					
	1,163					
25,838						
賃貸事業損益	71,823					
NOI	97,661					
資本的支出	—					
NCF	97,661					
特記事項						
該当事項はありません。						

物件番号： T-2 物件名称： ロックタウン須賀川

物件特性					
対象不動産は福島県須賀川市のほぼ中心部に位置するショッピングセンターで、南西部の一部が市道東部環状線に接面しており、須賀川市内で最も店舗集積性の高まりつつある路線の一つに存しています。同一需給圏内において、対象不動産は駐車場整備の状況、車によるアクセスの容易さ、出店しているエンドテナント等に鑑み、比較的安定的な集客が期待できます。					
所在地	住居表示	福島県須賀川市古河105番			
	地番	福島県須賀川市古河105他130筆			
土地	所有形態	借地権	所有形態	所有権	
	用途地域	工業地域	用途	店舗	
	面積	74,076.2㎡	延床面積	18,440.6㎡	
	容積率	200%	構造・階数	S、1F	
	建蔽率	60%	建築時期	平成17年10月	
前所有者	有限会社ニューエクセレントアセット				
PM業者	-				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	株式会社竹中工務店	
テナント総数	1		調査時点	平成18年1月	
賃貸可能面積	18,440.6㎡		修繕費	緊急	-
賃貸面積	18,440.6㎡			1年以内	-
月額賃料	25,393			12年間平均	1,392
敷金・保証金	159,970		地震PML値	10.6%	
稼働率（面積ベース）	100.0%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
契約の種類	ネットリース、長期契約、賃料固定型マスターリース		鑑定評価機関	森井総合鑑定株式会社	
マスターリース会社	ロック開発株式会社		価格時点	平成21年2月28日	
代表的なテナント	イオンリテール株式会社		鑑定評価額	2,380	
損益の状況（単位：千円）			収益価格		
第6期			2,380		
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格		
	至	平成21年2月28日	2,320		
運用日数	181日間		総収益	305	
賃貸事業収益	145,692		賃貸収入	305	
賃貸収入	145,692		その他収入	-	
その他収益	-		総費用	148	
賃貸事業費用	103,373		純収益（NOI）	156	
管理委託費	-		純収益（NCF）	158	
公租公課	7,787		還元利回り	6.8%	
水道光熱費	-		DCF法による収益還元価格	2,440	
信託報酬	600		割引率	5.6%	
修繕費	-		ターミナルキャップレート	7.1%	
保険料	243		取得価格（単位：百万円）	2,563	
借地料	63,425				
その他	138				
減価償却費	31,178				
賃貸事業損益	42,319				
NOI	73,497				
資本的支出	-				
NCF	73,497				
特記事項					
<p>1. 本物件にかかる土地の借地権は、ロック開発株式会社が土地所有者から借り受ける借地権に基づきこれを信託受託者に転貸するものです。なお、転借権について、須賀川市所有の土地（2,968.4㎡）及び下記2. 記載の「中宿区」所有の土地の転借権を除き、仮登記を具備していますが、本登記は具備していません。</p> <p>2. 本物件にかかる土地の一部（67.0㎡）の所有者であり、ロック開発株式会社に対する賃貸人である「中宿区」は、須賀川市を財産管理者とする団体です。なお、当該土地の不動産登記表題部には、「中宿区」が所有者として記載されていますが、所有権保存登記はなされていません。</p>					

（注）本物件については、平成18年9月27日付で、その土地の建物（I棟及びK棟）を取得しています。

物件特性					
対象不動産は広島市役所、中区役所、広島中央郵便局等官庁街の中心に位置しており、広島電鉄「中電前」徒歩2分、バスセンターへ約1kmと交通の便もよく、ビジネスホテルとして良好な立地といえます。また広島市の政治・経済の中心地であり、ビジネス・市内観光の利便性が良好であることから、広島市内ホテル施設の46.9%が対象不動産を含む中区に位置しており、対象不動産は、ビジネスホテルとして十分な需要があることから安定収益が確保できる物件であると考えます。					
所在地	住居表示	広島県広島市中区大手町三丁目7番9号			
	地番	広島県広島市中区大手町三丁目7番地10他1筆			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	ホテル、店舗
	面積	819.7㎡		延床面積	6,529.5㎡
	容積率	800%		構造・階数	S、14F
	建蔽率	100%		建築時期	平成18年8月
前所有者	株式会社ゼクス				
PM業者	株式会社穴吹ハウジングサービス				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	
テナント総数	2		調査時点	平成18年8月	
賃貸可能面積	6,395.5㎡		修繕費	緊急	—
賃貸面積	6,395.5㎡			1年以内	—
月額賃料	14,579			12年間平均	4,125
敷金・保証金	76,581		地震PML値	8.3%	
稼働率（面積ベース）	100%		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
契約の種類	長期契約、一括貸し		鑑定評価機関	株式会社谷澤総合鑑定所	
マスターリース会社	東西アセット・マネジメント株式会社（1、2Fのみ）		価格時点	平成21年2月28日	
代表的なテナント	株式会社グリーンズ		鑑定評価額	2,370	
損益の状況（単位：千円）			収益価格		
第6期			2,370		
運用期間	自	平成20年9月1日	直接還元法による収益価格		
	至	平成21年2月28日	2,360		
運用日数	181日間		総収益	180	
賃貸事業収益	99,578		賃貸収入	180	
賃貸収入	90,839		その他収入	—	
	その他収益	8,738	総費用	26	
賃貸事業費用	46,158		純収益（NOI）	154	
管理委託費	2,367		純収益（NCF）	153	
	公租公課	9,266	還元利回り	6.5%	
水道光熱費	7,726		DCF法による収益還元価格		
信託報酬	1,450		2,370		
修繕費	—		割引率	7.0%	
保険料	187		ターミナルキャップレート	6.8%	
借地料	—		取得価格（単位：百万円）		
その他	160		2,450		
減価償却費	25,000				
賃貸事業損益	53,419				
NOI	78,419				
資本的支出	—				
NCF	78,419				
特記事項					
1、2Fは、東西アセット・マネジメント株式会社との間で賃料保証型マスターリース契約を締結しています。ホテル部分は株式会社グリーンズと20年定期借家契約を締結しています。					

物件番号： T-4 物件名称： ボンセジュール千歳船橋

物件特性					
対象不動産は小田急線「千歳船橋」駅より西方へ徒歩約5分の距離に位置する有料老人ホームです。周辺には商店街や病院等の生活利便施設も揃っており、所得水準も比較的高いなど、立地面の優位性が認められます。建物は平成16年に老人ホームへのコンバージョンに伴う大規模な改修が行われており、築浅物件と同等の競争力を有しており、また、専有居室の広さや付帯設備の充実度の面から、類似施設と比較して高い競争力を有していると考えられます。					
所在地	住居表示	東京都世田谷区船橋一丁目37番3号			
	地番	東京都世田谷区船橋一丁目97番13他1筆			
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域、第一種中高層住居地域		用途	老人ホーム
	面積	1,020.9㎡		延床面積	2,342.2㎡
	容積率	300%/200%		構造・階数	R C、6 F / B 1 F
	建蔽率	80%/60%		建築時期	昭和63年3月
前所有者	株式会社ゼクス				
PM業者	株式会社ボンセジュール・バリエ				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	株式会社竹中工務店	
テナント総数	1		調査時点	平成18年1月	
入居可能戸数	42		修繕費	緊急	—
入居戸数	36			1年以内	100
賃貸可能面積	2,342.2㎡			12年間平均	8,159
賃貸面積	2,342.2㎡		地震PML値	10.0%	
月額賃料	4,429		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
敷金・保証金	24,600		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所	
稼働率（面積ベース）	100.0%		価格時点	平成21年2月28日	
マスターリース会社	—		鑑定評価額	826	
契約の種類	ネットリース、長期契約、一括貸し		収益価格	826	
損益の状況（単位：千円）			直接還元法による収益価格	834	
第6期			総収益	61	
運用期間	自	平成20年9月1日		賃貸収入	59
	至	平成21年2月28日			
運用日数	181日間		その他収入	2	
賃貸事業収益	26,874		総費用	5	
賃貸収入	25,959		純収益（NOI）	56	
その他収益	914		純収益（NCF）	51	
賃貸事業費用	9,305		還元利回り	6.1%	
管理委託費	265		DCF法による収益還元価格	817	
公租公課	1,592		割引率	5.8%	
水道光熱費	—		ターミナルキャップレート	6.4%	
修繕費	—		取得価格（単位：百万円）	791	
保険料	64				
借地料	—				
その他	703				
減価償却費	6,679				
賃貸事業損益	17,568				
NOI	24,248				
資本的支出	—				
NCF	24,248				
特記事項					
本物件の土地は、公有地の拡大の推進に関する法律の適用対象となっています。					

（注）株式会社ボンセジュール・バリエは、本物件のオペレーターとしてこれを賃借し、運営します。なお、オペレーターとの賃貸借契約上の賃料は本物件の入居状況にかかわらず定額となっています。

物件番号： T-5 物件名称： ボンセジュール四つ木

物件特性					
対象不動産は京成線「四つ木」駅より南東方に徒歩約9分の距離に位置する有料老人ホームです。類似施設との比較において、立地条件で優れた水準を維持している他、当該不動産の存する葛飾区は厳格な「有料老人ホーム設置指導要綱」を設けており、既存施設にとって高い参入障壁となること等から、介護付有料老人ホームとして高い競争力を有するものと考えられます。					
所在地	住居表示	東京都葛飾区東四つ木三丁目1番11号			
	地番	東京都葛飾区東四つ木三丁目149番4他1筆			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	工業地域		用途	老人ホーム
	面積	1,136.5㎡		延床面積	1,962.9㎡
	容積率	200%		構造・階数	R C、5 F
	建蔽率	60%		建築時期	平成元年3月
前所有者	株式会社ゼクス				
PM業者	株式会社ボンセジュール・パリエ				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	株式会社竹中工務店	
テナント総数	1		調査時点	平成18年1月	
入居可能戸数	62		修繕費	緊急	-
入居戸数	51			1年以内	270
賃貸可能面積	1,962.9㎡			12年間平均	8,385
賃貸面積	1,962.9㎡		地震PML値	16.9%	
月額賃料	4,504		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
敷金・保証金	25,500		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所	
稼働率（面積ベース）	100.0%		価格時点	平成21年2月28日	
マスターリース会社	-		鑑定評価額	800	
契約の種類	ネットリース、長期契約、一括貸し		収益価格	800	
損益の状況（単位：千円）			直接還元法による収益価格	808	
第6期			総収益	58	
運用期間	自	平成20年9月1日	賃貸収入	58	
	至	平成21年2月28日	その他収入	-	
運用日数	181日間		総費用	3	
賃貸事業収益	26,335		純収益（NOI）	55	
賃貸収入	26,335		純収益（NCF）	51	
	その他収益	-		還元利回り	6.3%
賃貸事業費用	6,186		DCF法による収益還元価格	792	
管理委託費 公租公課 水道光熱費 修繕費 保険料 借地料 その他 減価償却費	269		取得価格（単位：百万円）	765	
	1,146				
	-				
	-				
	54				
	-				
	-				
4,716					
賃貸事業損益	20,148				
NOI	24,865				
資本的支出	-				
NCF	24,865				
特記事項					
該当事項はありません。					

(注) 株式会社ボンセジュール・パリエは、本物件のオペレーターとしてこれを賃借し、運営します。なお、オペレーターとの賃貸借契約上の賃料は本物件の入居状況にかかわらず定額となっています。

物件番号： T-6 物件名称： ボンセジュール日野

物件特性					
対象不動産は京王線「百草園」駅より北方へ徒歩約3分の距離に位置する有料老人ホームです。周辺には各種生活関連施設も揃っており、立地の優位性が認められます。建物は平成17年に老人ホームへのコンバージョンに伴う大規模な改修が行われており、築浅物件と同等の競争力を有しており、また、専有居室の広さや付帯設備の充実度の面から、類似施設と比較して相応の競争力を有するものと考えられます。					
所在地	住居表示	東京都日野市落川438番1号			
	地番	東京都日野市落川438番1他6筆			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域		用途	老人ホーム
	面積	2,211.3㎡		延床面積	1,984.2㎡
	容積率	80%		構造・階数	R C、3 F
	建蔽率	40%		建築時期	平成2年5月
前所有者	株式会社ゼクスコミュニティ				
PM業者	株式会社ボンセジュール・パリエ				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	株式会社竹中工務店	
テナント総数	1		調査時点	平成18年1月	
入居可能戸数	56		修繕費	緊急	-
入居戸数	56			1年以内	2,950
賃貸可能面積	1,984.2㎡			12年間平均	5,426
賃貸面積	1,984.2㎡		地震PML値	11.9%	
月額賃料	4,270		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
敷金・保証金	24,000		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所	
稼働率（面積ベース）	100.0%		価格時点	平成21年2月28日	
マスターリース会社	-		鑑定評価額	720	
契約の種類	ネットリース、長期契約、一括貸し		収益価格	720	
損益の状況（単位：千円）			直接還元法による収益価格	726	
第6期			総収益	55	
運用期間	自	平成20年9月1日	賃貸収入	55	
	至	平成21年2月28日	その他収入	-	
運用日数	181日間		総費用	3	
賃貸事業収益	24,952		純収益（NOI）	52	
賃貸収入	賃貸収入	24,948	純収益（NCF）	48	
	その他収益	3	還元利回り	6.6%	
賃貸事業費用	5,001		DCF法による収益還元価格	713	
管理委託費	管理委託費	255	割引率	6.3%	
	公租公課	1,254	ターミナルキャップレート	6.9%	
	水道光熱費	-	取得価格（単位：百万円）	699	
	修繕費	-			
	保険料	51			
	借地料	-			
その他	3				
減価償却費	3,436				
賃貸事業損益	19,951				
NOI	23,387				
資本的支出	-				
NCF	23,387				
特記事項					
該当事項はありません。					

(注) 株式会社ボンセジュール・パリエは、本物件のオペレーターとしてこれを賃借し、運営します。なお、オペレーターとの賃貸借契約上の賃料は本物件の入居状況にかかわらず定額となっています。

物件番号： T-7 物件名称： ボンセジュール武蔵新城

物件特性									
対象不動産はJR南武線「武蔵新城」駅より徒歩約13分の距離に位置する有料老人ホームです。当該ホームに至るまでの道のりには、商店街や集合住宅が立ち並び、遊歩道には水と緑あふれている環境で、半径1km以内に18ヶ所の病院等医療施設が立地するなど、立地面の優位性が認められます。建物は平成17年2月に老人ホームへのコンバージョンに伴う大規模な改修が行われており、築浅物件と同等の競争力を有しており、また、付帯設備やサービスの充実から、類似施設と比較して高い競争力を有していると考えられます。									
所在地	住居表示	- (注1)							
	地番	神奈川県川崎市高津区千年字北浦773番2							
土地	所有形態	所有権			建物	所有形態	所有権		
	用途地域	第一種住居地域				用途	老人ホーム		
	面積	1,233.5㎡				延床面積	1,710.4㎡		
	容積率	200%				構造・階数	RC、4F		
	建蔽率	60%				建築時期	昭和60年2月		
前所有者	株式会社ゼクスコミュニティ								
PM業者	株式会社ボンセジュール・パリエ								
賃貸借の状況 (単位：千円)					建物状況調査報告書の概要 (単位：千円)				
調査時点	平成21年2月28日				調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社			
テナント総数	1				調査時点	平成18年7月			
入居可能戸数	46				修繕費	緊急	-		
入居戸数	45					1年以内	-		
賃貸可能面積	1,710.4㎡					12年間平均	1,400		
賃貸面積	1,710.4㎡				地震PML値	11.9%			
月額賃料	3,553				鑑定評価書の概要 (単位：百万円)				
敷金・保証金	19,980				鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所			
稼働率 (面積ベース)	100.0%				価格時点	平成21年2月28日			
マスターリース会社	-				鑑定評価額	609			
契約の種類	ネットリース、長期契約、一括貸し				収益価格	609			
損益の状況 (単位：千円)					直接還元法による収益価格				
第6期					614				
運用期間	自	平成20年9月1日			総収益	43			
	至	平成21年2月28日				賃貸収入	43		
運用日数	181日間					その他収入	-		
賃貸事業収益	20,640				総費用	2			
賃貸収入	20,640				純収益 (NOI)	41			
	その他収益	-				純収益 (NCF)	40		
賃貸事業費用	5,685				還元利回り	6.5%			
管理委託費	199				DCF法による収益還元価格				
	974				603				
	-				割引率	6.2%			
	-				ターミナルキャップレート	6.8%			
	-				取得価格 (単位：百万円)				
	4,466				610				
	-								
賃貸事業損益	14,955								
NOI	19,421								
資本的支出	-								
NCF	19,421								
特記事項									
該当事項はありません。									

(注1) 当地区は、住居表示未実施地区に指定されているため住居表示はありません。

(注2) 株式会社ボンセジュール・パリエは、本物件のオペレーターとしてこれを賃借し、運営します。なお、オペレーターとの賃貸借契約上の賃料は本物件の入居状況にかかわらず定額となっています。

物件番号： T-8 物件名称： ボンセジュール小牧

物件特性					
対象不動産は、愛知県北西部の中央、名古屋市北方15kmにある約9,000世帯が暮らす桃花台ニュータウンの中に位置する有料老人ホームです。アクセスは名鉄「小牧」駅、JR中央本線「春日井」駅両駅に車で15分の距離ですが、ニュータウンという特性をもち半径4km圏内に44箇所の医療機関が点在しているほか、ニュータウン内にはショッピングセンターや30箇所の公園があり、環境面でも充実しています。自立高齢者の占める割合が愛知県でトップとなっている小牧市において、マーケットエリア内のニーズを得る物件として、平成19年1月に老人ホームへのコンバージョンに伴う大規模な改修が行われ、築浅物件と同等の競争力を有しており、また、付帯設備やサービスの充実から、類似施設と比較して高い競争力を有していると考えられます。					
所在地	住居表示	愛知県小牧市城山三丁目1番			
	地番	愛知県小牧市城山三丁目1番			
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	老人ホーム
	面積	8,229.9㎡		延床面積	8,805.5㎡
	容積率	200%		構造・階数	SRC、10F
	建蔽率	60%		建築時期	平成3年3月
前所有者	株式会社ゼクスコミュニティ				
PM業者	株式会社ボンセジュール・バリエ				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	
テナント総数	1		調査時点	平成19年3月	
入居可能戸数	123		修繕費	緊急	—
入居戸数	22			1年以内	—
賃貸可能面積	8,858.5㎡		12年間平均	5,401	
賃貸面積	8,858.5㎡		地震PML値	9.6%	
月額賃料	11,209		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
敷金・保証金	62,310		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所	
稼働率（面積ベース）	100.0%		価格時点	平成21年2月28日	
マスターリース会社	—		鑑定評価額	1,200	
契約の種類	ネットリース、長期契約、一括貸し		収益価格	1,200	
損益の状況（単位：千円）			直接還元法による収益価格	1,190	
第6期			総収益	141	
運用期間	自	平成20年9月1日	賃貸収入	141	
	至	平成21年2月28日	その他収入	—	
運用日数	181日間		総費用	11	
賃貸事業収益	68,295		純収益（NOI）	130	
賃貸収入	賃貸収入	68,289	純収益（NCF）	125	
	その他収益	6	還元利回り	10.5%	
賃貸事業費用	24,058		DCF法による収益還元価格	1,200	
管理委託費	管理委託費	311	割引率	7.0%	
	公租公課	5,178	ターミナルキャップレート	7.6%	
	水道光熱費	—	取得価格（単位：百万円）	1,940	
	修繕費	—			
	保険料	221			
	借地料	—			
	その他	—			
減価償却費	18,347				
賃貸事業損益	44,237				
NOI	62,585				
資本的支出	—				
NCF	62,585				
特記事項					
該当事項はありません。					

- (注1) 建物の「延床面積」欄には、登記簿上表記されている建物の面積を、賃貸借の状況の「賃貸可能面積」欄には登記簿上表記されている建物の面積及び付属建物の面積の合計を記載しています。
- (注2) 株式会社ボンセジュール・バリエは、本物件のオペレーターとしてこれを賃借し、運営します。なお、オペレーターとの賃貸借契約上の賃料は本物件の入居状況にかかわらず定額となっています。

物件番号： T-9 物件名称： ボンセジュール秦野渋沢

物件特性					
対象不動産は、神奈川県西部の秦野市に位置する有料老人ホームです。アクセスは小田急線「渋沢」駅より徒歩10分であり、豊かな自然に囲まれた環境の中、半径5km圏内に45箇所の医療機関が点在する周辺環境です。					
対象不動産は、マーケットエリア内のニーズを得る物件として、平成19年3月に老人ホームへのコンバージョンに伴う大規模な改修が行われ、築浅物件と同等の競争力を有しており、また、付帯設備やサービスの充実から、類似施設と比較して高い競争力を有していると考えられます。					
所在地	住居表示	神奈川県秦野市渋沢上一丁目6番60号			
	地番	神奈川県秦野市渋沢上一丁目518番2他2筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権	
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	用途	老人ホーム	
	面積	2,588.0㎡	延床面積	3,435.8㎡	
	容積率	200%	構造・階数	R C、5 F	
	建蔽率	60%	建築時期	平成3年7月	
前所有者	株式会社ゼクスコミュニティ				
PM業者	株式会社ボンセジュール・バリエ				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	
テナント総数	1		調査時点	平成19年4月	
入居可能戸数	100		修繕費	緊急	—
入居戸数	40			1年以内	—
賃貸可能面積	3,435.8㎡			12年間平均	4,031
賃貸面積	3,435.8㎡		地震PML値	17.4%	
月額賃料	5,875		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
敷金・保証金	33,108		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所	
稼働率（面積ベース）	100.0%		価格時点	平成21年2月28日	
マスターリース会社	—		鑑定評価額	793	
契約の種類	ネットリース、長期契約、一括貸し		収益価格	793	
損益の状況（単位：千円）			直接還元法による収益価格		
第6期			797		
運用期間	自	平成20年9月1日	総収益	74	
	至	平成21年2月28日		賃貸収入	74
運用日数	181日間			その他収入	—
賃貸事業収益	35,229		総費用	5	
賃貸収入	35,198		純収益（NOI）	70	
	その他収益	30	純収益（NCF）	66	
賃貸事業費用	13,092		還元利回り	8.3%	
管理委託費 公租公課 水道光熱費 修繕費 保険料 借地料 その他 減価償却費	331		DCF法による収益還元価格		
	2,016		788		
	—		割引率	7.3%	
	93		ターミナルキャップレート	7.9%	
	—		取得価格（単位：百万円）		
	—		962		
	10,652				
賃貸事業損益	22,136				
NOI	32,789				
資本的支出	—				
NCF	32,789				
特記事項					
該当事項はありません。					

（注）株式会社ボンセジュール・バリエは、本物件のオペレーターとしてこれを賃借し、運営します。なお、オペレーターとの賃貸借契約上の賃料は本物件の入居状況にかかわらず定額となっています。

物件特性					
対象不動産は、兵庫県南東部の20万人都市伊丹市の中心である阪急「伊丹」駅の目の前に位置する有料老人ホームです。アクセスは阪急「伊丹」駅その他JR福知山線「伊丹」駅も徒歩圏内にあることから充実した環境であり、半径2km圏内に65箇所の医療機関が点在し環境面でも充実しております。伊丹市は高齢者数が10年間で1.6倍に増加している地域であり、対象不動産は、マーケットエリア内のニーズを得る物件として、平成19年2月に老人ホームへのコンバージョンに伴う大規模な改修が行われ、築浅物件と同等の競争力を有しており、また、付帯設備やサービスの充実から、類似施設と比較して高い競争力を有していると考えられます。					
所在地	住居表示	兵庫県伊丹市中央一丁目2番25号			
	地番	兵庫県伊丹市中央一丁目5番他1筆			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	区分所有
	用途地域	商業地域		用途	老人ホーム
	面積	1,976.1㎡		延床面積	7,579.4㎡
	容積率	400%		構造・階数	SRC、11F
	建蔽率	80%		建築時期	平成元年3月
前所有者	株式会社ゼクスコミュニティ				
PM業者	株式会社ボンセジュール・パリエ				
賃貸借の状況（単位：千円）			建物状況調査報告書の概要（単位：千円）		
調査時点	平成21年2月28日		調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	
テナント総数	1		調査時点	平成19年3月	
入居可能戸数	62		修繕費	緊急	—
入居戸数	40			1年以内	—
賃貸可能面積	2,129.9㎡			12年間平均	2,062
賃貸面積	2,129.9㎡		地震PML値	8.6%	
月額賃料	4,280		鑑定評価書の概要（単位：百万円）		
敷金・保証金	24,180		鑑定評価機関	財団法人日本不動産研究所	
稼働率（面積ベース）	100.0%		価格時点	平成21年2月28日	
マスターリース会社	—		鑑定評価額	512	
契約の種類	ネットリース、長期契約、一括貸し		収益価格	512	
損益の状況（単位：千円）			直接還元法による収益価格		
第6期			509		
運用期間	自	平成20年9月1日	総収益	53	
	至	平成21年2月28日		賃貸収入	53
運用日数	181日間			その他収入	—
賃貸事業収益	25,673		総費用	3	
賃貸収入	25,652		純収益（NOI）	50	
	その他収益	21	純収益（NCF）	48	
賃貸事業費用	8,773		還元利回り	9.5%	
管理委託費	241		DCF法による収益還元価格		
	公租公課	1,418	515		
水道光熱費	—		割引率	7.0%	
修繕費	—		ターミナルキャップレート	7.6%	
保険料	63		取得価格（単位：百万円）		
借地料	—		748		
その他	—				
減価償却費	7,050				
賃貸事業損益	16,900				
NOI	23,950				
資本的支出	—				
NCF	23,950				
特記事項					
該当事項はありません。					

(注1) 本物件は一つの敷地上に独立して区分登記されている3棟の建物のうちの1棟です。土地の「面積」欄には、全体の土地の敷地面積を記載しており、建物の「延床面積」には全体の延床面積を記載しております。本物件に含まれる土地の共有持分は24,928/100,000であり、建物の専有面積は2,129.87㎡です。なお、本敷地には登記済建物の立体駐車場（駐車台数36台）、ゴミ置き場（2箇所）、自転車置場（3箇所）があり、本敷地上の建物所有者等により構成されるウェイクアップビル伊丹管理組合の管理規約により、上記土地共有持分割合にて共有しています。

(注2) 株式会社ボンセジュール・パリエは、本物件のオペレーターとしてこれを賃借し、運営します。なお、オペレーターとの賃貸借契約上の賃料は本物件の入居状況にかかわらず定額となっております。

(ヌ) 稼働率の推移

物件 番号	名称	平成18年 8月末日	平成19年 2月末日	平成19年 8月末日	平成20年 2月末日	平成20年 8月末日	平成21年 2月末日
O-1	ニュー江戸橋ビル	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0
O-2	秀和 西五反田ビル	—	—	90.1	100.0	100.0	72.3
O-3	クロス・スクエアNAKANO	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
O-4	大木青葉ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R-1	シティハウス東京新橋	92.9	96.2	91.1	95.9	87.7	86.4
R-3	ウィンベル神楽坂	97.6	96.7	96.5	95.1	98.2	93.2
R-4	西早稲田クレセントマンション	92.5	94.2	97.3	96.1	96.6	90.3
R-5	レキシントン・スクエア曙橋	97.8	91.9	96.6	96.5	94.4	87.6
R-6	モンセラート四谷	85.3	86.7	97.8	93.2	94.8	81.4
R-7	カーザエルミタツジオ	80.7	90.1	93.0	90.1	84.7	84.7
R-9	レキシントン・スクエア下北沢	96.8	97.4	95.9	93.6	97.4	96.2
R-10	ホメスト池尻	80.0	84.8	89.7	96.8	93.6	89.6
R-11	藤和シティコープ新大塚II	95.0	96.0	98.8	96.1	96.3	93.9
R-12	藤和シティコープ飛鳥山公園	91.6	96.5	90.9	92.4	95.5	93.5
R-13	ビクセル武蔵関	84.2	77.4	91.4	97.1	88.5	82.9
R-14	レクセルマンション上野松が谷	93.7	96.8	100.0	100.0	96.4	89.2
R-16	藤和シティコープ浅間町	91.8	93.3	91.2	86.1	79.4	89.4
R-17	ロイヤルパーク大町	78.7	87.5	87.5	71.6	55.6	70.1
R-18	レキシントン・スクエア萩野町	100.0	97.4	94.8	95.0	92.2	97.4
R-19	ヴィスコンティ覚王山	78.3	88.6	52.9	28.9	78.3	100.0
R-20	レキシントン・スクエア北堀江	100.0	92.9	86.0	96.9	86.1	90.5
R-21	レキシントン・スクエア新町	100.0	84.7	100.0	84.7	94.6	94.6
R-22	ルナコート塚本	93.9	91.9	82.9	79.1	95.5	98.0
R-23	レキシントン・スクエア伏見	—	90.0	89.0	94.0	95.2	94.6
R-24	レキシントン・スクエア代田橋	—	—	97.1	97.9	97.9	88.7
R-25	レキシントン・スクエア本所吾妻橋	—	—	97.0	97.0	100.0	90.9
R-26	AMS TOWER 南6条	—	—	95.0	95.0	76.5	89.6
R-27	レキシントン・スクエア白金高輪	—	—	93.4	95.1	86.4	90.5
R-28	スペーシア恵比寿	—	—	96.9	95.4	91.6	88.7
R-29	ザ・パームス代々木上原コスモテラス	—	—	97.0	89.4	70.3	71.2
R-30	サンテラス代々木上原	—	—	100.0	96.5	94.6	100.0
R-31	レキシントン・スクエア新宿御苑	—	—	93.9	86.9	94.7	94.6
R-32	ビッグタワー南3条	—	—	—	97.1	90.2	91.1
T-1	レキシントン・プラザ八幡	100.0	75.6	81.4	88.8	88.8	88.8
T-2	ロックタウン須賀川	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
T-3	レキシントン・プラザ広島大手町	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
T-4	ボンセジュール千歳船橋	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
T-5	ボンセジュール四つ木	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
T-6	ボンセジュール日野	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
T-7	ボンセジュール武蔵新城	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
T-8	ボンセジュール小牧	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0
T-9	ボンセジュール秦野渋沢	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0
T-10	ボンセジュール伊丹	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0

③【その他投資資産の主要なもの】

不動産を主な信託財産とする信託受益権は前記「② 投資不動産物件」に一括表記しており、同項記載の物件以外に本投資法人によるその他投資資産の組入れはありません。

(3)【運用実績】

①【純資産等の推移】

第1期ないし第6期における本投資法人の純資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額は、以下のとおりです。なお、第6期計算期間末後の各月末の本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額については、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (千円)	純資産総額 (千円)	1口当たりの純資産額 (円)
第1期計算期間末 (平成18年8月31日)	51,055,975 (50,713,221)	26,547,178 (26,204,424)	447,675 (441,895)
第2期計算期間末 (平成19年2月28日)	57,813,267 (57,035,489)	26,982,185 (26,204,406)	455,011 (441,895)
第3期計算期間末 (平成19年8月31日)	102,182,336 (100,949,921)	41,555,638 (40,323,223)	452,675 (439,250)
第4期計算期間末 (平成20年2月29日)	101,516,896 (100,081,420)	41,758,733 (40,323,256)	454,888 (439,251)
第5期計算期間末 (平成20年8月31日)	96,891,178 (95,885,876)	41,328,517 (40,323,215)	450,201 (439,250)
第6期計算期間末 (平成21年2月28日)	94,835,905 (94,519,379)	40,639,767 (40,323,240)	442,698 (439,250)

(注1) 「1口当たりの純資産額」は小数点以下を切り捨てて記載しています。

(注2) 各計算期間末に分配を行った後の分配後の額を括弧内に記載しております。

また、本投資証券は、東京証券取引所に平成18年5月23日以降上場されており、同所における計算期間別の市場相場並びに第6期後の月別の市場相場は以下のとおりです。

計算期間別 最高・最低 投資口価格 及び売買高	決算期	第1期 平成18年8月	第2期 平成19年2月	第3期 平成19年8月	第4期 平成20年2月	第5期 平成20年8月	第6期 平成21年2月
	最高 (円)	446,000	520,000	572,000	427,000	347,000	189,900
	最低 (円)	391,000	399,000	422,000	350,000	174,000	40,000
	売買高 (口)	39,079	38,602	48,991	23,728	30,234	28,843

第1期中の月別 最高・最低投資口 価格及び売買高	月別	平成18年 5月	6月	7月	8月
	最高 (円)	436,000	446,000	423,000	407,000
	最低 (円)	423,000	406,000	391,000	392,000
	売買高 (口)	10,331	20,724	3,307	4,717

第2期中の月別 最高・最低投資口 価格及び売買高	月別	平成18年 9月	10月	11月	12月	平成19年 1月	2月
	最高 (円)	413,000	410,000	407,000	442,000	458,000	520,000
	最低 (円)	399,000	405,000	403,000	404,000	439,000	466,000
	売買高 (口)	3,590	3,048	4,174	6,792	6,008	14,990

第3期中の月別 最高・最低投資口 価格及び売買高	月別	平成19年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
	最高(円)	555,000	572,000	540,000	534,000	522,000	494,000
	最低(円)	458,000	505,000	520,000	497,000	489,000	422,000
	売買高(口)	13,926	14,542	5,152	5,092	5,190	5,089

第4期中の月別 最高・最低投資口 価格及び売買高	月別	平成19年 9月	10月	11月	12月	平成20年 1月	2月
	最高(円)	427,000	405,000	391,000	405,000	388,000	399,000
	最低(円)	376,000	372,000	370,000	376,000	350,000	354,000
	売買高(口)	3,941	4,729	3,292	4,167	4,366	3,233

第5期中の月別 最高・最低投資口 価格及び売買高	月別	平成20年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
	最高(円)	347,000	291,000	240,000	228,000	214,500	227,400
	最低(円)	259,000	228,000	224,000	189,000	195,000	174,000
	売買高(口)	6,040	7,768	4,130	5,509	2,786	4,001

第6期中の月別 最高・最低投資口 価格及び売買高	月別	平成20年 9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月
	最高(円)	189,900	167,100	48,000	66,500	51,200	47,300
	最低(円)	156,000	42,250	40,500	40,000	43,700	42,000
	売買高(口)	4,085	7,801	4,366	5,406	4,501	2,684

第6期後の月別 最高・最低投資口 価格及び売買高	月別	平成21年 3月	4月
	最高(円)	61,900	81,000
	最低(円)	43,300	58,000
	売買高(口)	2,316	3,276

(注) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の取引値(終値)によります。

②【分配の推移】

第1期ないし第6期における本投資法人の分配等は以下のとおりです。

計算期間	分配総額(千円)	1単位当たりの分配金額(円)
第1期(平成17年9月20日～平成18年8月31日)	342,754	5,780
第2期(平成18年9月1日～平成19年2月28日)	777,778	13,116
第3期(平成19年3月1日～平成19年8月31日)	1,232,415	13,425
第4期(平成19年9月1日～平成20年2月29日)	1,435,476	15,637
第5期(平成20年3月1日～平成20年8月31日)	1,005,301	10,951
第6期(平成20年9月1日～平成21年2月28日)	316,526	3,448

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

第1期ないし第6期における本投資法人の自己資本利益損失率（収益率）は以下のとおりです。

計算期間	自己資本利益率 (%) (注1)	年換算 (%) (注1)	摘要
第1期（平成17年9月20日～平成18年8月31日）	1.3	4.7	(注2)
第2期（平成18年9月1日～平成19年2月28日）	2.9	5.9	
第3期（平成19年3月1日～平成19年8月31日）	3.6	7.1	
第4期（平成19年9月1日～平成20年2月29日）	3.4	6.9	
第5期（平成20年3月1日～平成20年8月31日）	2.4	4.8	
第6期（平成20年9月1日～平成21年2月28日）	0.8	1.6	

(注1) 自己資本利益率は、以下の算式により計算し、小数点第二位を四捨五入して記載しています。

自己資本利益率 = (当期純利益 / 期首・期末の平均純資産額) × 100

(年換算) 自己資本利益率 = (当期純利益 / 期首・期末の平均純資産額) ÷ 運用日数 × 365 × 100

(注2) 第1期は実質的な運用開始日（平成18年5月23日）を期首とみなして計算を行っており、年換算に際しては、実質的な運用日数101日により算出しています。また、期首純資産額には実質的な運用開始日時点での出資総額を使用しています。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

平成17年9月8日	設立企画人（エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社）による投信法第69条に基づく設立にかかる届出
平成17年9月20日	投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の設立
平成17年9月21日	投信法第188条に基づく登録の申請
平成17年10月21日	投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（登録番号 関東財務局長 第43号）
平成18年5月23日	東京証券取引所不動産投資信託証券市場への本投資証券の上場
平成20年8月27日	投資口が保管振替機構において取り扱われることへの社債等の振替に関する法律（注1）第13条第1項に基づく同意（注2）

（注1）株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行により「社債等の振替に関する法律」がその題名を「社債、株式等の振替に関する法律」に改められた後の同法（以下「社債株式等振替法」といいます。）をいい、改められる前の同法を以下「社債等振替法」といいます。

（注2）上記同意に基づき、本投資法人の投資口は、社債株式等振替法のもとで、いわゆる「電子化」された投資口（振替投資口）となり、既に発行されている投資証券は決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）において無効となりました。また、新規の投資口の発行の際にも投資証券は発行されないこととなります。この「電子化」の後には、振替機関としての保管振替機構の振替制度の下、口座管理機関（証券会社や銀行等）が加入者（顧客）のために開設した口座にかかる振替口座簿に投資口が電子的に記録・記載され、かかる記録・記載によって投資口の権利の帰属が決定されます。「電子化」に伴って、投資法人の備える投資主に関する名簿は投資主名簿に一元化され、実質投資主名簿は廃止されています。

2【役員の状況】

本書の日付現在の役員の状況は、以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	高橋 正義	昭和46年4月 昭和63年7月 平成3年7月 平成6年5月 平成10年8月 平成12年7月 平成16年4月 平成16年6月 平成16年9月 平成17年4月 平成18年9月 平成19年6月	三井信託銀行株式会社 入社 欧州三井信託銀行出向 副社長 三井信託銀行株式会社 国際企画部次長 欧州三井信託銀行出向 社長 三信投資顧問株式会社出向 取締役 中央三井アセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社プロスペクト入社 コンプライアンス・オフィサー 同社 取締役経営管理部長 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社 取締役コンプライアンス・オフィサー 同社 代表取締役 株式会社プレフスアドバイザー 代表取締役社長 エルシーピー投資法人執行役員（現職）	0
監督役員	平岩 正史	昭和56年4月 平成元年1月 平成3年4月 平成17年9月	東京弁護士会登録・弁護士 大原法律事務所所属 米国カリフォルニア州 LILLICK & McHOSE法律事務所勤務 大原法律事務所 復職（現職） エルシーピー投資法人監督役員（現職）	0
監督役員	藤元 拓志	平成8年10月 平成11年4月 平成13年8月 平成16年12月 平成17年9月	監査法人トーマツ入所 公認会計士登録 藤元公認会計士事務所開業（現職） 税理士登録 エルシーピー投資法人監督役員（現職）	0

3 【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めのない限り、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第72条、第96条、規約第17条第1項）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第17条第2項）。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第17条第2項但書）。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会において、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決されたときには、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主（6ヶ月前より引き続き当該投資口を有する者に限ります。）は、30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 規約等の重要事項の変更

本投資法人は、平成17年11月7日開催の第1回投資主総会において、執行役員の改選及び本投資法人の設立に伴い不要となった規定を削除する等の規約の変更を行いました。平成18年3月31日開催の第2回投資主総会においては、投資対象とする資産の種類を追加すること等を目的とする規約の変更を行うとともに、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の施行を規約変更の効力発生条件として、投信法の改正に対応すること等を目的とする規約の変更を行いました。また、平成19年6月15日開催の第3回投資主総会においては、執行役員及び監督役員の改選並びに近時の会社法、投信法その他の関連法令及び東京証券取引所の上場規程の改正に対応すること等を目的とする規約の変更を行いました。平成20年8月8日開催の第4回投資主総会においては、主たる投資対象の変更等及び各種法令の改正により投資法人に関わる法令が整備・改正されたことに対応すること等を目的とする規約の変更を行い、また、執行役員及び監督役員の改選並びに補欠執行役員の選任を行いました。なお、規約の変更手続については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 ③ 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

なお、本資産運用会社は、本投資法人の第2回投資主総会に基づく上記規約変更を受け、運用対象とする資産の種類を追加することを目的として、金融庁に対し、平成18年3月31日付で、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）による改正前の投信法第10条の2に基づき業務の方法の変更認可申請を行い、平成18年6月27日付で認可を受けています。

② 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

③ 出資の状況その他の重要事項

(イ) 第三者割当による新投資口の発行

平成19年3月29日付で、割当先をニュー・ミッション・ファンディングとする第三者割当による新投資口の発行（32,500口）を行いました。なお、第6期末時点における割当先

の保有比率は35.23%となっています。

(ロ) 売却・追加取得等の制限

平成19年3月13日付有価証券届出書に基づく募集にかかる割当先であるニュー・ミッション・ファンディング及び旧GEリアル・エステート株式会社（現日本GE株式会社）は、本投資法人及び本資産運用会社との間で、①本投資法人及び本資産運用会社から、本投資法人にかかる課税の特例規定におけるいわゆる導管性要件を満たすために必要であるとして、割当先による本投資証券の売却その他の処分について協議の申し入れがあった場合、その処分について、かかる申し入れの趣旨を勘案したうえ誠実に協議し、合理的に対応すること、及び、②(i) 割当直後における割当先の保有する本投資証券の発行済本投資証券総数に対する割合を超えて本投資証券を追加取得しようとするとき又は(ii) 割当先若しくは旧GEリアル・エステート株式会社（現日本GE株式会社）が共同で本投資証券にかかる議決権を行使することを目的とする第三者（以下「共同投資家」といいます。）が本投資証券を取得しようとするときは、その目的、取得しようとする本投資証券の数及び取得の時期を事前に通知し、本投資法人及び本資産運用会社から、(a) かかる追加取得により導管性要件を満たさなくなるおそれ又は(b) その他共同投資家と併せて発行済本投資証券総口数の過半数を保有することにより本投資法人の投資主全体の利益を害するおそれがあるとして、かかるおそれを合理的に示す資料の提出と共に協議の申し入れがあった場合には、その追加取得について誠実に協議し、合理的に対応することについて合意しています。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主（実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第5条）。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、同取引所を通じて売買することが可能です。また、同取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 1口当たりの純資産額の算出

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たりの純資産額 = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口の総口数}$$

② 資産評価の方法

本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。以下同じです。）、社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、以下のとおり運用資産の種類毎に定めます（規約第32条）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（規約第28条第1項第1号、第2号①又は②に定めるもの）

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定します。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができるものとします。

(ロ) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（規約第28条第1項第2号③に定めるもの）

信託財産が上記(イ)に掲げる資産の場合は上記(イ)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

(ハ) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第28条第1項第2号④に定めるもの）

信託財産の構成資産が上記(イ)に掲げる資産の場合は、上記(イ)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

(ニ) 不動産に関する匿名組合出資持分（規約第28条第1項第2号⑤に定めるもの）

匿名組合出資持分の構成資産が上記(イ)ないし(ハ)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とします。

(ホ) 不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第28条第1項第2号⑥に定めるもの）

信託財産である匿名組合出資持分について上記(ニ)に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とします。

(ヘ) 有価証券（規約第28条第1項第3号、第2項第1号③に定めるもの）

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。以下同じです。）とします。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とします。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとします。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとします。

(ト) 金銭債権（規約第28条第2項第1号④に定めるもの）

取得価額から、貸倒引当金を控除した価格とします。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格とします。

(チ) 金銭の信託の受益権（規約第28条第2項第1号⑤に定めるもの）

信託財産の構成資産が上記(ヘ)、(ト)又は(ヌ)の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価します。

(リ) デリバティブ取引に係る権利（規約第28条第2項第2号に定めるもの）

A. 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務

基準日における当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。

B. 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとしますが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。

C. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

(ヌ) その他

上記に定めがない場合は、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。

③ 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記②と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします（規約第32条第2項）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額

(ロ) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が上記(イ)に掲げる資産の場合は上記(イ)に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額

④ 資産評価の基準日は、本投資法人の各決算期としますが、規約第28条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします（規約第32条第3項）。

⑤ 公表方法及び投資者による照会方法

1口当たりの純資産額については、計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人の計算に関する規則第58条、第68条）。貸借対照表を含む計算書類等は、営業期間毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合には遅滞なく投資主に対してその旨が通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます（投信法第131条）。

(2) 【保管】

決済合理化法の施行日以後は、本投資法人の投資口については振替投資口（社債株式等振替法第226条に定義されます。）となり、投資証券を発行することができません。既に発行された投資証券は施行日において無効となっています（社債株式等振替法第227条第3項）。かかる施行日以後、投資口の新規発行及び権利の移転は全て社債株式等振替法に従い、振替口座簿への記録・記載によって行われておりますので、投資主は、加入者として口座管理機関に投資口を記載又は記録するための口座を開設し、維持する必要があります。投資主は、保管振替機構が社債株式等振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機構の振替業を承継する者が存しないとき、又は投資口が振替機構によって取り扱われなくなったときは、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます。

(3) 【存続期間】

本投資法人には規約に存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の計算期間は、毎年3月1日から8月31日まで及び9月1日から翌年2月末日までとし、各計算期間の末日をそれぞれ決算期とします（規約第33条）。

(5) 【その他】

① 増減資に関する制限

(イ) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とします（規約第6条第1項）。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができます。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会が承認した金額とします（規約第6条第3項）。

(ロ) 国内における募集

本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えることとします（規約第6条第2項）。

(ハ) 最低純資産額の変更

本投資法人は、5,000万円を純資産額の最低限度額として常時保持します（規約第8条）。なお、投信法第67条第4項により、現在のところ5,000万円を下回る額を最低純資産額とする規約変更はできません。

② 解散事由

本投資法人における解散事由は以下のとおりです（投信法第143条）。

- (イ) 規約で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生（なお、規約において存続期間又は解散事由の定めはありません。）
- (ロ) 投資主総会の決議
- (ハ) 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）
- (ニ) 破産手続開始の決定
- (ホ) 解散を命ずる裁判
- (ヘ) 投信法第187条の登録の取消し

③ 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、規約の変更に関する議案が可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）。但し、書面による議決権行使及び議決権の代理行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなされる場合があることにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利 ① 投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所規則に従ってその旨が開示される他、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は金銭の分配方針に関する重要な変更にあたる場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

本投資法人の登録申請書記載事項が変更された場合には、関東財務局に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定の概要は、以下のとおりです。

(イ) 本資産運用会社（エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社）との間の資産運用委託契約

A. 契約期間

資産運用委託契約は、本投資法人が投資法人として投信法第189条に基づき登録がなされた日に効力を生ずるものとし、その有効期間は効力発生の日（平成17年10月21日）から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに双方いずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

B. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 本投資法人又は本資産運用会社は、相手方に対し、3ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、本資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、当該契約を解約することができます。

(ii) 上記(i)の記載にかかわらず、本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議により当該契約を解約することができるものとします。

a. 本資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき

b. 上記a.に掲げる場合の他、資産の運用にかかる業務を引続き委託することに堪えない重大な事由があるとき

(iii) 本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合、当該契約を解約しなければなりません。この場合、本資産運用会社は当該契約の解約に同意するものとします。

a. 金融商品取引業者（投信法第199条各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなくなったとき

b. 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき

c. 解散したとき

C. 契約の内容の変更に関する事項

資産運用委託契約は、本投資法人及び本資産運用会社の書面による合意により変更することができます。

D. 解約又は契約の変更の開示方法

資産運用委託契約が解約され、本資産運用会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また資産運用委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

(ロ) 一般事務受託者（中央三井信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

A. 契約期間

一般事務委託契約の有効期間は、契約締結の日（平成17年9月20日）から2年間とします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

B. 契約期間中の解約に関する事項

- (i) 一般事務委託契約を解約する場合は、いずれかの一方から相手方に対し、その3ヶ月前までに文書により通知します。但し、一般事務受託者が一般事務委託契約を解約する場合は、本投資法人が法令に基づき一般事務の委託を義務付けられていることを鑑み、本投資法人が一般事務受託者以外の者（以下「後任一般事務受託者」といいます。）との間で委託事務の委託に関する契約を締結できるまで、解約通知で指定の解約日（解約の効力が発生する日をいいます。以下同じです。）より更に90日間解約の効力発生を延期できるものとし、具体的には以下のとおりとします。
- a. 解約日時点で本投資法人と後任一般事務受託者との間で一般事務委託契約が締結されている場合は、当該解約日で一般事務委託契約は終了します。
 - b. 解約日時点で本投資法人と後任一般事務受託者との間で一般事務委託契約が締結されていない場合は、当初の解約日より90日間経過時に一般事務委託契約は終了します。但し、本投資法人が当該90日の期間内に後任一般事務受託者との一般事務委託契約締結に向けて真摯な努力をしていないと一般事務受託者が合理的に判断する事由がない場合には、一般事務受託者は、解約の効力発生時を更に延長することにつき、本投資法人と誠実に協議します。
- (ii) 本投資法人及び一般事務受託者は、相手方が次に定める事由の一つにでも該当する場合は、当該相手方に対する文書による通知により、直ちに一般事務委託契約を解約することができます。
- a. 一般事務委託契約の各条項に違背し、かつ引続き一般事務委託契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められた場合
 - b. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立が行なわれたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたとき

C. 契約の内容の変更に関する事項

一般事務委託契約は、本投資法人及び一般事務受託者の書面による合意並びに法令に従って変更することができます。

D. 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

また、一般事務受託者に対する一定の事務の委託の内容に変更があったときは、その内容を投資主に通知します（投信法施行規則第169条2項、3項）。

(ハ) 投資主名簿等管理人（中央三井信託銀行株式会社）との間の投資主名簿等管理人委託契約

A. 契約期間

投資主名簿等管理人委託契約は、契約期間を定めていません。

B. 契約期間中の解約に関する事項

投資主名簿等管理人委託契約は、次に掲げる事由によって終了します。

(i) 当事者間の文書による解約の合意。この場合には投資主名簿等管理人委託契約は当事者間の合意によって定めるときに終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方より他方に対する文書による解約の通知。この場合には投資主名簿等管理人委託契約はその通知到達の日から3ヶ月以上経過後の当事者間の合意によって定める日に終了します。

(iii) 当事者のいずれか一方において破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたとき、他方が行う文書による解約の通知。この場合には投資主名簿等管理人委託契約はその通知において指定する日に終了します。

(iv) 当事者のいずれか一方が投資主名簿等管理人委託契約に違反し、かつその違反が引続き投資主名簿等管理人委託契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められた場合、他方が行う文書による解約の通知。この場合には投資主名簿等管理人委託契約はその通知到達の日から2週間経過後に終了します。

C. 契約の内容の変更に関する事項

投資主名簿等管理人委託契約の変更その他投資主名簿等管理人委託契約に定めのない事項については、全て本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上これを定めます。

D. 契約の変更の開示方法

投資主名簿等管理人委託契約が解約され、投資主名簿等管理人の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、投資主名簿等管理人委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に対して変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

さらに、投資主名簿等管理人に対する一定の事務の委託の内容に変更があったときは、その内容を投資主に通知します（投信法施行規則第169条2項、3項）。

(ニ) 特別口座管理機関（中央三井信託銀行株式会社）との間の特別口座の管理に関する契約

A. 契約期間

特別口座の管理に関する契約は、契約期間を定めていません。

B. 契約期間中の解約に関する事項

特別口座の管理に関する契約は、次に掲げる事由が生じた場合、それぞれにおいて定めるときに終了します。

(i) 特別口座の加入者が存在しなくなった場合。特別口座管理機関は速やかに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。

- (ii) 社債株式等振替法に定めるところにより、本投資法人の発行する全ての振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合。特別口座管理機関は速やかに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。
- (iii) 当事者のいずれか一方が特別口座の管理に関する契約に違反し、かつその違反が引き続き特別口座の管理に関する契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められたときに、他方が文書によって解約の通知をした場合。当該通知到達の日から2週間経過後又は当該通知において指定された日に終了します。
- (iv) 上記(ハ)Bに記載された投資主名簿等管理人委託契約の終了事由又は投資主名簿等管理人が解約権を行使しうる事由が発生したときに、特別口座管理機関が特別口座の管理に関する契約の解約を本投資法人に文書で通知した場合。当該通知到達の日から2週間経過後又は当該通知において指定された日に終了します。
- (v) 経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変更等により、既存の口座管理事務の手数料に関する定めにより難い事情が生じたにもかかわらず、本投資法人及び特別口座管理機関の間で口座管理事務手数料の変更の協議が整わなかったとき、特別口座管理機関が特別口座の管理に関する契約の解約を本投資法人に文書で通知した場合。当該通知到達の日から2週間経過後又は当該通知において指定された日に終了します。

C. 契約の内容の変更に関する事項

特別口座の管理に関する契約について、法令の変更、監督官庁及び保管振替機構の指示又はその他特別口座の管理に関する契約の変更が必要な事由が生じた場合は、本投資法人及び特別口座管理機関が協議の上速やかに変更します。

D. 契約の変更の開示方法

特別口座の管理に関する契約の概要が変更された場合には、関東財務局に対して変更内容の届出が行われます(投信法第191条)。

さらに、特別口座管理機関に対する一定の事務の委託の内容に変更があったときは、その内容を投資主に通知します(投信法施行規則第169条2項、3項)。

(ホ) 資産保管会社(中央三井信託銀行株式会社)との間の資産保管業務委託契約

A. 契約期間

資産保管業務委託契約の有効期間は、契約締結日(平成17年9月20日)から2年間とします。但し、この期間満了の3ヶ月前までに本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方から文書による申し出がなされなかったときは、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後も同様とします。但し、契約期間中に本投資法人が解散となった場合は、その解散日までとします。

B. 契約期間中の解約に関する事項

- (i) 資産保管業務委託契約を解約する場合は、双方いずれかの一方から相手方に対し、その3ヶ月前までに文書により通知します。但し、資産保管会社が資産保管業務委託契約を解約する場合は、本投資法人が法令に基づき資産保管業務の委託を義務付けられてい

ることを鑑み、本投資法人が資産保管会社以外の者（以下「後任保管会社」といいます。）との間で資産保管業務の委託に関する契約を締結できるまで、解約通知で指定の解約日（解約の効力が発生する日をいいます。以下同じです。）より更に90日間解約の効力発生を延期できるものとします。具体的には以下のとおりとします。

- a. 解約日時点で本投資法人と後任保管会社との間で資産保管業務委託契約が締結されている場合は当該解約日で資産保管業務委託契約は終了します。
- b. 解約日時点で本投資法人と後任保管会社との間で資産保管業務委託契約が締結されていない場合は、当初の解約日より90日間経過時に資産保管業務委託契約が終了するものとします。但し、本投資法人が当該90日の期間内に後任保管会社との資産保管業務委託契約締結に向けて真摯な努力をしていないと資産保管会社が合理的に判断する事由がない場合には、資産保管会社は、解約の効力発生時を更に延長することにつき、本投資法人と誠実に協議するものとします。

(ii) 本投資法人及び資産保管会社は、相手方が次に定める事由の一つにでも該当する場合、当該相手方に対する文書による通知により、直ちに資産保管業務委託契約を解約することができます。

- a. 資産保管業務委託契約の各条項に違背し、かつ引続き契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められた場合
- b. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立がなされたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたとき

C. 契約の内容の変更に関する事項

資産保管業務委託契約の内容が法令その他当事者の一方若しくは双方の事情によりその履行に支障をきたすに至ったとき、又はそのおそれのあるときは、本投資法人及び資産保管会社が協議の上、これを改定することができます。改定に当たっては関係法令及び本投資法人の規約との整合性及び準則性を遵守するものとし、書面（本投資法人については役員会での承認があったことを示す書類を含みます。）をもって行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

資産保管業務委託契約が解約され、資産保管会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、関東財務局に資産保管会社の変更の届出が行われます（投信法第191条）。

(へ) 一時会計監査人：太陽A S G有限責任監査法人

本投資法人は、新日本有限責任監査法人が本投資法人との間の監査契約の期間満了に伴い会計監査人を退任したため、平成21年2月24日付で太陽A S G有限責任監査法人を一時会計監査人として選任いたしました（投信法第108条第3項）。

会計監査人は、法令に別段の定めがない限り、投資主総会の決議によって選任します（投信法第96条、規約第23条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします（投信法第103条第1項、規約第24条第1項）。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします（投信法第103条第2項、規約第24条第2項）。なお、一時会計監査人は、次回開催の本投資法人の投資主総会の決議をもって会計監査人が選任されるまでの間、会計監査人としての職務を行います。

会計監査人については、次回開催の本投資法人の投資主総会（日程は本書の日付現在未定です。）の決議をもって選任される予定です。

⑤ 公告の方法

本投資法人の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

① 利害関係人等との取引

資産運用会社の行う取引については、金融商品取引法の定めにより一定の制限が課せられています。かかる制限の中でも資産運用会社の利害関係人との取引に関する制限として以下のものが含まれます（金融商品取引法第42条の2第1号ないし第7号、第44条の3第1項第3号）。

(イ) 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第128条で定めるものを除きます。

(ロ) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第1号）

(ハ) 資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第3号）。

(ニ) 自己又は第三者の利害関係人等の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第2号）。

(ホ) 第三者（資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。）の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第3号並びに金融商品取引法第44条の3第1項第3号）。

(ヘ) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第4号）。

(ト) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第5号）。

(チ) 以下に掲げる者が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該者に対する当該有

価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第9号）。

A. 資産運用会社の関係外国法人等

B. 直近2事業年度において業府令に定める行為を行った運用財産に係る有価証券の合計額が当該2事業年度において発行された運用財産に係る有価証券の額の100分の50を超える者

② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本②において同じ意味で用います。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引にかかる事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて、投信法施行令で定めるところにより、資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

③ 資産の運用の制限

登録投資法人は、i) 当該投資法人の執行役員又は監督役員、ii) 資産運用会社、iii) 当該投資法人の執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限りません。）、iv) 資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で以下に掲げる行為（投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条ないし第118条）。

(イ) 有価証券の取得又は譲渡

(ロ) 有価証券の貸借

(ハ) 不動産の取得又は譲渡

(ニ) 不動産の貸借

(ホ) 不動産の管理の委託

(ヘ) 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことにかかる取引以外の特定資産にかかる取引

なお、投信法施行令第117条において、投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として i) 資産運用会社に宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること、ii) 資産運用会社に不動産の管理を委託すること等が認められています。

(2) 投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）

① 一般原則

本資産運用会社は、スポンサー関係者（①投信法及び投信法施行令において定義される利害関係人等に該当する者、②本資産運用会社の全ての株主及び③②に該当する者が運用の委託を受けている又は出資若しくは匿名組合出資を行っている特別目的会社をいいます。）との取引にかかる自主ルールとして、スポンサー関係者との取引にかかる基準及び手続きを定め、利益相反行為を排することにより適切な投資法人の資産運用を行い、本投資法人の投資主の利益に資することを目的として、本資産運用会社の内規であるスポンサー関係者取引規程及びスポンサー関係者関連取引管理マニュアルを定めています。

② 手続の概要

本資産運用会社は、スポンサー関係者との取引等に関する投資方針の策定若しくは改定を行う場合又はスポンサー関係者との間で下記③記載の取引を行う場合には、投資委員会、コンプライアンス委員会及び取締役会における審議及び決定又は決議に加えて、本投資法人の役員会の承認を得るものとします。但し、本投資法人の役員会による承認については、本資産運用会社の社内規程に定める以下の基準を遵守しているか否かとの観点からのみなされるものとします。なお、本投資法人又は本投資法人の保有する信託受益権にかかる受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、ビルマネジメント契約又は大規模修繕にかかる請負契約等その他重要な契約の締結について意思決定する場合を除き、本資産運用会社のコンプライアンス委員会規程、投資委員会規程及び取締役会規程等の規定する業務運営体制に従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度管理計画に従った運用資産の管理については、運用部長のみの決裁で行うことができるものとします。

また、本資産運用会社は、スポンサー関係者関連取引管理マニュアルにおいて、スポンサー関係者関連取引にかかる管理体制を定め、コンプライアンス・オフィサーの所管により、スポンサー関係者を特定し、特定されたスポンサー関係者にかかる「スポンサー関係者の状況表」の作成及び備置き並びにその社内周知を図ることにより、スポンサー関係者との取引を行おうとする各部署においてスポンサー関係者関連取引の特定が適切になされるようにし、上記スポンサー関係者との取引にかかる手続きの実効性の確保を図っています。

③ 基準

スポンサー関係者との以下の取引に関しては、それぞれ以下の基準に基づいて行うものとします。

(イ) スポンサー関係者からの不動産関連資産の取得

購入価格（但し、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託報酬ほか受益権の譲渡にかかる費用、信託勘定内の積立金等を含みません。）としては、適正価格調査のために取得した鑑定評価額（但し、開発中の物件を竣工を条件として取得する場合は、当該物件の購入に係る売買契約の締結時における、不動産鑑定業者が鑑定評価と同様の手法を用いて算定した調査価格その他の合理的かつ客観的に算定された評価額）を上限とします。

また、本投資法人の運用ガイドラインに定める投資基準に合致しない投資不適格物件ではないこと、投資不適格物件との抱き合わせではないことを条件とします。

(ロ) スポンサー関係者への不動産関連資産の売却

売却価格（但し、税金、売却費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金等を含みません。）は、適正価格調査のために取得した鑑定評価額を下限とします。また、売却先の

選定に際し、正当な理由なくスポンサー関係者以外の者よりもスポンサー関係者を優先して売却先として選定しておらず、かつ仲介業者にかかる指示をしていないことを条件とします。

(ハ) スポンサー関係者への不動産関連資産の賃貸

不動産関連資産の類似不動産の賃料相場を基準として、当該賃料が運用部で設定した適正賃料水準に見合うことを条件とします。また、テナントの選定に際し、正当な理由なく、スポンサー関係者以外の者よりもスポンサー関係者を優先してテナントとして選定しておらず、かつ、テナント仲介業者にかかる指示をしていないことを条件とします。

(ニ) スポンサー関係者へのプロパティ・マネジメント業務の委託

報酬額が物件の仕様に応じた適正な水準であることを要するものとし、また、プロパティ・マネジメント会社の選定に際し、正当な理由なく、スポンサー関係者以外の者よりもスポンサー関係者を優先して選定していないことを条件とします。

(ホ) スポンサー関係者による売買の媒介又は仲介手数料

仲介手数料の金額は、宅地建物取引業法に定める報酬の範囲内（信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。）であることを要するものとし、また、仲介手数料收受を目的とした不必要な売買ではないことを条件とします。

(ヘ) その他の取引

スポンサー関係者に対する一般事務、資産保管若しくは信託にかかる業務を委託する場合、スポンサー関係者から融資を受ける場合又はスポンサー関係者が本投資法人の投資口若しくは投資法人債を引き受ける場合等には、その報酬及び取引条件が適正であることを要するほか、その選定に際し、スポンサー関係者以外の者よりもスポンサー関係者を優先していないことを条件とします。

(3) スポンサー関係者との取引状況等

本投資法人は、投信法上の利害関係人等に該当する売主、自主ルール上のスポンサー関係者に該当する売主、若しくはこれに準ずる関係を有する売主から資産を取得する場合、投信法又は前記(2)「投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）」に記載の自主ルールに従い、以下の審議・決議を経ています。なお、平成19年3月30日付で本投資法人が取得した資産の売主である旧GEリアル・エステート株式会社（現日本GE株式会社）又はその完全子会社は、自主ルール上のスポンサー関係者には該当しませんが、かかる取得先と同じ米国GE社のグループ会社に属する割当先に対して、相当数の本投資証券の第三者割当を行ったこと等を勘案し、取得先との取得資産の取得にかかる公正性及び透明性を確保するとの観点から、これに準ずるものとして、上記に準じた審議・決議を経ています。

- A コンプライアンス委員会による審議及び決定
- B 投資委員会による審議及び決定
- C 取締役会による審議及び決議
- D 本投資法人の役員会による審議及び承認

また、本投資法人は、その保有資産のうち、シニア物件の全て及び住居用不動産及びその他の用途物件の不動産の一部について、本資産運用会社の株主又はその関連会社をマスターリース会社としてこれに賃貸し、かつ、プロパティ・マネジメント業務を委託しています。また、本資産

運用会社の株主又はその関連会社をエンドテナントとしてこれに賃貸する場合があります。かかる取引についても、前記利益相反対策にかかる自主ルールに従い、マスターリース契約その他の賃貸借契約についてはその賃料が類似不動産の賃料相場を基準として適正賃料水準に見合うことなど、また、プロパティ・マネジメント業務の委託についてはその報酬額が物件の仕様に応じた適正な水準であることなどを確認しており、上記の資産の取得にかかる決定、決議及び承認に準じた手続を経ています。

3 【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主の権利

① 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号）

投信法又は規約により定められる一定の事項は、投資主により構成される投資主総会で決議されます。投資主は投資口1口につき1個の議決権を有します（投信法第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会においては、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって決議されますが（投信法第93条の2第1項、規約第11条第1項）、規約の変更（投信法第140条）その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、決議されなければなりません（投信法第93条の2第2項）。

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主とします（投信法第77条の3第3項、会社法第124条第3項、規約第15条第1項）。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第90条の2第2項）。また、投資主は、本投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第92条の2、規約第13条）。さらに、投資主は、代理人により議決権を行使することができます。但し、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を有する投資主1名に限られます（規約第11条第2項）。また、投資主又はその代理人は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第11条第3項）。これらの方法にかかわらず、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

② その他の共益権

(イ) 代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条第3項、会社法第847条）

6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために自ら訴えを提起することができます。

(ロ) 投資主総会決議取消請求権等（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）

投資主は、投資主総会につき、①招集の手續又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不公正なとき、②決議の内容が規約に違反するとき、又は③決議につき特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、当該決議の日から3ヶ月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することが

できます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます。

(ハ) 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対してその行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

(ニ) 新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6ヶ月以内に本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

(ホ) 合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

(ヘ) 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができます。但し、その事項が投資主総会で決議すべきものでない場合はこの限りではありません。

(ト) 投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して投資主総会の招集を請求ことができ、遅滞なく投資主総会招集の手続がなされない場合には、監督官庁の許可を得て自ら招集することができます。

(チ) 検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会に係る招集手続及び決議の方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に請求することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため検査役の選任を監督官庁に申し立てることができます。

(リ) 執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

執行役員及び監督役員は投資主総会の決議により解任することができますが、執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が

否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます。

(ヌ) 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求をすることができます。

③ 分配請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条第1項）

投資主は、投信法及び規約に定められた金銭の分配方針に従って作成された金銭の分配に係る計算書に従い、保有投資口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有します。

④ 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、保有投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有します。

⑤ 払戻請求権（規約第5条）

投資主は、投資口の払戻請求権を有しません。

⑥ 投資口の処分権（投信法第78条第1項、第3項）

投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡できます。

（注）投資口の「電子化」により、振替口座簿の記録・記載により投資口の権利の帰属が定められることになりました（社債株式等振替法第228条、第140条）。投資口の「電子化」については、前記「第1投資法人の追加情報 1 投資法人の沿革」に記載の注記をご参照下さい。

⑦ 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後遅滞なく当該投資口に係る投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申出することもできます（注）。

（注）保管振替機構が社債株式等振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときに限られます。

⑧ 帳簿閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内はいつでも、請求の理由を明らかにして、会計帳簿又はこれに関連する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。

(2) 投資法人債権者の権利

投資法人債権者が投信法等により有する主な権利の内容は、次のとおりです。

① 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。

② 投資法人債の譲渡

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示及び投資法人債券を交付することにより行われます（投信法第139条の7、会社法第687条）。このうち、取得者が、記名式の投資法人債の譲渡を第三者に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要であり、投資法人に対抗するためには、取得者の氏名又は名称及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第2項）。これに対し、取得者が、無記名式の投資法人債の譲渡を第三者及び投資法人に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第3項）。

投資法人債につき、本投資法人が社債等振替法に基づく一般債振替制度において、保管振替機構が取り扱うことに同意し、社債等振替法の適用を受けることを決定した振替投資法人債については、新規発行及び権利の移転は全て社債等振替法に従い、振替口座簿への記録・記載によって行われます。

③ 投資法人債権者集会における議決権

(イ) 投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の金額の合計額に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第139条の10第2項、会社法第726条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

(ロ) 投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

A. 法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、決議に出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

B. 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上を有する議決権者が出席し、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

(ハ) 投資法人債総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上に当たる投資法人債を保有する投資法人債権者は、本投資法人又は投資法人債管理者に対して、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

(ニ) 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内に、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

④ 投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合については、この限りではありません（投信法第139条の8）。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社

(英文ではThe LCP REIT Advisors Co.,Ltd.と表示します。)

② 資本金の額

4億3,000万円(本書の日付現在)

③ 事業の内容

金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業を行います。

(イ) 会社の沿革

年月日	事項
平成16年3月15日	会社設立
平成16年6月25日	宅地建物取引業者免許取得 (免許番号 東京都知事(1)第83288号)
平成17年5月27日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 (認可番号 国土交通大臣認可第36号)
平成17年6月28日	証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号) による改正前の投信法上の投資法人資産運用業の認可取得 (認可番号 内閣総理大臣第48号)
平成17年9月16日	社団法人投資信託協会に入会
平成19年9月30日	金融商品取引業みなし登録 関東財務局長(金商)第314号
平成19年12月4日	金融商品取引業登録申請書類提出

(注) 本資産運用会社は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第159条第1項の適用を受け、平成19年9月30日付で金融商品取引業(投資運用業)の登録を行ったものとみなされています。

(ロ) 株式の総数及び資本金の額の増減

A. 発行可能株式の総数(本書の日付現在)

10,000株

B. 発行済株式の総数(本書の日付現在)

8,600株

C. 最近5年間における資本金の額の増減

年月日	資本金の増減
平成16年3月30日	資本金の額を2,000万円から1億円に増額
平成16年8月19日	資本金の額を1億円から2億円に増額
平成17年3月10日	資本金の額を2億円から3億8,000万円に増額
平成18年3月24日	資本金の額を3億8,000万円から4億3,000万円に増額

(ハ) その他

A. 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成により選任されます。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。但し、補欠又は増員として就任した取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とし、補欠として就任した監査役の任期は、前任者の残任期間とします。本資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、その日から2週間以内に、その旨を関東財務局長に届け出ます（金融商品取引法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、本資産運用会社の取締役又は執行役が他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役に就任し又はこれらを退任した場合には、遅滞なく、その旨を関東財務局長に届け出ます（他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役が本資産運用会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合も同様です（金融商品取引法第31条の4第4項））。

B. 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(二) 関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は以下のとおりです。

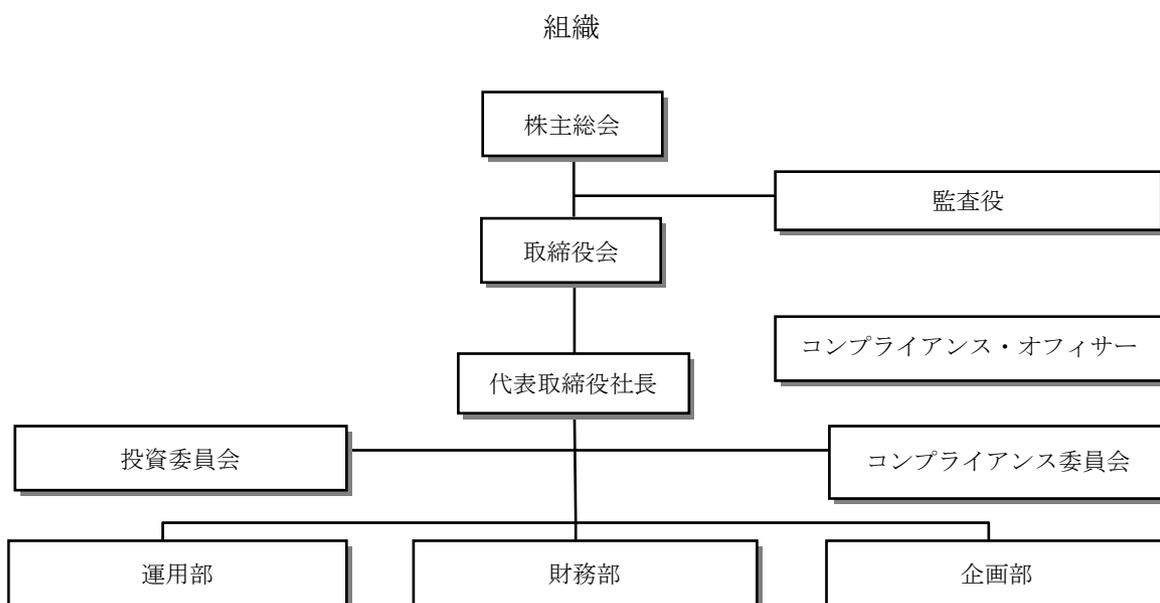
- A. 本投資法人の資産の運用にかかる業務
- B. 本投資法人が行う資金調達にかかる業務
- C. 本投資法人の資産の状況についての本投資法人への報告業務
- D. 本投資法人の資産にかかる運営計画の策定業務
- E. その他本投資法人が随時委託する上記A. ないしD. に付随し又は関連する業務

(2) 【運用体制】

① 本資産運用会社の組織

本資産運用会社の組織は、以下に記載のとおりです。

本資産運用会社は、かかる組織体制において、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。本資産運用会社は、取締役会からの権限委譲を受けて規約に定める投資方針の具体化、資金調達及び分配政策、運用資産の取得及び売却並びに運用資産の管理方針を審議するための合議体として投資委員会を設置しています。また、法令等遵守の統括責任者としてコンプライアンス・オフィサーを設置し、また、コンプライアンス・オフィサーを委員長として法令等遵守にかかる基本的事項及び重要事項につき審議、決定するコンプライアンス委員会を設置しています。資産運用業務は、運用部、財務部及び企画部の分掌によって実施されています。なお、本資産運用会社において新たな組織単位が必要となったときは、取締役会の承認によってこれを設置します。



② 本資産運用会社の各部の業務の概要

組織名称	各組織の業務の概略
投資委員会	(1) 本投資法人の資産の運用にかかる基本的な投資方針の策定及び変更 (2) 本投資法人の資金調達及び分配政策にかかる基本的な方針の策定及び変更 (3) 本投資法人の運用資産の取得又は売却及びその条件等の決定及び変更 (4) 本投資法人の運用資産の管理にかかる基本的な方針の策定及び変更 (5) その他投資方針又は資産運用にかかる重要事項の決定及び変更
コンプライアンス委員会	(1) コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの審議・承認と進捗状況の報告 (2) 投資方針にかかる審議・承認 (3) 運用資産の取得及び売却並びに管理にかかる審議・承認 (4) 資金調達にかかる審議・承認 (5) スポンサー関係者取引（注）にかかる審議・承認 (6) 法令等遵守上不適切な行為に対する改善措置又は将来における防止措置等の審議・決定 (7) その他運用にかかるスポンサー関係者との利害関係に関連する事項など必要事項の審議・承認・報告等

組織名称	各組織の業務の概略
コンプライアンス・オフィサー	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法令等遵守に関する基本方針の策定及び実施 (2) コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定及び見直し (3) コンプライアンス委員会に対して行う法令等の遵守状況に関する報告業務 (4) コンプライアンス・チームの任命及び内部検査の実施 (5) 法令等遵守に関しての勧告及び報告の要求 (6) 法令・市場ルール・社内規程等及び法令遵守体制に関する社内への啓蒙活動 (7) インサイダー情報及びそれに類する情報の適切な管理及び指示 (8) 苦情・クレームの処理の統括に関する業務
運用部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運用ガイドライン等の投資方針の起案 (2) 取得候補物件の選定及び調査による取得計画案の策定・起案 (3) 運用資産の売却及び管理に関する業務案の策定・起案 (4) 運用資産の取得及び売却並びに関連契約締結に関する業務 (5) 不動産の管理・維持に関する業務 (6) 不動産市場等の調査・分析 (7) 資産運用実績の分析・評価 (8) 投資委員会運営に伴う事務支援
財務部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運用資産に関する資金計画案の策定・変更 (2) 本投資法人の資本政策及び財務戦略に関する業務 (3) 本投資法人の金銭の分配に関する業務 (4) 投資口発行に関する業務 (5) 投資法人債の発行及び償還に関する業務 (6) 投資法人借入金の借入れ及び返済に関する業務 (7) 本投資法人及び投資法人債券の格付取得に関する業務 (8) 経済状況及び市場動向の調査分析 (9) 投資法人の会計及び税務並びに資金管理に関する業務 (10) 投資法人の決算の分析及び評価に関する業務 (11) 投資法人のIR及びディスクロージャー並びに広報活動に関する業務

組織名称	各組織の業務の概略
企画部	(1) 運用会社の人事に関する業務 (2) 運用会社の経理及び出納並びに予算に関する業務 (3) 運用会社の株主総会及び取締役会運営に関する業務 (4) 本投資法人の投資主総会及び役員会運営に関する業務 (5) 規程の策定及び変更並びに廃止に関する業務 (6) 経営計画策定に関する業務 (7) 官公署及び関係団体等への対応業務 (8) R E I T 業界動向分析 (9) コンプライアンス・オフィサー支援業務 (10) 法務に関する業務 (11) 各種契約の精査業務 (12) 情報システム機器の管理に関する業務 (13) コンプライアンス委員会運営に伴う事務支援 (14) 問合せ、苦情・クレームの受付に関する業務 (15) 機密情報等の保管及び管理に関する業務

(注) スポンサー関係者との取引をいいます。

③ 委員会

本資産運用会社には、本書の日付現在、投資委員会及びコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下のとおりです。

(イ) 投資委員会

A. 構成員

投資委員会は、代表取締役社長、企画部長、運用部長、財務部長及びコンプライアンス・オフィサーで構成されます。但し、コンプライアンス・オフィサーは議決権を有しません。また、代表取締役社長が投資委員会の委員長となります。

B. 審議方法等

投資委員会は委員長の招集により原則として3ヶ月に1回開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。投資委員会の決定は、原則として対象となる議案について議決権を有する全ての委員の議決権の過半数の賛成により決せられます。但し、対象となる議案について特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができないものとします。

C. 決定事項

- (i) 本投資法人の資産の運用にかかる基本的な投資方針の策定及び変更
- (ii) 本投資法人の資金調達及び分配政策にかかる基本的な方針の策定及び変更（但し、新投資口又は投資法人債の発行について意思決定する場合を除き、上記業務運営体制に従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度資金調達計画に従った借入れについては、財務部長のみの決裁で行うことができるものとします。）
- (iii) 本投資法人の運用資産の取得又は売却及びその条件等の決定及び変更
- (iv) 本投資法人の運用資産の管理にかかる基本的な方針の策定及び変更（但し、本投資法人又は本投資法人の保有する信託受益権にかかる受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、ビルマネジメント契約又は大規模修繕にかかる請負契約等その他重要な契約の締結について意思決定する場合を除き、上記業務運営体制に従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度管理計画に従った運用資産の管理については、運用

- 部長のみの決裁で行うことができるものとします。)
- (v) その他投資方針又は資産運用にかかる重要事項

(ロ) コンプライアンス委員会

A. 構成員

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、コンプライアンス・オフィサー、企画部長、監査役及び外部の専門家で構成されます。コンプライアンス・オフィサーは、必要に応じ、運用部長及び財務部長をコンプライアンス委員会に参加させることができることとしますが、運用部長及び財務部長は議決権を有さないものとします。外部の専門家とは、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の公的資格を持った者をいい、コンプライアンス委員会の開催には、最低1名以上の外部の専門家の参加を必要とするものとします。また、コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会の委員長となります。

B. 審議方法等

コンプライアンス委員会は委員長の招集により原則として1ヶ月に1回開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。コンプライアンス委員会の決定は、コンプライアンス・オフィサー及び外部の専門家が賛成し、かつ、対象となる議案について議決権を有する全ての委員の議決権の過半数の賛成により決せられます。なお、コンプライアンス委員は1人につき1個の議決権を有するものとします。但し、対象となる議案について特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができないものとします。

C. 決定事項

- (i) コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの審議・承認と進捗状況の報告
- (ii) 投資方針にかかる審議・承認
- (iii) 運用資産の取得及び売却並びに管理にかかる審議・承認（但し、本投資法人又は本投資法人の保有する信託受益権にかかる受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、ビルマネジメント契約又は大規模修繕にかかる請負契約等その他重要な契約の締結について意思決定する場合を除き、上記業務運営体制に従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度管理計画に従った運用資産の管理については、運用部長のみの決裁で行うことができるものとします。)
- (iv) 資金調達にかかる審議・承認（但し、新投資口又は投資法人債の発行について意思決定する場合を除き、上記業務運営体制に従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度資金調達計画に従った借入については、財務部長のみの決裁で行うことができるものとします。)
- (v) スポンサー関係者取引にかかる審議・承認
- (vi) 法令等遵守上不適切な行為に対する改善措置又は将来における防止措置等の審議・決定
- (vii) その他運用にかかるスポンサー関係者の特定など必要事項の審議・承認・報告等

④ コンプライアンス・オフィサー

(イ) 選任方法

コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、非常勤取締役を含む取締役全員の同意による取締役会決議によりなされるものとします。下記に記載のコンプライアンス・オフィサーの職責の重大性に鑑み、本資産運用会社におけるコンプライアンス・オフィ

サーは、コンプライアンス業務を専任に取り扱うものとします。また、コンプライアンス・オフィサーには、法令・規範の遵守のための十分な審査・監督能力を有する人材を選任します。

(ロ) 業務

コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社における法令等遵守の統括責任者として、社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令その他のルールを遵守する社内の規範意識を高めることに努めるものとします。このため、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、本資産運用会社による投資法人のための資産運用における業務執行が、法令等に基づいていることを常に監視し、日常の業務執行においても法令等遵守状況の監視監督を行います。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会に対し、原則として1ヶ月に1回、必要があれば随時、法令等の遵守状況に関する報告を行うものとします。

⑤ 本資産運用会社の意思決定手続

(イ) 投資方針（運用ガイドライン、資産管理計画及び資産の運用にかかるその他の計画）の決定プロセス

本資産運用会社は、本投資法人の規約に従って、本投資法人のために行う資産の運用についての基本的な投資方針等を規定する運用ガイドライン、資産管理計画書及び資産の運用にかかるその他の計画を作成します。かかる運用ガイドライン等に基づく投資方針の決定については、本資産運用会社の運用部により原案が起案され、コンプライアンス委員会での審議、承認の後、本資産運用会社の投資委員会において内容を審議・決定し、その後、本資産運用会社の取締役会において最終的に審議の上決定されます。また、スポンサー関係者との取引制限に関する場合には、取締役会決議を経て最終的に本投資法人の役員会における承認が必要となります。

投資法人の資産の運用にかかる投資方針の決定手続きの具体的な流れ及びその詳細は以下のとおりです。

A. 運用部による起案

まず、運用部が、部内での詳細な検討を経た後に、運用ガイドライン等の投資方針案を起案し、運用部長が当該投資方針案をそれに付随関連する資料とともにコンプライアンス委員会に提出します。

B. コンプライアンス委員会による審議及び決定

運用部により起案された投資方針案をそれに付随関連する資料とともに提出を受けたコンプライアンス委員会は、当該投資方針案に関する法令等（法律、政省令、地方公共団体の定める条例、その他の命令、投資信託協会の諸規則、本資産運用会社と資産運用委託契約を締結する投資法人が上場する金融商品取引所の諸規則、本資産運用会社と資産運用委託契約を締結する投資法人の規約、本資産運用会社の定款及びその他の社内諸規程並びにこれらに基づき本資産運用会社が締結した諸契約（資産運用委託契約を含みます。）等を総称したものをいいます。以下同じです。）の遵守（役職員が法令等の趣旨及び内容を正確に理解し、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行することをいいます。以下同じです。）上の問題の有無を審議します。コンプライアンス委員会は、当該投資方針案に法令等遵守上の問題がないと判断した場合には、当該投資方針案を承認する決定を行い

ます。

コンプライアンス・オフィサーは、上記の決定を受けた投資方針案については、かかる決定がなされた旨を運用部長に伝達します。運用部長は、当該投資方針案を投資委員会に議案として提案するとともに、当該投資方針案に関する資料を提出します。

これに対して、コンプライアンス委員会が当該投資方針案について法令等遵守上の問題が存在すると判断した場合には、コンプライアンス委員会は運用部長に対して当該投資方針案の中止又は内容の変更を命じます。中止の命令を受けた投資方針案については、運用部長はこれを投資委員会に提出することができず、内容の変更の命令を受けた投資方針案については、運用部担当者による内容の変更後に再度、運用部長がコンプライアンス委員会に提出し、コンプライアンス委員会による法令等遵守上の問題の有無に関する審議を受け、その承認を得た後でなければ、運用部長がこれを投資委員会に議案として提出することはできないものとします。

C. 投資委員会による審議及び決定

投資委員会は、コンプライアンス委員会の決定を経て運用部長から提出された投資方針案について、本投資法人の規約との整合性、不動産市場の動向、金融市場の動向、その他一般的な経済動向等の、投資法人の資産運用における投資戦略等の観点から、投資方針案の内容を検討し、投資方針案の採否につき決定します。投資委員会の承認が得られない場合は、投資委員会は運用部長に問題点等を指摘し、投資方針案の修正及びコンプライアンス委員会への再提出又は廃案等の指示を出します。投資委員会の承認が得られた投資方針案については、投資委員会の委員長が、当該投資方針案を取締役に議案として付議するとともに、当該投資方針案に関する資料を取締役に提出します。

D. 取締役会による審議及び決議

取締役会は、投資委員会の委員長から付議された投資方針案について、不動産市場の動向、本投資法人の投資戦略及び法令・諸規則の遵守状況等を総合的に勘案し、当該投資方針案を承認するか否かを決議します。取締役会での承認が得られない場合、取締役会は投資委員会に問題点等を指摘し、当該投資方針案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合は、再度コンプライアンス委員会及び投資委員会の決定を経て、取締役会に対して付議されることが必要となります。スポンサー関係者との取引制限に関する投資方針の場合を除き、取締役会の承認が得られたことをもって、当該投資方針案が本資産運用会社の投資方針となります。

E. 投資法人役員会による審議及び承認

スポンサー関係者との取引制限に関する投資方針の策定又は改定の場合には、代表取締役社長は、取締役会の決議の後に当該投資方針案を本投資法人の役員会の審議に付議し、役員会は、当該投資方針案を承認するか否かを決議します。本投資法人の役員会での承認が得られない場合、役員会は取締役会に問題点等を指摘し、当該投資方針案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様にコンプライアンス委員会、投資委員会及び取締役会において審議及び決定をした上で役員会に対して付議されることが必要となります。役員会の承認が得られたことをもって、当該投資方針案が資産運用会社の投資方針となります。

(ロ) 個別物件取得の決定プロセス

運用資産の取得に関する具体的な決定手続きの流れ及びその詳細は以下のとおりです。

A. 運用部による取得候補の運用資産の選定、取得計画案の起案

運用部は、取得候補の運用資産を選定し、当該運用資産に関する詳細な物件デュー・ディリジェンス（鑑定価格調査、建物診断調査、地震リスク調査、法務調査等）を行い、

その結果を踏まえた運用資産の取得計画案を策定し、運用部長が当該取得計画案をコンプライアンス委員会に提出します。

B. コンプライアンス委員会による審議及び決定

コンプライアンス委員会は、運用部長から提出された当該取得計画案における法令等遵守上の問題の有無を審議します。コンプライアンス委員会は、当該取得計画案に法令等遵守上の問題がないと判断した場合には、当該取得計画案を承認する決定を行います。上記の決定を受けた取得計画案については、コンプライアンス・オフィサーは、かかる決定がなされた旨を運用部長に伝達し、運用部長は、当該取得計画案を投資委員会に議案として提案するとともに、当該取得計画案に関する資料を提出します。

コンプライアンス委員会が当該取得計画案について法令等遵守上の問題が存在すると判断した場合には、運用部長に対して当該取得計画案の中止又は内容の変更を命じます。中止の命令を受けた取得計画案については、運用部長はこれを投資委員会に提出することができず、内容の変更の命令を受けた取得計画案については、運用部担当者による内容の変更後に再度、運用部長がコンプライアンス委員会に提出し、コンプライアンス委員会による法令等遵守上の問題の有無に関する審議を受け、その承認を得た後でなければ、運用部長は、投資委員会に当該取得計画案を提出することができないものとします。

C. 投資委員会による審議及び決定

投資委員会では、運用部長から提出された当該取得計画案及び取得候補の運用資産が本投資法人の投資方針に適合していることを確認するとともに、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえた適正な取得価格の審議を行い、当該運用資産に関する取得の実行及び取得価格の承認を含めた決定を行います。投資委員会は、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案等を運用部長に指示することができます。再提出の場合、再びコンプライアンス委員会の審議及び決定を経て投資委員会で審議されることが必要となります。投資委員会の承認が得られた場合は、投資委員会の委員長が、当該取得計画案を取締役に議案として付議するとともに、当該取得計画案に関する資料を取締役に提出します。

取得価格の決定については、当該運用資産の売主がスポンサー関係者である場合には、鑑定評価額を取得価格（消費税及び固定資産税の精算金等を除きます。）の上限とします。

D. 取締役会による審議及び決議

取締役会は、投資委員会の委員長により付議された取得計画案を承認するか否かを決議します。取締役会が当該取得計画案の承認を決議しない場合、取締役会は、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案等を投資委員会に指示することができます。再提出の場合、再びコンプライアンス委員会及び投資委員会において審議及び決定をした上で取締役会に対して付議されることが必要となります。スポンサー関係者から物件を取得する場合を除き、取締役会の承認が得られたことをもって、当該取得計画案が資産運用会社の取得計画となります。

E. 投資法人役員会による審議及び承認

スポンサー関係者から物件を取得する場合には、代表取締役社長は、取締役会の決議の後に当該取得計画案を本投資法人の役員会の審議に付議し、役員会が当該取得計画案を承認するか否かを決議します。役員会での承認が得られない場合、役員会は本資産運用会社の取締役会に問題点等を指摘し、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様にコンプライアンス委員会、投資委員会及び取締役会において審議及び決定をした上で本投資法人の役員会に対して付議されることが必要となります。役員会の承認が得られたことをもって、当該取得計画案が本資産運用会社の取得計画となります。

F. 取得計画の実行

当該取得計画案が取締役会において承認された場合（スポンサー関係者から物件を取得するケースにおいては、本投資法人の役員会の承認を得た場合）、当該運用資産の取得にかかる取締役会（又は役員会）の決議内容に従って、運用部は、当該運用資産の取得業務を行います。

(ハ) 運用資産の売却及び運営管理並びに資金調達の見直しプロセス

運用資産の売却及び運営管理に関する業務についても、運用資産の取得と同様の決定手続きで実行されます。但し、売却価格の決定については、当該運用資産の買主がスポンサー関係者である場合には、鑑定評価額を売却価格（消費税及び固定資産税の精算金等を除きます。）の下限とします。また、運営管理に関しては、本投資法人又は本投資法人の保有する信託受益権にかかる受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、ビルマネジメント契約又は大規模修繕にかかる請負契約等その他重要な契約の締結について意思決定する場合を除き、運用資産の取得と同様の手続きに従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度管理計画に従った運用資産の管理については、運用部長のみの決裁で行います。

運用資産取得のための資金調達については、その計画案が財務部において起案されますが、それ以外の決定手続きについては、運用資産の取得の場合と同様です。但し、新投資口又は投資法人債の発行について意思決定する場合を除き、上記手続きに従い事前に承認されたスポンサー関係者関連取引を含む年度資金調達計画に従った借入れについては、財務部長のみの決裁で行います。

⑥ コンプライアンス体制

(イ) 体制

本資産運用会社は、本資産運用会社の遂行する本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する行為であるという重要性を理解し、適正な運用体制を構築するため、コンプライアンス規程等の社内規程を整備するとともに、法令等遵守の統括責任者としてコンプライアンス・オフィサーを設置し、他の部署に対する社内牽制機能の実効性を確保します。コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、非常勤取締役を含む取締役全員の同意による取締役会決議によりなされるものとします。

コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社における法令等遵守の統括責任者として、社内規程体系の整備を含むコンプライアンス体制を確立するとともに、法令その他のルールを遵守する社内の規範意識を高めることに努めるものとします。また、本資産運用会社による投資法人のための資産運用における業務執行が、法令等に基づいていることを常に監視し、日常の業務執行においても法令等遵守状況の監視監督を行います。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会に対し、原則として1ヶ月に1回、必要があれば随時、法令等の遵守状況に関する報告を行うものとします。

(ロ) 社内規程体系

法令等遵守の実現を目的として、本資産運用会社は、法令等遵守にかかる基本方針及び法令等遵守体制の整備にかかる基本的な社内規程であるコンプライアンス規程を定めており、また、法令等遵守を実現させるための具体的な手引書としてのコンプライアンス・マニュアル及び具体的な実践計画としてのコンプライアンス・プログラムを、コンプライアンス・オフィサーが起案し、コンプライアンス委員会の承認を経た後、取締役会の承認を経て制定し

ます。

(ハ) 投資判断における法令等遵守

前記「⑤ 本資産運用会社の意思決定手続」に記載のとおり、投資方針の決定、個別物件の取得・売却の決定プロセス、運営管理及び資金調達決定プロセス等の重要な意思決定手続において、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会が関与して、法令等遵守上の問題の有無の確認をします。法令等遵守上の問題が確認された場合には当該問題の指摘がなされ、当該投資方針案や個別物件の取得・売却案等について、中止又は内容の変更が求められます。

(二) 内部監査の方法

A. 主体

本資産運用会社における内部監査は、企画部長を責任者として企画部が行うものとします。企画部長は、代表取締役社長の承認を得た上で、本資産運用会社の職員の中から任命した臨時監査員により内部監査を行わせることができ、また、内部監査の一部を社外の第三者に委託することができます。

B. 内部監査の内容

内部監査の内容は以下のとおりとします。

- (i) 監査対象組織の業務及び運営の法令及び社内規程等の遵守状況
- (ii) 不正又は重大な過失の発見及び未然防止
- (iii) 苦情等に係る再発防止策の定着状況
- (iv) リスク管理体制及びコンプライアンス体制の適切性・有効性の確保状況
- (v) その他必要な事項

内部監査は、原則として1年に1回の割合で本資産運用会社の全ての組織を対象として実施するものとし、時期・項目・方法は、企画部長が策定し、代表取締役社長及び取締役会の承認を得た内部監査計画に基づきます。内部監査は、原則としてあらかじめ監査対象組織に通知の上行うものとします。但し必要がある場合は、予告なしに行うことができるものとします。

内部監査の実施にあたり、監査対象組織は、求められる書類・帳簿等を提示して説明を行い、内部監査の円滑な実施に協力しなければならないものとします。

C. 内部監査の結果に基づく監査報告及び改善勧告等

- (i) 企画部長は、内部監査実施後、遅滞なく内部監査の結果を取り纏めた内部監査報告書を作成し、これを監査対象組織に通知するとともに、代表取締役社長に報告するものとします。代表取締役社長は、当該報告を取締役に報告するものとします。
- (ii) 企画部長は、内部監査の結果、改善すべき事項がある場合は、その内容を内部監査報告書に記載し、監査対象組織に対し、改善勧告及び改善指導を行うことができるものとします。また、企画部長は、改善勧告及び改善指導を行った場合には、その内容を内部監査報告書にて代表取締役社長及び取締役会に報告するものとします。
- (iii) 改善勧告及び改善指導を受けた監査対象組織は、企画部長が定める期限までに企画部長あてに改善計画及び改善状況を報告しなければならず、企画部長は、当該報告を取り纏めの上、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告するものとします。

⑦ 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (2) 投資リスク
に対する管理体制」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所 (注1)	所有株式数 (株)	比率 (%) (注2)
ザ・エルシーピー・グループ・ エルピー	711 Westchester Avenue White Plains NY 10604 USA	4,000	46.51
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	1,104	12.84
株式会社ゼクス・プリンシパ ル・インベストメント	東京都港区六本木四丁目8番5号	608	7.07
日神不動産株式会社	東京都新宿区新宿五丁目8番1号	608	7.07
矢作建設工業株式会社	名古屋市東区葵三丁目19番7号	608	7.07
株式会社ディックスクロキ	福岡市中央区高砂二丁目11番11号	380	4.42
北建設株式会社	大阪府吹田市南正雀四丁目5番6号	304	3.53
株式会社創建	大阪市中央区淡路町三丁目5番13号	304	3.53
穴吹興産株式会社	香川県高松市鍛冶屋町7番地12	228	2.65
株式会社サンシティ	東京都中央区八丁堀一丁目5番1号	228	2.65
株式会社ビッグ	札幌市中央区南十条西十五丁目1番8号	228	2.65
合計		8,600	100.00

(注1) 上表中における日本国内の株主の住所については、登記上の本店所在地を記載しています。

(注2) 上表中における「比率」は、発行済株式総数に対する所有株式数の比率を表しており、小数点第三位を四捨五入して記載しています。

(4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
代表取締役 社長	宮崎 俊司 (注1)	昭和61年4月	三井信託銀行（現中央三井信託銀行）株式会社入社 福岡支店 宅建主任者資格取得	0
		平成2年10月	同社 名古屋駅前支店 融資業務	
		平成5年7月	同社 証券部 証券投資信託受託営業業務	
		平成10年9月	中央三井アセットマネジメント株式会社出向 不動産投信向けファンド他のシニア・ファンドマネージャー業務	
		平成16年3月	エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社 出向・転籍 同社 常務執行役員企画部長	
		平成17年9月	同社 代表取締役社長（現職）	
		平成17年11月 平成19年6月	エルシーピー投資法人 執行役員 同 退任	
取締役 財務部長	久保 裕司	昭和62年4月	センチュリー・リーシング・システム株式会社	0
		平成6年6月	スコシア・キャピタル株式会社 東京事務所	
		平成9年3月	BNP証券株式会社東京支店 金融商品部	
		平成12年7月	バンク・オブ・アメリカ証券株式会社東京支店 資金・金融商品本部	
		平成16年2月 平成16年4月	極東証券株式会社本社 法人本部 エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社 へ出向・転籍 同社 取締役財務部長（現職）	

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 運用部長	梅沢 芳幸	昭和48年4月	伊藤忠商事株式会社入社 住宅部 マンション事業企画、販売業務 宅建主任者資格取得	0
		昭和53年10月	同社 東京不動産開発部 大規模マンション開発企画、販売統括各業務	
		昭和61年7月	建設本部 米国ホテル事業融資	
		昭和62年4月	設備建材部 ログハウス輸入会社設立企画	
		平成3年4月	建設開発2部課長 ゴルフ場開発、ホテル工事等土地買収、企画・販売	
		平成7年4月	海外建設部インドネシア担当課長 同社 インドネシア合弁会社社長	
		平成13年9月 平成16年7月	伊藤忠都市開発株式会社地域開発事業部長代行 エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社 執行役員運用部長	
		平成18年7月	取締役運用部長(現職)	
取締役 (非常勤)	イー・ ロバート・ ラスキン	昭和47年2月 昭和48年1月	リーマン・ブラザーズ証券(米国) ルパーク・キャピタル・コーポレーション(米国) 取締役(現ザ・エルシーピーグループ・エルピー マネージング・パートナー)(現職)	0
		平成5年10月	レキシントン・コーポレート・プロパティーズ・ トラスト(米国) 受託者委員会会長	
		平成16年7月	エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役(現職)	
		平成19年1月	レキシントン・リアルティ・トラスト(米国) 受託者委員会会長(現職)	
監査役 (非常勤)	青柳 昇司	昭和39年4月 平成2年1月 平成6年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成16年3月	日立キャピタル株式会社入社 極東証券株式会社入社 経理部付部長 同社 取締役経理部長 同社 監査役 同社 参与 同社 顧問(現職) エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社 監査役(現職)	0

(注1) 宮崎俊司は、本投資法人の執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成20年8月8日開催の投資主総会において、本投資法人の補欠執行役員として選任されました。

(注2) 本書の日付現在、本資産運用会社の従業員は24名です。

なお、本資産運用会社の取締役及び監査役以外の重要な役職者は、以下のとおりです。

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
コンプライアンス・オフィサー	生島 直温	昭和50年4月	三井信託銀行（現中央三井信託銀行）株式会社入社 国内支店及び外国業務部、国際資金部勤務	0
		昭和62年1月	同社 豪州現地法人、ロンドン支店 チーフ・ディーラー、融資課長	
		平成6年4月	同社 外国営業部 営業課長	
		平成7年4月	同社 証券部、受託資産運用部 証券売買室長 有価証券売買業務担当	
		平成12年7月	同社 静岡支店次長（内部担当）	
		平成13年7月	中央三井アセットマネジメント株式会社出向・転籍 トレーディング部長	
		平成16年6月	エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社 出向・転籍 同社 コンプライアンス・オフィサー（現職）	

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

本資産運用会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人は、本投資法人のみです。

2【その他の関係法人の概況】

A. 一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人兼特別口座管理機関

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

中央三井信託銀行株式会社

② 資本金の額

399,697百万円（平成21年3月31日現在）

③ 事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)【関係業務の概要】

一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関としての業務

(3)【資本関係】

該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成20年3月1日から平成20年8月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第6期計算期間（平成20年9月1日から平成21年2月28日まで）の財務諸表については、太陽A S G有限責任監査法人の監査を受けています。

なお、太陽A S G有限責任監査法人は平成21年2月24日付で本投資法人の一時会計監査人に選任されています。

3. 連結財務諸表について

本投資法人には子会社がないため、連結財務諸表は作成していません。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第5期 (平成20年8月31日現在)	第6期 (平成21年2月28日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,884,147	1,432,664
信託現金及び信託預金	*1 3,018,443	*1 2,958,439
営業未収入金	81,433	104,239
未収消費税等	—	46,790
前払費用	268,614	177,031
繰延税金資産	238	237
その他	683	4,998
貸倒引当金	△3,127	△3,736
流動資産合計	5,250,433	4,720,666
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,049,787	4,049,787
減価償却累計額	△174,210	△229,373
建物（純額）	*1 3,875,576	*1 3,820,413
構築物	1,244	1,244
減価償却累計額	△531	△718
構築物（純額）	*1 712	*1 525
土地	*1 2,866,839	*1 2,866,839
信託建物	37,546,660	37,049,991
減価償却累計額	△1,840,520	△2,324,874
信託建物（純額）	*1 35,706,140	*1 34,725,116
信託構築物	86,896	88,097
減価償却累計額	△8,170	△11,237
信託構築物（純額）	*1 78,725	*1 76,859
信託機械及び装置	456,214	460,482
減価償却累計額	△82,176	△101,789
信託機械及び装置（純額）	*1 374,037	*1 358,693
信託工具、器具及び備品	33,220	43,046
減価償却累計額	△4,418	△7,063
信託工具、器具及び備品（純額）	*1 28,802	*1 35,982
信託土地	*1 48,616,342	*1 48,193,323
有形固定資産合計	91,547,176	90,077,754
無形固定資産		
その他	508	479
無形固定資産合計	508	479
投資その他の資産		
敷金及び保証金	10,008	10,008
長期前払費用	59,973	9,495
投資その他の資産合計	69,981	19,504
固定資産合計	91,617,666	90,097,738
繰延資産		
創立費	23,078	17,501
繰延資産合計	23,078	17,501
資産合計	96,891,178	94,835,905

(単位：千円)

	第5期 (平成20年8月31日現在)	第6期 (平成21年2月28日現在)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	118,794	71,353
短期借入金	*1 7,087,574	*1 6,374,027
1年内返済予定の長期借入金	*1 11,842,094	*1 19,790,326
未払金	54,537	9,854
未払費用	281,515	216,477
未払法人税等	704	665
未払消費税等	73,341	20,508
前受金	264,982	258,362
預り金	3,963	9,495
流動負債合計	19,727,507	26,751,070
固定負債		
長期借入金	*1 34,000,000	*1 25,600,000
預り敷金及び保証金	213,678	213,678
信託預り敷金及び保証金	1,621,475	1,631,389
固定負債合計	35,835,153	27,445,067
負債合計	55,562,660	54,196,138
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	40,323,212	40,323,212
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	1,005,304	316,554
剰余金合計	1,005,304	316,554
投資主資本合計	*2 41,328,517	*2 40,639,767
純資産合計	41,328,517	40,639,767
負債純資産合計	96,891,178	94,835,905

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第5期		第6期	
	自	平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	自	平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
営業収益				
貸貸事業収入		*1 2,720,678		*1 2,640,763
その他貸貸事業収入		*1 202,617		*1 150,888
不動産等売却益		*2 390,482		—
営業収益合計		3,313,779		2,791,651
営業費用				
貸貸事業費用		*1 1,293,193		*1 1,245,619
不動産等売却損		—		*2 232,570
資産運用報酬		191,858		162,581
資産保管手数料		8,265		8,141
一般事務委託手数料		46,762		43,937
役員報酬		7,500		7,500
貸倒引当金繰入額		870		608
その他営業費用		101,975		84,583
営業費用合計		1,650,425		1,785,542
営業利益		1,663,353		1,006,109
営業外収益				
受取利息		5,196		3,263
受取保険金		711		—
その他		839		156
営業外収益合計		6,747		3,419
営業外費用				
支払利息		492,024		488,256
融資関連費用		165,732		197,446
創立費償却		5,669		5,576
その他		21		614
営業外費用合計		663,447		691,894
経常利益		1,006,653		317,634
税引前当期純利益		1,006,653		317,634
法人税、住民税及び事業税		1,393		1,081
法人税等調整額		—		0
法人税等合計		1,393		1,082
当期純利益		1,005,260		316,552
前期繰越利益		44		2
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)		1,005,304		316,554

(3) 【投資主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第5期		第6期	
	自	平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	自	平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
投資主資本				
出資総額				
前期末残高		*1 40,323,212		*1 40,323,212
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		*1 40,323,212		*1 40,323,212
剰余金				
当期末処分利益又は当期末処理損失 (△)				
前期末残高		1,435,520		1,005,304
当期変動額				
剰余金の配当		△1,435,476		△1,005,301
当期純利益		1,005,260		316,552
当期変動額合計		△430,216		△688,749
当期末残高		1,005,304		316,554
剰余金合計				
前期末残高		1,435,520		1,005,304
当期変動額				
剰余金の配当		△1,435,476		△1,005,301
当期純利益		1,005,260		316,552
当期変動額合計		△430,216		△688,749
当期末残高		1,005,304		316,554
投資主資本合計				
前期末残高		41,758,733		41,328,517
当期変動額				
剰余金の配当		△1,435,476		△1,005,301
当期純利益		1,005,260		316,552
当期変動額合計		△430,216		△688,749
当期末残高		41,328,517		40,639,767
純資産合計				
前期末残高		41,758,733		41,328,517
当期変動額				
剰余金の配当		△1,435,476		△1,005,301
当期純利益		1,005,260		316,552
当期変動額合計		△430,216		△688,749
当期末残高		41,328,517		40,639,767

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

(単位：円)

区 分	第 5 期 自 平成20年 3 月 1 日 至 平成20年 8 月31日	第 6 期 自 平成20年 9 月 1 日 至 平成21年 2 月28日
I 当期末処分利益	1, 005, 304, 575	316, 554, 870
II 分配金の額 (投資口 1 口当たり分配金額)	1, 005, 301, 800 (10, 951)	316, 526, 400 (3, 448)
III 次期繰越利益	2, 775	28, 470
分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第34条第 1 項第 2 号に定める「租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えて分配する」旨を基本方針とし、規約第34条第 1 項第 4 号に定める利益を超えた金銭の分配を行う場合、個人投資家が利益を超える分配額に対してその都度譲渡損益の算定を行うことが必要であることを踏まえ、投資口 1 口当たりの分配金が 1 円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額である 1, 005, 301, 800円を利益分配金として分配しております。</p>	<p>本投資法人の規約第34条第 1 項第 2 号に定める「租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えて分配する」旨を基本方針とし、規約第34条第 1 項第 4 号に定める利益を超えた金銭の分配を行う場合、個人投資家が利益を超える分配額に対してその都度譲渡損益の算定を行うことが必要であることを踏まえ、投資口 1 口当たりの分配金が 1 円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額である 316, 526, 400円を利益分配金として分配しております。</p>

(5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	第5期		第6期	
	自	平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	自	平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		1,006,653		317,634
減価償却費		607,235		601,132
創立費償却額		5,669		5,576
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		870		608
受取利息		△5,196		△3,263
支払利息		492,024		488,256
営業未収入金の増減額 (△は増加)		5,804		△22,806
前払費用の増減額 (△は増加)		△155,640		84,415
未収消費税等の増減額 (△は増加)		—		△46,790
長期前払費用の増減額 (△は増加)		24,949		50,477
営業未払金の増減額 (△は減少)		46,482		△47,441
未払金の増減額 (△は減少)		419		△45,653
未払費用の増減額 (△は減少)		△11,601		△29,591
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△1,225		△52,832
前受金の増減額 (△は減少)		△261		△6,619
預り金の増減額 (△は減少)		△2,703		5,532
信託有形固定資産の売却による減少額		4,218,658		929,306
その他		△5,180		△4,315
小計		6,226,957		2,223,627
利息の受取額		5,196		3,263
利息の支払額		△472,002		△516,535
法人税等の支払額		△2,308		△1,121
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,757,842		1,709,233
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△21,497		—
信託有形固定資産の取得による支出		△63,524		△60,988
信託預り敷金及び保証金の収入		77,815		84,024
信託預り敷金及び保証金の支出		△179,128		△74,110
投資活動によるキャッシュ・フロー		△186,333		△51,074
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		11,800,000		10,892,000
短期借入金の返済による支出		△12,611,714		△11,605,547
長期借入れによる収入		7,400,000		—
長期借入金の返済による支出		△10,733,063		△451,767
分配金の支払額		△1,433,720		△1,004,331
財務活動によるキャッシュ・フロー		△5,578,497		△2,169,646
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△6,989		△511,486
現金及び現金同等物の期首残高		4,909,580		4,902,591
現金及び現金同等物の期末残高		*1 4,902,591		*1 4,391,104

(6) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日																								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3～49年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>信託建物</td> <td>3～65年</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td>3～20年</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しています。</p> <p>③ 長期前払費用 定額法を採用しています。ただし、金利キャップオプション料については、契約に基づく期間を基準に償却しています。</p>	建物	3～49年	構築物	3年	信託建物	3～65年	信託構築物	3～20年	信託機械及び装置	3～15年	信託工具、器具及び備品	5～10年	<p>① 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3～49年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>信託建物</td> <td>3～65年</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td>3～20年</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td>4～15年</td> </tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>③ 長期前払費用 同左</p>	建物	3～49年	構築物	3年	信託建物	3～65年	信託構築物	3～20年	信託機械及び装置	4～15年	信託工具、器具及び備品	5～10年
建物	3～49年																									
構築物	3年																									
信託建物	3～65年																									
信託構築物	3～20年																									
信託機械及び装置	3～15年																									
信託工具、器具及び備品	5～10年																									
建物	3～49年																									
構築物	3年																									
信託建物	3～65年																									
信託構築物	3～20年																									
信託機械及び装置	4～15年																									
信託工具、器具及び備品	5～10年																									
2. 繰延資産の処理方法	<p>創立費 5年間で定額法により償却しています。</p>	<p>創立費 同左</p>																								
3. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>																								
4. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税相当額については、費用に計上せず当該不動産の取得原価に算入しています。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税相当額はありません。</p>	<p>固定資産税等の処理方法 同左</p>																								

区分	第5期 自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 8月 31日	第6期 自 平成20年 9月 1日 至 平成21年 2月 28日
5. ヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 特例処理を採用しています。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 金利キャップ取引 ヘッジ対象 借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 本投資法人は、リスク管理方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップ及び金利キャップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p>	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>① 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。 (1) 信託現金及び信託預金 (2) 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託器具及び備品、信託土地 (3) 信託預り敷金保証金</p> <p>② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 但し、固定資産の取得に係る控除対象外消費税は個々の資産の取得原価に算入しています。</p>	<p>① 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 同左</p> <p>② 消費税等の会計処理 同左</p>

(会計方針の変更に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
該当事項はありません。	リース取引に関する会計基準の適用 当期から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する企業会計の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用しています。 なお、これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第5期 (平成20年8月31日現在)	第6期 (平成21年2月28日現在)																																																				
<p>*1 担保に供している資産及び担保を付している債務 (単位：千円)</p> <p>担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>信託現金及び信託預金</td><td style="text-align: right;">3,018,443</td></tr> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">3,875,576</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td style="text-align: right;">35,706,140</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">712</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td style="text-align: right;">78,725</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td style="text-align: right;">374,037</td></tr> <tr><td>信託工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">28,802</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">2,866,839</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td style="text-align: right;">48,616,342</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">94,565,620</td></tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期借入金</td><td style="text-align: right;">7,087,574</td></tr> <tr><td>1年以内返済予定長期借入金</td><td style="text-align: right;">11,842,094</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td style="text-align: right;">34,000,000</td></tr> </table>	信託現金及び信託預金	3,018,443	建物	3,875,576	信託建物	35,706,140	構築物	712	信託構築物	78,725	信託機械及び装置	374,037	信託工具、器具及び備品	28,802	土地	2,866,839	信託土地	48,616,342	合計	94,565,620	短期借入金	7,087,574	1年以内返済予定長期借入金	11,842,094	長期借入金	34,000,000	<p>*1 担保に供している資産及び担保を付している債務 (単位：千円)</p> <p>担保に供している資産は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>信託現金及び信託預金</td><td style="text-align: right;">2,958,439</td></tr> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">3,820,413</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td style="text-align: right;">34,725,116</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">525</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td style="text-align: right;">76,859</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td style="text-align: right;">358,693</td></tr> <tr><td>信託工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">35,982</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">2,866,839</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td style="text-align: right;">48,193,323</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">93,036,193</td></tr> </table> <p>担保を付している債務は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期借入金</td><td style="text-align: right;">6,374,027</td></tr> <tr><td>1年以内返済予定長期借入金</td><td style="text-align: right;">19,790,326</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td style="text-align: right;">25,600,000</td></tr> </table>	信託現金及び信託預金	2,958,439	建物	3,820,413	信託建物	34,725,116	構築物	525	信託構築物	76,859	信託機械及び装置	358,693	信託工具、器具及び備品	35,982	土地	2,866,839	信託土地	48,193,323	合計	93,036,193	短期借入金	6,374,027	1年以内返済予定長期借入金	19,790,326	長期借入金	25,600,000
信託現金及び信託預金	3,018,443																																																				
建物	3,875,576																																																				
信託建物	35,706,140																																																				
構築物	712																																																				
信託構築物	78,725																																																				
信託機械及び装置	374,037																																																				
信託工具、器具及び備品	28,802																																																				
土地	2,866,839																																																				
信託土地	48,616,342																																																				
合計	94,565,620																																																				
短期借入金	7,087,574																																																				
1年以内返済予定長期借入金	11,842,094																																																				
長期借入金	34,000,000																																																				
信託現金及び信託預金	2,958,439																																																				
建物	3,820,413																																																				
信託建物	34,725,116																																																				
構築物	525																																																				
信託構築物	76,859																																																				
信託機械及び装置	358,693																																																				
信託工具、器具及び備品	35,982																																																				
土地	2,866,839																																																				
信託土地	48,193,323																																																				
合計	93,036,193																																																				
短期借入金	6,374,027																																																				
1年以内返済予定長期借入金	19,790,326																																																				
長期借入金	25,600,000																																																				
<p>*2 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額 50,000千円</p>	<p>*2 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額 同左</p>																																																				

(損益計算書に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
<p>* 1 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位：千円)</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益 賃貸事業収入 賃料収入 2,480,812 共益費収入 148,928 駐車場収入 90,937 <u>2,720,678</u></p> <p>その他賃貸事業収入 その他雑収入 <u>202,617</u> 202,617 不動産賃貸事業 収益合計 2,923,296</p> <p>B. 不動産賃貸事業費用 賃貸事業費用 管理委託費 241,526 修繕費 57,288 水道光熱費 110,058 公租公課 155,907 保険料 5,703 信託報酬 35,537 減価償却費 607,207 その他賃貸事業費用 <u>79,963</u> 1,293,193 不動産賃貸事業 費用合計 1,293,193</p> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) <u>1,630,103</u></p>	<p>* 1 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位：千円)</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益 賃貸事業収入 賃料収入 2,408,232 共益費収入 143,277 駐車場収入 89,253 <u>2,640,763</u></p> <p>その他賃貸事業収入 その他雑収入 <u>150,888</u> 150,888 不動産賃貸事業 収益合計 2,791,651</p> <p>B. 不動産賃貸事業費用 賃貸事業費用 管理委託費 241,033 修繕費 37,336 水道光熱費 104,324 公租公課 142,690 保険料 4,811 信託報酬 37,093 減価償却費 601,104 その他賃貸事業費用 <u>77,225</u> 1,245,619 不動産賃貸事業 費用合計 1,245,619</p> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) <u>1,546,032</u></p>
<p>* 2 不動産等売却損益の内訳 (単位：千円)</p> <p>1. バロー滝ノ水店 不動産等売却収入 2,550,000 不動産等売却原価 2,311,226 その他売却費用 28,295 <u>不動産等売却益 210,477</u></p> <p>2. 上野フジタエステート1 不動産等売却収入 2,180,000 不動産等売却原価 1,907,431 その他売却費用 92,562 <u>不動産等売却益 180,005</u></p>	<p>* 2 不動産等売却損益の内訳 (単位：千円)</p> <p>1. コスモ西大島グランステージ 不動産等売却収入 710,000 不動産等売却原価 929,306 その他売却費用 13,263 <u>不動産等売却損 △232,570</u></p>

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
*1 発行可能投資口の総口数及び発行済投資口数 発行可能投資口の総口数 2,000,000口 発行済投資口数 91,800口	*1 発行可能投資口の総口数及び発行済投資口数 同左

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
*1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：千円) (平成20年8月31日現在) 現金及び預金 1,884,147 信託現金及び信託預金 3,018,443 現金及び現金同等物 4,902,591	*1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：千円) (平成21年2月28日現在) 現金及び預金 1,432,664 信託現金及び信託預金 2,958,439 現金及び現金同等物 4,391,104

(リース取引に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
オペレーティング・リース取引 (単位：千円) (借主側) 未経過リース料 1年内 126,850 1年超 2,114,177 合計 2,241,028 (貸主側) 未経過リース料 1年内 939,951 1年超 12,072,453 合計 13,012,405	オペレーティング・リース取引 (単位：千円) (借主側) 未経過リース料 1年内 126,850 1年超 2,050,752 合計 2,177,602 (貸主側) 未経過リース料 1年内 939,951 1年超 11,602,477 合計 12,542,429

(有価証券に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 本投資法人のデリバティブ取引は、金利スワップ取引及び金利キャップ取引です。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 本投資法人のデリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針です。</p> <p>(3) 取引の利用目的 本投資法人のデリバティブ取引は、借入金金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しています。 なお、デリバティブ取引の利用においてヘッジ会計を適用しています。</p> <p>① ヘッジ会計の方法 特例処理を採用しています。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 金利キャップ取引 ヘッジ対象 借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 本投資法人は、リスク管理方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価方法 金利スワップ及び金利キャップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引及び金利キャップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しています。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 資産運用会社の管理手続に基づき、リスク管理を行っています。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 すべて特例処理が適用されているため、注記を省略しています。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 同左</p>

(退職給付に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。	同左

(税効果会計に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">1,231</td> </tr> <tr> <td>未払事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">39</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,271</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△1,032</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">238</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">238</td> </tr> </table>	貸倒引当金繰入超過額	1,231	未払事業税損金不算入額	39	繰延税金資産小計	1,271	評価性引当額	△1,032	繰延税金資産合計	238	(繰延税金資産の純額)	238	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">1,285</td> </tr> <tr> <td>未払事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">23</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,309</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△1,071</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">237</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(繰延税金資産の純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">237</td> </tr> </table>	貸倒引当金繰入超過額	1,285	未払事業税損金不算入額	23	繰延税金資産小計	1,309	評価性引当額	△1,071	繰延税金資産合計	237	(繰延税金資産の純額)	237
貸倒引当金繰入超過額	1,231																								
未払事業税損金不算入額	39																								
繰延税金資産小計	1,271																								
評価性引当額	△1,032																								
繰延税金資産合計	238																								
(繰延税金資産の純額)	238																								
貸倒引当金繰入超過額	1,285																								
未払事業税損金不算入額	23																								
繰延税金資産小計	1,309																								
評価性引当額	△1,071																								
繰延税金資産合計	237																								
(繰延税金資産の純額)	237																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">39.39</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">△39.34</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.09</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.14</td> </tr> </table>	法定実効税率	39.39	(調整)		支払分配金の損金算入額	△39.34	その他	0.09	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.14	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">39.33</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">△39.19</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.20</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.34</td> </tr> </table>	法定実効税率	39.33	(調整)		支払分配金の損金算入額	△39.19	その他	0.20	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.34				
法定実効税率	39.39																								
(調整)																									
支払分配金の損金算入額	△39.34																								
その他	0.09																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.14																								
法定実効税率	39.33																								
(調整)																									
支払分配金の損金算入額	△39.19																								
その他	0.20																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.34																								

(持分法損益等に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
関連会社が存在しないため、該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期
自 平成20年3月1日
至 平成20年8月31日

1. 親会社及び法人主要投資主等
該当事項はありません。
2. 役員及び個人主要投資主等
該当事項はありません。
3. 子会社等
該当事項はありません。
4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係会社 の子会社	GEリアル・ エステート 株式会社	東京都 港区	21,241,000	不動産業	—	なし	なし	資金の 借入	—	長期借入金	4,200,000

(注1) 資金の借入については、市場の実勢に基づいて決定しています。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

第6期
自 平成20年9月1日
至 平成21年2月28日

1. 親会社及び法人主要投資主等
該当事項はありません。
2. 役員及び個人主要投資主等
該当事項はありません。
3. 子会社等
該当事項はありません。
4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係会社 の子会社	日本GE 株式会社	東京都 港区	22,428,872	不動産業	—	なし	なし	資金の 借入	—	一年以内 返済予定長 期借入金	4,200,000

(注1) 資金の借入については、市場の実勢に基づいて決定しています。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注3) GEリアル・エステート株式会社は平成21年1月1日付で日本GE株式会社(存続会社)と合併しました。

(1口当たり情報に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
1口当たり純資産額 450,201円 1口当たり当期純利益 10,951円 潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。	1口当たり純資産額 442,698円 1口当たり当期純利益 3,448円 潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。

(注) 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
当期純利益 (千円)	1,005,260	316,552
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通投資口に係る当期純利益 (千円)	1,005,260	316,552
期中平均投資口数 (口)	91,800	91,800

(重要な後発事象に関する注記)

第5期 自 平成20年3月1日 至 平成20年8月31日	第6期 自 平成20年9月1日 至 平成21年2月28日
該当事項はありません。	<p>資金の借入れ 本投資法人は、決算日以後、以下の資金の借入れを行いました。</p> <p>タームローンE 借入先 : 株式会社あおぞら銀行 (エージェン ト) 東京海上日動火災保険株式会社 株式会社りそな銀行 株式会社西日本シティ銀行 株式会社武蔵野銀行 株式会社新生銀行 中央三井信託銀行株式会社</p> <p>借入金額 : 11,308,600,000円 金利 (年率) : 2.47455% (注) 借入日 : 平成21年5月25日 利払期日 : 平成21年6月末日、同年7月末日及び 元本返済期日 元本返済方法 : 一部元本返済期日において元本の一部 (各期日につき2,500万円) につき返 済を行い、残額は元本返済期日に一括 返済します。 元本返済期日 : 平成21年8月31日 一部元本返済期日 : 平成21年6月及び7月の各月末日 担保 : 有担保 資金使途 : タームローンA及びタームローンDの 期限到来に伴う借換え (注) 平成21年5月25日から平成21年6月30日までの適用 利率です。</p>

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

区分	種類	契約額等 (千円)		時価 (千円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	5,700,000	—	—
	金利オプション取引 キャップ取引買建	25,600,000	25,600,000	—
合計		31,300,000	25,600,000	—

(注1) 金利スワップ取引及び金利オプション取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

(注2) 当該取引は、金融商品会計基準上の特例処理の要件を満たしておりますので時価は記載していません。

③ 不動産等明細表のうち総括表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額		差引当期末 残高 (千円)	摘要	
					又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)			
流動資産	—	—	—	—	—	—	—		
有形固定資産	建物	4,049,787	—	—	4,049,787	229,373	55,163	3,820,413	
	構築物	1,244	—	—	1,244	718	187	525	
	土地	2,866,839	—	—	2,866,839	—	—	2,866,839	
	信託建物	37,546,660	39,017	535,686	37,049,991	2,324,874	518,219	34,725,116	(注)
	信託構築物	86,896	1,200	—	88,097	11,237	3,066	76,859	(注)
	信託機械及び装置	456,214	10,459	6,191	460,482	101,789	21,739	358,693	(注)
	信託工具器具備品	33,220	10,309	483	43,046	7,063	2,727	35,982	(注)
	信託土地	48,616,342	—	423,019	48,193,323	—	—	48,193,323	(注)
合計	93,657,204	60,988	965,380	92,752,811	2,675,057	601,104	90,077,754		
無形固定資産	その他の無形固定 資産	570	—	—	570	90	28	479	
	合計	570	—	—	570	90	28	479	

(注) 当期増加・減少額は、主に資本的支出、1物件の譲渡に伴うものです。

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

該当事項はありません。

⑥ 借入金明細表

	区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	使途	摘要
	借入先								
短期 借入金	株式会社あおぞら銀行	2,487,574	-	55,547	2,432,027	1.321	平成21年 3月27日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行	2,100,000	-	2,100,000	-	1.869	平成20年 10月31日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行	2,500,000	-	2,500,000	-	1.868	平成20年 10月31日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社新生銀行	-	1,900,000	1,900,000	-	1.672	平成21年 2月27日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行	-	2,100,000	2,100,000	-	1.886	平成21年 1月30日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行	-	500,000	500,000	-	1.886	平成21年 1月30日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行	-	2,450,000	2,450,000	-	1.436	平成21年 2月27日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社新生銀行	-	1,700,000	-	1,700,000	1.396	平成21年 3月27日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行	-	2,242,000	-	2,242,000	1.396	平成21年 3月27日	(注2)	有担保 無保証
	計	7,087,574	10,892,000	11,605,547	6,374,027				
1年以 内返済 予定 長期 借入金	株式会社あおぞら銀行	4,093,623	-	115,282	3,978,341	1.603	平成21年 5月25日	(注2)	有担保 無保証
	東京海上日動火災保険株式会社	1,516,156	-	42,697	1,473,459				
	株式会社りそな銀行	1,516,156	-	42,697	1,473,459				
	株式会社西日本シティ銀行	1,516,156	-	42,697	1,473,459	2.127	平成21年 11月24日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行	-	4,081,722	-	4,081,722				
	株式会社武蔵野銀行	1,500,000	-	42,242	1,457,757	1.827	平成21年 5月25日	(注2)	有担保 無保証
	株式会社新生銀行	1,000,000	-	28,161	971,838				
	中央三井信託銀行株式会社	700,000	-	19,712	680,287	1.948	平成21年 10月23日	(注2)	有担保 無保証
	日本GE株式会社(注3)	-	4,200,000	-	4,200,000				
計	11,842,094	8,281,722	333,489	19,790,326					
長期 借入金	株式会社あおぞら銀行	4,200,000	-	4,200,000	-	2.127	平成21年 11月24日	(注2)	有担保 無保証
	新生信託銀行株式会社	25,600,000	-	-	25,600,000	1.887	平成22年 3月30日	(注2)	有担保 無保証
	日本GE株式会社(注3)	4,200,000	-	4,200,000	-	1.948	平成21年 10月23日	(注2)	有担保 無保証
	計	34,000,000	-	8,400,000	25,600,000				
合計	52,929,669	19,173,722	20,339,037	51,764,353					

(注1) 平均利率は、日数による期中加重平均を記載しており、また金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については金利スワップの効果を勘案した加重平均利率を記載しております。また、小数点第四位を四捨五入して記載しています。

(注2) 資金使途は、いずれも不動産等の購入資金又は借入金の借換資金です。

(注3) GEリアル・エステート株式会社は平成21年1月1日付で日本GE株式会社(存続会社)と合併しました。

(注4) 長期借入金について貸借対照表日後5年以内における1年毎の返済予定額は、下記の通りです。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(千円)	25,600,000	-	-	-

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成21年2月28日現在)

I 資産総額	94,835,905千円
II 負債総額	54,196,138千円
III 純資産総額 (I - II)	40,639,767千円
IV 発行済数量	91,800口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	442,698円

(注) 発行済数量を除く数値は、記載未満の桁数を切り捨てて記載しています。

第6 【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行口数	買戻し口数	発行済口数
第1期（平成17年9月20日～平成18年8月31日）	平成17年9月20日 （注1）	300口 （126口）	0口 （0口）	300口 （126口）
	平成18年5月23日	59,000口	0口	59,300口 （126口）
第2期（平成18年9月1日～平成19年2月28日）	—	0口	0口	59,300口 （126口）
第3期（平成19年3月1日～平成19年8月31日）	平成19年3月29日	32,500口	0口	91,800口 （126口）
第4期（平成19年9月1日～平成20年2月29日）	—	0口	0口	91,800口 （126口）
第5期（平成20年3月1日～平成20年8月31日）	—	0口	0口	91,800口 （126口）
第6期（平成20年9月1日～平成21年2月28日）	—	0口	0口	91,800口 （126口）

（注1）括弧内の数は、本邦外における販売口数です。

（注2）本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

第7【参考情報】

当計算期間の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、本投資法人が提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおりです。

有価証券報告書及びその添付書類

第3期有価証券報告書の訂正報告書を平成20年11月18日に関東財務局長へ提出しました。

第4期有価証券報告書の訂正報告書を平成20年11月18日に関東財務局長へ提出しました。

第5期有価証券報告書を平成20年11月26日に関東財務局長へ提出しました。

独立監査人の監査報告書

平成20年11月13日

エルシーピー投資法人

役員会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 昌 平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 明 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているエルシーピー投資法人の平成20年3月1日から平成20年8月31日までの第5期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルシーピー投資法人の平成20年8月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第5期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。

(注2) 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月26日

エルシーピー投資法人

役員会御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 教 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 秀 彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているエルシーピー投資法人の平成20年9月1日から平成21年2月28日までの第6期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルシーピー投資法人の平成21年2月28日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象」に記載の通り、投資法人は、平成21年5月25日に平成21年8月31日を返済期日とした11,308百万円の借入を行っている。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。